

別表第1

第1表

(1)

1. アイオノマー

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アクリル酸イソブチル・エチレン・メタクリル酸共重合体のナトリウム、カリウム、マグネシウム、亜鉛塩	○	○	○	○	○	III	3	
2	アクリル酸・エチレン共重合体のナトリウム、カリウム、亜鉛塩	○	○	－	○	○	III	3	
3	エチレン・メタクリル酸共重合体のナトリウム、カリウム、マグネシウム、亜鉛塩	○	○	○	○	○	III	3	

2. アクリル酸イソブチル・エチレン・メタクリル酸共重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アクリル酸イソブチル・エチレン・メタクリル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	2	

3. アクリル酸エチル・エチレン共重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アクリル酸エチル・エチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	2	
2	アクリル酸エチル・エチレン・無水マレイン酸共重合体	○	○	○	○	○	III	2	アクリル酸エチルは基ポリマー構成成分に対して10%未満であること。
3	アクリル酸エチル・エチレン・無水マレイン酸共重合体	○	○	○	○	○	II	2	アクリル酸エチルは基ポリマー構成成分に対して10%以上であること。

4. アクリル酸・エチレン共重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アクリル酸・エチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	2	

5. アクリル酸ブチル・エチレン共重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アクリル酸ブチル・一酸化炭素・エチレン共重合体	○	○	－	○	○	III	2	
2	アクリル酸ブチル・エチレン共重合体	○	○	－	○	○	III	2	
3	アクリル酸ブチル・エチレン・無水マレイン酸共重合体	○	○	○	○	○	III	2	アクリル酸ブチルは基ポリマー構成成分に対して10%未満であること。
4	アクリル酸ブチル・エチレン・メタクリル酸共重合体	○	○	－	○	○	III	2	

6. アクリル酸メチル・エチレン共重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アクリル酸メチル・エチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	2	
2	無水マレイン酸修飾されたアクリル酸メチル・エチレン共重合体	○	○	－	○	○	III	2	

7. アクリル酸メチル・エチレン・無水マレイン酸共重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アクリル酸メチル・エチレン・無水マレイン酸共重合体	○	○	○	○	○	III	2	

8. アクリルポリマー（ポリメタクリル酸メチルを除く。）

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アクリル酸2－エチルヘキシル・アクリル酸ブチル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	II	3	アクリル酸ブチルは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
2	アクリル酸ブチル・アクリル酸メチル・スチレン・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	II	3	メタクリル酸メチルは基ポリマー構成成分に対して50%以下であること。 アクリル酸ブチル、アクリル酸メチル及びメタクリル酸メチルの合計は、基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
3	アクリル酸ブチル・アクリロニトリル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	II	3	アクリル酸ブチルは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
4	アクリル酸ブチル・スチレン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	アクリル酸ブチルは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
5	アクリル酸ブチル・スチレン・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	II	3	メタクリル酸メチルは基ポリマー構成成分に対して50%以下であること。 アクリル酸ブチル及びメタクリル酸メチルの合計は、基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
6	アクリル酸ブチル・メタクリル酸ブチル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	II	3	アクリル酸ブチルは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
7	アクリル酸ブチル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	II	3	アクリル酸ブチルは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
8	メタクリル酸とトリメチロールプロパンのトリエステル単独重合体	○	○	○	○	○	II	1	

9. アクリロニトリル・スチレン共重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
	(1) 硬質相								

1	アクリル酸ブチル・アクリロニトリル・スチレン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	スチレンは最終基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
2	アクリル酸ブチル・アクリロニトリル・スチレン・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	II	3	(2)の弾性体相と混合する場合に限り、使用することができる。 アクリロニトリルは最終基ポリマー構成成分に対して50%未満であること。
3	アクリロニトリル・スチレン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	スチレンは最終基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
4	アクリロニトリル・スチレン・N－フェニルマレイミド共重合体	○	○	－	○	○	II	3	(2)の弾性体相と混合する場合に限り、使用することができる。 アクリロニトリルは最終基ポリマー構成成分に対して50%未満であること。
5	アクリロニトリル・スチレン・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	II	3	(2)の弾性体相と混合する場合に限り、使用することができる。 アクリロニトリルは最終基ポリマー構成成分に対して50%未満であること。
6	アクリロニトリル・α－メチルスチレン共重合体	○	○	－	○	○	II	3	他の(1)の硬質相及び(2)の弾性体相と混合する場合に限り、使用することができる。 α－メチルスチレンは最終基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
	(2)弾性体相								
1	アクリル酸ブチル・アクリロニトリル・スチレン・メタクリル酸メチル共重合体でグラフト化されたスチレン・1，3－ブタジエン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	(1)の硬質相と混合する場合に限り、使用することができる。 アクリロニトリルはゴム成分を除いた基ポリマー構成成分に対して50%未満であること。
2	アクリロニトリル・スチレン共重合体でグラフト化されたアクリル酸ブチル単独重合体	○	○	－	○	○	II	3	(1)の硬質相と混合する場合に限り、使用することができる。 スチレンはゴム成分を除いた基ポリマー構成成分に対して50%未満であること。
3	アクリロニトリル・スチレン共重合体でグラフト化されたアクリル酸ブチル・1，3－ブタジエン共重合体	○	○	－	○	○	II	3	(1)の硬質相と混合する場合に限り、使用することができる。 スチレンはゴム成分を除いた基ポリマー構成成分に対して50%未満であること。
4	アクリロニトリル・スチレン共重合体でグラフト化されたエチレン・ジシクロペンタジエン・プロピレン共重合体	○	○	－	○	○	II	3	(1)の硬質相と混合する場合に限り、使用することができる。 スチレンはゴム成分を除いた基ポリマー構成成分に対して50%未満であること。
5	アクリロニトリル・スチレン共重合体でグラフト化されたスチレン・1，3－ブタジエン共重合体又は1，3－ブタジエン単独重合体	○	○	○	○	○	II	3	(1)の硬質相と混合する場合に限り、使用することができる。 スチレンはゴム成分を除いた基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
6	アクリロニトリル・スチレン・メタクリル酸メチル共重合体でグラフト化された1，3－ブタジエン単独重合体	○	○	○	○	○	II	3	(1)の硬質相と混合する場合に限り、使用することができる。 アクリロニトリルはゴム成分を除いた基ポリマー構成成分に対して50%未満であること。
7	スチレン・メタクリル酸メチル共重合体でグラフト化されたスチレン・1，3－ブタジエン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	(1)の硬質相と混合する場合に限り、使用することができる。

10. エチレン・酢酸ビニル共重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	一酸化炭素・エチレン・酢酸ビニル共重合体	○	○	－	○	○	III	2	
2	エチレン・酢酸ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	2	
3	無水マレイン酸修飾されたエチレン・酢酸ビニル共重合体	○	○	－	○	○	III	2	

11. エチレン・テトラシクロドデセン共重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	エチレン・テトラシクロドデセン共重合体	○	○	－	○	○	III	2	テトラシクロドデセンは基ポリマー構成成分に対して10～50mo1%の範囲であること。

12. エチレン・2－ノルボルネン共重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	エチレン・2－ノルボルネン共重合体	○	－	○	○	○	III	2	2－ノルボルネンは基ポリマー構成成分に対して9～31%（3～12mo1%）又は46～89%（20～70mo1%）の範囲であること。

13. エチレン・ビニルアルコール共重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	1，2－エポキシプロパン修飾及び加水分解処理されたエチレン・酢酸ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	3	ビニルアルコールは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
2	加水分解処理されたエチレン・酢酸ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
3	加水分解処理されたエチレン・酢酸ビニル・3，4－ジアセトキシ－1－ブテン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	ビニルアルコールは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。 エチレンは基ポリマー構成成分に対して38mo1%以下であること。 3，4－ジアセトキシ－1－ブテンは基ポリマー構成成分に対して3.3mo1%以下であること。
4	加水分解処理されたエチレン・酢酸ビニル・2－メチレン－1，3－プロパンジオール共重合体	○	○	○	○	○	III	3	ビニルアルコールは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
5	ビニルトリメトキシシラン修飾及び加水分解処理されたエチレン・酢酸ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	3	ビニルアルコールは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。

14. エチレン・メタクリル酸共重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	エチレン・メタクリル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	2	

15. エチレン・メタクリル酸グリシジル共重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	エチレン・メタクリル酸グリシジル共重合体	○	○	○	－	○	II	2	エチレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。。

16. エチレン・メタクリル酸メチル共重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	エチレン・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	III	2	

17. エポキシポリマーの架橋体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	次のア〜クのエポキシポリマー（1種以上）とケ又はコのポリアミド及びノ又はサの架橋剤の共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
	エポキシポリマー								
	ア 次の（1）〜（9）のフェノール類（1種以上）とエピクロヒドリン又は（10）〜（18）のエポキシ化合物の共重合体								
	(1) 4，4′ージヒドロキシー3，3′，5，5′ーテトラメチルジフェニルメタン								
	(2) ノボラック型フェノール・ホルムアルデヒド共重合体								
	(3) ノボラック型ホルムアルデヒド・2ーメチルフェノール共重合体								
	(4) ビスフェノールA								
	(5) ビスフェノールB								
	(6) ビスフェノールF								
	(7) フェノール								
	(8) 4ーtertーブチルフェノール								
	(9) 4ーsecーブチルフェノール								
	(10) エピクロヒドリン・3，3′，5，5′ーテトラメチルー4，4′ージヒドロキシジフェニルメタン共重合体								
	(11) エピクロヒドリン・ビスフェノールA共重合体又はビスフェノールA・ビスフェノールAのジグリシジエーテル共重合体又はビスフェノールAのジグリシジエーテル単独重合体								
	(12) エピクロヒドリン・ビスフェノールB共重合体								
	(13) エピクロヒドリン・ビスフェノールF共重合体								
	(14) エピクロヒドリン・フェノール・ホルムアルデヒド共重合体又はフェノール・ホルムアルデヒド共重合体のグリシジエーテル								
	(15) グリシジルフェニルエーテル								
	(16) グリシジル4ーtertーブチルフェニルエーテル								
	(17) グリシジル4ーsecーブチルフェニルエーテル								
	(18) ノボラック型エピクロヒドリン・ホルムアルデヒド・2ーメチルフェノール共重合体								
	イ 次のアルコール（1種以上）とエピクロヒドリンの共重合体								
	(1) アルキルアルコール（C＝9）								
	(2) アルキルアルコール（C＝12～14）								
	(3) エチレングリコール								
	(4) エチレングリコール単独重合体（エチレンオキシドの付加数は4以上）								
	(5) グリセロール								
	(6) ジエチレングリコール								
	(7) 水素化処理されたビスフェノールA								
	(8) トリデカノール								
	(9) トリメチロールプロパン								
	(10) ネオペンチルグリコール								
	(11) ブタノール								
	(12) 1，4ーブタンジオール								
	(13) 1，6ーヘキサジオール								
	(14) ポリプロピレングリコール（プロピレンオキシドの付加数は4以上）								
	(15) ラウリルアルコール								
	ウ 次のグリシジエーテル（1種以上）とエピクロヒドリンの共重合体								
	(1) アルキルグリシジエーテル（C＝10～16）								
	(2) アルキルグリシジエーテル（C＝12，13）								
	(3) アルキルグリシジエーテル（C＝12～14）								
	(4) エチレングリコールのジグリシジエーテル								
	(5) グリシジブチエーテル								
	(6) グリセロール単独重合体のグリシジエーテル								
	(7) ジエチレングリコールのジグリシジエーテル								
	(8) 水素化処理されたビスフェノールAのジグリシジエーテル								
	(9) トリメチロールプロパンのトリグリシジエーテル								
	(10) ネオペンチルグリコールのジグリシジエーテル								
	(11) 1，4ーブタンジオールのジグリシジエーテル								
	(12) 1，6ーヘキサジオールのジグリシジエーテル								
	(13) ポリエチレングリコールのジグリシジエーテル								
	(14) ポリプロピレングリコールのジグリシジエーテル								
	エ 次の酸とエピクロヒドリンの共重合体								
	(1) 二量化処理された脂肪酸（不飽和C＝18）								
	(2) ネオデカン酸								

	オ 次のグリシジルエステルとエピクロヒドリンの共重合体								
(1)	エピクロヒドリン・二量化処理された脂肪酸（不飽和C＝18）共重合体								
(2)	ネオデカン酸グリシジル								
	カ 次のアミンとエピクロヒドリンの共重合体								
(1)	4－アミノアニソール								
(2)	1， 3－キシレンジアミン								
(3)	1， 3－ビス（アミノメチル）シクロヘキサン								
	キ 次のグリシジリアミンとエピクロヒドリンの共重合体								
(1)	グリシジル4－（ジグリシジリアミノ）フェニルエーテル								
(2)	N， N， N’， N－テトラグリシジル－1， 3－キシレンジアミン								
(3)	N， N， N’， N’－テトラグリシジル－1， 3－ビス（アミノメチル）シクロヘキサン								
	ク 次の物質を用いた過酸化法よりなるエポキシポリマー								
(1)	1， 4－シクロヘキサンジメタノールのジグリシジリエーテルの単独重合体								
	ポリアミド								
	ケ （ア）の酸（1種以上）、（イ）のアミン（1種以上）及び（ウ）の変性剤（1種以上）から得られるポリアミド								
	（ア）酸								
(1)	アジピン酸								
(2)	アゼライン酸								
(3)	植物性油脂由来の脂肪酸								
(4)	セバシン酸								
(5)	二量化処理された植物油由来の脂肪酸（不飽和）								
	（イ）アミン								
(1)	エチレンジアミン								
(2)	ジエチレントリアミン								
(3)	ジフェニルアミン								
(4)	テトラエチレンペンタミン								
(5)	トリエチレンテトラミン								
(6)	ピペラジン								
(7)	ヘキサメチレンジアミン								
	（ウ）変性剤								
(1)	アクリル酸エチル・エチレン・カプロラクタム共重合体								
(2)	4， 4’－ジオクチルジフェニルアミン又は4， 4’－ビス（2， 4， 4－トリメチルベンチル）ジフェニルアミン								
	コ 次のアミンと二量化処理された植物油の共重合体								
(1)	N－オレイル－1， 3－ジアミノプロパン								
(2)	シアノグアニジン								
	サ 架橋剤								
(1)	アクリロニトリルとキシレンジアミンの反応生成物								
(2)	アジリジン								
(3)	アジリジン単独重合体								
(4)	アセチルサリチル酸								
(5)	アニリン・ホルムアルデヒド共重合体								
(6)	N－（2－アミノエチル）－ピペラジン								
(7)	2－アミノ－2－メチル－1－プロパノール								
(8)	安息香酸								
(9)	イソシアヌル酸トリグリシジル								
(10)	1－イソブチル－2－メチルイミダゾール								
(11)	イソホロンジアミン								
(12)	イソホロンジアミン・エピクロヒドリン・ビスフェノールA共重合体								
(13)	2－エチル－4－メチルイミダゾール								
(14)	エチレンジアミン								
(15)	エピクロヒドリン・1， 3－ビス（アミノメチル）シクロヘキサン・ビスフェノールA共重合体								
(16)	オレイルアミン								
(17)	N－オレイル－1， 3－ジアミノプロパン								
(18)	カシューナッツ種子油								
(19)	1， 3－キシレンジアミン								
(20)	1， 3－キシレンジアミンとグリシジルフェニルエーテルの反応生成物								
(21)	1， 3－キシレンジアミンとグリシジルメチルフェニルエーテルの反応生成物								
(22)	1， 3－キシレンジアミンとスチレンの反応生成物								
(23)	1， 3－キシレンジアミン・フェノール・ホルムアルデヒド共重合体								
(24)	N－牛脂アルキル－トリメチレンジアミン								
(25)	サリチル酸								
(26)	シアノグアニジン								
(27)	ジエチルトルエンジアミン								
(28)	N， N－ジエチル－1， 3－プロパンジアミン								
(29)	ジエチレントリアミン								
(30)	ジフェニルアミン								
(31)	N， N－ジフェニル－尿素								

(32)	N，N－ジベンジル－エチレンジアミン								
(33)	2－（ジメチルアミノ）－2－メチル－1－プロパノール								
(34)	ジメチルアミン								
(35)	水素化処理されたアニリン・ホルムアルデヒド共重合体								
(36)	テトラエチレンペンタミン								
(37)	N，N，N'，N'－テトラキス（2－ヒドロキシプロピル）－アジピン酸アミド								
(38)	トリエタノールアミン								
(39)	トリエチルアミン								
(40)	トリエチレンジアミン								
(41)	トリエチレンテトラミン								
(42)	1，2，3－トリクロロプロパン・ビス（2－クロロエトキシ）メタン・多硫化ナトリウム共重合体								
(43)	2，4，6－トリス〔（ジメチルアミノ）メチル〕フェノール								
(44)	トリメチル－1，6－ヘキサンジアミン								
(45)	ノニルフェノール								
(46)	1，3－ビス（アミノメチル）シクロヘキサン								
(47)	1，3－ビス（アミノメチル）シクロヘキサンとグリシジルフェニルエーテルの反応生成物								
(48)	ビス（アミノメチル）ノルボルナン								
(49)	ビス〔（ジメチルアミノ）メチル〕フェノール								
(50)	ビスフェノールAのジグリシジルエーテル・プロポキシ処理されたトリメチロールプロパンのトリス（2－アミノエチル）エーテル共重合体								
(51)	ビスフェノールAのビス（2－ヒドロキシ－3－メルカプトプロピル）エーテル								
(52)	ビス（2－プロパノール）アミン								
(53)	2－フェニルイミダゾール								
(54)	N－フェニル－尿素								
(55)	フェノール								
(56)	フェノール・ホルムアルデヒド・4，4'－メチレンジアニリン共重合体								
(57)	4－tert－ブチルフェノール								
(58)	フルフリルアルコール								
(59)	プロポキシ処理されたトリメチロールプロパンのトリス（2－アミノエチル）エーテル								
(60)	ヘキサメチレンテトラミンで修飾されたフェノール・ホルムアルデヒド共重合体								
(61)	ベンジルアルコール								
(62)	N－ベンジル－エチレンジアミン								
(63)	3－ベンタデシルフェノール								
(64)	ポリプロピレングリコールのビス（2－アミノプロピル）エーテル								
(65)	無水コハク酸								
(66)	無水トリメリット酸								
(67)	無水フタル酸								
(68)	無水メチルシクロヘキサノ－1，2－ジカルボン酸								
(69)	N－メチル－3－アミノプロパノール								
(70)	メチルフェノール								
(71)	4，4'－メチレンジアニリン								
(72)	4，4'－メチレンジアニリン・ビスフェノールAのジグリシジルエーテル共重合体								
(73)	4，4'－メチレンビス（シクロヘキサンアミン）								
(74)	4，4'－メチレンビス（2－メチルシクロヘキシルアミン）								

18. 塩素化ポリエチレン

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	塩素化処理されたエチレン単独重合体	○	－	－	○	○	I	2	塩素は基ポリマー構成成分に対して65%以下であること。 合成樹脂区分4の基ポリマーに対して5%以下で混合して使用する場合、混合する基ポリマーの食品区分及び最高温度を適用することができる。

19. 塩素化ポリプロピレン

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	塩素化処理されたプロピレン単独重合体	○	○	○	○	○	I	2	塩素は基ポリマー構成成分に対して56%以下であること。

20. 架橋ポリエステル

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アの酸（1種以上）とイのアルコール（1種以上）及び／又はウのエポキシ化合物等とエの架橋剤（1種以上）の共重合体								カルボキシ基1molに対してヒドロキシ基及びエポキシ基等（架橋剤を除く。）の合計は3mol以下であること。
	ア 酸								
(1)	アクリル酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。

(2)	アジピン酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(3)	アゼライン酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(4)	安息香酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(5)	イソフタル酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(6)	イタコン酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(7)	オクタン酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(8)	クロトン酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(9)	クロレンド酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(10)	コハク酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(11)	酢酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(12)	4－シクロヘキセン－1， 2－ジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(13)	ステアリン酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(14)	セバシン酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(15)	テレフタル酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(16)	テレフタル酸ジメチル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(17)	動植物性油脂の脂肪酸及びその2量体	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(18)	トリメリット酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(19)	パルミチン酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(20)	フタル酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(21)	フマル酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(22)	ベラゴン酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(23)	マレイン酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(24)	無水クロレンド酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(25)	無水コハク酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(26)	無水4－シクロヘキセン－1， 2－ジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(27)	無水トリメリット酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(28)	無水5－ノルボルネン－2， 3－ジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(29)	無水ピロメリット酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(30)	無水フタル酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(31)	無水マレイン酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(32)	無水マレイン酸修飾されたロジン	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(33)	メタクリル酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(34)	ロジン	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
	イ アルコール								
(1)	イソデカノール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(2)	2－エチル－2－ブチル－1， 3－プロパンジオール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(3)	2－エチルヘキサノール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(4)	エチレングリコール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(5)	エトキシ化処理されたビスフェノールA	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(6)	オクタノール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(7)	グリセロール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(8)	ジエチレングリコール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(9)	ジエチレングリコールのモノブチルエーテル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(10)	1， 4－シクロヘキサンジメタノール	○	○	○	－	○	III	1	
(11)	ジプロピレングリコール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(12)	2， 2－ジメチル－1－プロパノール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(13)	ソルビトール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(14)	デカノール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(15)	トリエチレングリコール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(16)	トリシクロデカンジメタノール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(17)	2， 2， 4－トリメチル－1， 3－ペンタンジオール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(18)	トリメチロールエタン	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(19)	トリメチロールプロパン	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(20)	トリメチロールプロパンのジアリルエーテル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(21)	ネオペンチルグリコール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(22)	2， 2－ビス（4－ヒドロキシシクロヘキシル）プロパン	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(23)	ビスフェノールAとプロピレングリコールのジエーテル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(24)	1， 3－ブタンジオール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(25)	1， 4－ブタンジオール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(26)	プロピレングリコール	○	○	○	○	○	III	1	食品に接触する部分において酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(27)	1， 6－ヘキサジオール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(28)	ペンタエリスリトール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(29)	ポリエチレングリコール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(30)	ポリプロピレングリコール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(31)	マンニトール	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(32)	無水1， 2－シクロヘキサンジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(33)	α－メチルグリコシド	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(34)	2－メチル－1， 3－プロパンジオール	○	○	○	－	○	III	1	
	ウ エポキシ化合物等								
(1)	アリルグリシジルエーテル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(2)	エピクロヒドリン・フェノール・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(3)	ジシクロペンタジェン	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(4)	ビス（4－ヒドロキシフェニル）スルホン	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。
(5)	ビスフェノールA	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はⅠであること。

	(6)	ビスフェノールAのジグリシジルエーテル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
	(7)	メタクリル酸グリシジル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
	(8)	2－メチルオキシラン	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
		エ 架橋剤								
	(1)	アクリル酸エチル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
	(2)	アクリル酸2－エチルヘキシル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
	(3)	アクリル酸2－ヒドロキシエチル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
	(4)	アクリル酸ブチル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
	(5)	アクリル酸プロピル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
	(6)	アクリル酸メチル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
	(7)	イソシアヌル酸トリアリル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
	(8)	酢酸ビニル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
	(9)	シアヌル酸トリアリル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
	(10)	ジビニルベンゼン	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
	(11)	スチレン	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
	(12)	トリメチロールプロパンとメタクリル酸のトリエステル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
	(13)	ネオペンチルグリコールとメタクリル酸のジエステル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
	(14)	ビニルピロリドン	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
	(15)	フタル酸ジアリル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
	(16)	マレイン酸ジアリル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
	(17)	メタクリル酸アリル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
	(18)	メタクリル酸イソボルニル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
	(19)	メタクリル酸エチル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
	(20)	メタクリル酸ジシクロペンテニルオキシエチル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
	(21)	メタクリル酸とエチレングリコールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
	(22)	メタクリル酸とジエチレングリコールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
	(23)	メタクリル酸2－ヒドロキシエチル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
	(24)	メタクリル酸2－フェノキシエチル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
	(25)	メタクリル酸ブチル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
	(26)	メタクリル酸プロピル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
	(27)	メタクリル酸ベンジル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
	(28)	メタクリル酸メチル	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
	(29)	メチルスチレン	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
	(30)	α－メチルスチレン	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。
	(31)	4－メチルスチレン	○	○	○	○	○	III	1	乳・乳製品及び酒類に使用する場合の最高温度はIであること。

21. 合成吸着剤及びイオン交換ポリマー

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	N－アクリルアミドプロピル－N, N, N－トリメチルアンモニウムの塩化物・ジエチレングリコールのジビニルエーテル・ジビニルベンゼン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
2	アクリル酸エチル・エチルスチレン・ジビニルベンゼン共重合体とN, N－ジメチル－1, 3－プロパンジアミンの反応生成物	○	○	○	○	○	II	3	
3	アクリル酸・エチルスチレン・ジビニルベンゼン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
4	アクリル酸・エチルビニルベンゼン・ジビニルベンゼン・スチレンスルホン酸共重合体	○	○	○	○	○	I	3	
5	アクリル酸・ジビニルベンゼン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
6	アクリル酸単独重合体のナトリウム塩	－	○	－	－	○	I	3	
7	アクリル酸のリチウム、ナトリウム、カリウム、カルシウム、マグネシウム塩・アクリル酸メチル・アクリロニトリル共重合体	○	○	○	○	○	I	3	
8	アクリロニトリル・エチルスチレン・ジビニルベンゼン・スチレン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
9	アクリロニトリル・塩化ビニル共重合体、メタクリル酸グリシジル単独重合体及びイミノジ酢酸の反応生成物のナトリウム塩	○	○	○	○	○	II	3	
10	エチルスチレン・ジビニルベンゼン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
11	エチルスチレン・ジビニルベンゼン・スチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
12	エチルスチレン・ジビニルベンゼン・4－（4－プロモブチル）スチレン共重合体とトリメチルアミンの反応生成物の塩化物	○	○	○	○	○	III	3	
13	エチルスチレン・ジビニルベンゼン・4－（4－プロモブチル）スチレン共重合体とトリメチルアミンの反応生成物の水酸化物	○	○	○	○	○	III	3	
14	エチルスチレン・ジビニルベンゼン・メタクリル酸・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
15	エチルビニルベンゼン・ジビニルベンゼン・N, N－ジメチルアミノメチルスチレン・N, N－ジメチル－N, N－ビス（ビニルフェニルメチル）アンモニウムクロライド・スチレン・N－ビニルベンジル－N, N, N－トリメチルアンモニウムクロライド共重合体	○	○	○	○	○	I	3	
16	エチルビニルベンゼン・ジビニルベンゼン・N, N－ジメチル－N－（6－ジメチルアミノヘキシル）アンモニオメチルスチレンクロライド・スチレン・1, 6－ビス（N－ビニルベンジル－N, N－ジメチルアンモニオ）ヘキサンジクロライド・N－ビニルベンジル－N, N, N－トリメチルアンモニウムクロライド共重合体	○	○	○	○	○	I	3	

17	エチルビニルベンゼン・ジビニルベンゼン・スチレン・トリメチル〔4ー（4ービニルフェニル）ブチル〕アンモニウムブロマイド共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
18	エチルビニルベンゼン・ジビニルベンゼン・スチレン・ビニルベンジルトリメチルアンモニウムクロライド共重合体	○	○	○	○	○	I	3	
19	エチレン・テトラフルオロエチレン・3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 6ーノナフルオロー1ーヘキセン共重合体により架橋されたアクリル酸・エチルビニルベンゼン・ジビニルベンゼン・スチレンスルホン酸共重合体	○	○	○	○	○	I	3	
20	加水分解処理された2ーアクリルアミドー2ーメチルプロパンスルホン酸・メタクリル酸とエチレングリコールのジエステル・メタクリル酸グリシジル・Nー（2ーヒドロキシエチル）ー2ーアクリルアミド共重合体のナトリウム塩	○	○	○	○	○	I	3	
21	加水分解処理された2ーアクリルアミドー2ーメチルプロパンスルホン酸・メタクリル酸とエチレングリコールのジエステル・メタクリル酸のグリシジルエステル共重合体のナトリウム塩	○	○	○	○	○	I	3	
22	加水分解処理されたアクリル酸・Nー（2ーヒドロキシエチル）ー2ーアクリルアミド・メタクリル酸とエチレングリコールのジエステル・メタクリル酸のグリシジルエステル共重合体のナトリウム塩	○	○	○	○	○	I	3	
23	加水分解処理されたアクリル酸メチル・アクリロニトリル・エチルスチレン・1, 7ーオクタジエン・ジビニルベンゼン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
24	加水分解処理されたアクリロニトリル・エチルスチレン・ジビニルベンゼン・Nービニルーホルムアミド共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
25	加水分解処理されたアクリロニトリル・ジビニルベンゼン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
26	加水分解処理されたアジリジン・ジエチレントリアミン・メタクリル酸グリシジル・メタクリル酸とエチレングリコールのジエステル共重合体	○	○	○	○	○	I	3	
27	加水分解処理されたジビニルベンゼン・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
28	加水分解処理された3ー（N, Nージメチルアミノプロピル）アクリルアミド・Nー（2ーヒドロキシエチル）ー2ーアクリルアミド・メタクリル酸とエチレングリコールのジエステル・メタクリル酸のグリシジルエステル共重合体の硫酸塩及びリン酸塩	○	○	○	○	○	I	3	
29	加水分解処理されたN, N, Nートリメチルー2ーグリジジルアンモニウム塩化物・Nー（2ーヒドロキシエチル）ー2ーアクリルアミド・メタクリル酸とエチレングリコールのジエステル・メタクリル酸のグリシジルエステル共重合体	○	○	○	○	○	I	3	
30	加水分解処理されたNー（2ーヒドロキシエチル）ー2ーアクリルアミド・メタクリル酸とエチレングリコールのジエステル・メタクリル酸のグリシジルエステル共重合体とN, N, Nートリメチルー2ーグリジジルアンモニウム塩化物との反応生成物	○	○	○	○	○	I	3	
31	加水分解処理されたNー（2ーヒドロキシエチル）ー2ーアクリルアミド・メタクリル酸とエチレングリコールのジエステル・メタクリル酸のグリシジルエステル・3ー（N, Nージメチルアミノプロピル）アクリルアミド共重合体	○	○	○	○	○	I	3	
32	加水分解処理されたメタクリル酸とエチレングリコールのジエステル・メタクリル酸のグリシジルエステル共重合体	○	○	○	○	○	I	3	
33	クロロメチル化処理されたエチルスチレン・ジビニルベンゼン・スチレン共重合体とジエチレントリアミンの反応生成物	○	○	○	○	○	II	3	
34	クロロメチル化処理されたエチルスチレン・ジビニルベンゼン・スチレン共重合体と2ー（ジメチルアミノ）エタノールの反応生成物の塩化物	○	○	○	○	○	II	3	
35	クロロメチル化処理されたエチルスチレン・ジビニルベンゼン・スチレン共重合体と2ー（ジメチルアミノ）エタノールの反応生成物の水酸化物	○	○	○	○	○	II	3	
36	クロロメチル化処理されたエチルスチレン・ジビニルベンゼン・スチレン共重合体と2ー（ジメチルアミノ）酢酸エチルの反応生成物の加水分解物	○	○	○	○	○	II	3	
37	クロロメチル化処理されたエチルスチレン・ジビニルベンゼン・スチレン共重合体とジメチルアミン及びトリメチルアミンの反応生成物の塩酸塩	○	○	○	○	○	II	3	
38	クロロメチル化処理されたエチルスチレン・ジビニルベンゼン・スチレン共重合体とジメチルアミンの反応生成物	○	○	○	○	○	II	3	
39	クロロメチル化処理されたエチルスチレン・ジビニルベンゼン・スチレン共重合体と1ーデオキシー1ー（メチルアミノ）ーソルビトールの反応生成物	○	○	○	○	○	II	3	
40	クロロメチル化処理されたエチルスチレン・ジビニルベンゼン・スチレン共重合体とトリグリコラミン酸トリエチルの反応生成物の加水分解物のナトリウム塩	○	○	○	○	○	II	3	
41	クロロメチル化処理されたエチルスチレン・ジビニルベンゼン・スチレン共重合体とトリメチルアミンの反応生成物の塩化物	○	○	○	○	○	II	3	
42	クロロメチル化処理されたエチルスチレン・ジビニルベンゼン・スチレン共重合体とトリメチルアミンの反応生成物の水酸化物	○	○	○	○	○	II	3	
43	クロロメチル化処理されたエチルスチレン・ジビニルベンゼン・スチレン共重合体とトリメチルアミンの反応生成物の炭酸塩	○	○	○	○	○	II	3	
44	クロロメチル化処理されたエチルスチレン・ジビニルベンゼン・スチレン共重合体とトリメチルアミンの反応生成物の硫酸塩	○	○	○	○	○	II	3	
45	クロロメチル化処理されたジビニルベンゼン・スチレン共重合体とジメチルアミンの反応生成物	○	ー	○	○	○	II	1	
46	1, 3ージヒドロキシベンゼン・ピロガロール・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	II	1	

47	1， 3－ジヒドロキシベンゼン・ 1， 3－フェニレンジアミン・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	II	1	
48	ジビニルベンゼン・スチレン共重合体	○	○	○	○	○	II	1	
49	ジビニルベンゼン・スチレン共重合体の（アミノメチル）ホスホン酸塩	○	○	○	○	○	I	3	
50	ジビニルベンゼン・スチレン共重合体のイミノジ酢酸塩	○	○	○	○	○	I	3	
51	ジビニルベンゼン単独重合体	○	○	○	○	○	II	1	
52	臭素化処理されたエチルスチレン・ジビニルベンゼン・スチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
53	スルホン化処理されたエチルスチレン・ジビニルベンゼン・スチレン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
54	スルホン化処理されたエチルスチレン・ジビニルベンゼン・スチレン共重合体のカリウム塩	○	○	○	○	○	II	3	
55	スルホン化処理されたエチルスチレン・ジビニルベンゼン・スチレン共重合体のカルシウム塩	○	○	○	○	○	II	3	
56	スルホン化処理されたエチルスチレン・ジビニルベンゼン・スチレン共重合体の臭素化物	○	○	○	○	○	II	3	
57	スルホン化処理されたエチルスチレン・ジビニルベンゼン・スチレン共重合体のナトリウム塩	○	○	○	○	○	II	3	
58	スルホン化処理されたジビニルベンゼン・スチレン共重合体	○	－	○	○	○	II	1	
59	テトラフルオロエチレン・ 2－〔 2－（トリフルオロビニルオキシ）－ 1－（トリフルオロメチル）トリフルオロエトキシ〕テトラフルオロエタンスルホン酸共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
60	テトラフルオロエチレン・ヘキサフルオロ－ 2－ヒドロキシ酪酸のトリフルオロビニルエーテル共重合体	○	－	－	－	○	II	3	
61	N， N， N， N'， N'－ヘキサメチル－ 1， 3－プロパンジアミンモニウムで架橋されたポリフェニルスルホン	○	○	○	○	○	I	3	
62	メタクリル酸グリシジル・メタクリル酸とエチレングリコールのジエステル共重合体とジエチルアミンの反応生成物	○	○	○	○	○	I	3	
63	メタクリル酸グリシジル・メタクリル酸とエチレングリコールのジエステル共重合体とヘキサメチレンジアミンの反応生成物	○	○	○	○	○	I	3	
64	メタクリル酸とエチレングリコールのジエステル・メタクリル酸のグリシジルエステル共重合体	○	○	○	○	○	I	3	
65	メタクリル酸とエチレングリコールのジエステル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
66	メタクリル酸ベンジル・メタクリル酸とエチレングリコールのジエステル共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
67	1～ 6 6 に該当しないポリマーであって、以下のアとイ（ 1 種以上）の反応生成物質、又はウ（ 1 種以上）を必要に応じエ（ 1 種以上）で変性させた重合体（オ（ 1 種以上）で変性させたものを含む。）								
	ア								
	(1) アクリロニトリル	○	－	○	○	○	I	3	
	(2) エチルビニルベンゼン	○	－	○	○	○	I	3	
	(3) クロロメチルスチレン	○	－	○	○	○	I	3	
	(4) 4－（クロロメチル）スチレン	○	－	○	○	○	I	3	
	(5) スチレン	○	○	○	○	○	II	3	
	(6) 1， 4－ビス（クロロメチル）ベンゼン	○	－	○	○	○	I	3	
	(7) 2－ビニルピリジン	○	－	○	○	○	I	3	
	(8) 4－ビニルピリジン	○	－	○	○	○	I	3	
	(9) tert－ブチルスチレン	○	－	○	○	○	I	3	
	(10) メチルスチレン	○	－	○	○	○	I	3	
	(11) α－メチルスチレン	○	－	○	○	○	I	3	
	イ								
	(1) ジビニルベンゼン	○	○	○	○	○	II	3	
	(2) 1， 6－ジブロモヘキサン	○	－	○	○	○	I	3	
	(3) N， N， N'， N'－テトラメチル－ 1， 6－ヘキサメチレンジアミン	○	－	○	○	○	I	3	
	ウ								
	(1) 水素化処理されたスチレン単独重合体とイソプレン単独重合体のブロック共重合体	○	－	○	○	○	I	3	
	(2) 水素化処理されたスチレン・ブタジエン共重合体	○	－	○	○	○	I	3	
	(3) スチレン単独重合体	○	－	○	○	○	I	3	
	(4) ポリフェニレンエーテル	○	－	○	○	○	I	3	
	エ								
	(1) 塩酸	○	－	○	○	○	I	3	
	(2) クロロメチルメチルエーテル	○	－	○	○	○	II	3	
	(3) ホルムアルデヒド	○	－	○	○	○	I	3	
	オ								
	(1) クロロスルホン酸	○	○	○	○	○	II	3	
	(2) ジメチルアミン	○	○	○	○	○	II	3	
	(3) N， N， N'， N'－テトラメチル－ 1， 6－ヘキサメチレンジアミン	○	－	○	○	○	I	3	
	(4) トリメチルアミン	○	－	○	○	○	I	3	
	(5) ヨウ化メチル	○	－	○	○	○	I	3	
	(6) 硫酸	○	－	○	○	○	I	3	

22. シリコーン

		食品区分		
--	--	------	--	--

1	アクリル酸ブチル・スチレン・メタクリル酸メチル共重合体でグラフト化されたスチレン・1，3－ブタジエン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	(1)の硬質相又はポリスチレンと混合する場合に限り、使用することができる。 スチレン・メタクリル酸メチル共重合体に対して30%以下で混合して使用する場合若しくはスチレン単独重合体及びスチレン修飾された1,3－ブタジエン単独重合体の混合物に対して20%以下で混合して使用する場合又はスチレン・メタクリル酸共重合体と混合して使用する場合の最高温度はIIIであること。
2	アクリロニトリル・スチレン・メタクリル酸メチル共重合体でグラフト化されたスチレン・1，3－ブタジエン共重合体又は1，3－ブタジエン単独重合体	○	○	○	○	○	II	3	(1)の硬質相と混合する場合に限り、使用することができる。

25. 尿素・ホルムアルデヒド共重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	尿素・ホルムアルデヒド共重合体	－	－	－	－	－	II	1	尿素1molに対して反応させるホルムアルデヒドは2mol以下であること。 食品に接触しない部分に限り、使用することができる。

26. 熱可塑性ポリウレタン

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アのイソシアネート化合物とイのモノマーを原料とするポリエステル の共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
	ア イソシアネート化合物								
	(1) 4，4’－ジシクロヘキシルメタンジイソシアネート								
	(2) 2，2’－ジフェニルメタンジイソシアネート								
	(3) 2，4’－ジフェニルメタンジイソシアネート								
	(4) 4，4’－ジフェニルメタンジイソシアネート								
	(5) 3，3’－ジメチル－4，4’－ビフェニレンジイソシアネート								
	(6) 2，4－トルエンジイソシアネート								
	(7) 2，6－トルエンジイソシアネート								
	(8) ヘキサメチレンジイソシアネート								
	イ ポリエステルのモノマー類								
	(1) アジピン酸								
	(2) エチレングリコール								
	(3) ジエチレングリコール								
	(4) セバシン酸								
	(5) 1，9－ノナンジオール								
	(6) 1，4－ビス（2－ヒドロキシエトキシ）ベンゼン								
	(7) 1，4－ブタンジオール								
	(8) 1，3－プロパンジオール								
	(9) プロピレングリコール								
	(10) 1，6－ヘキサジオール								
	(11) 1，5－ペンタンジオール								
	(12) 無水コハク酸								
	(13) 無水フタル酸								
	(14) 2－メチル－1，3－プロパンジオール								
	(15) 3－メチル－1，5－ペンタンジオール								
2	アのイソシアネート化合物とイのモノマーを原料とするポリエーテル の共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
	ア イソシアネート化合物								
	(1) 4，4’－ジシクロヘキシルメタンジイソシアネート								
	(2) 2，2’－ジフェニルメタンジイソシアネート								
	(3) 2，4’－ジフェニルメタンジイソシアネート								
	(4) 4，4’－ジフェニルメタンジイソシアネート								
	(5) 3，3’－ジメチル－4，4’－ビフェニレンジイソシアネート								
	(6) 2，4－トルエンジイソシアネート								
	(7) 2，6－トルエンジイソシアネート								
	(8) ヘキサメチレンジイソシアネート								
	イ ポリエーテル類のモノマー								
	(1) エチレングリコール								
	(2) オキシラン								
	(3) ジエチレングリコール								
	(4) テトラヒドロフラン								
	(5) 1，9－ノナンジオール								
	(6) 1，4－ビス（2－ヒドロキシエトキシ）ベンゼン								
	(7) 1，4－ブタンジオール								
	(8) 1，3－プロパンジオール								
	(9) プロピレングリコール								
	(10) 1，6－ヘキサジオール								
	(11) 1，5－ペンタンジオール								
	(12) 2－メチルオキシラン								
	(13) 2－メチル－1，3－プロパンジオール								
	(14) 3－メチル－1，5－ペンタンジオール								
3	アのイソシアネート化合物とイのモノマーを原料とするポリカプロラク トンの共重合体	○	○	○	○	○	II	3	

		ア イソシアネート化合物								
	(1)	4， 4′ージシクロヘキシルメタンジイソシアネート								
	(2)	2， 2′ージフェニルメタンジイソシアネート								
	(3)	2， 4′ージフェニルメタンジイソシアネート								
	(4)	4， 4′ージフェニルメタンジイソシアネート								
	(5)	3， 3′ージメチルー4， 4′ービフェニレンジイソシアネート								
	(6)	2， 4ートルエンジイソシアネート								
	(7)	2， 6ートルエンジイソシアネート								
	(8)	ヘキサメチレンジイソシアネート								
		イ ポリカプロラクトン類のモノマー								
	(1)	エチレングリコール								
	(2)	カプロラクトン								
	(3)	ジエチレングリコール								
4	(4)	ネオペンチルグリコール								
	(5)	1， 9ーノナンジオール								
	(6)	1， 4ービス（2ーヒドロキシエトキシ）ベンゼン								
	(7)	1， 4ーブタンジオール								
	(8)	1， 3ープロパンジオール								
	(9)	1， 6ーヘキサジオール								
	(10)	1， 5ーペンタンジオール								
	(11)	2ーメチルー1， 3ープロパンジオール								
	(12)	3ーメチルー1， 5ーペンタンジオール								
		アのイソシアネート化合物とイのモノマーを原料とするポリカーボネートの共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
		ア イソシアネート化合物								
	(1)	1， 2ーキシレンジイソシアネート								
	(2)	1， 3ーキシレンジイソシアネート								
	(3)	4， 4′ージシクロヘキシルメタンジイソシアネート								
	(4)	2， 2′ージフェニルメタンジイソシアネート								
	(5)	2， 4′ージフェニルメタンジイソシアネート								
	(6)	4， 4′ージフェニルメタンジイソシアネート								
	(7)	3， 3′ージメチルー4， 4′ービフェニレンジイソシアネート								
	(8)	2， 4ートルエンジイソシアネート								
	(9)	2， 6ートルエンジイソシアネート								
	(10)	ヘキサメチレンジイソシアネート								
		イ ポリカーボネート類のモノマー								
	(1)	エチレングリコール								
	(2)	ジエチレングリコール								
	(3)	2ージオキシソラノン								
	(4)	炭酸ジエチル								
	(5)	炭酸ジフェニル								
	(6)	炭酸ジメチル								
	(7)	二酸化炭素								
	(8)	1， 4ービス（2ーヒドロキシエトキシ）ベンゼン								
	(9)	1， 3ーブタンジオール								
	(10)	1， 4ーブタンジオール								
	(11)	1， 3ープロパンジオール								
	(12)	1， 6ーヘキサジオール								
	(13)	1， 5ーペンタンジオール								
	(14)	水								
	(15)	2ーメチルー1， 8ーオクタンジオール								
	(16)	4ーメチルー2ージオキシソラノン								
	(17)	2ーメチルー1， 3ープロパンジオール								
	(18)	3ーメチルー1， 5ーペンタンジオール								
5		アのイソシアネート化合物とイのモノマーを原料とするジオール化合物の共重合体								
		ア イソシアネート化合物								
	(1)	4， 4′ージシクロヘキシルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	II	3	
	(2)	2， 2′ージフェニルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	II	3	
	(3)	2， 4′ージフェニルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	II	3	
	(4)	4， 4′ージフェニルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	II	3	
	(5)	3， 3′ージメチルー4， 4′ービフェニレンジイソシアネート	○	○	○	○	○	II	3	
	(6)	2， 4ートルエンジイソシアネート	○	○	○	○	○	II	3	
	(7)	2， 6ートルエンジイソシアネート	○	○	○	○	○	II	3	
	(8)	ヘキサメチレンジイソシアネート	○	○	○	○	○	II	3	
		イ ジオール類のモノマー								
	(1)	アジピン酸	○	○	○	○	○	II	3	
	(2)	エチレングリコール	○	○	○	○	○	II	3	
	(3)	エチレングリコールのモノプロピルエーテル	○	○	○	○	○	III	3	
	(4)	エポキシ化処理された脂肪酸（飽和C＝16～18、不飽和C＝18）のメチルエステル・トリメチロールプロパン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
	(5)	オキシラン	○	○	○	○	○	II	3	
	(6)	カプロラクトン	○	○	○	○	○	II	3	
	(7)	酸化処理されたヒマシ油	○	○	○	○	○	III	3	

(8)	2， 4－ジエチルー1， 5－ペンタンジオール	○	○	○	○	○	III	3	
(9)	ジエチレングリコール	○	○	○	○	○	II	3	
(10)	2－ジオキソラノン	○	○	○	○	○	II	3	
(11)	水酸基末端のブタジエン単独重合体	○	○	○	○	○	III	3	
(12)	水素化処理及び水酸基又はカルボキシ基又はエポキシ基末端処理された1， 3－ブタジエン単独重合体	○	○	○	○	○	III	3	
(13)	水素化処理及び水酸基末端処理されたイソプレン単独重合体	○	○	○	○	○	III	3	
(14)	炭酸ジエチル	○	○	○	○	○	II	3	
(15)	炭酸ジフェニル	○	○	○	○	○	II	3	
(16)	炭酸ジメチル	○	○	○	○	○	II	3	
(17)	N， N， N’， N’－テトラキス（2－ヒドロキシプロピル）－エチレンジアミン	○	○	○	○	○	III	3	
(18)	テトラヒドロフラン	○	○	○	○	○	II	3	
(19)	テトラヒドロフルフリルアルコール	○	○	○	○	○	III	3	
(20)	二酸化炭素	○	○	○	○	○	II	3	
(21)	ネオペンチルグリコール	○	○	○	○	○	II	3	
(22)	1， 9－ノナンジオール	○	○	○	○	○	II	3	
(23)	1， 4－ビス（2－ヒドロキシエトキシ）ベンゼン	○	○	○	○	○	II	3	
(24)	N， N－ビス（2－ヒドロキシプロピル）－アニリン	○	○	○	○	○	III	3	
(25)	3－（2－ヒドロキシエトキシ）プロピルで末端処理されたジメチルシロキサン又はシリコーン	○	○	○	○	○	II	3	
(26)	1， 4－ブタンジオール	○	○	○	○	○	II	3	
(27)	プロピレングリコール	○	○	○	○	○	II	3	
(28)	プロポキシル化処理されたトリメチロールプロパン	○	○	○	○	○	III	3	
(29)	プロポキシル化処理されたビスフェノールA	○	○	○	○	○	III	3	
(30)	1， 6－ヘキサンジオール	○	○	○	○	○	II	3	
(31)	1， 5－ペンタンジオール	○	○	○	○	○	II	3	
(32)	無水フタル酸	○	○	○	○	○	II	3	
(33)	無水マレイン酸	○	○	○	○	○	II	3	
(34)	2－メチルオキシラン	○	○	○	○	○	II	3	
(35)	3－メチルー1， 5－ペンタンジオール	○	○	○	○	○	II	3	

27. 熱可塑性ポリエステルエラストマー

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	イソフタル酸ジメチル・テレフタル酸ジメチル・1， 4－ブタンジオール共重合体とオキシラン・2－メチルオキシラン共重合体のブロック共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
2	イソフタル酸ジメチル・テレフタル酸ジメチル・1， 4－ブタンジオール共重合体とポリエチレングリコールのブロック共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
3	イソフタル酸又はイソフタル酸ジメチル・テレフタル酸又はテレフタル酸ジメチル・1， 4－ブタンジオール共重合体と1， 4－ブタンジオール単独重合体のブロック共重合体	○	○	○	○	○	II	3	乳・乳製品の容器包装に使用する場合、食品に接触する部分に使用してはならない。
4	テレフタル酸ジメチル・1， 4－ブタンジオール共重合体とオキシラン・2－メチルオキシラン共重合体のブロック共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
5	テレフタル酸又はテレフタル酸ジメチル・1， 4－ブタンジオール共重合体と1， 4－ブタンジオール単独重合体のブロック共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
6	無水マレイン酸修飾されたテレフタル酸又はテレフタル酸ジメチル・1， 4－ブタンジオール共重合体と1， 4－ブタンジオール単独重合体のブロック共重合体	○	○	○	○	○	III	3	

28. 熱硬化性ポリウレタン

通し番号		物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
			酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1		アのイソシアネート化合物とイのモノマーを原料とするポリオール化合物の共重合体								
		ア イソシアネート化合物								
	(1)	カルボジイミド修飾されたジフェニルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
	(2)	2， 2’－ジフェニルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
	(3)	2， 4’－ジフェニルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
	(4)	4， 4’－ジフェニルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
	(5)	2， 4－トルエンジイソシアネート	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
	(6)	2， 6－トルエンジイソシアネート	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
	(7)	ヘキサメチレンジイソシアネート	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
	(8)	ポリメリックジフェニルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
		イ ポリオール化合物のモノマー								
	(1)	アクリル酸	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
	(2)	アクリル酸2－ヒドロキシエチル	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
	(3)	アクリロニトリル	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
	(4)	アジピン酸	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
	(5)	N－（2－アミノエチル）－ビベラジン	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
	(6)	アルキルアルコール（C＝5～38）	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
	(7)	安息香酸	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。

(8)	イソフタル酸	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(9)	エタノールアミン	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(10)	2－エチルヘキサン酸	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(11)	エチレングリコール	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(12)	エチレングリコールのモノプロピルエーテル	○	○	○	○	○	III	3	
(13)	エチレンジアミン	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(14)	エトキシ化又はプロボキシル化処理された脂肪酸アルコール（C＝12～14）	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(15)	エピクロルヒドリン	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(16)	エボキシ化処理された脂肪酸（飽和C＝16～18、不飽和C＝18）のメチルエステル・トリメチロールプロパン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
(17)	オキシラン	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(18)	オレイン酸	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(19)	グリセロール	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(20)	酢酸ビニル	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(21)	酸化処理されたヒマシ油	○	○	○	○	○	III	3	
(22)	N－シアノ－グアニジン	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(23)	ジアミノトルエン	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(24)	ジエタノールアミン	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(25)	2， 4－ジエチル－1， 5－ペンタンジオール	○	○	○	○	○	III	3	
(26)	ジエチレングリコール	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(27)	ジエチレントリアミン	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(28)	ジプロピレングリコール	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(29)	ショ糖	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(30)	水酸基末端のブタジエン単独重合体	○	○	○	○	○	III	3	
(31)	水素化処理及び水酸基又はカルボキシ基又はエボキシ基末端処理された1， 3－ブタジエン単独重合体	○	○	○	○	○	III	3	
(32)	水素化処理及び水酸基末端処理されたイソブレン単独重合体	○	○	○	○	○	III	3	
(33)	水素化処理されたヒマシ油	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(34)	スチレン	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(35)	ソルビトール	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(36)	大豆油	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(37)	脱水処理されたヒマシ油	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(38)	炭酸ジフェニル	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(39)	N， N， N’， N’－テトラキス（2－ヒドロキシプロピル）－エチレンジアミン	○	○	○	○	○	III	3	
(40)	テトラヒドロフラン	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(41)	テトラヒドロフルフリルアルコール	○	○	○	○	○	III	3	
(42)	テレフタル酸	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(43)	トリエタノールアミン	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(44)	トリエチレングリコール	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(45)	トリプロピレングリコール	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(46)	トリメチロールプロパン	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(47)	ナタネ油	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(48)	ネオペンチルグリコール	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(49)	ノニルフェノール	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(50)	N， N－ビス（2－ヒドロキシプロピル）－アニリン	○	○	○	○	○	III	3	
(51)	ビスフェノールA	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(52)	ビスフェノールAとプロピレングリコールのジエーテル	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(53)	ヒマシ油	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(54)	ヒマシ油脂肪酸のメチルエステル	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(55)	1， 3－ブタジエン	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(56)	ブタノール	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(57)	フタル酸	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(58)	1， 3－ブタンジオール	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(59)	1， 4－ブタンジオール	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(60)	プロパノール	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(61)	2－プロパノール	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(62)	1， 3－プロパンジオール	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(63)	プロピレングリコール	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(64)	プロボキシル化処理されたトリメチロールプロパン	○	○	○	○	○	III	3	
(65)	プロボキシル化処理されたビスフェノールA	○	○	○	○	○	III	3	
(66)	1， 6－ヘキサジオール	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(67)	ペンタエリスリトール	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(68)	ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(69)	マニトール	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(70)	メタクリル酸	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(71)	メタクリル酸2－ヒドロキシエチル	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(72)	2－メチルオキシラン	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(73)	3－メチル－1， 5－ペンタンジオール	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(74)	メラミン	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。
(75)	リン酸	○	○	○	○	○	I	1	食品に接触しない部分に使用する場合の最高温度はIIIであること。

29. ヒドロキシ安息香酸ポリエステル

		食品区分			
--	--	------	--	--	--

通し番号	物質名	酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品	最高温度	合成樹脂区分	特記事項
1	イソフタル酸・テレフタル酸・4ーヒドロキシ安息香酸・4，4’ービフェノール共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
2	テレフタル酸・2，6ーナフタレンカルボン酸・4ーヒドロキシ安息香酸・ヒドロキノン・4，4’ービフェノール共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
3	テレフタル酸・4ーヒドロキシアセトアニリド・4ーヒドロキシ安息香酸・6ーヒドロキシー2ーナフトエ酸・4，4’ービフェノール共重合体	○	○	○	○	○	II	1	4ーヒドロキシ安息香酸及び6ーヒドロキシー2ーナフトエ酸の合計は基ポリマー構成成分に対して55mol％以上であること。 テレフタル酸、4ーヒドロキシアセトアニリド及び4，4’ービフェノールの合計は基ポリマー構成成分に対して25mol％以下であること。
4	テレフタル酸・4ーヒドロキシ安息香酸・6ーヒドロキシー2ーナフトエ酸・4，4’ービフェノール共重合体	○	○	○	○	○	II	1	4ーヒドロキシ安息香酸及び6ーヒドロキシー2ーナフトエ酸の合計は基ポリマー構成成分に対して55mol％以上であること。 テレフタル酸、4ーヒドロキシアセトアニリド及び4，4’ービフェノールの合計は基ポリマー構成成分に対して25mol％以下であること。
5	4ーヒドロキシ安息香酸・6ーヒドロキシー2ーナフトエ酸共重合体	○	○	○	○	○	II	1	

30. フェノール・ホルムアルデヒド共重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	フェノール・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	II	1	食品接触時間は30分未満であること。

31. フェノール・ホルムアルデヒド・メラミン共重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	フェノール・ホルムアルデヒド・メラミン共重合体	○	○	○	○	○	II	1	メラミン 1 mol に対して反応させるフェノールは1.4mol以下であること。 メラミン 1 mol に対して反応させるホルムアルデヒドは4 mol以下であること。

32. フッ素置換ポリオレフィン

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	エチレン・クロロトリフルオロエチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
2	エチレン・3，4ージヒドロー3ーメチレンー2，5ーフランジオン・テトラフルオロエチレン・ヘキサフルオロプロピレン・3，3，4，4，5，5，6，6，6ーノナフルオロー1ーヘキセン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
3	エチレン・テトラフルオロエチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
4	エチレン・テトラフルオロエチレン・3，3，4，4，5，5，6，6，6ーノナフルオロー1ーヘキセン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
5	エチレン・テトラフルオロエチレン・3，3，4，4，4ーペンタフルオロブテン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
6	エチレン・テトラフルオロエチレン・3，3，4，4，4ーペンタフルオロブテン・3，4ージヒドロー3ーメチレンー2，5ーフランジオン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
7	クロロトリフルオロエチレン単体重合体	○	○	○	○	○	III	1	
8	クロロトリフルオロエチレン・テトラフルオロエチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
9	クロロトリフルオロエチレン・テトラフルオロエチレン・フッ化ビニリデン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
10	クロロトリフルオロエチレン・フッ化ビニリデン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
11	テトラフルオロエチレン単体重合体	○	○	○	○	○	III	1	
12	テトラフルオロエチレン・テトラフルオロー2ーヒドロキシエタンスルホン酸のトリフルオロビニルエーテル共重合体	○	○	ー	○	○	III	1	加水分解処理された共重合体及びアンモニウム塩で中和処理された共重合体を含む。
13	テトラフルオロエチレン・トリフルオロビニルトリフルオロメチルエーテル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
14	テトラフルオロエチレン・トリフルオロビニルトリフルオロメチルエーテル・トリフルオロビニルヘプタフルオロプロピルエーテル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
15	テトラフルオロエチレン・トリフルオロビニルヘプタフルオロプロピルエーテル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
16	テトラフルオロエチレン・トリフルオロビニルヘプタフルオロプロピルエーテル・無水5ーノルボルネンー2，3ージカルボン酸共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
17	テトラフルオロエチレン・トリフルオロビニルペンタフルオロエチルエーテル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
18	テトラフルオロエチレン・トリフルオロビニルペンタフルオロエチルエーテル・ヘキサフルオロプロピレン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
19	テトラフルオロエチレン・3，3，4，4，5，5，6，6，6ーノナフルオロー1ーヘキセン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
20	テトラフルオロエチレン・フッ化ビニリデン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
21	テトラフルオロエチレン・ヘキサフルオロプロピレン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
22	フッ化ビニリデン単体重合体	○	○	○	○	○	III	1	
23	フッ化ビニリデン・ヘキサフルオロプロピレン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
24	フッ化ビニル単体重合体	○	○	ー	○	○	I	1	

33. ポリアクリルニトリル

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			

1	アクリル酸メチル・アクリロニトリル・メタクリル酸共重合体	○	○	○	○	○	I	3	
2	アクリル酸メチル・アクリロニトリル・メタリルスルホン酸のナトリウム塩共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
3	アクリロニトリル・酢酸ビニル共重合体	○	○	－	○	○	II	3	
4	アクリロニトリル単独重合体	○	○	○	○	○	I	1	

34. ポリアセタール

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	オキシラン・1，3，5－トリオキサン共重合体	○	○	○	○	○	II	1	オキシランは基ポリマー構成成分に対して6％以下であること。
2	1，3－ジオキサシクロヘプタン・1，3，5－トリオキサン共重合体	○	○	○	○	○	II	1	1，3－ジオキサシクロヘプタンは基ポリマー構成成分に対して6％以下であること。
3	1，3－ジオキソラン・1，3，5－トリオキサン共重合体	○	○	○	○	○	II	1	1，3－ジオキソランは基ポリマー構成成分に対して6％以下であること。
4	1，3－ジオキソラン・1，3，5－トリオキサン・1，4－ブタンジオールのジグリシジルエーテル共重合体	○	○	○	○	○	II	1	1，3－ジオキソラン及び1，4－ブタンジオールのジグリシジルエーテルの合計は基ポリマー構成成分に対して6％以下であること。
5	ホルムアルデヒド単独重合体	○	○	○	○	○	II	1	

35. ポリアミド

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アジピン酸・12－アミノラウリン酸・カプロラクタム・1，6－ヘキサンジアミン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
2	アジピン酸・イソフタル酸・1，3－キシレンジアミン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	イソフタル酸は酸成分に対して6mol％以下であること。
3	アジピン酸・イソフタル酸・1，6－ヘキサンジアミン共重合体	－	－	－	－	○	I	3	
4	アジピン酸・カプロラクタム・1，6－ヘキサンジアミン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	カプロラクタムは基ポリマー構成成分に対して50％以上であること。
5	アジピン酸・1，3－キシレンジアミン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
6	アジピン酸・1，3－キシレンジアミン・ポリエチレングリコールのビス（3－アミノプロピル）エーテル共重合体	○	○	－	○	○	III	3	ポリエチレングリコールのビス（3－アミノプロピル）エーテルは基ポリマー構成成分に対して10％以下であること。 他の基ポリマーと混合せずに使用する場合の厚みは15μm以下であり、他の基ポリマーと混合して使用する場合の厚み200μm以下であること。
7	アジピン酸・テレフタル酸・1，4－ブタンジアミン・1，6－ヘキサンジアミン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	1，4－ブタンジアミンはジアミン成分に対して50mol％以上であること。
8	アジピン酸・1，4－ブタンジアミン共重合体	○	○	○	○	○	I	3	
9	アジピン酸・1，6－ヘキサンジアミン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
10	アジピン酸・ポリテトラメチレングリコール・ラウロラクタム共重合体	○	○	－	○	○	III	3	
11	11－アミノウンデカン酸単独重合体	○	○	○	○	○	III	3	
12	11－アミノウンデカン酸・テレフタル酸・1，6－ヘキサンジアミン共重合体	○	○	－	○	○	III	3	11－アミノウンデカン酸は基ポリマー構成成分に対して50％以下であること。
13	12－アミノラウリン酸・カプロラクタム共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
14	12－アミノラウリン酸単独重合体	○	○	○	○	○	III	3	
15	安息香酸・テレフタル酸・1，9－ノナンジアミン・2－メチル－1，8－オクタンジアミン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	調製粉乳等の乳幼児を対象とする食品に使用してはならない。
16	イソフタル酸・テレフタル酸・1，4－ブタンジアミン・1，6－ヘキサンジアミン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	1，4－ブタンジアミンはジアミン成分に対して50mol％以上であること。
17	イソフタル酸・テレフタル酸・1，6－ヘキサンジアミン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
18	イソフタル酸・1，6－ヘキサンジアミン共重合体	－	－	－	－	○	III	3	
19	イソホロンジアミン・カプロラクタム・テレフタル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	3	テレフタル酸及びイソホロンジアミンの合計は基ポリマー構成成分に対して1％未満であること。
20	カプロラクタム単独重合体	○	○	○	○	○	III	3	
21	カプロラクタム・テレフタル酸・1，6－ヘキサンジアミン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
22	ステアリン酸・1，10－デカンジアミン・テレフタル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
23	セバシン酸・1，4－ブタンジアミン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
24	セバシン酸・1，6－ヘキサンジアミン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
25	デカンジカルボン酸・4，4’－メチレンビス（シクロヘキサンアミン）共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
26	テレフタル酸・1，9－ノナンジアミン・2－メチル－1，8－オクタンジアミン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	調製粉乳等の乳幼児を対象とする食品に使用してはならない。
27	テレフタル酸・1，4－ブタンジアミン・1，6－ヘキサンジアミン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	1，4－ブタンジアミンはジアミン成分に対して50mol％以上であること。
28	トリメシン酸トリクロライド・ピペラジン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
29	トリメシン酸トリクロライド・1，3－フェニレンジアミン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
30	ラウロラクタム単独重合体	○	○	○	○	○	III	3	

36. ポリアミドイミド

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	4，4’－ジフェニルメタンジイソシアネート・無水トリメリット酸共重合体	○	○	－	○	○	III	1	
2	無水トリメリット酸クロライド・4，4’－メチレンジアニリン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	

37. ポリアリレート

		食品区分							
--	--	------	--	--	--	--	--	--	--

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	イソフタル酸クロライド・テレフタル酸クロライド・ビスフェノールA共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
2	4ーtertーブチルフェノールで末端処理されたイソフタル酸クロライド・テレフタル酸クロライド・ビスフェノールA共重合体	○	○	○	○	○	III	1	

38. ポリイミド

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	4，4’ージアミノジフェニルエーテル・無水ピロメリット酸共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
2	ビス〔4ー（アリルビスシクロ〔2，2，1〕ー5ーヘプテンー2，3ージカルボキシイミド）フェニル〕メタン単独共重合体	○	○	○	○	○	III	1	

39. ポリエステルカーボネート

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	イソフタル酸クロライド・塩化カルボニル・1，3ージヒドロキシベンゼン・テレフタル酸クロライド・ビスフェノールA共重合体	○	○	○	○	○	II	1	
2	イソフタル酸クロライド・塩化カルボニル・テレフタル酸クロライド・ビスフェノールA共重合体	○	○	○	○	○	III	1	イソフタル酸クロライド又はテレフタル酸クロライドとビスフェノールAのエステルは基ポリマー構成成分に対して45～85mol％の範囲であること。 テレフタル酸クロライドはエステルを構成する酸成分に対して55mol％以上であること。

40. ポリエチレン

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	1ーアルケン・エチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	5	
2	5ーエチリデンー2ーノルボルネン・エチレン・プロピレン共重合体	○	－	－	○	○	III	2	
3	エチレン・スチレン共重合体（スチレン単独重合体でグラフト化されたものを含む。）	○	○	○	○	○	III	2	エチレンは基ポリマー構成成分に対して50％以上であること。
4	エチレン単独重合体	○	○	○	○	○	III	5	
5	スチレン修飾されたエチレン単独重合体	○	○	○	○	○	III	2	
6	ビニルトリメトキシシランで修飾又は架橋された1ーアルケン・エチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	2	ビニルトリメトキシシランは基ポリマー構成成分に対して2％未満であること。 1ーアルケンはプロピレン、1ーブテン、1ーヘキセン及び1ーオクテンのうち1種類のみ使用することができる。
7	ビニルトリメトキシシランで修飾又は架橋されたエチレン単独重合体	○	○	○	○	○	III	2	ビニルトリメトキシシランは基ポリマー構成成分に対して2％未満であること。
8	マレイン酸モノエチル修飾されたエチレン単独重合体	○	○	－	○	○	III	2	
9	無水マレイン酸修飾された1ーアルケン・エチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	2	
10	無水マレイン酸修飾されたエチレン単独重合体	○	○	○	○	○	III	2	
11	メタクリル酸グリシジルでグラフト化されたエチレン単独重合体	－	－	－	－	○	I	5	

41. ポリエチレンテレフタレート

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アジピン酸・イソフタル酸・エチレングリコール・テレフタル酸又はテレフタル酸ジメチル共重合体	○	○	○	○	○	III	7	アジピン酸及びイソフタル酸の合計は酸成分に対して50mol％未満であること。
2	イソソルビド・エチレングリコール・1，4ーシクロヘキサンジメタノール・テレフタル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	7	イソソルビドが基ポリマー構成成分に対して40mol％以下の場合の最高温度はIIであること。 イソソルビドが基ポリマー構成成分に対して41～60mol％の範囲である場合は、121℃を超える温度で使用してはならない。
3	イソフタル酸・エチレングリコール・ジエチレングリコール・テレフタル酸又はテレフタル酸ジメチル共重合体	○	○	○	○	○	III	7	
4	イソフタル酸・エチレングリコール・1，4ーシクロヘキサンジメタノール・テレフタル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	7	
5	イソフタル酸・エチレングリコール・テレフタル酸・ビスフェノールAとエチレングリコールのジエーテル共重合体	○	○	○	○	○	III	7	
6	イソフタル酸・エチレングリコール・テレフタル酸・ネオペンチルグリコール共重合体	○	○	○	○	○	III	7	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令第2条に規定する牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム、調整液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の容器包装の食品に接触する部分に使用してはならない。
7	イソフタル酸・エチレングリコール・テレフタル酸・ビスフェノールA共重合体	○	○	○	○	○	I	7	
8	イソフタル酸・エチレングリコール・テレフタル酸・1，4ーブタンジオール共重合体	○	○	○	○	○	III	7	
9	イソフタル酸・エチレングリコール・テレフタル酸又はテレフタル酸ジメチル共重合体	○	○	○	○	○	III	7	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令第2条に規定する牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム、調整液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の容器包装の食品に接触する部分に使用する場合を除き、無水トリメリット酸を酸成分に対して1mol％以下で重合させることができる。

1	エチレングリコール・1， 4ーシクロヘキサンジメタノール・テレフタル酸又はテレフタル酸ジメチル・2， 6ーナフタレンジカルボン酸又は2， 6ーナフタレンジカルボン酸ジメチル共重合体	○	○	○	○	○	III	3	テレフタル酸又はテレフタル酸ジメチルは酸成分に対して15mol％であること。 1， 4ーシクロヘキサンジメタノールはアルコール成分に対して40mol％以下であること。
2	エチレングリコール・テレフタル酸又はテレフタル酸ジメチル・2， 6ーナフタレンジカルボン酸又は2， 6ーナフタレンジカルボン酸ジメチル共重合体	○	○	○	○	○	III	3	テレフタル酸又はテレフタル酸ジメチルは酸成分に対して50mol％以下であること。
3	エチレングリコール・2， 6ーナフタレンジカルボン酸又は2， 6ーナフタレンジカルボン酸ジメチル共重合体	○	○	○	○	○	III	3	

43. ポリエチレンフラノエート

番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	エチレングリコール・2， 5ーフランジカルボン酸共重合体	○	○	○	○	○	III	3	

44. ポリエーテルイミド

番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	4， 4’ージアミノジフェニルスルホン・ビスフェノールA・無水フタル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
2	ビスフェノールA・1， 3ーフェニレンジアミン・3ークロロ無水フタル酸・無水4ークロロフタル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
3	ビスフェノールA・1， 3ーフェニレンジアミン・無水フタル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	1	

45. ポリエーテルエーテルケトン

番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	4， 4’ージフルオロベンゾフェノン・ヒドロキノン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	

46. ポリエーテルケトン

番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	4， 4’ージヒドロキシベンゾフェノン・4， 4’ージフルオロベンゾフェノン共重合体	○	○	○	○	ー	III	1	酒類の最高温度はIIであること。

47. ポリエーテルスルホン

番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	4， 4’ージクロロジフェニルスルホン・4， 4’ージヒドロキシジフェニルサルホン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
2	スルホン化処理された4， 4’ージクロロジフェニルスルホン・4， 4’ージヒドロキシジフェニルスルホン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
3	スルホン化処理された4， 4’ージクロロジフェニルスルホン・4， 4’ージヒドロキシジフェニルスルホン共重合体のナトリウム塩	○	○	○	○	○	III	1	
4	スルホン化処理された4， 4’ージクロロジフェニルスルホン・4， 4’ージヒドロキシジフェニルスルホン・ヒドロキノン共重合体のナトリウム塩	○	○	○	○	○	III	1	

48. ポリ塩化ビニリデン

番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アクリル酸・アクリロニトリル・イタコン酸・塩化ビニリデン・塩化ビニル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
2	アクリル酸エチル・アクリロニトリル・塩化ビニリデン共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
3	アクリル酸2ーヒドロキシエチル・アクリル酸メチル・アクリロニトリル・塩化ビニリデン・共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
4	アクリル酸2ーヒドロキシエチル・アクリル酸メチル・アクリロニトリル・塩化ビニリデン・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
5	アクリル酸2ーヒドロキシエチル・アクリル酸メチル・アクリロニトリル・塩化ビニリデン・メタクリロニトリル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
6	アクリル酸2ーヒドロキシエチル・アクリロニトリル・塩化ビニリデン・メタクリル酸・メタクリル酸メチル・メタクリロニトリル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
7	アクリル酸ブチル・アクリル酸メチル・塩化ビニリデン共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
8	アクリル酸ブチル・アクリル酸メチル・塩化ビニリデン・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
9	アクリル酸ブチル・アクリロニトリル・塩化ビニリデン共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
10	アクリル酸メチル・アクリロニトリル・塩化ビニリデン共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
11	アクリル酸メチル・アクリロニトリル・塩化ビニリデン・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
12	アクリル酸メチル・アクリロニトリル・塩化ビニリデン・メタクリロニトリル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
13	アクリル酸メチル・塩化ビニリデン・塩化ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	

14	アクリル酸メチル・塩化ビニリデン共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
15	アクリロニトリル・塩化ビニリデン・塩化ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
16	アクリロニトリル・塩化ビニリデン共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
17	アクリロニトリル・塩化ビニリデン・メタクリル酸・メタクリル酸メチル・メタクリロニトリル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
18	塩化ビニリデン・塩化ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
19	塩化ビニリデン単独重合体	○	○	○	○	○	III	4	
20	塩化ビニリデン・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
21	塩化ビニリデン・メタクリル酸メチル・メタクリロニトリル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
22	塩化ビニリデン・メタクリロニトリル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	

49. ポリ塩化ビニル

番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アクリル酸・塩化ビニル・酢酸ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
2	アクリル酸2－ヒドロキシプロピル・塩化ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
3	アクリル酸2－ヒドロキシプロピル・塩化ビニル・酢酸ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
4	アクリル酸ブチル・塩化ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
5	イタコン酸・塩化ビニル・酢酸ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
6	エチレン・塩化ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
7	エチレン・塩化ビニル・酢酸ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	塩化ビニルは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
8	塩化ビニル・酢酸ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
9	塩化ビニル・酢酸ビニル・フマル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
10	塩化ビニル・酢酸ビニル・ラウリン酸ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
11	塩化ビニル単独重合体	○	○	○	○	○	III	4	
12	塩素化処理された塩化ビニル単独重合体	○	○	○	○	○	III	4	塩素は基ポリマー構成成分に対して69%以下であること。
13	加水分解処理された塩化ビニル・酢酸ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	4	塩化ビニルは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。

50. ポリカーボネート

番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	塩化カルボニル・セバシン酸・ビスフェノールA共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
2	塩化カルボニル・1，1，1－トリス（4－ヒドロキシフェニル）エタン・ビスフェノールA共重合体	○	○	－	○	○	III	1	
3	塩化カルボニル・ビスフェノールA共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
4	塩化カルボニル・ビスフェノールA・1，1－ビス（4－ヒドロキシ－3－メチルフェニル）シクロヘキササン共重合体	○	○	○	○	○	II	1	
5	塩化カルボニル・ビスフェノールA・N－フェニル－3，3－ビス（4－ヒドロキシフェニル）フタリミド共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
6	ジフェニルカーボネート・ビスフェノールA共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
7	3－（4－ヒドロキシ－3－メトキシ－3－メトキシフェニル）プロピルポリ（ジメチルシロキサン）共重合体で末端処理された塩化カルボニル・ビスフェノールA共重合体	○	○	○	○	○	II	1	シロキサン部分は基ポリマー構成成分に対して22%以下であること。 C ₂₄ H ₃₈ Si ₂ O ₅ (SiOC ₂ H ₅) _n において26≦n<50であること。

51. ポリグリコール酸

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	イソフタル酸・グリコール酸・トリメチロールプロパン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
2	グリコール酸単独重合体	○	○	○	○	○	II	3	ポリエチレンテレフタレート又はポリ乳酸により食品に接触しないように加工する場合に限り、使用することができる。ただし、ポリエチレンテレフタレートに対して2.5%以下で混合する場合は、食品（アルコール濃度15%を超える酒類を除く。）に接触する部分に使用することができる。

52. ポリシクロヘキサンジメチレンテレフタレート

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	イソフタル酸又はイソフタル酸ジメチル・1，4－シクロヘキサンジメタノール・テレフタル酸又はテレフタル酸ジメチル共重合体	○	○	－	○	○	III	3	アルコール濃度15%を超える酒類に使用してはならない。
2	エチレングリコール・1，4－シクロヘキサンジメタノール・テレフタル酸又はテレフタル酸ジメチル共重合体	○	○	－	○	○	II	3	1，4－シクロヘキサンジメタノールはアルコール成分に対して50mol%以上であること。 アルコール濃度25%を超える酒類に使用してはならない。 アルコール濃度13%を超える酒類に70℃を超えて使用してはならない。
3	1，4－シクロヘキサンジメタノール・2，2，4，4－テトラメチル－1，3－シクロブタンジオール・テレフタル酸ジメチル共重合体	○	○	－	○	○	II	3	2，2，4，4－テトラメチル－1，3－シクロブタンジオールはアルコール成分に対して40mol%以下であること。 無水トリメット酸を基ポリマー構成成分に対して0.5%以下で重合させることができる。
4	1，4－シクロヘキサンジメタノール・テレフタル酸又はテレフタル酸ジメチル共重合体	○	○	－	○	○	II	3	アルコール濃度25%を超える酒類に使用してはならない。 アルコール濃度13%を超える酒類に70℃を超えて使用してはならない。

53. ポリシクロヘキサンジメチレンナフタレート

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			

1	エチレングリコール・スピログリコール・1，4ーシクロヘキサンジメタノール・2，6ーナフタレンジカルボン酸ジメチル共重合体	○	○	○	○	○	III	3	アルコール成分に対して、1，4ーシクロヘキサンジメタノールは45～55mo1％、エチレングリコールは5～20mo1％及びスピログリコールは30～40mo1％の範囲であること。
---	--	---	---	---	---	---	-----	---	---

54. ポリスチレン

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アクリル酸ブチル・スチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	2	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50％以上あること。
2	アクリル酸ブチル・スチレン共重合体及びアクリル酸ブチル・スチレン共重合体でグラフト化されたスチレン・1，3ーブタジエン共重合体の混合物	○	○	－	○	○	III	2	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50％以上であること。 スチレン単独重合体と1，3ーブタジエン単独重合体のブロック共重合体と混合して使用する場合の最高温度はIIIであること。
3	エチレン・スチレン共重合体（スチレン単独重合体でグラフト化されたものを含む。）	○	○	○	○	○	III	2	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50％以上であること。
4	スチレン単独重合体	○	○	○	○	○	III	2	
5	スチレン単独重合体及びスチレン修飾されたスチレン・1，3ーブタジエン共重合体の混合物	○	○	○	○	○	III	2	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50％以上であること。 スチレン単独重合体と1，3ーブタジエン単独重合体のブロック共重合体と混合して使用する場合の最高温度はIIIであること。
6	スチレン単独重合体及びスチレン修飾された1，3ーブタジエン単独重合体の混合物	○	○	○	○	○	III	2	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50％以上であること。 スチレン単独重合体と1，3ーブタジエン単独重合体のブロック共重合体と混合して使用する場合の最高温度はIIIであること。
7	スチレン単独シンジオタクチック重合体	○	○	○	○	○	III	2	
8	スチレン・メタクリル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	2	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50％以上であること。 メタクリル酸は基ポリマー構成成分に対して10％未満であること。
9	スチレン・メタクリル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	3	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50％以上であること。 メタクリル酸は基ポリマー構成成分に対して10％以上であること。
10	スチレン・メタクリル酸・無水マレイン酸共重合体	○	○	○	○	○	III	2	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50％以上であること。
11	スチレン・メタクリル酸・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	－	○	○	III	3	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50％以上であること。 メタクリル酸及びメタクリル酸メチルの合計は基ポリマー構成成分に対して10％以上であること。
12	スチレン・αーメチルスチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	2	
13	スチレン・4ーメチルスチレン共重合体	○	○	－	○	○	III	2	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50％以上であること。

55. ポリスルホン

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	4，4´ージクロロジフェニルスルホン・ビスフェノールA共重合体	○	○	○	○	○	III	1	

56. ポリ乳酸

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	ラクチド単独重合体	○	○	○	○	○	II	3	Dー乳酸は基ポリマー構成成分に対して6％以下であること。 スチレン単独重合体及びスチレン修飾された1，3ーブタジエン単独重合体の混合物に対して、49％以下で混合して使用する場合の最高温度はIIIであること。 0.3％以下のエチレングリコールジメタクリレートにより架橋させたものを含む。
2	ラクチド単独重合体	○	○	○	○	○	II	3	Dー乳酸は基ポリマー構成成分に対して6％を超え16％以下の範囲であること。 40℃を超え66℃以下の温度で2時間を超えて使用してはならない。 66℃を超え100℃以下の温度で30分を超えて使用してはならない。 0.3％以下のエチレングリコールジメタクリレートにより架橋させたものを含む。

57. ポリヒドロキシ酪酸

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	3ーヒドロキシヘキサン酸・3ーヒドロキシ酪酸共重合体	○	○	○	○	○	II	3	3ーヒドロキシヘキサン酸は基ポリマー構成成分に対して20mo1％以下であること。

58. ポリビニルアルコール

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	加水分解処理されたイタコン酸・酢酸ビニル共重合体及びそのナトリウム塩	○	○	○	○	○	I	3	
2	加水分解処理された酢酸ビニル・3，4ージアセトキシー1ーブテン共重合体	－	○	－	－	－	III	3	ビニルアルコールは基ポリマー構成成分に対して50％以上であること。 3，4ージアセトキシー1ーブテンは基ポリマー構成成分に対して8mo1％以下であること。
3	加水分解処理された酢酸ビニル・ジアセトンアクリルアミド共重合体	－	－	－	－	－	I	3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。 水分活性が0.7以下の食品に限り、使用することができる。 ビニルアルコールは基ポリマー構成成分に対して80～99mo1％の範囲であること。 酢酸ビニルは基ポリマー構成成分に対して0～12mo1％の範囲であること。 ジアセトンアクリルアミドは基ポリマー構成成分に対して1～8mo1％の範囲であること。
4	加水分解処理された酢酸ビニル・Nービニルーホルムアミド共重合体	－	－	－	－	－	I	3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
5	完全加水分解処理された酢酸ビニル単独重合体	○	○	○	○	○	II	3	ポリスチレン又は合成樹脂区分2，3若しくは4の基ポリマーと混合する場合、混合する基ポリマーの食品区分及び最高温度を適用することができる。

6	部分加水分解処理された酢酸ビニル単独重合体	○	○	○	○	○	II	3	ポリスチレン又は合成樹脂区分2、3若しくは4の基ポリマーと混合する場合、混合する基ポリマーの食品区分及び最高温度を適用することができる。
7	ホルムアルデヒド修飾及び完全加水分解処理された酢酸ビニル単独重合体	○	○	○	○	○	I	3	

59. ポリフェニルスルフィド

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	硫黄・1，4－ジヨードベンゼン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
2	1，4－ジクロロベンゼン・1，2，4－トリクロロベンゼン・硫化ナトリウム共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
3	1，4－ジクロロベンゼン・硫化ナトリウム共重合体	○	○	○	○	○	III	1	酸素存在下における熱架橋反応生成物（酸化架橋型ポリフェニルスルフィド）を含む。

60. ポリフェニルスルホン

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	4，4’－ジクロロジフェニルスルホン・4，4’－ジヒドロキシビフェニル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	

61. ポリフェニレンエーテル

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	2，6－ジメチルフェノール単独重合体	○	○	○	○	○	III	1	
2	2，6－ジメチルフェノール・2，3，6－トリメチルフェノール共重合体	○	○	○	○	○	III	1	

62. ポリブタジエン

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	1，3－ブタジエン単独シンジオタクチック重合体	○	○	－	○	○	I	2	1，2－結合が70%以上であること。

63. ポリブチルサクシネート

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アジピン酸・コハク酸・1，4－ブタンジオール共重合体	○	○	○	○	○	I	3	
2	コハク酸・テレフタル酸・1，4－ブタンジオール共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
3	コハク酸・1，4－ブタンジオール共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
4	コハク酸・1，4－ブタンジオール・2，5－フランジカルボン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	

64. ポリブチルナフタレート

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	2，6－ナフタレンジカルボン酸又は2，6－ナフタレンジカルボン酸ジメチル・1，4－ブタンジオール共重合体	○	○	○	○	○	III	3	

65. ポリブチレンテレフタレート

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アジピン酸・テレフタル酸・1，4－ブタンジオール共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
2	アジピン酸・テレフタル酸・1，4－ブタンジオール共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
3	イソフタル酸ジメチル・テレフタル酸ジメチル・1，4－ブタンジオール共重合体と1，4－ブタンジオール単独重合体のブロック共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
4	イソフタル酸・テレフタル酸ジメチル・1，4－ブタンジオール共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
5	セバシン酸・テレフタル酸・1，4－ブタンジオール共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
6	テレフタル酸ジメチル・1，4－ブタンジオール共重合体と1，4－ブタンジオール単独重合体のブロック共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
7	テレフタル酸又はテレフタル酸ジメチル・1，4－ブタンジオール共重合体	○	○	○	○	○	III	1	

66. ポリブテン

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	1－アルケン・1－ブテン共重合体	○	○	○	○	○	III	2	1－アルケンは1種類以上使用することができる。 1－アルケンは基ポリマー構成成分に対して50%未満であること。 C＝11以上の1－アルケンは基ポリマー構成成分に対して10%以下であること。
2	イソブテン単独重合体	○	○	○	○	○	II	2	
3	1－ブテン単独重合体	○	○	○	○	○	II	2	合成樹脂区分5又は6の基ポリマーと混合して使用する場合の最高温度はIIIであること。

67. ポリプロピレン

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	1－アルケン・エチレン・プロピレン共重合体	○	○	○	○	○	III	6	
2	1－アルケン・プロピレン共重合体	○	○	○	○	○	III	6	
3	イソブレン修飾されたプロピレン単体重合体	○	○	○	○	○	III	6	イソブレンは基ポリマー構成成分に対して1.0％以下であること。 100℃を超える温度で30分を超えて使用してはならない。
4	エチレン・プロピレン共重合体	○	○	○	○	○	III	6	
5	ビニルトリメトキシシランで修飾又は架橋されたエチレン・プロピレン共重合体	○	○	○	○	○	III	2	エチレン・プロピレン共重合体中のプロピレンは基ポリマー構成成分に対して50％以上であること。 ビニルトリメトキシシランは基ポリマー構成成分に対して2％未満であること。
6	ビニルトリメトキシシランで修飾又は架橋されたプロピレン単体重合体	○	○	○	○	○	III	2	ビニルトリメトキシシランは基ポリマー構成成分に対して2％未満であること。
7	プロピレン単体重合体	○	○	○	○	○	III	6	
8	無水マレイン酸修飾されたエチレン・プロピレン共重合体	○	○	○	○	○	III	2	
9	無水マレイン酸修飾されたプロピレン単体重合体	○	○	○	○	○	III	6	

68. ポリプロピレンテレフタレート

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	テレフタル酸又はテレフタル酸ジメチル・1，3－プロパンジオール共重合体	○	○	○	○	○	II	3	

69. ポリメタクリル酸メチル

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アクリル酸ブチル・アクリル酸メチル・スチレン・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	II	3	メタクリル酸メチルは基ポリマー構成成分に対して50％以上であること。
2	アクリル酸ブチル・スチレン・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	II	3	メタクリル酸メチルは基ポリマー構成成分に対して50％以上であること。
3	アクリル酸ブチル・メタクリル酸ブチル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	II	3	メタクリル酸メチルは基ポリマー構成成分に対して50％以上であること。
4	アクリル酸ブチル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	III	3	メタクリル酸メチルは基ポリマー構成成分に対して50％以上であること。
5	アクリル酸メチル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	II	3	メタクリル酸メチルは基ポリマー構成成分に対して50％以上であること。
6	スチレン・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	II	3	メタクリル酸メチルは基ポリマー構成成分に対して50％以上であること。
7	メタクリル酸グリシジル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	－	○	○	II	3	メタクリル酸グリシジルは基ポリマー構成成分に対して5％以下であること。
8	メタクリル酸・メタクリル酸ブチル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	－	○	○	II	3	メタクリル酸メチルは基ポリマー構成成分に対して50％以上であること。 メタクリル酸は基ポリマー構成成分に対して5％以下であること。
9	メタクリル酸メチル単体重合体	○	○	○	○	○	II	3	合成樹脂区分4の基ポリマーに対して5％以下で混合して使用する場合の最高温度はIIIであること。

70. ポリメチルペンテン

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	1－アルケン（C＝2～18）・4－メチル－1－ペンテン共重合体	○	○	○	○	○	III	2	1－アルケンは1種類以上使用することができる。 C＝2～5の1－アルケンは基ポリマー構成成分に対して10mol％以下であること。 C＝6～10の1－アルケンは基ポリマー構成成分に対して8mol％以下であること。 C＝12～18の1－アルケンは基ポリマー構成成分に対して3mol％以下であること。
2	無水マレイン酸修飾された1－アルケン（C＝2～18）・4－メチル－1－ペンテン共重合体	○	○	－	○	○	III	2	1－アルケンは1種類以上使用することができる。 C＝2～5の1－アルケンは基ポリマー構成成分に対して10mol％以下であること。 C＝6～10の1－アルケンは基ポリマー構成成分に対して8mol％以下であること。 C＝12～18の1－アルケンは基ポリマー構成成分に対して3mol％以下であること。 無水マレイン酸は基ポリマー構成成分に対して10％以下であること。
3	4－メチル－1－ペンテン単体重合体	○	○	－	○	○	III	2	

71. ホルムアルデヒド・メラミン共重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	尿素・ホルムアルデヒド・メラミン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	メラミン1molに対して反応させる尿素は0.75mol以下であること。 メラミン1molに対して反応させるホルムアルデヒドは4mol以下であること。
2	ベンゾグアナミン・ホルムアルデヒド・メラミン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	メラミン1molに対して反応させるベンゾグアナミンは0.75mol以下であること。 メラミン1molに対して反応させるホルムアルデヒドは4mol以下であること。
3	ホルムアルデヒド・4－メチルベンゼンスルホンアミド・メラミン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	メラミン1molに対して反応させる4－メチルベンゼンスルホンアミドは0.75mol以下であること。 メラミン1molに対して反応させるホルムアルデヒドは4mol以下であること。
4	ホルムアルデヒド・メラミン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	メラミン1molに対して反応させるホルムアルデヒドは3mol以下であること。

備考

- a 表中「食品区分」の欄は、次のとおりとする。
 - ① 「○」は、表中の物質を原材料とした器具又は容器包装が、当該食品に対して使用可能であることを示す。
 - ② 「－」は、表中の物質を原材料とした器具又は容器包装が、当該食品に対して使用不可であることを示す。
- b 表中「最高温度」の欄は、次のとおりとする。
 - ① 「Ⅰ」は、表中の物質を原材料とした器具又は容器包装が使用された際に達することが許容される最高温度が70℃であることを示す。
 - ② 「Ⅱ」は、表中の物質を原材料とした器具又は容器包装が使用された際に達することが許容される最高温度が100℃であることを示す。
 - ③ 「Ⅲ」は、表中の物質を原材料とした器具又は容器包装が使用された際に達することが許容される最高温度が100℃を超えることを示す。
- c 表中「合成樹脂区分」の欄は、次のとおりとする。
 - ① 「1」は、ガラス転移温度若しくはボールプレッシャー温度が150℃以上のポリマー又は架橋構造を有し、融点が150℃以上のポリマー（4から7までに該当するものを除く。）に類するものであることを示す。
 - ② 「2」は、吸水率が0.1%以下のポリマー（1及び4から7までに該当するものを除く。）に類するものであることを示す。
 - ③ 「3」は、吸水率が0.1%を超えるポリマー（1及び4から7までに該当するものを除く。）に類するものであることを示す。
 - ④ 「4」は、塩化ビニル又は塩化ビニリデンに由来する部分の割合が50%以上のポリマーであることを示す。
 - ⑤ 「5」は、エチレンに由来する部分の割合が50%以上のポリマーであることを示す。
 - ⑥ 「6」は、プロピレンに由来する部分の割合が50%以上のポリマーであることを示す。
 - ⑦ 「7」は、テレフタル酸及びエチレングリコールに由来する部分の割合が50mol%以上のポリマーであることを示す。

(2)

1. アクリルポリマー

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アクリル酸エチル単独重合体	○	○	○	○	○	III	1	
2	アクリル酸2－エチルヘキシル単独重合体	○	○	○	○	○	III	1	
3	アクリル酸単独重合体	○	○	○	○	○	III	1	
4	アクリル酸ブチル単独重合体	○	○	○	○	○	III	1	
5	アクリル酸メチル単独重合体	○	○	○	○	○	III	1	
6	メタクリル酸エチル単独重合体	○	○	○	○	○	III	1	
7	メタクリル酸単独重合体	○	○	○	○	○	III	1	
8	メタクリル酸ブチル単独重合体	○	○	○	○	○	III	1	
9	メタクリル酸メチル単独重合体	○	○	○	○	○	III	1	
10	次のモノマー（2種以上）の共重合体	次の各構成物質の制限に従う。							
	(1) アクリル酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(2) アクリル酸イソブチル	○	○	○	○	○	III	1	
	(3) アクリル酸エチル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(4) アクリル酸2－エチルヘキシル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(5) アクリル酸オクチル	○	○	○	○	○	III	1	
	(6) アクリル酸ステアリル	○	○	○	○	○	III	1	
	(7) アクリル酸ブチル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(8) アクリル酸メチル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(9) メタクリル酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(10) メタクリル酸イソブチル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(11) メタクリル酸エチル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(12) メタクリル酸ブチル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(13) メタクリル酸メチル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
11	10のモノマー（1種以上）と次のモノマー（1種以上）の共重合体	次の各構成物質の制限に従う。							10の成分は基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
	(1) アクリル酸4－ヒドロキシブチル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(2) アクリル酸2－フェノキシエチル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(3) アクリロニトリル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(4) エチレン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(5) 塩化ビニル	○	○	○	○	○	III	1	
	(6) 1， 1－ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	III	1	
	(7) スチレン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(8) N－（プトキシメチル）－アクリルアミド	○	○	○	○	○	III	1	
	(9) メタクリル酸イソボルニル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(10) メタクリル酸2－ヒドロキシエチル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(11) メタクリル酸ベンジル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(12) メタクリル酸ラウリル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(13) メタクリロニトリル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(14) α－メチルスチレン	○	○	○	○	○	III	1	
12	10のモノマー（1種以上）と次のモノマー（1種以上）の共重合体（11のモノマー（1種以上）を重合させたものを含む。）	次の各構成物質の制限に従う。							10の成分は基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。 12の成分は基ポリマー構成成分に対して5%以下であること。
	(1) アクリルアミド	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(2) アクリル酸イソプロピル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(3) アクリル酸イソボルニル	○	○	○	○	○	III	1	
	(4) アクリル酸2－（2－エトキシエトキシ）エチル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(5) アクリル酸2－カルボキシエチル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(6) アクリル酸と1， 4－ブタンジオールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(7) アクリル酸2－ヒドロキシエチル	－	－	－	－	○	I	1, 3	
	(8) アクリル酸2－（2－ヒドロキシエトキシ）エチル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(9) アクリル酸2－ヒドロキシプロピル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(10) アクリル酸tert－ブチル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(11) アクリル酸2－メトキシエチル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(12) イタコン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(13) エタノールアミン	○	○	－	○	○	III	1	
	(14) 酢酸ビニル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(15) ジビニルベンゼン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(16) N－（1， 1－ジメチル－3－オキソブチル）－アクリルアミド	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(17) トリビニルベンゼン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(18) 2－ヒドロキシエチルビニルスルフィド	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(19) N－（ヒドロキシメチル）－アクリルアミド	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(20) N－（ヒドロキシメチル）－メタクリルアミド	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(21) ビニルスルホン酸のナトリウム塩	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(22) 4－ビニルベンゼンスルホン酸のナトリウム塩	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(23) フタル酸ジアリル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(24) マレイン酸ジアリル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(25) マレイン酸モノ（2－エチルヘキシル）	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(26) 無水4－シクロヘキセン－1， 2－ジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1	
	(27) 無水マレイン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(28) メタクリルアミド	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(29) N－（2－メタクリルアミドエチル）イミダゾリジノン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(30) N－〔（2－メタクリルオキシアセトアミド）エチル〕イミダゾリジノン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(31) メタクリルオキシ酢酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(32) メタクリル酸2－（アセトアセチルオキシ）エチル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(33) メタクリル酸アリル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(34) メタクリル酸イソプロピル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(35) メタクリル酸2－エチルヘキシル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(36) メタクリル酸グリシジル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(37) メタクリル酸シクロヘキシル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(38) メタクリル酸2－（ジメチルアミノ）エチル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(39) メタクリル酸3－（ジメトキシメチルシリル）プロピル	○	○	○	○	○	III	1, 3	

	(40)	メタクリル酸ステアрил	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(41)	メタクリル酸とエチレングリコールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(42)	メタクリル酸とジエチレングリコールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(43)	メタクリル酸とジプロピレングリコールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(44)	メタクリル酸と1, 3－ブタンジオールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(45)	メタクリル酸と1, 4－ブタンジオールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(46)	メタクリル酸とプロピレングリコールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(47)	メタクリル酸と4－メチル－1, 4－ペンタンジオールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(48)	メタクリル酸3, 3, 5－トリメチルシクロヘキシル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(49)	メタクリル酸3－（トリメトキシシリル）プロピル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(50)	メタクリル酸N－（2－ヒドロキシエチル）－2－イミダゾリジノン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(51)	メタクリル酸2－ヒドロキシプロピル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(52)	メタクリル酸tert－ブチル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(53)	メタクリル酸sec－ブチル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(54)	メタクリル酸2－（N－tert－ブチルアミノ）エチル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(55)	メタクリル酸プロピル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(56)	メタクリル酸2－〔3－（2 H－ベンゾトリアゾール－2－イル）－4－ヒドロキシフェニル〕エチル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(57)	メタクリル酸モノ（2－ヒドロキシエトキシエチル）	○	○	○	○	○	III	1, 3	
13		アクリル酸・アクリルアミド共重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	アクリルアミドは基ポリマー構成成分に対して5%を超えるものであること。
14		アクリル酸・アクリル酸エチル・スチレン・メタクリル酸グリシジル共重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	
15		アクリル酸・アクリル酸2－エチルヘキシル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	－	○	II	3	
16		アクリル酸・アクリル酸2－ヒドロキシエチル・アクリル酸ブチル・スチレン・N－（ブトキシメチル）アクリルアミド・メタクリル酸ブチル・メタクリル酸メチル共重合体の2－（ジメチルアミノ）エタノール塩	○	○	○	○	○	III	1	
17		アクリル酸・アクリル酸4－ヒドロキシブチル・メタクリル酸イソブチル・メタクリル酸2－エチルヘキシル・メタクリル酸グリシジル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
18		アクリル酸・アクリル酸ブチル・アクリル酸2－メトキシエチル・スチレン・メタクリル酸2－ヒドロキシエチル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
19		アクリル酸・アクリル酸ブチル共重合体のジエチルアミン塩	○	○	○	○	○	III	1, 3	
20		アクリル酸・アクリル酸ブチル・スチレン・メタクリル酸イソブチル・メタクリル酸とジエチレングリコールのモノエステル・メタクリル酸2－ヒドロキシエチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
21		アクリル酸・アクリル酸ブチル・スチレン・メタクリル酸2－（ジメチルアミノ）エチル・メタクリル酸2－ヒドロキシエチル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
22		アクリル酸・アクリル酸ブチル・スチレン・メタクリル酸メチル共重合体のアンモニウム塩	○	○	○	○	○	III	1, 3	
23		アクリル酸・アクリル酸ブチル・メタクリル酸メチル共重合体の2－（ジメチルアミノ）エタノール塩	○	○	○	○	○	III	1	
24		アクリル酸イソステアрил・メタクリル酸イソブチル・メタクリル酸2－ヒドロキシエチル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
25		アクリル酸イソブチル・アクリル酸ブチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	
26		アクリル酸イソボルニル・スチレン・メタクリル酸2－エチルヘキシル・メタクリル酸とジエチレングリコールのモノエステル・メタクリル酸2－ヒドロキシエチル・メタクリル酸tert－ブチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
27		アクリル酸エチル・アクリル酸とポリエチレングリコールモノメチルエーテルのエステル・2－イソプロペニル－2－オキサゾリン・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	100mg／m ² 以下で使用する ことができる。
28		アクリル酸エチル・アクリル酸ブチル・スチレン・メタクリル酸・メタクリル酸グリシジル共重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	
29		アクリル酸エチル・アクリル酸ブチル・スチレン・メタクリル酸・メタクリル酸グリシジル・メタクリル酸ヒドロキシプロピル共重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	フェノール・ホルムアルデヒド共重合体を除き、他の基ポリマーと混合又は反応させて使用してはならない。
30		アクリル酸エチル・イソフタル酸ジアリル・メタクリル酸共重合体	○	○	○	－	○	II	3	
31		アクリル酸エチル・スチレン・メタクリル酸・メタクリル酸グリシジル共重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	
32		アクリル酸2－エチルヘキシル・フマル酸ジブチル共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
33		アクリル酸エチル・メタクリル酸共重合体	○	○	○	－	○	II	3	
34		アクリル酸エチル・メタクリル酸・メタクリル酸とポリエチレングリコールまたはメタクリル酸とアルキルアルコール（C＝12～18）のエステル共重合体	○	○	○	－	○	II	3	基ポリマー構成成分に対して分子量1,000未満の成分が1%以下であること。
35		アクリル酸エチル・メタクリル酸・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	－	○	○	III	1	
36		アクリル酸・オキシラン・ペンタエリスリトール・メチルオキシラン共重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	
37		アクリル酸・スチレン共重合体	○	○	－	○	○	III	1	
38		アクリル酸・スチレン・メタクリル酸メチル・共重合体の2－（ジメチルアミノ）エタノール塩	○	○	○	○	○	III	1	
39		アクリル酸単独重合体のアンモニウム塩	○	○	○	－	○	II	3	
40		アクリル酸と1, 6－ヘキサジオールのジエステル・アクリル酸2－ヒドロキシエチル・アクリル酸ブチル・スチレン・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
41		アクリル酸・トリメチロールプロパン共重合体	○	○	－	○	○	III	1	
42		アクリル酸2－ヒドロキシエチル・アクリル酸ブチル・スチレン・メタクリル酸トリデシル・メタクリル酸2－ヒドロキシエチル・メタクリル酸ラウリル・リン酸とメタクリル酸2－ヒドロキシエチルのエステル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
43		アクリル酸ブチル・スチレン・メタクリル酸重合体のアンモニウム塩	○	○	○	○	○	III	1, 3	
44		アクリル酸ブチル・メタクリル酸共重合体	○	○	○	－	○	II	3	
45		アクリル酸ブチル・メタクリル酸グリシジル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	

46	アクリル酸ブチル・メタクリル酸・メタクリル酸ステアリル・メタクリル酸メチル共重合体	－	－	－	－	○	III	3	
47	アクリル酸ブチル・メタクリル酸・メタクリル酸トリデシル・メタクリル酸２－ヒドロキシエチル・メタクリル酸メチル・メタクリル酸ラウリル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
48	イタコン酸単独重合体（リチウム、ナトリウム、マグネシウム、カリウム、カルシウム、アルミニウム、アンモニウム塩を含む。）	○	○	○	○	○	III	3	
49	カプロラクトン単独重合体とメタクリル酸２－ヒドロキシエチルのエステル	○	○	○	○	○	III	1	
50	N，N－ジアルキル（C＝1～2）－アルキルジアミン（C＝2～6）で修飾されたアクリル酸アルキル（C＝1～13）・スチレン・無水マレイン酸・メタクリル酸アルキル（C＝1～13）共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
51	ジビニルベンゼン・メタクリル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	ジビニルベンゼンは基ポリマー構成成分に対して５％を超えるものであること。
52	スチレン・メタクリル酸グリシジル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	
53	スチレン・メタクリル酸トリデシル・メタクリル酸メチル・メタクリル酸ラウリル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
54	スチレン・メタクリル酸・メタクリル酸２－ヒドロキシエチル・メタクリル酸ブチル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
55	大豆油脂脂肪酸で修飾されたアクリル酸２－エチルヘキシル・スチレン・メタクリル酸イソブチル・メタクリル酸グリシジル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
56	ネオデカン酸グリシジルで修飾されたアクリル酸・アクリル酸イソブチル・スチレン・メタクリル酸イソブチル・メタクリル酸２－ヒドロキシエチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
57	ネオデカン酸グリシジルで修飾されたアクリル酸・アクリル酸ブチル・スチレン・メタクリル酸イソブチル・メタクリル酸２－ヒドロキシエチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
58	N－ビニルピロリドン・メタクリル酸エチル・メタクリル酸N－カルボキシメチル－N，N－ジメチルアンモニオエチル・メタクリル酸シクロヘキシル・メタクリル酸ステアリル共重合体（モノクロロ酢酸のナトリウム塩による修飾体を含む）	○	○	○	○	○	II	3	
59	メタクリル酸アルキル（C＝12～15）・メタクリル酸２－（ジメチルアミノ）エチル・メタクリル酸ブチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	
60	メタクリル酸エチル・メタクリル酸シクロヘキシル・メタクリル酸N－（2－ヒドロキシ－3－Nコーティングリストの使用可能食品について、，N’，N’－トリメチルアンモニオプロピル）－N，N－ジメチルアンモニオエチルの塩化物・メタクリル酸ステアリル共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
61	メタクリル酸N－カルボキシメチル－N，N－ジメチルアンモニオエチル・メタクリル酸２－ヒドロキシエチル・メタクリル酸メチル共重合体（モノクロロ酢酸のナトリウム塩による修飾体を含む）	○	○	○	○	○	II	3	
62	メタクリル酸とエチレングリコールのジエステル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	－	○	○	III	1	
63	メタクリル酸とトリメチロールプロパンのトリエステル単独共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
64	次のモノマーの重合体を紫外線又は電子線で硬化させたもの	次の各構成物質の制限に従う。							
	(1) アクリル酸イソボルニル	○	○	○	○	○	III	1	
	(2) アクリル酸５－エチル－５－ヒドロキシメチル－1，3－ジオキサン	○	○	○	○	○	III	1	
	(3) アクリル酸テトラヒドロフルフリル	○	○	○	○	○	III	1	
	(4) アクリル酸とエトキシル化処理されたトリメチロールプロパンのトリエステル	○	○	○	○	○	III	1	
	(5) アクリル酸とエトキシル化処理されたビスフェノールAのジエステル	○	○	○	○	○	III	1	
	(6) アクリル酸とエトキシル化処理された1，6－ヘキサンジオール のジエステル	○	○	○	○	○	III	1	
	(7) アクリル酸とジエチレングリコールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1	
	(8) アクリル酸とジエチレングリコールのモノフェニルエーテルのエステル	○	○	○	○	○	III	1	
	(9) アクリル酸とジプロピレングリコールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1	
	(10) アクリル酸とジペンタエリスリトールのヘキサエステル	○	○	○	○	○	III	1	
	(11) アクリル酸とテトラエチレングリコールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1	
	(12) アクリル酸とトリエチレングリコールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1	
	(13) アクリル酸とトリシクロデカンジメタノールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1	
	(14) アクリル酸とトリプロピレングリコールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1	
	(15) アクリル酸とトリメチロールプロパンのトリエステル	○	○	○	○	○	III	1	
	(16) アクリル酸と1，9－ノナンジオールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1	
	(17) アクリル酸とビスフェノールAのジグリシジルエーテルのジエステル	○	○	○	○	○	III	1	
	(18) アクリル酸とプロボキシル化処理されたトリメチロールプロパンのトリエステル	○	○	○	○	○	III	1	
	(19) アクリル酸とプロボキシル化処理されたネオペンチルグリコールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1	
	(20) アクリル酸と1，6－ヘキサンジオール のジエステル	○	○	○	○	○	III	1	
	(21) アクリル酸とペンタエリスリトールのテトラエステル	○	○	○	○	○	III	1	
	(22) アクリル酸とペンタエリスリトールのトリエステル	○	○	○	○	○	III	1	
	(23) アクリル酸とポリプロピレングリコールのモノメチルエーテルのエステル	○	○	○	○	○	III	1	
	(24) アクリル酸と3－メチル－1，5－ペンタンジオールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1	
	(25) アクリル酸２－ヒドロキシエチル	○	○	○	○	○	III	1	
	(26) アクリル酸4－ヒドロキシブチル	○	○	○	○	○	III	1	
	(27) アクリル酸２－フェノキシエチル	○	○	○	○	○	III	1	
	(28) アクリル酸ラウリル	○	○	○	○	○	III	1	
	(29) カプロラクトン	○	○	○	○	○	III	1	
	(30) カプロラクトン単独重合体とアクリル酸２－ヒドロキシエチルのエステル	○	○	○	○	○	III	1	
	(31) N－（ブトキシメチル）－アクリルアミド	○	○	○	○	○	III	1	
65	次の乳化剤で修飾された1～64の重合体	次の各構成物質の制限に従う。							
(1)	スルホコハク酸アルキルアリの ナトリウム塩	○	○	○	○	○	III	1, 3	

	(2)	1－（ヒドロキシメチル）－2－（2－プロペニルオキシ） エチルアルキル（分岐C≒10～14） エーテルとポリエチレングリコールの硫酸エステルのエーテルのアンモニウム塩	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(3)	ポリエチレングリコールのアルキル（分岐C≒10～14）及び1－（ヒドロキシメチル）－2－（2－プロペニルオキシ） エチルエーテル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(4)	ポリエチレングリコールの（4－ニルフェノキシ）メチル－2－（2－プロペニルオキシ） エチルエーテルの硫酸エステルのアンモニウム塩	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(5)	ポリエチレングリコールの硫酸エステルとアリルオキシアルキルアルコールのエーテルのアンモニウム塩	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(6)	ポリエチレングリコールの硫酸エステルと1－フェニルエチルフェノール及び2－（1－プロペニル）フェノールのエーテルのアンモニウム塩	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(7)	ポリエチレングリコールの硫酸エステルの4－ニル－2－（1－プロペニル）フェニルエーテルのアンモニウム塩	○	○	○	○	○	III	1,3	

2. アミノポリマー

通し番号		物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
			酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1		次のモノマー（2種以下）とホルムアルデヒドの共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
	(1)	2，6－ジアミノ－4－フェニル－1，3，5－トリアジン								
	(2)	尿素								
	(3)	メラミン								
2		次のアルコール（1種以上）で修飾された1の重合体								
	(1)	イソブタノール	○	○	○	○	○	III	1	
	(2)	エタノール	○	○	○	○	○	III	1	
	(3)	ブタノール	○	○	○	○	○	III	1	
	(4)	プロパノール	○	○	○	○	○	III	1	
	(5)	2－プロパノール	○	○	○	○	○	III	1	
	(6)	メタノール	○	○	○	○	○	III	1	
3		次のアミン（1種以上）で修飾された尿素・ホルムアルデヒド共重合体								
	(1)	エチレンジアミン	○	○	○	○	○	III	1	
	(2)	N－オレイル－1，3－ジアミノプロパン	○	○	○	○	○	III	1	
	(3)	シアノグアニジン	○	○	○	○	○	III	1	
	(4)	ジエチレントリアミン	○	○	○	○	○	III	1	
	(5)	ジフェニルアミン	○	○	○	○	○	III	1	
	(6)	テトラエチレンペンタミン	○	○	○	○	○	III	1	
	(7)	テトラエチレンペンタミンと脂肪酸の反応生成物	○	○	○	○	○	III	1	
	(8)	トリエチレンテトラミン	○	○	○	○	○	III	1	
4		次のアミン（1種以上）で修飾されたホルムアルデヒド・メラミン共重合体								
	(1)	2－エチルヘキサノール	○	○	○	○	○	III	1	
	(2)	エチレンジアミン	○	○	○	○	○	III	1	
	(3)	N－オレイル－1，3－ジアミノプロパン	○	○	○	○	○	III	1	
	(4)	シアノグアニジン	○	○	○	○	○	III	1	
	(5)	ジエチレントリアミン	○	○	○	○	○	III	1	
	(6)	ジフェニルアミン	○	○	○	○	○	III	1	
	(7)	ジメチルアミン－2－メチル－1－プロパノール	○	○	○	○	○	III	1	
	(8)	テトラエチレンペンタミン	○	○	○	○	○	III	1	
	(9)	テトラエチレンペンタミンと脂肪酸の反応生成物	○	○	○	○	○	III	1	
	(10)	トリエタノールアミン	○	○	○	○	○	III	1	
	(11)	トリエチレンテトラミン	○	○	○	○	○	III	1	
	(12)	N－メチル－3－アミノプロパノール	○	○	○	○	○	III	1	
5		アジリジン単独重合体	○	○	○	○	○	III	3	
6		アセトグアニミン、ベンゾグアニミン又はホルムグアニミン・アルキルモノアルコール・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
7		メチル化またはエチル化処理されたベンゾグアニミン・ホルムアルデヒド・サリチル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	1	乾燥食品に限り、使用することができる。
8		次のモノマーで変性された1～7の重合体								
	(1)	サリチル酸	○	○	○	○	○	III	1	
9		アクリル酸 2－エチルヘキシル・アクリル酸 ブチル・1－ブテン・プロピレン・無水マレイン酸・メタクリル酸 ブチル・メタクリル酸ラウリル共重合体	－	－	－	－	－	II	2	プロピレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
10		アクリル酸 2－エチルヘキシル・スチレン・無水マレイン酸・メタクリル酸・メタクリル酸 2－ヒドロキシエチル・メタクリル酸 メチル共重合体でグラフト化されたエチレン・1－ブテン・プロピレン共重合体	－	－	－	－	－	II	2	プロピレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。食品に接触しない部分に限り、使用することができる。

3. エポキシポリマー

通し番号		物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
			酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1		次の物質（2種以上）の共重合体	次の各構成物質の制限に従う。							
	(1)	エピクロヒドリン	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(2)	エピクロヒドリン・ビスフェノールA共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
	(3)	エピクロヒドリン・ビスフェノールF共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
	(4)	ノボラック型フェノール・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
	(5)	ビスフェノールA	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(6)	ビスフェノールF	○	○	○	○	○	III	1	
	(7)	フェノール	○	○	○	○	○	III	1	
	(8)	ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	III	1	
2		エピクロヒドリン・ビスフェノールB共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
3		次の物質（1種以上）で化学的処理された2の重合体								
	(1)	尿素・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
	(2)	ビスフェノールA・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
	(3)	ビスフェノールB・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
	(4)	フェノール・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	III	1	

	(5)	ホルムアルデヒド・メラミン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
	(6)	モノー、ジー、又はトリメチロールフェノールのアリエーテル	○	○	○	○	○	III	1	
4	ノボラック型フェノール・ホルムアルデヒド共重合体とエピクロヒドリンの反応生成物		○	○	○	○	○	III	1	
5	ポリマーを高分子化又は架橋反応させる目的で使用する高分子成分の油変性ポリマー（1種以上）とエピクロヒドリン・ビスフェノールA共重合体の反応生成物		○	○	○	○	○	III	1	
6	次の物質（1種以上）で化学的処理されたエピクロヒドリン・ビスフェノールA共重合体									
	(1)	尿素・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
	(2)	ビスフェノールA・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
	(3)	ビスフェノールB・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
	(4)	フェノール・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
	(5)	ホルムアルデヒド・メラミン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
	(6)	2，2'－〔（1－メチルエチリデン）ビス〔4，1－フェニレンオキシ〔1－（プトキシメチル）－2，1－エタンジイル〕オキシメチレン〕〕ビスオキシラン	－	－	－	－	○	I	1	乾燥食品に限り、使用することができる。
	(7)	（モノー、ジー、トリー）ヒドロキシメチルフェノールのアリエーテル	○	○	○	○	○	III	1	
7	アジピン酸修飾されたエピクロヒドリン・二量化处理された脂肪酸（不飽和）・ビスフェノールA共重合体		○	○	○	○	○	III	1	
8	イソホロンジアミン・エピクロヒドリン・ビスフェノールA共重合体		○	○	○	○	○	III	1	
9	エピクロヒドリン・ビスフェノールA・ホルムアルデヒド・ジメチルフェノール又はフェノール又はメチルフェノール共重合体		○	○	○	○	○	III	1	
10	エピクロヒドリン・二量化处理された脂肪酸（不飽和C＝18）・ビスフェノールA共重合体		○	○	○	○	○	III	1	
11	エピクロヒドリン・ビスフェノールB共重合体とポリマーを高分子化又は架橋反応させる目的で使用する高分子成分の油変性ポリマーの1乾性油及び脂肪酸（1種以上）の反応生成物		○	○	○	○	○	III	1	
12	エポキシ化处理されたブタジエン単独重合体		○	○	○	○	○	III	1	
13	ジエチレントリアミンで修飾されたエピクロヒドリン・ビスフェノールA共重合体		○	○	○	○	○	III	1,3	
14	2－（ジメチルアミノ）エタノールで修飾されたアクリル酸エチル・エピクロヒドリン・スチレン・ビスフェノールA・メタクリル酸共重合体		○	○	○	○	○	III	1	
15	ノボラック型エピクロヒドリン・ホルムアルデヒド・2－メチルフェノール共重合体		○	○	○	○	○	III	1	
16	ビスフェノールA・エピクロヒドリン共重合体とビスフェノールA及び4－tert－ブチルフェノールの反応生成物		○	○	○	○	○	III	1	
17	4－tert－ブチルフェノールで修飾されたエピクロヒドリン・ビスフェノールA共重合体		○	○	○	○	○	III	1	
18	4－tert－ブチルフェノールで修飾されたエピクロヒドリン・ビスフェノールA・ホルムアルデヒド・ジメチルフェノール又はフェノール又はメチルフェノール共重合体		○	○	○	○	○	III	1	
19	プロポキシル化处理されたアルキルアルコール（C＝10～16）		○	○	○	○	○	III	1	
20	次の物質で修飾された1～19の重合体									
	(1)	アクリル酸とエトキシル化处理されたビスフェノールAのジエステル	○	○	○	○	○	III	1	
	(2)	3－エチル－3－オキセタンメタノール	○	○	○	○	○	III	1	
	(3)	エポキシ化大豆油及びそのアクリル酸エステル	○	○	○	○	○	III	1	
	(4)	3，4－エポキシシクロヘキシルカルボン酸（3，4－エポキシシクロヘキシル）メチル	○	○	○	○	○	III	1	
21	次の物質で修飾された1～19の重合体									
	(1)	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	III	1	
	(2)	クロロ酢酸のナトリウム塩	○	○	○	○	○	III	1	
	(3)	ソルビン酸	○	○	○	○	○	III	1	
	(4)	二量化处理された脂肪酸（不飽和）	○	○	○	○	○	III	1	
	(5)	ヒドロキノン	○	○	○	○	○	III	1	
	(6)	4－tert－ブチルフェノール	○	○	○	○	○	III	1	
	(7)	無水コハク酸	○	○	○	○	○	III	1	
22	エピクロヒドリン・キシレンジアミン・二量化处理された脂肪酸（不飽和C＝18）・ビスフェノールA共重合体		○	○	○	○	○	III	1	
23	エピクロヒドリン・ジエタノールアミン・ビスフェノールA共重合体		○	○	○	○	○	III	1	
24	エピクロヒドリン・トリメチロールプロパン共重合体		○	○	○	○	○	III	1	
25	ソルビトールとエピクロヒドリンの反応生成物		○	○	○	○	○	III	1	

4. ビニルポリマー

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アクリルアミド・エチレン・塩化ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	1, 4	
2	塩化ビニル単独重合体	○	○	○	○	○	III	1	
3	加水分解処理された酢酸ビニル単独重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	
4	ジビニルブチラールの単独重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	
5	ジビニルホルマールの単独重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	
6	ヒドロキシル化处理された塩化ビニル・酢酸ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	1, 4	
7	ヒドロキシル化处理された塩化ビニル・酢酸ビニル共重合体と無水トリメリット酸の反応生成物	○	○	○	○	○	III	1, 4	
8	塩化ビニルと次のモノマー又はポリマー（1 種以上）の共重合体	次の各構成物質の制限に従う。							
	(1) エチレン	○	○	○	○	○	III	1	
	(2) 酢酸ビニル	○	○	○	○	○	III	1, 4	
	(3) ステアリン酸ビニル単独重合体	○	○	○	○	○	III	4	
	(4) 5－ノルボルネン－2， 3－ジカルボン酸モノブチル	○	○	○	○	○	III	1	
	(5) ビニルアルコール	○	○	○	○	○	III	1	
	(6) ビニルアルコール・ブテンジオール共重合体	○	○	○	○	○	III	4	
	(7) N－ビニル－2－ピロリドン単独重合体	○	○	○	○	○	III	4	
	(8) フマル酸またはフマル酸と脂肪族アルコール（C＝1～8）のエステル	○	○	○	○	○	III	1	

	(9)	プロピレン	○	○	○	○	○	III	1, 4	
	(10)	マレイン酸またはマレイン酸と脂肪族アルコール（C＝1～8）のエステル	○	○	○	○	○	III	1, 4	
	(11)	メタクリル酸 2， 3－エポキシプロピル	○	○	○	○	○	III	1	
9	1～8の共重合体と次のモノマーの共重合体		次の各構成物質の制限に従う。							
	(1)	酢酸ビニル	○	○	○	○	○	III	1	
	(2)	酢酸メチル	○	○	○	○	○	III	1	
	(3)	2， 2－ジエチルブチルアルデヒド	○	○	○	○	○	III	1	
	(4)	ステアリルイソシアネート	○	○	○	○	○	III	1	
	(5)	3， 4－ヒドロキシ－1－ブテン	○	○	○	○	○	III	1	
	(6)	プロパノール	○	○	○	○	○	III	1	
10	アリルスルホン酸のナトリウム塩・酢酸ビニル・ビニルアルコール共重合体		○	○	○	○	○	III	1, 3	
11	エチレン・酢酸ビニル・ネオデカン酸ビニル共重合体		○	○	○	○	○	III	3	
12	エチレン・酢酸ビニル・ビニルアルコール共重合体		○	○	○	○	○	III	1, 3	
13	加水分解処理された酢酸ビニル・ 3， 4－ジアセトキシ－1－ブテン共重合体		○	○	○	○	○	III	1, 3	
14	加水分解処理された酢酸ビニル・ N－（1， 1－ジメチル－3－オキシブチル）－アクリルアミド共重合体		－	－	－	－	－	I	1	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
15	酢酸ビニル・ジシクロペンタジエン共重合体		○	○	○	○	○	III	1	
16	酢酸ビニル単独重合体		○	○	○	○	○	III	1, 3	
17	酢酸ビニル・ N－（ヒドロキシメチル）－アクリルアミド共重合体		○	○	○	○	○	III	1	
18	酢酸ビニル・ビニルアルコール・マレイン酸共重合体		○	○	○	○	○	III	3	
19	重合化処理及び加水分解処理されたテトラエトキシシランとポリビニルアルコールまたはエチレン・ビニルアルコール共重合体またはビニルアルコール・ブテンジオール共重合体の反応生成物		－	－	－	－	－	III	1	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
20	ビニルアルコール・ビニルブチルエーテル共重合体		○	○	○	○	○	III	3	
21	酢酸ビニルと次のモノマー（1種以上）の共重合体		次の各構成物質の制限に従う。							酢酸ビニルは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
	(1)	アクリルアミド	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(2)	アクリルアミド	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(3)	アクリル酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(4)	アクリル酸 2－エチルヘキシル	○	○	○	○	○	I	3	
	(5)	アクリル酸ブチル	○	○	○	○	○	I	3	
	(6)	エチレン	○	○	○	○	○	III	, 3	
	(7)	N－（ヒドロキシメチル）－アクリルアミド	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(8)	メタクリル酸	○	○	○	○	○	I	3	
22	アクリル酸・アクリロニトリル・イタコン酸・塩化ビニリデン・塩化ビニル・メタクリル酸メチル共重合体		○	○	○	○	○	III	1, 4	
23	アクリロニトリル・塩化ビニリデン・塩化ビニル共重合体		○	○	○	○	○	III	1, 4	
24	塩化ビニリデン・メタクリル酸メチル・メタクリロニトリル共重合体		○	○	○	○	○	III	1, 4	
25	酢酸ビニル・トリス（2－メトキシエトキシ）ビニルシラン共重合体		○	○	○	○	○	III	1, 3	
26	無水マレイン酸修飾されたイソブレン単独重合体		－	－	－	－	○	I	2	

5．フェノール・ホルムアルデヒド共重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	次のフェノール（1 種以上）とホルムアルデヒドの共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
	(1) 1， 3－ジヒドロキシベンゼン								
	(2) 4－tert－アミルフェノール								
	(3) アルキル（メチル，エチル，プロピル，イソプロピル，ブチル）化されたフェノール								
	(4) 4－オクチルフェノール								
	(5) カシューナッツ種子油由来の 3－ペンタデシルフェノール								
	(6) カテコール								
	(7) 4－シクロヘキシルフェノール								
	(8) ジメチルフェノール								
	(9) 4－ノニルフェノール								
	(10) ビスフェノールA								
	(11) ビスフェノールB								
	(12) ビスフェノールF								
	(13) ヒドロキノン								
	(14) 4－フェニルフェノール								
	(15) フェノール								
	(16) 4－tert－ブチルフェノール								
	(17) 2－メチル－4－フェニルフェノール								
	(18) 2－メチルフェノール								
	(19) 3－メチルフェノール								
	(20) 4－メチルフェノール								
2	エピクロルヒドリン・ビスフェノールA・フェノール・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
3	1， 3－キシレンジアミン・フェノール・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
4	ヘキサメチレンテトラミン修飾されたフェノール・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
5	1～4 の共重合体と次のモノマーの共重合体								
	(1) アンモニア	○	○	○	○	○	III	1	
	(2) クロロ酢酸	○	○	○	○	○	III	1	
	(3) クロロ酢酸のナトリウム塩	○	○	○	○	○	III	1	
	(4) 2－（ジメチルアミノ）エタノール	○	○	○	○	○	III	1	
	(5) ショ糖	○	○	○	○	○	III	1	
	(6) 水酸化アンモニウム	○	○	○	○	○	III	1	
	(7) パラホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	III	1	
6	次のアルコール（1 種以上）で修飾された 1～5 の重合体								
	(1) イソブタノール	○	○	○	○	○	III	1	
	(2) エタノール	○	○	○	○	○	III	1	
	(3) ブタノール	○	○	○	○	○	III	1	

	(4)	プロパノール	○	○	○	○	○	III	1	
	(5)	2－プロパノール	○	○	○	○	○	III	1	
	(6)	メタノール	○	○	○	○	○	III	1	

6．ポリアミド

通し番号		物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
			酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1		アの酸、イのアミン及びウの変性剤の共重合体	次の各構成物質の制限に従う。							
		ア 酸								
	(1)	アジピン酸	○	○	○	○	○	III	1	
	(2)	アゼライン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(3)	植物油由来の脂肪酸	○	○	○	○	○	III	1	
	(4)	セバシン酸	○	○	○	○	○	III	1	
	(5)	二量化処理された植物油由来の脂肪酸（不飽和）	○	○	○	○	○	III	1, 3	
		イ アミン								
	(1)	エチレンジアミン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(2)	ジエチレントリアミン	○	○	○	○	○	III	1	
	(3)	ジフェニルアミン	○	○	○	○	○	III	1	
	(4)	テトラエチレンペンタミン	○	○	○	○	○	III	1	
	(5)	トリエチレンテトラミン	○	○	○	○	○	III	1	
	(6)	ビベラジン	○	○	○	○	○	III	3	
	(7)	ヘキサメチレンジアミン	○	○	○	○	○	III	1	
		ウ 変性剤								
	(1)	エチレン・アクリル酸エチル共重合体でグラフト化されたカプロラクタム単独重合体	○	○	○	○	○	III	1	
	(2)	4，4′-ジオクチルジフェニルアミンまたは4，4′-ビス（2，4，4-トリメチルベンチル）ジフェニルアミン	○	○	○	○	○	III	3	
2		次のアミンと二量化処理された植物油の共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
	(1)	N-オレイル-1，3-ジアミノプロパン								
	(2)	シアノグアニジン								
	(3)	脂肪酸修飾されたテトラエチレンペンタミン								
3		アジピン酸・亜硫酸水素ナトリウム・エピクロロヒドリン・ジエチレントリアミン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	亜硫酸水素ナトリウムは基ポリマー構成成分に対して2％未満であること。
4		アジピン酸・アンモニア・エピクロロヒドリン・ジエチレントリアミン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	アンモニアは基ポリマー構成成分に対して2％未満であること。
5		アジピン酸・エピクロロヒドリン・ジエチレントリアミン共重合体	○	○	○	○	○	II	3	
6		11-アミノウンデカン酸単独重合体	○	○	○	○	○	III	1	
7		イソフタル酸クロライド・トリメシン酸クロライド・1，3-フェニレンジアミン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
8		エチレンジアミン・二量化処理された植物油由来の脂肪酸・プロピオン酸共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
9		塩素化処理されたイソフタル酸クロライド・トリメシン酸クロライド・1，3-フェニレンジアミン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
10		塩素化処理されたトリメシン酸クロライド・1，3-フェニレンジアミン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
11		ジエチレントリアミン・トール油脂肪酸・二量化処理された脂肪酸（不飽和C=18）共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
12		トリメシン酸クロライド・1，3-フェニレンジアミン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
13		トリメシン酸トリクロライド・ビベラジン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
14		ラウロラクタム単独重合体	○	○	○	○	○	III	1	

7．ポリウレタン

通し番号		物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
			酸性食品	油脂及び脂 肪性食品	乳・ 乳製品	酒類	その他の食 品			
1		アのイソシアネート化合物とイ〜カの物質との反応生成物、又はこれをキの変性剤で変性させた反応生成物	次の各構成物質の制限に従う。							
		ア イソシアネート化合物（次のイソシアネートのウレトジオン体、イソシアヌレート体、ビュレット体、カルボジイミド変性体を含む。）								
(1)		3−イソプロペニル−α， α −ジメチルベンジルイソシアネート	○	○	○	○	○	III	1	
(2)		イソホロンジイソシアネート	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(3)		1， 2−キシレンジイソシアネート	−	−	−	−	−	III	1, 3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(4)		1， 3−キシレンジイソシアネート	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(5)		4， 4′−ジシクロヘキシルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(6)		2， 2′−ジフェニルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(7)		2， 4′−ジフェニルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(8)		4， 4′−ジフェニルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(9)		1， 3−ジメチルシクロヘキサンのω， ω′ −ジイソシアネート	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(10)		3， 5−ジメチル−1 H−ピラゾールで末端処理されたヘキサメチレンジイソシアネート単独重合体	○	○	○	○	○	III	1	
(11)		2， 4−トルエンジイソシアネート	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(12)		2， 6−トルエンジイソシアネート	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(13)		ヘキサメチレンジイソシアネート	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(14)		1， 5−ペンタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(15)		ポリメリックジフェニルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(16)		(1) 〜 (15) のイソシアネート化合物（1 種以上）とイ〜カ（1 種以上）の反応生成物であって、イソシアネートを末端基とする化合物								
		イ アルコール								
(1)		N−（2−アミノエチル） −アミノエタノール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(2)		イソシアヌル酸トリス（2−ヒドロキシエチル）	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(3)		イソソルビド	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(4)		イソブタノール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(5)		エタノール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(6)		2−エチルヘキサノール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(7)		2−エチル−1， 3−ヘキサンジオール	○	○	○	○	○	III	1, 3	

(8)	エチレングリコール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(9)	エチレングリコールのモノエチルエーテル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(10)	エチレングリコールのモノブチルエーテル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(11)	エチレングリコールのモノプロピルエーテル	○	○	○	○	○	III	3	
(12)	エトキシル化処理されたビスフェノールA	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(13)	エピクロヒドリン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(14)	エポキシ化処理された脂肪酸（飽和C＝16～18、不飽和C＝18）のメチルエステル・トリメチロールプロパン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
(15)	1， 8－オクタンジオール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(16)	カプロラクタム	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(17)	カプロラクトン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(18)	カプロラクトン・トリメチロールプロパン共重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(19)	キシリトール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(20)	グリセロール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(21)	酸化処理されたヒマシ油	○	○	○	○	○	III	3	
(22)	2， 4－ジエチル－1， 5－ペンタンジオール	○	○	○	○	○	III	3	
(23)	ジエチレングリコール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(24)	ジエチレングリコールのモノブチルエーテル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(25)	ジグリセロール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(26)	シクロヘキサノール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(27)	1， 4－シクロヘキサンジオール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(28)	2， 4－ジヒドロキシ－2－メチルペンタン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(29)	ジプロピレングリコール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(30)	水酸基末端のブタジエン単体重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(31)	水素化処理及び水酸基またはカルボキシ基またはエポキシ基末端処理された1， 3－ブタジエン単体重合体	○	○	○	○	○	III	3	
(32)	水素化処理及び水酸基末端処理されたイソブレン単体重合体	○	○	○	○	○	III	3	
(33)	ソルビトール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(34)	テトラヒドロフルフリルアルコール	○	○	○	○	○	III	3	
(35)	トリエチレングリコール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(36)	トリシクロデカンジメタノール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(37)	トリプロピレングリコール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(38)	2， 2， 4－トリメチル－1， 3－ペンタンジオール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(39)	トリメチロールエタン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(40)	トリメチロールプロパン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(41)	二量化処理及び水素化処理された脂肪酸（不飽和C＝18）のジメチルエステル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(42)	ネオペンチルグリコール	○	○	○	－	○	III	1, 3	
(43)	ネオペンチルグリコールのジグリシジルエーテル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(44)	1， 9－ノナンジオール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(45)	1， 3－ビス（2－ヒドロキシエトキシ）ベンゼン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(46)	1， 4－ビス（2－ヒドロキシエトキシ）ベンゼン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(47)	2， 2－ビス（4－ヒドロキシシクロヘキシル）プロパン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(48)	1， 4－ビス（ヒドロキシメチル）シクロヘキサン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(49)	2， 2－ビス（ヒドロキシメチル）プロピオン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(50)	2， 2－ビス（ヒドロキシメチル）酪酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(51)	ビスフェノールA	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(52)	ビスフェノールAとエチレングリコールのジエーテル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(53)	3－ヒドロキシ－2， 2－ジメチルプロピオン酸3－ヒドロキシ－2， 2－ジメチルプロピル	○	○	－	－	○	III	1, 3	
(54)	ブタノール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(55)	2－ブタノール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(56)	tert－ブタノール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(57)	1， 4－ブタンジオール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(58)	1， 3－ブタンジオール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(59)	1， 4－ブタンジオール単体重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(60)	2－ブチル－2－エチル－1， 3－プロパンジオール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(61)	ブチロラクトン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(62)	プロパノール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(63)	2－プロパノール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(64)	1， 3－プロパンジオール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(65)	プロピレングリコール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(66)	プロピレングリコールのモノメチルエーテル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(67)	プロボキシル化処理されたグリセロール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(68)	プロボキシル化処理されたトリメチロールプロパン	○	○	○	○	○	III	3	
(69)	プロボキシル化処理されたビスフェノールA	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(70)	1， 6－ヘキサンジオール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(71)	ペンタエリスリトール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(72)	1， 5－ペンタンジオール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(73)	ポリエチレングリコール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(74)	ポリエチレングリコールのモノメチルエーテル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(75)	ポリプロピレングリコール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(76)	ポリプロピレングリコールのモノメチルエーテル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(77)	メタノール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(78)	2－メチル－1， 3－プロパンジオール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(79)	2－メチル－1， 3－ペンタンジオール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(80)	3－メチル－1， 5－ペンタンジオール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	ウ アミン								
(1)	アジリジン単体重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(2)	N－（2－アミノエチル）－アミノエタノール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(3)	N－（2－アミノエチル）－β－アラニンのナトリウム塩	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(4)	イソホロンジアミン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(5)	エタノールアミン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(6)	エチレンジアミン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(7)	1， 3－キシレンジアミン	○	○	○	○	○	III	1, 3	

(8)	1， 4－キシレンジアミン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(9)	グリセロール単独重合体のグリシジルエーテル	○	○	○	○	○	III	1	
(10)	ジエタノールアミン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(11)	ジエチレントリアミン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(12)	N， N， N'， N'－テトラキス（2－ヒドロキシプロピル）－エチレン ジアミン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(13)	尿素	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(14)	ビス〔3－（トリエトキシシリル）プロピル〕アミン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(15)	N， N－ビス（2－ヒドロキシプロピル）－アニリン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(16)	ヒドラジン・一水和物	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(17)	ビベラジン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(18)	プロポキシル化処理されたトリメチロールプロパンのトリス（2－アミ ノエチル）エーテル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(19)	ヘキサメチレンジアミン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(20)	N－メチル－ジエタノールアミン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	エ 天然油脂								
(1)	アルガン油	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(2)	クルミ油	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(3)	ヒマシ油	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(4)	ヒマシ油脂肪酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	オ イのアルコール及びウのアミンと次の環状エーテルのポリエーテル ポリオール								
(1)	オキシラン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(2)	テトラヒドロフラン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(3)	2－メチルオキシラン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	カ アの物質（1種以上）と次の酸（1種以上）のポリエステルポリ オール								
(1)	アジピン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(2)	アゼライン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(3)	イソフタル酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(4)	イタコン酸	－	－	－	－	－	III	1, 3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(5)	コハク酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(6)	三量化処理された植物油由来の脂肪酸	－	－	－	－	－	III	1	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(7)	1， 4－シクロヘキサンジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(8)	1， 4－シクロヘキサンジカルボン酸ジメチル	－	－	－	－	－	III	1, 3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(9)	シュウ酸	－	－	－	－	－	III	1, 3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(10)	植物油由来の脂肪酸	－	－	－	－	－	III	1	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(11)	5－スルホイソフタル酸ジメチルのナトリウム塩	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(12)	5－スルホイソフタル酸のナトリウム塩	－	－	－	－	－	III	1, 3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(13)	セバシン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(14)	1， 10－デカンジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(15)	テレフタル酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(16)	テレフタル酸ジメチル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(17)	トリメリット酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(18)	2， 6－ナフタレンジカルボン酸	－	－	－	－	－	III	1, 3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(19)	2， 6－ナフタレンジカルボン酸ジメチル	－	－	－	－	－	III	1, 3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(20)	二量化処理された植物油由来の脂肪酸（不飽和）	－	－	－	－	－	III	1	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(21)	4， 4－ビス（4－ヒドロキシフェニル）吉草酸	－	－	－	－	－	III	1, 3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(22)	12－ヒドロキシステアリン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(23)	ピロメリット酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(24)	フタル酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(25)	4－tert－ブチル安息香酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(26)	フマル酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(27)	マレイン酸	－	－	－	－	－	III	1, 3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
(28)	無水コハク酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(29)	無水5－（2， 5－ジオキソテトラヒドロフリル）－3－メチル－3－ シクロヘキセン－1， 2－ジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(30)	無水1， 2－シクロヘキサンジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(31)	無水トリメリット酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(32)	無水2， 3－ナフタレンジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(33)	無水5－ノルボルネン－2， 3－ジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(34)	無水ピロメリット酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(35)	無水フタル酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(36)	無水ヘキサデセニルコハク酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(37)	無水マレイン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(38)	無水メチルシクロヘキサン－1， 2－ジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(39)	無水4－メチル－1， 2－シクロヘキサンジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(40)	ラウリン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(41)	リシノール酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(42)	リンゴ酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(43)	リン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(44)	次の油脂、又はその油脂から誘導される脂肪酸								
(ア)	亜麻仁油	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(イ)	カシューナッツ種子油	○	○	○	○	○	III	1	
(ウ)	ゴマ油	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(エ)	米ヌカ油	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(オ)	サフラワー油	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(カ)	大豆油	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(キ)	脱水処理されたヒマシ油	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(ク)	トウモロコシ油	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(ケ)	桐油	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(コ)	ナタネ油	○	○	○	○	○	III	3	
(サ)	ヒマシ油	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(シ)	ヒマワリ油	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(ス)	綿実油	○	○	○	○	○	III	1, 3	

	(セ)	ヤシ油	○	○	○	○	○	III	1, 3	
		キ 変性剤								
	(1)	アクリル酸2－イソシアナトエチル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(2)	アクリル酸と2－イソシアナト－2－メチル－1, 3－プロパンジオールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(3)	アクリル酸3－（トリメトキシシリル）プロピル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(4)	アクリル酸2－ヒドロキシエチル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(5)	3－（2－アミノエチルアミノ）プロピルジメトキシメチルシラン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(6)	3－アミノプロピルトリエトキシシラン	－	－	－	－	－	III	1, 3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
	(7)	3－アミノプロピルトリメトキシシラン	－	－	－	－	－	III	1, 3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
	(8)	3－イソシアナトプロピルトリエトキシシラン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(9)	2－（3, 4－エポキシシクロヘキシル）エチルトリメトキシシラン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(10)	グリシジルアルコール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(11)	グリシジル3－（トリメトキシシリル）プロピルエーテル	－	－	－	－	－	III	1, 3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
	(12)	3－（トリエトキシシリル）プロピルグリシジルエーテル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(13)	トリエトキシビニルシラン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(14)	3－トリメトキシシリル－1－プロパンチオール	－	－	－	－	－	III	1, 3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
	(15)	N－〔3－（トリメトキシシリル）プロピル〕－アニリン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(16)	N－（3－トリメトキシシリルプロピル）－エチレンジアミン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(17)	2－〔〔3－（トリメトキシシリル）プロポキシ〕メチル〕オキシラン単独重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(18)	ビニルトリメトキシシラン	－	－	－	－	－	III	1, 3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
	(19)	無水コハク酸	－	－	－	－	－	III	1, 3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
	(20)	無水5－（2, 5－ジオキソテトラヒドロフリル）－3－メチル－3－シクロヘキセン－1, 2－ジカルボン酸	－	－	－	－	－	III	1, 3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
	(21)	無水トリメリット酸	－	－	－	－	－	III	1, 3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
	(22)	無水ピロメリット酸	－	－	－	－	－	III	1, 3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
	(23)	無水フタル酸	－	－	－	－	－	III	1, 3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
	(24)	無水ヘキサデセニルコハク酸	－	－	－	－	－	III	1, 3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
	(25)	無水マレイン酸	－	－	－	－	－	III	1, 3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
	(26)	メタクリル酸2－イソシアナトエチル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(27)	メタクリル酸3－（ジメトキシメチルシリル）プロピル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(28)	メタクリル酸3－（トリメトキシシリル）プロピル	－	－	－	－	－	III	1, 3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
	(29)	メタクリル酸2－ヒドロキシエチル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(30)	リン酸	－	－	－	－	－	III	1, 3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
2		イソホロンジイソシアネートとトリメチロールプロパン、1, 3－プロパンジオールの反応生成物	○	○	○	○	○	III	1	
3		カプロラクトン・トリメチロールプロパン・ヘキサメチレンジイソシアネート重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	
4		キシレンジイソシアネート・ノニルフェニルで末端処理されたポリエチレングリコール共重合体	○	○	○	－	○	II	3	
5		炭酸ジメチル・1, 6－ヘキサンジオール共重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	
6		1, 3－ブタンジオール・1, 3－トルレンジイソシアネート・トリメチロールプロパン・ポリプロピレングリコール重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	
7		ヘキサメチレンジイソシアネートオリゴマー・マロン酸ジエチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
8		ポリエチレングリコールのモノメチルエーテルで末端処理されたアジピン酸・エチレングリコール・2－エチル－2－（ヒドロキシメチル）－1, 3－プロパンジオール・ジエチレングリコール・4, 4’－ジフェニルメタンジイソシアネート・ビベラジン・共重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	
9		ポリエチレングリコールのモノメチルエーテルで末端処理された1, 3－キシレンジイソシアネート・グリセロールとポリプロピレングリコールのトリエーテル・ビベラジン・1, 4－ブタンジオール・ポリプロピレングリコール共重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	
10		ポリエチレングリコールのモノメチルエーテルで末端処理されたキシレンジイソシアネート・ビベラジン・ポリプロピレングリコール共重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	
11		ポリエチレングリコールのモノメチルエーテルで末端処理されたグリセロールとポリプロピレングリコールのトリエーテル・4, 4’－ジフェニルメタンジイソシアネート・ビベラジン・ポリプロピレングリコール共重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	
12		ポリエチレングリコールのモノメチルエーテルで末端処理された4, 4’－ジフェニルメタンジイソシアネート・ビベラジン・ポリプロピレングリコール共重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	

8．ポリエステル

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アの酸（1種以上）とイのアルコール（1種以上）の共重合体又はこれらをウの変性剤で修飾した共重合体								
	ア 酸								
(1)	アクリル酸	○	○	○	○	○	III	1	
(2)	アジピン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(3)	アジピン酸ジメチル	○	○	○	○	○	III	1	
(4)	アゼライン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(5)	安息香酸	○	○	○	○	○	III	1	
(6)	イソフタル酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(7)	イソフタル酸ジメチル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(8)	イタコン酸	○	○	○	○	○	III	1	
(9)	カプロラクトン	○	○	○	○	○	III	1, 3	
(10)	グルタル酸ジメチル	○	○	○	○	○	III	1	
(11)	コハク酸	○	○	○	○	○	III	1	
(12)	コハク酸ジメチル	－	－	－	－	○	I	1	乾燥食品に限り、使用することができる。
(13)	サリチル酸	○	○	○	○	○	III	1	
(14)	1, 2－シクロヘキサンジカルボン酸	－	－	－	－	○	I	1	乾燥食品に限り、使用することができる。
(15)	1, 4－シクロヘキサンジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	

	(16)	1， 4－シクロヘキサンジカルボン酸ジメチル	○	○	○	○	○	III	1	
	(17)	シュウ酸	○	○	○	○	○	III	1	
	(18)	5－スルホイソフタル酸ジメチルのナトリウム塩	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(19)	5－スルホイソフタル酸のナトリウム塩	－	－	－	－	○	I	1, 3	乾燥食品に限り、使用することができる。
	(20)	セバシン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(21)	1， 10－デカンジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1	
	(22)	テレフタル酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(23)	テレフタル酸ジメチル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(24)	テレフタル酸ビス（2－ヒドロキシエチル）	○	○	○	○	○	III	1	
	(25)	トリメリット酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(26)	2， 6－ナフタレンジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(27)	2， 6－ナフタレンジカルボン酸ジメチル							1, 3	
	(28)	二量化及び水素化処理された脂肪酸（不飽和）	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(29)	二量化処理された脂肪酸（不飽和）	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(30)	ネオデカン酸	○	○	○	○	○	III	1	
	(31)	4， 4－ビス（4－ヒドロキシフェニル）吉草酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(32)	2， 2－ビス（ヒドロキシメチル）プロピオン酸	○	○	○	○	○	II	1	
	(33)	2， 2－ビス（ヒドロキシメチル）酪酸	○	○	○	○	○	III	1	
	(34)	フタル酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(35)	tert－ブチル安息香酸	○	○	○	○	○	III	1	
	(36)	フマル酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(37)	ポリマーを高分子化又は架橋反応させる目的で使用する高分子成分のイロジン及びロジン誘導体	○	○	○	○	○	III	1	
	(38)	マレイン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(39)	マレイン酸修飾されたテルペン	○	○	○	○	○	III	1	
	(40)	無水コハク酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(41)	無水5－（2， 5－ジオキソテトラヒドロフリル）－3－メチル－3－シクロヘキセン－1， 2－ジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(42)	無水1， 2－シクロヘキサンジカルボン酸	－	－	－	－	○	I	1	乾燥食品に限り、使用することができる。
	(43)	無水1， 2－シクロヘキサンジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(44)	無水4－シクロヘキセン－1， 2－ジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1	
	(45)	無水トリメリット酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(46)	無水トリメリット酸とエチレングリコールのジエステル	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(47)	無水5－ノルボルネン－2， 3－ジカルボン酸	○	○	○	－	○	III	1	
	(48)	無水ピロメリット酸	○	○	○	○	○	III	1	
	(49)	無水フタル酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(50)	無水マレイン酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(51)	メタクリル酸	○	○	○	○	○	III	1, 3	合成樹脂区分3の基ポリマーは食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
	(52)	リン酸	○	○	○	○	○	III	1	
	(53)	次の油脂由来の脂肪酸及びその二量化体	○	○	○	○	○	III	1	
	(ア)	麻実油								
	(イ)	亜麻仁油								
	(ウ)	エゴマ油								
	(エ)	オイチシカ油								
	(オ)	カボチャ種子油								
	(カ)	キャンドルナッツ油								
	(キ)	魚油（精製されたものも含む）								
	(ク)	クルミ油								
	(ケ)	ケン実油								
	(コ)	ゴマ油								
	(サ)	米ヌカ油								
	(シ)	サフラワー油								
	(ス)	大豆油								
	(セ)	脱水処理されたヒマシ油								
	(ソ)	トウモロコシ油								
	(タ)	桐油								
	(チ)	トール油								
	(ツ)	ヒマワリ油								
	(テ)	ブナ実油								
	(ト)	綿実油								
	(ナ)	ヤシ油								
		イ アルコール								
	(1)	N－（2－アミノエチル）－アミノエタノール	○	○	○	○	○	I	1, 3	合成樹脂区分3の基ポリマーは食品に接触しない部分に限り、使用することができる。 合成樹脂区分3の基ポリマーの最高温度はIIIであること。
	(2)	2－エチル－2－ブチル－1， 3－プロパンジオール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(3)	2－エチル－2－メチル－1， 3－プロパンジオール	－	－	－	－	○	I	1	乾燥食品に限り、使用することができる。
	(4)	エチレングリコール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(5)	エチレングリコールのモノブチルエーテル	○	○	○	○	○	III	1	
	(6)	エトキシル化処理されたビスフェノールA	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(7)	オクタノール	○	○	○	○	○	III	1	
	(8)	グリセロール	○	○	○	○	○	III	1	
	(9)	グリセロールと脂肪酸（飽和C＝14～18，不飽和C＝18）のモノーまたはジエステル	○	○	○	○	○	III	1	
	(10)	ジエチレングリコール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(11)	ジエチレングリコールのモノブチルエーテル	－	－	－	－	○	I	1	乾燥食品に限り、使用することができる。
	(12)	ジプロピレングリコール	○	○	○	○	○	III	1	
	(13)	ジプロピレングリコールのモノメチルエーテル	○	○	○	○	○	III	1	
	(14)	ステアリアルアルコール	○	○	○	○	○	III	1	
	(15)	ソルビトール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(16)	デカノール	○	○	○	○	○	III	1	
	(17)	2， 2， 4， 4－テトラメチル－1， 3－シクロブタンジオール	○	○	○	○	○	III	1	
	(18)	トリエチレングリコール	○	○	○	○	○	III	1, 3	
	(19)	トリシクロデカンジメタノール	○	○	○	○	○	III	1, 3	

	(20)	トリプロピレングリコール	○	○	○	○	○	II	1	
	(21)	トリメチロールエタン	○	○	○	○	○	III	1	
	(22)	トリメチロールプロパン	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(23)	ネオペンチルグリコール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(24)	パルミチルアルコール	○	○	○	○	○	III	1	
	(25)	1，4－ビス（ヒドロキシメチル）シクロヘキサン	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(26)	ビスフェノールAとエチレングリコールのジエーテル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(27)	3－ヒドロキシ－2，2－ジメチルプロピオン酸3－ヒドロキシ－2，2－ジメチルプロピル	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(28)	ブタンジオール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(29)	1，2－ブタンジオール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(30)	1，3－ブタンジオール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(31)	1，4－ブタンジオール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(32)	1，4－ブタンジオール単体重合体（分子量1,000～3,000）	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(33)	1，3－プロパンジオール	－	－	－	－	○	I	1	乾燥食品に限り、使用することができる。
	(34)	プロピレングリコール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(35)	プロピレングリコールのモノメチルエーテル	○	○	○	○	○	III	1	
	(36)	1，6－ヘキサンジオール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(37)	ペンタエリスリトール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(38)	1，5－ペンタンジオール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(39)	ポリエチレングリコール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(40)	マンニトール	○	○	○	○	○	III	1	
	(41)	ミリスチルアルコール	○	○	○	○	○	III	1	
	(42)	メタノール	－	－	－	－	○	I	1	乾燥食品に限り、使用することができる。
	(43)	α－メチルグリコシド	○	○	○	○	○	III	1	
	(44)	2－メチル－1，3－プロパンジオール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(45)	3－メチル－1，5－ペンタンジオール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(46)	ラウリルアルコール	○	○	○	○	○	III	1	
		ウ 変性剤								
	(1)	アクリル酸エチル	○	○	○	○	○	III	1,3	合成樹脂区分3の基ポリマーは食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
	(2)	アクリル酸オクチル	○	○	○	○	○	III	1	
	(3)	アクリル酸ブチル	○	○	○	○	○	III	1	
	(4)	アクリル酸メチル	○	○	○	○	○	III	1,3	合成樹脂区分3の基ポリマーは食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
	(5)	亜麻仁油	○	○	○	○	○	III	1	
	(6)	アンモニア	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(7)	2－イソプロベニル－2－オキサゾリン	－	－	－	－	－	III	1,3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
	(8)	エタノール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(9)	エピクロヒドリン・ビスフェノールA共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
	(10)	シクロペンタジエン	○	○	○	○	○	III	1	
	(11)	1，3－ジメチルシクロヘキサンω，ω'－ジイソシアネート	－	－	－	－	－	III	1,3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
	(12)	スチレン	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(13)	大豆油	○	○	○	○	○	III	1	
	(14)	1，3－トルエンジイソシアネート	○	○	○	○	○	III	1,3	合成樹脂区分3の基ポリマーは食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
	(15)	2，2－ビス（4－ヒドロキシシクロヘキシル）プロパン	－	－	－	－	○	I	1	乾燥食品に限り、使用することができる。
	(16)	ビスフェノールA・ポリエチレングリコール共重合体	－	－	－	－	○	I	1	乾燥食品に限り、使用することができる。
	(17)	ヘキサメチレンジイソシアネート	○	○	○	○	○	III	1,3	合成樹脂区分3の基ポリマーは食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
	(18)	ポリエチレングリコールの硫酸エステルのアンモニウム塩と4－イソノニル－2－（1－プロベニル）フェノールのエーテル	－	－	－	－	－	III	1,3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
	(19)	無水マレイン酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(20)	メタクリル酸2－（アセトアセトキシ）エチル	－	－	－	－	－	III	1,3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
	(21)	メタクリル酸エチル	○	○	○	○	○	III	1	
	(22)	メタクリル酸2－ヒドロキシエチル	○	○	○	○	○	III	1	
	(23)	メタクリル酸ブチル	○	○	○	○	○	III	1	
	(24)	メタクリル酸メチル	○	○	○	○	○	III	1,3	合成樹脂区分3の基ポリマーは食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
	(25)	2－メチルイミダゾール	○	○	○	○	○	III	1	
	(26)	メチルスチレン	○	○	○	○	○	III	1	
	(27)	リン酸	○	○	○	○	○	III	1	
2		次の物質で修飾された1の共重合体								
	(1)	イソホロンジイソシアネート	○	○	○	○	○	III	1	
	(2)	イソホロンジイソシアネートオリゴマー	○	○	○	○	○	III	1	
	(3)	イソホロンジイソシアネート単体重合体	○	○	○	○	○	III	1	
3		アジピン酸・イソシアヌル酸トリス（2－ヒドロキシエチル）・ネオペンチルグリコール・無水トリメリット酸共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
4		イソシアヌル酸トリス（2－ヒドロキシエチル）・ネオペンチルグリコール・1，6－ヘキサンジオール・無水1，2－シクロヘキサンジカルボン酸共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
5		エチレングリコール・エトキシル化処理されたビスフェノールA・テレフタル酸・ネオペンチルグリコール・ビスフェノールAとエチレングリコールのジエーテル・ビスフェノールSとエチレングリコールのジエーテル共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
6		エピクロヒドリン・脱水処理されたヒマシ油由来の脂肪酸・ビスフェノールA・メタクリル酸メチル共重合体	－	－	－	－	○	I	1,3	乾燥食品に限り、使用することができる。
7		グリセロールとポリプロピレングリコールのトリエーテルとアクリル酸及びアジピン酸のエステル	－	－	－	－	○	I	1,3	乾燥食品に限り、使用することができる。
8		テレフタル酸・プロピレングリコール・無水マレイン酸共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
9		トリメチロールプロパン・二量化処理された脂肪酸（不飽和C＝18）・1，4－ブタンジオール共重合体とエチレングリコール・テレフタル酸共重合体のブロック共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
10		無水マレイン酸・メタクリル酸ブチル・メタクリル酸メチル共重合体でグラフト化された1－ブテン・プロピレン共重合体	－	－	－	－	－	II	2	プロピレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。 食品に接触しない部分に限り、使用することができる。

11	無水リン酸で修飾された 2， 2－ジメチル－1， 3－プロパンジオール・無水トリメリット酸共重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	
----	---	---	---	---	---	---	-----	------	--

9．ポリオレフィン

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アクリル酸・アクリル酸 2－エチルヘキシル・スチレン・無水マレイン酸共重合体でグラフト化されたエチレン・1－ブテン・プロピレン共重合体	－	－	－	－	－	II	2	プロピレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
2	アクリル酸・アクリル酸 2－エチルヘキシル・スチレン・無水マレイン酸共重合体でグラフト化されたエチレン・プロピレン共重合体	－	－	－	－	－	II	2	プロピレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
3	アクリル酸・アクリル酸 2－エチルヘキシル・スチレン・無水マレイン酸共重合体でグラフト化された 1－ブテン・プロピレン共重合体	－	－	－	－	－	II	2	プロピレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
4	アクリル酸イソブチル・エチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	2	
5	アクリル酸 2－エチルヘキシル・アクリル酸ブチル・エチレン・プロピレン・無水マレイン酸・メタクリル酸ブチル・メタクリル酸ラウリル共重合体	－	－	－	－	－	II	2	プロピレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
6	アクリル酸・エチレン共重合体	○	○	○	－	○	II	1, 2	
7	アクリロニトリル・ブタジエン共重合体	○	○	○	○	○	III	2	
8	イソブテン・イソプレン共重合体	○	○	○	○	○	III	2	
9	イソブテン単独重合体	○	○	○	○	○	III	1, 2	
10	イソブテン・ブテン共重合体	○	○	○	○	○	III	2	
11	エチレン・酢酸ビニル共重合体	○	○	○	○	○	III	1, 2	エチレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
12	エチレン・プロピレン共重合体	○	○	○	○	○	III	1, 2	
13	エチレン・メタクリル酸共重合体 (アンモニウム、カルシウム、マグネシウム、カリウム、ナトリウム、亜鉛塩を含む)	○	○	○	○	○	III	1， 2	
14	エチレン・メタクリル酸グリシジル共重合体	○	○	○	－	○	II	2	エチレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
15	塩化ビニル・酢酸ビニル・メタクリル酸 2， 3－エポキシプロピル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
16	塩素化処理されたイソブテン・イソプレン共重合体	○	○	○	○	○	III	2	
17	塩素化処理されたエチレン単独重合体	○	○	－	○	○	III	1, 2	
18	塩素化処理されたプロピレン単独重合体	○	○	○	○	○	III	1, 2	
19	塩素化処理されたプロピレン・無水マレイン酸共重合体	○	○	○	○	○	II	2	
20	クロロブレン単独重合体	○	○	○	○	○	III	1, 2	
21	酸化処理されたエチレン・プロピレン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
22	水素化処理及び無水マレイン酸修飾されたスチレン・1， 3－ブタジエン共重合体	－	○	○	－	－	I	2	水、酸及びアルカリに不溶であり、基ポリマー構成成分に対して分子量1,000未満の成分が 1 % 以下であること。
23	水素化処理及び無水マレイン酸修飾されたスチレン・1， 3－ブタジエン共重合体とアルキルアルコール（C＝2， 3）の反応生成物	－	○	○	－	○	I	2	水、酸及びアルカリに不溶であり、基ポリマー構成成分に対して分子量1,000未満の成分が 1 % 以下であること。
24	スチレン・プロピレン共重合体	－	－	－	－	－	II	2	プロピレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
25	ブタジエン・メチルスチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	2	
26	マレイン酸修飾されたエチレン単独重合体	○	○	○	○	○	III	1, 2	
27	マレイン酸修飾されたエチレン・1－ブテン・プロピレン共重合体	－	○	○	－	○	III	2	
28	無水マレイン酸修飾された 1－ブテン・プロピレン共重合体	○	○	○	○	○	III	1, 2	
29	無水マレイン酸修飾されたプロピレン単独重合体	○	○	○	○	○	III	1, 2	
30	無水マレイン酸またはクロロマレイン酸で末端処理されたエチレン・1－ブテン・プロピレン共重合体の塩素化反応生成物	○	○	－	○	○	III	1	
31	無水マレイン酸・メタクリル酸ブチル・メタクリル酸メチル共重合体でグラフト化されたエチレン・1－ブテン・プロピレン共重合体	－	－	－	－	－	II	2	プロピレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
32	無水マレイン酸・メタクリル酸ブチル・メタクリル酸メチル共重合体でグラフト化されたエチレン・プロピレン共重合体	－	－	－	－	－	II	2	プロピレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。食品に接触しない部分に限り、使用することができる。

10． 1～9 以外のイソシアネート化合物を原料とする重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	N－（2－アミノエチル）－2－アミノエタンスルホン酸のナトリウム塩・ヘキサメチレンジイソシアネート・1， 6－ヘキサジオール・無水フタル酸共重合体	○	○	○	－	○	II	3	
2	4， 4’－ジフェニルメタンジイソシアネート・3， 3’－ジメチル－4， 4’－ビフェニレンジイソシアネート・無水トリメリット酸共重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	
3	2－ブタノンオキシムで末端処理されたヘキサメチレンジシアネート単独重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	

11． 1～10以外のホルムアルデヒドを原料とする重合体

通し番号		物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
			酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1		アセトフェノン・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	－	○	○	III	1	
2		キシレン・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	
3		シクロヘキサノン・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	平均分子量は600～610の範囲であること。
4		水素化処理されたアセトフェノン・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
5		トルエンスルホンアミド・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	III	1, 3	
6		ナフタレンスルホン酸・ホルムアルデヒド共重合体のナトリウム塩	○	○	○	○	○	III	1, 3	
7		次のモノマー（1 種以上）とホルムアルデヒド及びブタノールの共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
	(1)	アクリル酸エチル								
	(2)	スチレン								
	(3)	メタクリル酸								

12． 1～11以外の含硫黄化合物を原料とする重合体

通し番号		物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
			酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			

1	アルカリ加水分解処理された4，4’-ジクロロジフェニルスルホン単独重合体	○	○	○	○	○	III	1	
2	過硫酸のアンモニウム塩・スチレン・ドデカンチオール・1，3-ブタジエン・フマル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
3	過硫酸のカリウム塩・スチレン・ドデカンチオール・1，3-ブタジエン・フマル酸・メタクリル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	

13. 1～12以外のハロゲン化炭化水素を原料とする重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	イタコン酸・メタクリル酸・メタクリル酸3，3，4，4，5，5，6，6，7，7，8，8，8-トリデカフルオロオクチル・メタクリル酸2-ヒドロキシエチル共重合体のナトリウム塩	○	○	○	○	○	III	1	
2	エチルビニルエーテル・クロロトリフルオロエチレン・シクロヘキシルビニルエーテル・1，4-ブタンジオールのビニルエーテル共重合体	○	○	○	○	○	II	1	
3	メタクリル酸2-（N，N-ジエチルアミノ）エチル・メタクリル酸3，3，4，4，5，5，6，6，7，7，8，8，8-トリデカフルオロオクチル・メタクリル酸2-ヒドロキシエチル・メタクリル酸とトリエチレングリコールのジエステル共重合体の酢酸塩	○	○	○	○	○	III	1	
4	メタクリル酸2-（N，N-ジエチルアミノ）エチル・メタクリル酸3，3，4，4，5，5，6，6，7，7，8，8，8-トリデカフルオロオクチル・メタクリル酸2-ヒドロキシエチル・メタクリル酸とトリエチレングリコールのジエステル共重合体のリンゴ酸塩	○	○	○	○	○	III	1	
5	メタクリル酸・メタクリル酸3，3，4，4，5，5，6，6，7，7，8，8，8-トリデカフルオロオクチル・メタクリル酸2-ヒドロキシエチル共重合体のナトリウム塩	○	○	○	○	○	III	1	

14. 1～13以外の含窒素化合物を原料とする重合体

通し番号		物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
			酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
		ア シアン化合物を原料とするポリマー								
1		次のモノマーの共重合体	○	○	○	○	○	II	3	他の基ポリマーと混合又は反応させて使用してはならない。
	(1)	2-シアノアクリル酸イソブチル								
	(2)	2-シアノアクリル酸イソプロピル								
	(3)	2-シアノアクリル酸エチル								
	(4)	2-シアノアクリル酸2-エトキシエチル								
	(5)	2-シアノアクリル酸メチル								
		イ ニトリル化合物を原料とするポリマー								
1		アクリル酸・アクリロニトリル・メタクリル酸エチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	アクリロニトリルは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
2		アクリロニトリル・過硫酸のカリウム塩・tert-ドデカンチオール・1，3-ブタジエン・フマル酸・メタクリル酸・メタクリロニトリル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
3		アクリロニトリル・過硫酸のカリウム塩・ドデカンチオール・1，3-ブタジエン・メタクリル酸・フマル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
4		アクリロニトリル・スチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50%を超えるものであること。
5		アクリロニトリル・1，3-ブタジエン・フマル酸・メタクリル酸・メタクリロニトリル共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
6		アクリロニトリル・ブタジエン・メタクリル酸共重合体	○	○	○	—	○	II	1,3	
7		ブタジエン単独重合体でグラフト化されたメタクリロニトリル単独重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
		ウ アミン・アミド化合物を原料とするポリマー								
1		アクリル酸・アクリルアミド共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	アクリルアミドは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
2		アクリル酸・アクリル酸ブチル・スチレン・N-（ヒドロキシメチル）-アクリルアミド・メタクリル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	1	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。 1-（ヒドロキシメチル）-2-（2-プロペニルオキシ）エチル アルキル（分岐 C10—14）エーテルとポリエチレングリコールの硫酸エステルのエーテルのアンモニウム塩と反応させて使用することができる。
3		N-（イソブトキシメチル）-アクリルアミドの単独重合体	○	○	○	○	○	III	1	
4		エチレンジアミン・エピクロルヒドリン・ジメチルアミン共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
5		加水分解処理されたアクリルアミド単独重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
6		グリシジルアルコールで修飾されたアジリジン単独重合体	○	○	○	○	○	II	3	
7		1-クロロブタンで修飾されたアジリジン単独重合体	○	○	○	○	○	II	1,3	
8		2-（ジメチルアミノ）エタノールの単独重合体	○	○	○	○	○	III	1	

15. 1～14以外の芳香族化合物を原料とする重合体

番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アクリル酸・アクリル酸エチル・アクリル酸2-（2-エトキシエトキシ）エチル・アクリル酸ブチル・スチレン・メタクリル酸・メタクリル酸ブチル・メタクリル酸メチル・α-メチルスチレン共重合体	—	○	○	—	○	II	3	スチレン及びα-メチルスチレンの合計は基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
2	アクリル酸・アクリル酸2-エチルヘキシル・スチレン・メタクリル酸グリシジル共重合体のステアリルアミン塩	—	—	—	—	○	I	3	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
3	アクリル酸・アクリル酸ブチル・スチレン・マレイン酸イソブチル・マレイン酸2-（2-エトキシエトキシ）エチル・マレイン酸2-（1-メチルエトキシ）エチル・マレイン酸2-[2-（2-メトキシエトキシ）エトキシ]エチル・メタクリル酸・メタクリル酸メチル・α-メチルスチレン共重合体	—	—	—	—	○	II	3	マレイン酸イソブチル、マレイン酸2-（2-エトキシエトキシ）エチル、マレイン酸2-（1-メチルエトキシ）エチル及びマレイン酸2-[2-（2-メトキシエトキシ）エトキシ]エチルの合計は基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
4	アクリル酸エチル・スチレン・メタクリル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50%を超えるものであること。
5	アクリル酸エチル・スチレン・メタクリル酸・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50%を超えるものであること。
6	アクリル酸・スチレン・α-メチルスチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	スチレン及びα-メチルスチレンの合計は基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
7	イソブテン・スチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
8	インデン・ベンゾフラン共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	

9	エチレン・スチレン・プロピレン共重合体	－	－	－	－	－	II	2	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。 食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
10	エチレン・スチレン・プロピレン・無水マレイン酸共重合体	－	－	－	－	－	II	2	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。 食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
11	ジビニルベンゼン・メタクリル酸共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	ジビニルベンゼンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
12	2， 6－ジメチルー1， 4－フェニレンオキシドの単独重合体	○	○	○	○	○	III	3	
13	スチレン・プロピレン共重合体	－	－	－	－	－	II	2	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。 食品に接触しない部分に限り使用することができる。
14	スチレン・マレイン酸イソプロピル・メタクリル酸メチル共重合体のナトリウム塩	－	－	－	－	○	II	3	マレイン酸イソプロピルは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
15	スチレン・マレイン酸共重合体と2－プロパノール及び4－メチルー2－ペンタノールのエステル	○	○	○	－	○	II	3	
16	スチレン・マレイン酸2－（1－メチルエトキシ）エチル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	II	3	マレイン酸 2－（1－メチルエトキシ）エチルは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
17	スチレン・無水マレイン酸共重合体	－	－	－	－	－	II	2	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。 食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
18	スチレン・メタクリル酸・メタクリル酸2－エチルヘキシル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	スチレンは基ポリマー構成成分に対して50%以上であること。
19	スチレン・α－メチルスチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	1,2	
20	石油炭化水素（芳香族炭化水素）重合体	○	○	○	○	○	III	3	
21	ビスフェノールA・ビスフェノールAのジグリシジルエーテル共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
22	α－メチルスチレン単独重合体	○	○	○	○	○	III	3	
23	メチルスチレン・α－メチルスチレン共重合体	○	○	○	○	○	III	2	
24	α－メチルスチレン・4－メチルスチレン共重合体	○	○	○	－	○	I	2	

16. 1～15以外のポリオールを原料とする重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	エトキシル化処理されたグリセロール	○	○	○	○	○	III	3	
2	エトキシル化処理されたデカノール	－	－	－	－	－	III	3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
3	エトキシル化処理された2， 6， 8－トリメチルー4－ノナノール	－	－	－	－	－	III	3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
4	オキシラン・2－メチルオキシラン共重合体	○	○	○	○	○	III	3	
5	2－〔〔3－（トリメトキシシリル）プロポキシ〕メチル〕オキシラン単独重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
6	プロポキシル化処理されたグリセロール	○	○	○	○	○	III	3	

17. 1～16 以外の炭化水素を原料とする重合体

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	酢酸ビニル・ジシクロペンタジエン共重合体	○	○	○	○	○	III	1	
2	水素化処理された石油炭化水素重合体	○	○	○	－	○	I	3	
3	水素化処理された1－ブテン単独重合体	○	○	○	○	○	III	3	
4	石油炭化水素（C＝5～9）重合体	○	○	○	○	○	III	3	
5	石油炭化水素重合体（シクロペンタジエンタイプ）	○	○	○	○	○	III	3	
6	フェノールで修飾されたイソブレン単独重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	

18. 架橋剤（1～17のポリマーを架橋させる目的で使用するもの。）

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アクリル酸エチル	○	○	○	○	○	III	1	
2	アクリル酸オクチル	○	○	○	○	○	III	1	
3	アクリル酸ブチル	○	○	○	○	○	III	1,3	
4	アクリル酸メチル	○	○	○	○	○	III	1	
5	アジピン酸ジヒドラジド	－	－	－	－	－	III	1,3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
6	3－アジリジノプロピオン酸とトリメチロールプロパンのトリエステル	○	○	○	○	○	III	1	
7	アジリジン	○	○	○	○	○	III	1	
8	アジリジン単独重合体	○	○	○	○	○	III	1	
9	3－アミノプロピルトリエトキシシラン	－	－	－	－	－	III	1	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
10	3－アミノプロピルトリメトキシシラン	－	－	－	－	－	III	1	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
11	2－アミノ－2－メチルー1－プロパノール	○	○	○	○	○	III	1	
12	安息香酸	○	○	○	○	○	III	1	
13	イソシアヌル酸トリグリシジル	○	○	○	○	○	III	1	
14	イソホロンジアミン	○	○	○	○	○	III	1	
15	2－エチルヘキサン酸のスズ（2＋）塩	○	○	○	○	○	III	1	
16	2－エチルー4－メチルイミダゾール	○	○	○	○	○	III	1	
17	エチレンジアミン	○	○	○	○	○	III	1	
18	エピクロルヒドリン・トリメチロールプロパン共重合体	－	－	－	－	－	III	1,3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
19	オキシ塩化ジルコニウム	－	－	－	－	－	III	1,3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
20	N－オレイル－1， 3－ジアミノプロパン	○	○	○	○	○	III	1	
21	1， 3－キシレンジアミン	○	○	○	○	○	III	1	
22	グリシジル3－（トリメトキシシリル）プロピルエーテル	○	○	○	○	○	III	1,3	合成樹脂区分3の基ポリマーは食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
23	コハク酸ジヒドラジド	－	－	－	－	－	III	1,3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
24	酢酸のアルミニウム塩	○	○	○	○	○	III	1	
25	シアノグアニジン	○	○	○	○	○	III	1	
26	N， N－ジェチルー1， 3－プロパンジアミン	○	○	○	○	○	III	1	
27	ジエチレントリアミン	○	○	○	○	○	III	1	
28	ジフェニルアミン	○	○	○	○	○	III	1	
29	脂肪酸修飾されたテトラエチレンペンタミン	○	○	○	○	○	III	1	
30	2－（ジメチルアミノ）－2－メチルー1－プロパノール	○	○	○	○	○	III	1	
31	ジメチルアミン	○	○	○	○	○	III	1	
32	重合化処理及び加水分解処理されたテトラエトキシシラン	－	－	－	－	－	III	1	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
33	スチレン	○	○	○	○	○	III	1	
34	テトラエチレンペンタミン	○	○	○	○	○	III	1	

35	N，N，N'，N'－テトラキス（2－ヒドロキシプロピル）－アジピン酸アミド	○	○	○	○	○	III	1	
36	N，N，N'，N'－テトラ（2－ヒドロキシ－3－メタクリロキシ（またはブトキシ、フェノキシ）プロピル－1，3－ビス（アミノメチル）シクロヘキサン	○	○	○	○	○	III	1	
37	トリエタノールアミン	○	○	○	○	○	III	1	
38	トリエチルアミン	○	○	○	○	○	III	1	
39	トリエチレンテトラミン	○	○	○	○	○	III	1	
40	2，4，6－トリス〔（ジメチルアミノ）メチル〕フェノール	○	○	○	－	○	II	1	
41	トリス（2－プロパノール）アミン	－	－	－	－	－	III	1,3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
42	N－（3－トリメトキシシリプロピル）－エチレンジアミン	－	－	－	－	－	III	1,3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
43	ナフタレンスルホン酸・ホルムアルデヒド共重合体のナトリウム塩	○	○	○	○	○	III	1	
44	7．ポリウレタンの1 ア イソシアネート化合物	○	○	○	○	○	III	1,3	
45	微結晶石英とN－β－（N－ビニルベンジルアミノ）エチル－γ－アミノプロピルトリメトキシシラン塩酸塩との反応生成物	○	○	○	○	○	III	1	
46	1，3－ビス（アミノメチル）シクロヘキサン	○	○	○	○	○	III	1	
47	ビス〔（ジメチルアミノ）メチル〕フェノール	○	○	○	－	○	II	1	
48	2，2－ビス（ヒドロキシメチル）プロピオン酸	－	－	－	－	－	III	1,3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
49	ビス（2－プロパノール）アミン	○	○	○	○	○	III	1	
50	2－フェニルイミダゾール	○	○	○	○	○	III	1	
51	フェノール	○	○	○	○	○	III	1	
52	ブタノールのチタン（4＋）塩	○	○	○	○	○	III	1	
53	2－ブタノンオキシムで修飾されたイソホロンジシアネート単独重合体	○	○	○	○	○	III	1	
54	ヘキサメチレンテトラミン	○	○	○	○	○	III	1	
55	ペルオキシ安息香酸4－tert－ブチル	○	○	○	○	○	III	1	
56	ベンジルアルコール	○	○	○	○	○	III	1	
57	ポリエチレングリコールのジグリシジルエーテル	○	○	○	－	○	II	1	
58	ポリグリセロールのグリシジルエーテル	○	○	○	○	○	III	1	100mg／m ² 以下で使用することができる。
59	ポリリン酸	○	○	○	○	○	III	1	
60	無水コハク酸	○	○	○	○	○	III	1	
61	無水トリメリット酸	○	○	○	○	○	III	1	
62	無水フタル酸	○	○	○	○	○	III	1	
63	メタクリル酸3－（トリメトキシシリル）プロピル	－	－	－	－	－	III	1	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
64	メタクリル酸ブチル	○	○	○	○	○	III	1	
65	メタクリル酸メチル	○	○	○	○	○	III	1	
66	N－メチル－3－アミノプロパノール	○	○	○	○	○	III	1	
67	メチルスチレン	○	○	○	○	○	III	1	
68	4，4'－メチレンジアニリン	○	○	○	○	○	III	1	
69	モノブチルスズオキシド	○	○	○	○	○	III	1	
70	酪酸のアルミニウム塩	○	○	○	○	○	III	1	
71	リン酸	○	○	○	○	○	III	1	
72	リン酸ジブチル	○	○	○	○	○	III	1	
73	リン酸（モノ－，ジ－）エチル	○	○	○	○	○	III	1	

19. 1～17のポリマーを高分子化又は架橋反応させる目的で使用する高分子成分

通し番号		物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
			酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
		ア 天然化石ポリマー								
1		エレミガム	○	○	○	○	○	III	1,3	
2		エレミのグリセリルエステル	○	○	○	○	○	III	1,3	
3		ギルソナイト	○	○	○	○	○	III	1,3	
4		コーバルガム	○	○	○	○	○	III	1,3	
5		コーバルのグリセリルエステル	○	○	○	○	○	III	1,3	
6		サンダラックガム	○	○	○	○	○	III	1,3	
7		サンダラックのグリセリルエステル	○	○	○	○	○	III	1,3	
8		ダンマルガム	○	○	○	○	○	III	1,3	
9		ダンマルのグリセリルエステル	○	○	○	○	○	III	1,3	
10		ラックガム（シェラック）	○	○	○	○	○	III	1,3	
		イ ロジン及びロジン誘導体								
1		重合化処理されたロジン（ガムロジン、トール油ロジン、ウッドロジンを含む）	○	○	○	○	○	III	1,3	
2		水素化処理されたロジン（ガムロジン、トール油ロジン、ウッドロジンを含む）	○	○	○	○	○	III	1,3	
3		脱カルボキシル化処理されたロジン	○	○	○	○	○	III	1,3	
4		二量化処理されたロジン（ガムロジン、トール油ロジン、ウッドロジンを含む）	○	○	○	○	○	III	1,3	
5		不均化処理されたロジン（ガムロジン、トール油ロジン、ウッドロジンを含む）	○	○	○	○	○	III	1,3	
6		ロジン（ガムロジン、トール油ロジン、ウッドロジンを含む）	○	○	○	○	○	III	1,3	
7		次のアルコールと1～6のロジン類のエステル								
	(1)	エチレングリコール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(2)	エピクロヒドリン・ビスフェノールA共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(3)	エピクロヒドリン・ビスフェノールB共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(4)	グリセロール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(5)	ジエチレングリコール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(6)	ペンタエリスリトール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(7)	メタノール	○	○	○	○	○	III	1,3	
8		次の物質で修飾された7のエステル								
	(1)	無水マレイン酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
9		樹脂酸の塩								
	(1)	樹脂酸の亜鉛塩	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(2)	樹脂酸のカルシウム塩	○	○	○	○	○	III	1,3	
		ウ テルベンポリマー								
1		次のモノマー（1種以上）の重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	

	(1)	ジベンテン								
	(2)	αービネン								
	(3)	βービネン								
2		水素化処理されたジベンテン単独重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
3		水素化処理されたジベンテン・αービネン・βービネン共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
4		αービネン・フェノール共重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
		エセルロース及びセルロール誘導体								
1		エチルセルロース	○	○	○	○	○	III	1,3	
2		エチルヒドロキシエチルセルロース	○	○	○	○	○	III	1,3	
3		エチルメチルセルロース	○	○	○	○	○	III	1,3	
4		カルボキシメチルセルロース	○	○	○	○	○	III	1,3	
5		酢酸セルロース	○	○	○	○	○	III	1,3	
6		酢酸プロピオン酸セルロース	○	○	○	○	○	III	1,3	
7		酢酸酪酸セルロース	○	○	○	○	○	III	1,3	
8		セルロース	○	○	○	○	○	III	1,3	
9		ニトロセルロース	○	○	○	○	○	III	1,3	
10		ヒドロキシエチルセルロース	○	○	○	○	○	III	1,3	
11		ヒドロキシプロピルメチルセルロース	○	○	○	○	○	III	1,3	
12		メチルセルロース	○	○	○	○	○	III	1,3	
		オ 油変性ポリマー								以下の油脂から誘導されるトリグリセリドや脂肪酸を含むものであること。
1		次の油脂の乾性油（トリグリセリド及び脂肪酸を含む）								
	(1)	麻実油	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(2)	亜麻仁油	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(3)	オイシシカ油	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(4)	カボチャ種子油	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(5)	キャンドルナッツ油	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(6)	魚油（精製されたものも含む）	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(7)	桐油	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(8)	クルミ油	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(9)	ケン実油	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(10)	ゴマ油	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(11)	サフラワー油	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(12)	大豆油	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(13)	脱水処理されたヒマシ油	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(14)	トウモロコシ油	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(15)	トール油	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(16)	ヒマシ油	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(17)	ヒマワリ油	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(18)	ブナ実油	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(19)	ペリラ油	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(20)	綿実油	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(21)	ヤシ油	○	○	○	○	○	III	1,3	
2		次のアルコールと 1 の乾性油のエステル								
	(1)	エチレングリコール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(2)	ソルビトール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(3)	トリメチロールエタン	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(4)	トリメチロールプロパン	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(5)	ブタンジオール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(6)	プロピレングリコール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(7)	ペンタエリスリトール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(8)	ポリエチレングリコール	○	○	○	○	○	III	1,3	
	(9)	ポリプロピレングリコール	○	○	○	○	○	III	1,3	
		カ その他の高分子								
1		アラビアガム	○	○	○	○	○	III	1,3	
2		塩酸処理された天然ゴム	○	○	○	○	○	III	1,2	
3		ガティガム	○	○	○	○	○	III	1,3	
4		カラヤガム	○	○	○	○	○	III	1,3	
5		グアヤクガム	○	○	○	○	○	III	1,3	
6		水素化処理された石油炭化水素重合体	○	○	○	○	○	III	1,2	
7		石油炭化水素（C＝8～10の芳香族炭化水素）の重合体	○	○	○	○	○	III	1,3	
8		デキストリン	○	○	○	○	○	III	1,3	
9		天然ゴム	○	○	○	○	○	III	1,3	
10		天然ゴムラテックス	○	○	○	○	○	III	1,3	
11		トラガントガム	○	○	○	○	○	III	1,3	
12		パラフィンワックス	○	○	○	○	○	III	1,2	
13		フェノールで修飾された天然ゴム	○	○	○	○	○	III	1,3	
14		ポリエチレングリコール	○	○	○	○	○	III	1,3	

備考
a 表中「食品区分」の欄は、次のとおりとする。
① 「○」は、表中の物質を原材料とした器具又は容器包装が、当該食品に対して使用可能であることを示す。
② 「ー」は、表中の物質を原材料とした器具又は容器包装が、当該食品に対して使用不可であることを示す。
b 表中「最高温度」の欄は、次のとおりとする。
① 「Ⅰ」は、表中の物質を原材料とした器具又は容器包装が使用された際に達することが許容される最高温度が70℃であることを示す。
② 「Ⅱ」は、表中の物質を原材料とした器具又は容器包装が使用された際に達することが許容される最高温度が100℃であることを示す。
③ 「Ⅲ」は、表中の物質を原材料とした器具又は容器包装が使用された際に達することが許容される最高温度が100℃を超えることを示す。
c 表中「合成樹脂区分」の欄は、次のとおりとする。
① 「1」は、ガラス転移温度若しくはボールプレッシャー温度が150℃以上のポリマー又は架橋構造を有し、融点が150℃以上のポリマー（4から7までに該当するものを除く。）に類するものであることを示す。
② 「2」は、吸水率が0.1%以下のポリマー（1及び4から7までに該当するものを除く。）に類するものであることを示す。
③ 「3」は、吸水率が0.1%を超えるポリマー（1及び4から7までに該当するものを除く。）に類するものであることを示す。
④ 「4」は、塩化ビニル又は塩化ビニリデンに由来する部分の割合が50%以上のポリマーであることを示す。
⑤ 「5」は、エチレンに由来する部分の割合が50%以上のポリマーであることを示す。
⑥ 「6」は、プロピレンに由来する部分の割合が50%以上のポリマーであることを示す。
⑦ 「7」は、テレフタル酸及びエチレングリコールに由来する部分の割合が50mol%以上のポリマーであることを示す。

(3)

通し番号		物質名	特記事項
1		アルコール類	
	(1)	アセトン	
	(2)	エタノール	
	(3)	エチレングリコール	
	(4)	エピクロルヒドリン	
	(5)	オキシラン	
	(6)	オクタノール	
	(7)	グリセロール	
	(8)	ジエチレングリコール	
	(9)	1，3－ジオキサシクロヘプタン	
	(10)	1，3－ジオキソラン	
	(11)	4，4’－ジフルオロベンゾフェノン	
	(12)	ジプロピレングリコール	
	(13)	ジペンタエリスリトール	
	(14)	2，5－ジメチル－2，5－ビス（tert－ブチルペルオキシ）ヘキサン	
	(15)	ジメトキシメタン	
	(16)	デカノール	
	(17)	テトラエチレングリコール	
	(18)	トリエチレングリコール	
	(19)	1，3，5－トリオキサン	
	(20)	トリフルオロメチルトリフルオロビニルエーテル	
	(21)	トリプロピレングリコール	
	(22)	トリメチロールプロパン	
	(23)	トリメチロールプロパンのジアリルエーテル	
	(24)	トリメチロールプロパンのトリアリルエーテル	
	(25)	トリメチロールプロパンのモノアリルエーテル	
	(26)	ネオペンチルグリコール	
	(27)	ノナノール	
	(28)	パルミチルアルコール	
	(29)	1，4－ビス（ヒドロキシメチル）シクロヘキサン	
	(30)	ブタノール	
	(31)	1，3－ブタンジオール	
	(32)	1，4－ブタンジオール	
	(33)	プロパノール	
	(34)	2－プロパノール	
	(35)	1，3－プロパンジオール	
	(36)	プロピレングリコール	
	(37)	ヘptaフルオロプロビルトリフルオロビニルエーテル	
	(38)	ペンジルアルコール	
	(39)	ペンタエリスリトール	
	(40)	ペンタノール	
	(41)	ペンタフルオロエチルトリフルオロビニルエーテル	
	(42)	マンニトール	
	(43)	メタノール	
	(44)	2－メチルオキシラン	
2		アルデヒド化合物	
	(1)	ブチルアルデヒド	
	(2)	プロピルアルデヒド	
	(3)	ベンズアルデヒド	
	(4)	ホルムアルデヒド	
3		イソシアネート化合物	
	(1)	4，4’－ジフェニルメタンジイソシアネート	

	(2)	2， 6－トルエンジイソシアネート	
	(3)	ヘキサメチレンジイソシアネート	
4		炭化水素化合物	
	(1)	アセチレン	
	(2)	イソブテン	
	(3)	イソプレン	
	(4)	イソペンタン	
	(5)	エチレン	
	(6)	塩化ビニリデン	
	(7)	塩化ビニル	
	(8)	1－オクテン	
	(9)	クロロトリフルオロエチレン	
	(10)	1， 2－ジクロロエタン	
	(11)	1， 4－ジクロロベンゼン	
	(12)	ジビニルベンゼン	
	(13)	1， 1－ジフルオロエタン	
	(14)	スチレン	
	(15)	テトラフルオロエチレン	
	(16)	3， 3， 4， 4， 5， 5， 6， 6， 6－ノナフルオロ－1－ヘキセン	
	(17)	2－ノルボルネン	
	(18)	α－ピネン	
	(19)	β－ピネン	
	(20)	1， 3－ブタジエン	
	(21)	ブタン	
	(22)	フッ化ビニリデン	
	(23)	1－ブテン	
	(24)	2－ブテン	
	(25)	プロピレン	
	(26)	ヘキサフルオロプロピレン	
	(27)	1－ヘキセン	
	(28)	ペンタン	
	(29)	4－メチル－1－ペンテン	
5		非芳香族有機酸類	
	(1)	アクリル酸	
	(2)	アクリル酸イソブチル	
	(3)	アクリル酸イソプロピル	
	(4)	アクリル酸エチル	
	(5)	アクリル酸2－エチルヘキシル	
	(6)	アクリル酸オクチル	
	(7)	アクリル酸ステアリル	
	(8)	アクリル酸とビスフェノールAのジエステル	
	(9)	アクリル酸と1， 4－ブタンジオールのジエステル	
	(10)	アクリル酸と1， 6－ヘキサンジオールジエステルのジエステル	
	(11)	アクリル酸とポリエチレングリコールのジエステル	
	(12)	アクリル酸2－ヒドロキシエチル	
	(13)	アクリル酸2－ヒドロキシプロピル	
	(14)	アクリル酸ブチル	
	(15)	アクリル酸tert－ブチル	
	(16)	アクリル酸sec－ブチル	
	(17)	アクリル酸プロピル	
	(18)	アクリル酸ベンジル	
	(19)	アクリル酸メチル	
	(20)	アクリル酸ラウリル	
	(21)	アジピン酸	
	(22)	アジピン酸ジビニル	

(23)	アセチル酢酸	
(24)	アゼライン酸	
(25)	アビエチン酸	
(26)	イタコン酸	
(27)	エイコサン酸	
(28)	エルカ酸	
(29)	オクタン酸	
(30)	ギ酸	
(31)	クエン酸	
(32)	グルタル酸	
(33)	クロトン酸	
(34)	コハク酸	
(35)	酢酸	
(36)	酢酸エチル	
(37)	酢酸ビニル	
(38)	酢酸ブチル	
(39)	L-酒石酸	
(40)	ステアリン酸	
(41)	セバシン酸	
(42)	ソルビン酸	
(43)	デカン酸	
(44)	1，10-デカンジカルボン酸	
(45)	乳酸	
(46)	乳酸ブチル	
(47)	パルミチン酸	
(48)	パルミチン酸ブチル	
(49)	パルミトレイン酸	
(50)	フマル酸	
(51)	プロピオン酸	
(52)	プロピオン酸ビニル	
(53)	ヘキサン酸	
(54)	ヘプタン酸	
(55)	ベヘン酸	
(56)	マレイン酸	
(57)	マレイン酸ジアリル	
(58)	マロン酸	
(59)	ミリスチン酸	
(60)	無水アジピン酸	
(61)	無水アゼライン酸	
(62)	無水グルタル酸	
(63)	無水コハク酸	
(64)	無水酢酸	
(65)	無水セバシン酸	
(66)	無水プロピオン酸	
(67)	無水マレイン酸	
(68)	無水メタクリル酸	
(69)	無水酪酸	
(70)	メタクリル酸	
(71)	メタクリル酸アリル	
(72)	メタクリル酸イソブチル	
(73)	メタクリル酸イソプロピル	
(74)	メタクリル酸エチル	
(75)	メタクリル酸グリシジル	
(76)	メタクリル酸シクロヘキシル	
(77)	メタクリル酸とエチレングリコールのジエステル	

	(78)	メタクリル酸とトリメチロールプロパンのトリエステル	
	(79)	メタクリル酸と1，3－ブタンジオールのジエステル	
	(80)	メタクリル酸とポリエチレングリコールのジエステル	
	(81)	メタクリル酸3－（トリメトキシシリル）プロピル	
	(82)	メタクリル酸2－ヒドロキシエチル	
	(83)	メタクリル酸フェニル	
	(84)	メタクリル酸2－フェノキシエチル	
	(85)	メタクリル酸ブチル	
	(86)	メタクリル酸tert－ブチル	
	(87)	メタクリル酸sec－ブチル	
	(88)	メタクリル酸プロピル	
	(89)	メタクリル酸ベンジル	
	(90)	メタクリル酸メチル	
	(91)	ラウリン酸	
	(92)	ラウリン酸ビニル	
	(93)	酪酸	
	(94)	リノール酸	
	(95)	リンゴ酸	
	(96)	リン酸とメタクリル酸2－ヒドロキシエチルのエステル	
	(97)	レブリン酸	
6	フェノール類		
	(1)	4－クミルフェノール	
	(2)	1，3－ジヒドロキシベンゼン	
	(3)	2，6－ジメチルフェノール	
	(4)	1，1，1－トリス（4－ヒドロキシフェニル）エタン	
	(5)	2，3，6－トリメチルフェノール	
	(6)	ビスフェノールA	
	(7)	ヒドロキノン	
	(8)	4，4’－ビフェノール	
	(9)	フェノール	
	(10)	2－メチルフェノール	
	(11)	3－メチルフェノール	
	(12)	4－メチルフェノール	
7	芳香族酸類		
	(1)	安息香酸	
	(2)	安息香酸エチル	
	(3)	安息香酸ブチル	
	(4)	安息香酸プロピル	
	(5)	安息香酸メチル	
	(6)	イソフタル酸	
	(7)	イソフタル酸ジクロライド	
	(8)	イソフタル酸ジメチル	
	(9)	3－クロロ－無水フタル酸	
	(10)	4－クロロ－無水フタル酸	
	(11)	サリチル酸	
	(12)	テレフタル酸	
	(13)	テレフタル酸ジクロライド	
	(14)	テレフタル酸ジメチル	
	(15)	トリメリット酸	
	(16)	2，6－ナフタレンジカルボン酸	
	(17)	2，6－ナフタレンジカルボン酸ジメチル	
	(18)	4－ヒドロキシ安息香酸	
	(19)	4－ヒドロキシ安息香酸イソプロピル	
	(20)	4－ヒドロキシ安息香酸エチル	
	(21)	4－ヒドロキシ安息香酸プロピル	

	(22)	4－ヒドロキシ安息香酸メチル	
	(23)	フタル酸	
	(24)	フタル酸ジアリル	
	(25)	無水トリメリット酸	
	(26)	無水フタル酸	
	8	無機酸類	
	(1)	塩化カルボニル	
	(2)	ジ亜リン酸	
	(3)	炭酸ジフェニル	
	(4)	テトラエトキシシラン	
	(5)	テトラメトキシシラン	
	(6)	ビニルトリメトキシシラン	
	(7)	ピロリン酸	
	(8)	リン酸	
	(9)	リン・モリブデン酸のアンモニウム塩	
	9	有機硫黄化合物	
	(1)	2－アクリルアミド－2－メチルプロパンスルホン酸	
	(2)	ジメチルスルホキシド	
	(3)	スチレンスルホン酸	
	(4)	ビス（4－アミノフェニル）スルホン	
	(5)	ビス（4－クロロフェニル）スルホン	
	(6)	ビス（4－ヒドロキシフェニル）スルホン	
	(7)	4－ヒドロキシ－3，5－ジ－tert－ブチルベンジルホスホン酸ジエチル	
	(8)	メタクリル酸2－スルホエチル	
	(9)	メタクリル酸3－スルホプロピル	
	(10)	メタリルスルホン酸のナトリウム塩	
	10	有機窒素化合物	
	(1)	アクリルアミド	
	(2)	アクリロニトリル	
	(3)	1 1－アミノウンデカン酸	
	(4)	1 2－アミノラウリン酸	
	(5)	イソホロンジアミン	
	(6)	エチレンジアミン	
	(7)	エチレンジアミン四酢酸	
	(8)	エルカ酸アミド	
	(9)	カプロラクタム	
	(10)	1，3－キシレンジアミン	
	(11)	2，6－ジアミノ－4－フェニル－1，3，5－トリアジン	
	(12)	1，4－ジアミノブタン	
	(13)	シクロヘキシルアミン	
	(14)	1，3－ジメチル－2－イミダゾリジノン	
	(15)	ステアリン酸アミド	
	(16)	N，N，N’，N’－テトラグリンジル－1，3－ビス（アミノメチル）シクロヘキサン	
	(17)	トリエタノールアミン	
	(18)	3－（トリエトキシシリル）プロピル3－〔3－（ヘptaフルオロプロポキシ）ヘキサフルオロプロポキシ〕テトラフルオロプロピオン酸アミド	
	(19)	尿素	
	(20)	N－（ヒドロキシメチル）－アクリルアミド	
	(21)	N－（ヒドロキシメチル）－メタクリルアミド	
	(22)	N－ビニル－N－メチルアセトアミド	
	(23)	ヘキサメチレンジアミン	
	(24)	ベヘン酸アミド	
	(25)	メタクリルアミド	
	(26)	メタクリル酸2－（ジメチルアミノ）エチル	
	(27)	メタクリル酸とN－〔2－（2－オキソ－1－イミダゾリジニル）エチル〕グリコール酸アミドのエステル	
	(28)	メタクリロニトリル	

(29)	4, 4'-メチレンビス (シクロヘキサンアミン)	
(30)	メラミン	
(31)	ラウロラクタム	

別表第1 第2表

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分1	合成樹脂 区分2	合成樹脂 区分3	合成樹脂 区分4	合成樹脂 区分5	合成樹脂 区分6	合成樹脂 区分7	
1	亜塩素酸のナトリウム塩	－	0.03	0.03	－	－	－	－	
2	アクリルアミド・ジアリルアミンを主な構成成分とする重合体	10	10	10	－	4.2	4.2	－	
3	アクリルアミド・ビニルアルコールを主な構成成分とする重合体	0.5	－	0.5	－	－	－	－	
4	アクリルアミドを主な構成成分とする重合体	1	－	－	－	－	－	－	
5	アクリル酸・アクリル酸アルキル（C＝2，4）・メタクリル酸メチルを主な構成成分とする重合体	3	3	3	－	3	3	3	合成樹脂区分4を除き、600mg／m ² 以下で塗布することができる。
6	アクリル酸・アクリル酸エチルを主な構成成分とする重合体又はスチレン・無水マレイン酸を主な構成成分とする重合体でグラフト化されたアジピン酸又はアジピン酸ジメチル・エチレングリコール・テレフタル酸又はテレフタル酸ジメチル・1，4－ブタンジオール・フマル酸を主な構成成分とする重合体	－	－	0.17	－	－	－	－	
7	アクリル酸・アクリル酸3，3，4，4，5，5，6，6，7，7，8，8－トリデカフルオロオクチル・エチレングリコール・メタクリル酸・メタクリル酸2－ヒドロキシエチルを主な構成成分とする重合体	－	－	－	－	－	－	－	合成樹脂区分5、6及び7に限り、1200mg／m ² 以下で塗布することができる。
8	アクリル酸アルキル（C＝4，8）・アクリル酸2－ヒドロキシプロピル・アクリル酸2－ヒドロキシ－1－メチルエチル・イタコン酸・2，4－ジフェニル－4－メチル－1－ペンテン・スチレン・4－ビニルベンゼンスルホン酸・メタクリル酸・メタクリル酸メチルを主な構成成分とする重合体	0.5	0.5	0.5	－	－	－	－	
9	アクリル酸アルキル（C＝1，2，4）及び／又はエチレン及び／又はメタクリル酸アルキル（C＝1，2）・メタクリル酸グリシジルを主な構成成分とする重合体	50	50	50	50	－	－	50	
10	アクリル酸アルキル（C＝2，4，8）及び／又はメタクリル酸アルキル（C＝1，4，8，10，12～16，18）・エチレングリコール・トール油脂脂肪酸・N，N－ジメチル－1，3－プロパンジアミンを主な構成成分とする重合体	1	1	1	1	1	1	1	
11	アクリル酸アルキル（C＝2，4，8）及び／又はメタクリル酸アルキル（C＝1，4，8，10，12～16，18）を主な構成成分とする重合体	25	10	20	40	5	5	10	合成樹脂区分1に限り、310mg／m ² 以下で塗布することができる。
12	アクリル酸アルキル（C＝2，8）・1，3－ブタジエン・メタクリル酸メチルを主な構成成分とする重合体	25	－	－	－	－	－	－	
13	アクリル酸アルキル（C＝2，3）・フマル酸ジブチルを主な構成成分とする重合体	2	2	2	－	－	－	－	
14	アクリル酸アルキル（C＝2，3，4，8）・メタクリル酸アリル・メタクリル酸メチルを主な構成成分とする重合体	10	10	10	10	－	－	10	
15	アクリル酸イソブチル	5	5	5	－	－	－	－	
16	アクリル酸エチル・エチルスチレン・ジビニルベンゼン・1，3－ブタジエン・メタクリル酸メチルを主な構成成分とする重合体	50	50	50	50	－	－	50	
17	アクリル酸エチル・エチレングリコール・メタクリル酸及び／又はメタクリル酸エチルを主な構成成分とする重合体	2.1	2.1	27.8	－	－	－	－	合成樹脂区分3に限り、0.03mg／m ² 以下で塗布することができる。
18	アクリル酸エチル・ジビニルベンゼン・スチレン・1，3－ブタジエン・メタクリル酸メチルを主な構成成分とする重合体	－	40	40	－	－	－	－	
19	アクリル酸エチル・トリメチロールプロパン・メタクリル酸・メタクリル酸メチルを主な構成成分とする重合体	－	2	－	－	2	2	－	
20	アクリル酸2－エチルヘキシル	5	5	5	－	－	－	－	
21	アクリル酸2－エチルヘキシル・アクリル酸2－ヒドロキシエチル・アクリル酸ブチル（・カプロラクトン）を主な構成成分とする重合体	5.2	3	3	3	0.05	0.05	0.05	
22	アクリル酸2－エチルヘキシル・アジリジン・エチレングリコール及び／又はプロピレングリコール・カプロラクトン及び／又はバレロラクトン・ジエチレントリアミン・2－フェノキシエタノール・ヘキサメチレンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体	3	2	4.3	－	－	－	－	
23	アクリル酸2－エチルヘキシル・エチレングリコール・メタクリル酸及び／又はメタクリル酸メチルを主な構成成分とする重合体	2	1	1	1	1	1	1	
24	アクリル酸2－エチルヘキシル・エチレンジアミン・カプロラクトン・プロピレングリコール・ヘキサメチレンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体	42	42	42	42	42	42	42	
25	アクリル酸2－エチルヘキシル・酢酸ビニル・無水マレイン酸・メタクリル酸メチルを主な構成成分とする重合体	－	－	10	－	－	－	－	

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
26	アクリル酸 2－エチルヘキシル・スチレン・メタクリル酸・メ タクリル酸アルキル（C＝1， 4）を主な構成成分とする重合 体	3	－	3	－	－	－	－	
27	アクリル酸 2－エチルヘキシル・フマル酸ジブチルを主な構 成成分とする重合体	2	2	2	－	－	－	－	
28	アクリル酸エチル・メタクリル酸・メタクリル酸メチルを主な 構成成分とする重合体	20	－	－	－	－	－	－	
29	アクリル酸・エチレングリコール・〔4－アルキル－2－（1 －プロペニル）フェノール〕（C＝9）・2， 4－ジフェニル －4－メチル－1－ペンテン・スチレン・4－ビニルベンゼン スルホン酸・メタクリル酸・メタクリル酸メチルを主な構成成 分とする重合体	1	1.5	1.5	－	－	－	－	
30	アクリル酸・エチレングリコール・トール油脂脂肪酸・二量化及 び水素化処理された脂肪酸（不飽和C＝18）・1， 6－ヘキサ メチレンジアミンを主な構成成分とする重合体	－	－	－	0.5	－	－	－	
31	アクリル酸・エチレンを主な構成成分とする重合体	2	2	2	0.01	－	－	－	
32	アクリル酸エトキシエチル・アクリル酸 2－〔N－メチル－N －（ペルフルオロアルキルスルホニル）アミノ〕エチル（C＝ 4～7）・メタクリル酸グリシジル・メタクリル酸のコリンエ ステルを主な構成成分とする重合体	0.035	0.035	0.035	－	－	－	－	
33	アクリル酸及び／又はアクリル酸アルキル（C＝2， 4， 8） 及び／又はメタクリル酸及び／又はメタクリル酸メチル・エチ レングリコール及び／又はプロピレングリコールを主な構成成 分とする重合体	25	2	2	－	－	－	－	
34	アクリル酸及び／又はメタクリル酸及び／又はイタコン酸を主 な構成成分とする重合体又はを主な構成成分とする重合体（ナ トリウム、アンモニウム塩を含む。）	10	10	10	10	10	10	10	合成樹脂区分 3 を除き50mg／m ² 以下、合成樹脂区分 3 に限り 30 g／m ² 以下で塗布することができる。
35	アクリル酸・スチレンを主な構成成分とする重合体	1.5	1.5	1.5	－	－	－	－	
36	アクリル酸ステアリル・アクリル酸 2－ヒドロキシエチル・2 －メチル－1－ブテニル 2－ヒドロキシエチルエーテル・2－ メチル－1－ブテニル 2－ヒドロキシプロピルエーテルを主な 構成成分とする重合体	－	0.36	0.36	－	－	－	－	
37	アクリル酸とエトキシシル化又はプロポキシシル化処理（エチレン オキシド又はプロピレンオキシドの付加数は 4 以上）されたア リルアルコールの反応生成物	0.4	0.3	0.2	0.02	0.02	0.02	0.02	
38	アクリル酸とジペンタエリスリ トールのヘキサエステル	1.6	－	0.5	－	－	－	－	
39	アクリル酸とプロポキシシル化処理（プロピレンオキシドの付加 数は 4 以上）されたグリセロールのエステル	1.5	－	1.5	－	－	－	－	
40	アクリル酸とプロポキシシル化処理（プロピレンオキシドの付加 数は 4 以上）されたネオペンチルグリ コールのジエステル	6	6	6	6	6	6	6	
41	アクリル酸と 1， 6－ヘキサンジオールのジエステル	－	－	0.5	－	－	－	－	
42	アクリル酸 3， 3， 4， 4， 5， 5， 6， 6， 7， 7， 8， 8， 8－トリデカフルオロオクチル・N－ビニル－ピロリド ン・メタクリル酸 2－（ジメチルアミノ）エチルを主な構成成 分とする重合体	－	－	－	－	－	－	－	合成樹脂区分 5、6 及び 7 に限り、1200mg／m ² 以下 で塗布することができる。
43	アクリル酸 3－（トリメトキシシリル）プロピル	2	2	2	－	－	－	－	
44	アクリル酸の亜鉛塩	－	－	－	－	－	－	0.1	
45	アクリル酸 2－〔1－（2－ヒドロキシ－3， 5－ジ－tert－ ペンチルフェニル）エチル〕－4， 6－ジ－tert－ペンチル フェニル	1	1.5	1	0.2	0.3	0.3	－	
46	アクリル酸 4－ヒドロキシブチル	－	－	0.3	－	－	－	－	
47	アクリル酸ブチル	5	5	5	－	－	－	－	
48	アクリル酸ブチル・イソブチルビニルエーテルを主な構成成分 とする重合体	5	0.6	1.6	－	1.6	－	－	
49	アクリル酸ブチル・2－イソプロペニル－2－オキサゾリン・ ジビニルベンゼン・スチレンを主な構成成分とする重合体	－	2	2	2	2	2	－	
50	アクリル酸ブチル・イタコン酸・スチレン・メタクリル酸メチ ルを主な構成成分とする重合体	15	15	15	－	－	－	－	
51	アクリル酸ブチル・エチルスチレン・ジビニルベンゼン・スチ レン・1， 3－ブタジエン・メタクリル酸メチルを主な構成成 分とする重合体	50	50	50	50	－	－	50	
52	アクリル酸ブチル・エチレングリコール及び／又はプロピレン グリコール・2， 4－ジフェニル－4－メチル－1－ペンテ ン・スチレン・2－（ジエチルアミノ）エタノール・無水マレ イン酸を主な構成成分とする重合体	4.5	－	－	－	－	－	－	

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
53	アクリル酸ブチル・エチレングリコール及び／又はプロピレングリコール・メタクリル酸・メタクリル酸3，3，4，4，5，5，6，6，7，7，8，8，8－トリデカフルオロオクチルを主な構成成分とする重合体	0.5	0.5	0.5	－	－	－	－	
54	アクリル酸2－tert－ブチル－6－（2－ヒドロキシ－3－tert－ブチル－5－メチルベンジル）－4－メチルフェニル	0.5	8	0.5	0.5	0.5	0.5	－	合成樹脂区分5、6及び7の場合、100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
55	アクリル酸ブチル・ビニル2－メチルプロピルエーテルを主な構成成分とする重合体	5	－	－	－	－	－	－	
56	アクリル酸ブチル・メタクリル酸アリルを主な構成成分とする重合体	10	10	10	10	－	－	10	
57	アクリル酸又はメタクリル酸・アクリル酸アルキル（C＝2，4，8）及び／又はメタクリル酸アルキル（C＝1，4，12，13）を主な構成成分とする重合体	10	12	10	10	2	2	10	
58	アクリル酸・メタクリル酸メチルを主な構成成分とする重合体でグラフト化された酸化処理されたデンプンのナトリウム塩	－	－	0.5	－	－	－	0.5	
59	アクリル酸ラウリル・エチレン・プロピレン・1－ブテン・無水マレイン酸・メタクリル酸シクロヘキシルを主な構成成分とする重合体	－	50	50	－	－	－	－	
60	アクリロニトリル・スチレンを主な構成成分とする重合体でグラフト化されたエチレンを主な構成成分とする重合体	10	－	－	－	－	－	－	
61	アクリロニトリル・ブタジエン及び／又はメタクリロニトリルを主な構成成分とする重合体	50	50	50	50	5	－	－	
62	アクリロニトリル・メタクリル酸メチル・メタクリロニトリルを主な構成成分とする重合体	1	－	－	－	－	－	－	
63	アジピン酸	1	－	1.2	0.2	0.001	0.1	－	
64	アジピン酸又はアジピン酸ジメチル・二価アルキルアルコール（C＝2～5）・イソフタル酸又はイソフタル酸ジメチルを主な構成成分とする重合体	20	－	－	－	－	－	－	
65	アジピン酸・3－アミノメチル－3，5，5－トリメチルシクロヘキシルアミンを主な構成成分とする重合体	0.8	－	－	－	－	－	－	
66	アジピン酸・エピクロルヒドリン・カプロラクタム・ジエチレントリアミンを主な構成成分とする重合体	10	10	10	－	－	－	－	
67	アジピン酸・エピクロルヒドリン・ジエチレントリアミンを主な構成成分とする重合体	10	10	10	－	－	－	－	
68	アジピン酸・カプロラクタム・セバシン酸・ヘキサメチレンジアミンを主な構成成分とする重合体	1.5	－	1.5	－	－	－	－	
69	アジピン酸・グリセロール及び／又はペンタエリスリトール及び／又はトリメチロールプロパンを主な構成成分とする重合体	10	5	10	5	10	5	5	
70	アジピン酸ジアルキル（C＝4～20）	50	50	50	40	5	5	0.03	合成樹脂区分2、3及び7に限り、600mg／m ² 以下で塗布することができる。
71	アジピン酸ジオレイル	－	－	1	－	0.05	0.05	1	
72	アジピン酸ジヒドラジド	－	－	1.5	－	0.001	0.001	0.001	
73	アジピン酸ジメチル	20	－	20	－	－	－	－	食品に接触しない部分（合成樹脂区分3に限る。）に限り、30g／m ² 以下で使用する事ができる。
74	アジピン酸・大豆油・トリメチロールプロパン・ネオペンチルグリコール・無水フタル酸を主な構成成分とする重合体	0.6	0.06	0.6	0.06	0.6	－	－	合成樹脂区分1及び3に限り、18mg／m ² 以下で塗布することができる。
75	アジピン酸と2－（2－メトキシエトキシ）エタノール及びベンジルアルコールのエステル	－	－	13	－	－	－	－	100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
76	アジピン酸のジペンタエリスリチルエステル	0.5	0.5	0.5	2	－	－	－	
77	アジピン酸のペンタエリスリチルエステル	0.5	0.5	0.5	2	－	－	－	
78	アジピン酸ビス〔2－（2－ブトキシエトキシ）エチル〕	1	－	－	－	－	－	－	
79	アジピン酸又はアジピン酸ジメチル・エチレングリコール・5－スルホイソフタル酸（又は5－スルホイソフタル酸ジメチル）及び／又はテレフタル酸（又はテレフタル酸ジメチル）を主な構成成分とする重合体	1	1	1	1	1	1	1	
80	アジピン酸又はアジピン酸ジメチル・グルタル酸ジメチル・シクロヘキサンジメタノールを主な構成成分とする重合体	20	20	20	20	20	20	20	
81	アジピン酸又はアジピン酸ジメチル・二価アルキルアルコール（C＝2～6）を主な構成成分とする重合体	20	20	20	50	20	20	0.6	
82	亜硝酸ジシクロヘキシルアミン	1.6	－	0.003	－	0.003	－	－	
83	亜硝酸のナトリウム塩	5	5	5	0.1	0.1	0.1	0.1	
84	アジリジン・エチレングリコール及び／又はプロピレングリコール・カプロラクトン及び／又はバレロラクトン・リン酸を主な構成成分とする重合体	2	0.2	0.6	0.2	0.2	0.2	0.2	

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
85	アジリジン・エチレングリコール・カプロラク トン及び／又はバレロラク トン・ジエチレントリアミン・ヘキサメチレンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体	－	－	1.5	－	－	－	－	
86	アジリジン・エチレンジアミン・カプロラク トン・ネオデカン酸グリシジルを主な構成成分とする重合体	1	1	1	－	－	－	－	
87	アジリジン・エチレンジアミンを主な構成成分とする重合体とカプロラク トンを主な構成成分とする重合体のブロック共重合体	40	40	40	40	40	40	40	
88	アジリジン・カプロラク トン及び／又はバレロラク トン・ 2, 4－トルエンジイソシアネート・ 2, 2－ビス（ヒドロキシメチル）プロピオン酸・プロピレングリコールを主な構成成分とする重合体	1	1	1	1	1	1	1	
89	アジリジン・カプロラク トン及び／又はバレロラク トンを主な構成成分とする重合体	2.5	0.5	2.5	2.5	－	－	－	
90	アジリジン・ジエチレントリアミンを主な構成成分とする重合体	0.2	0.2	0.2	－	－	－	－	
91	1－アジリジンプロピオン酸2－エチルヘキシル・エチレングリコール及び／又はプロピレングリコール・エチレンジアミン・リン酸を主な構成成分とする重合体	10	5	10	5	12	5	5	
92	アジリジン・プロピレングリコール・リン酸を主な構成成分とする重合体	10	0.5	10	2	10	0.5	0.5	
93	アジリジン・リン酸を主な構成成分とする重合体	0.8	0.04	0.8	0.15	0.8	0.04	0.04	
94	アジリジンを主な構成成分とする重合体	0.2	0.2	0.2	－	－	－	0.15	
95	アジリジンを主な構成成分とする重合体でグラフト化されたカプロラク トンを主な構成成分とする重合体	1.6	0.09	0.09	－	－	－	－	
96	アジリジンを主な構成成分とする重合体と12－ヒドロキシステアリン酸を主な構成成分とする重合体のブロック共重合体	1.5	0.1	1.5	1.5	0.1	0.1	0.1	
97	N－アシル－サルコシン（C＝8～18）（ナトリウム塩を含む。）	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	
98	アスコルビン酸（ナトリウム、カルシウム塩を含む。）	1.6	0.3	0.5	5	0.3	0.3	0.3	
99	アセチルアセトン（カルシウム塩をふくむ）	－	－	－	5	－	－	－	
100	アセチルアセトンの亜鉛塩	20	－	10	－	－	－	－	
101	アセチルアセトンのジルコニウム塩	20	－	15	－	－	－	－	
102	1－（12－アセチルオキシステアリン酸）－2, 3－ジ酢酸グリセリル	3	3	3	30	3	3	3	
103	アセチルクエン酸トリエチル	5	－	0.005	30	0.005	－	－	
104	アセチルクエン酸トリス（2－エチルヘキシル）	－	－	－	30	－	－	－	
105	アセチルクエン酸トリブチル	35	3	45	50	3	0.5	5	合成樹脂区分 1、3 及び 7 に限り、15mg／m ² 以下で塗布することができる。
106	アセチル酢酸	－	－	－	0.1	－	－	－	
107	2－アセチルブチロラク トン	1	－	－	－	－	－	－	
108	アセチルリシノール酸ブチル	－	－	－	30	－	－	－	
109	アセチルリシノール酸メチル	－	8	8	30	8	－	－	合成樹脂区分 4 を除き、厚さ0.1mmを超える部分に使用してはならない。
110	3－〔2－（アセチロキシ）－5－（1, 1, 3, 3－テトラメチルブチル）フェニル〕－5－（1, 1, 3, 3－テトラメチルブチル）－2（3H）－ベンゾフラノン	1	－	－	－	－	－	－	
111	アセトアルデヒド	0.01	0.01	0.01	－	－	－	－	
112	アセト酢酸エチル（カルシウム塩を含む。）	1	－	－	1	－	－	－	
113	アセト酢酸エチルジイソプロポキシアルミニウム	10	10	10	－	－	－	－	
114	アセトフェノン・ホルムアルデヒドを主な構成成分とする重合体	20	20	20	－	－	－	－	
115	アセトン	5	5	5	5	5	5	5	
116	アゼライン酸ジヘキシル	－	0.5	0.5	24	0.05	－	－	
117	アゼライン酸・二量化処理された脂肪酸（不飽和C＝18）・ 1, 6－ヘキサメチレンジアミンを主な構成成分とする重合体	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	
118	アゼライン酸ビス（2－エチルヘキシル）	0.5	－	0.05	24	0.05	0.05	0.5	
119	アゾジカルボンアミド	5	5	5	2	5	2	－	
120	2, 2’－アゾビス（2－メチルブチロニトリル）	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	
121	2, 2’－アゾビス（2－メチルブチロニトリル）・エチレングリコール及び／又はプロピレングリコール・ 2, 4－ジフェニル－4－メチル－1－ペンテン・スチレン・無水マレイン酸を主な構成成分とする重合体	1	－	－	－	－	－	－	
122	アマニ油の重合体	5.6	5.6	5.6	－	－	－	－	
123	1－アミノ－4－アニリノ－2－プロモアントラキノン	－	－	0.01	－	－	－	－	

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
124	2－アミノ安息香酸アミド	－	－	－	－	－	－	0.05	
125	2－アミノ－2－イミダゾリンの塩酸塩	3	－	－	－	－	－	－	
126	2－アミノエタノール	0.6	0.6	1.25	0.3	0.3	0.3	0.3	油脂及び脂肪性食品に接触する部分に使用してはならない。
127	3－（2－アミノエチルアミノ）プロピルジメトキシメチルシラン	－	－	0.001	－	0.001	0.001	0.4	
128	3－〔（2－アミノエチル）アミノ〕プロピルメチルシロキサン・ジメチルシロキサンを主な構成成分とする重合体	－	2	0.01	2	2	2	0.01	合成樹脂区分 4、5 及び 6 を除き、厚さ 0.3mm を超える部分に使用してはならない。
129	1－（2－アミノエチル）ピペラジン又はアクリル酸又はリン酸又はロジン・エピクロヒドリン・ビスフェノール A を主な構成成分とする重合体	10	10	10	－	－	－	－	
130	2－アミノ－2－エチル－1，3－プロパンジオール	－	50	8	－	－	5	－	
131	3－アミノクロトン酸とジプロピレングリコールのエステル	－	－	－	3	－	－	－	
132	3－アミノクロトン酸と脂肪族アルコール（直鎖飽和 C＝12 以上）のエステル	－	－	－	3	－	－	－	
133	3－アミノクロトン酸と 2，2’－チオジエタノールのエステル	－	－	－	3	－	－	－	
134	3－アミノクロトン酸と 1，3－又は 1，4－ブタンジオールのエステル	－	－	－	3	－	－	－	
135	4－アミノ－2，2，6，6－テトラメチルピペリジン	－	－	0.2	－	－	－	－	
136	1－（3－アミノプロピル）イミダゾール及び／又はエチレングリコール及び／又はプロピレングリコール及び／又はクエン酸及び／又は 2－（ジエチルアミノ）エタノール・カプロラクトン・トルエンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体	12.5	6	12.5	6	12.5	6	6	
137	3－アミノプロピルトリエトキシシラン	5	5	5	5	5	5	5	
138	3－アミノプロピルトリメトキシシラン	20	20	20	10	20	20	10	
139	3－アミノプロピルメチルシロキサン・ジメチルシロキサンを主な構成成分とする重合体	1	－	－	－	－	－	－	
140	3－アミノメチル－3，5，5－トリメチルシクロヘキシルアミン	0.5	0.5	0.5	－	－	－	－	
141	2－アミノ－2－メチル－1－プロパノール	－	－	6	－	－	－	－	
142	2－アミノ－2－メチル－1－プロパノール・エチレングリコール・スチレン・無水マレイン酸を主な構成成分とする重合体	0.7	－	2.6	－	－	－	－	
143	12－アミノラウリン酸・エチレン・エチレングリコール・プロピレン・無水マレイン酸を主な構成成分とする重合体	－	23	5	－	20	23	－	
144	α－アミラーゼ	－	－	1	－	－	－	－	
145	4－tert－アミルフェノール	－	－	－	－	0.005	－	－	
146	4－tert－アミルフェノール・ホルムアルデヒドを主な構成成分とする重合体	1.6	－	－	－	－	－	－	
147	アラビアガム	－	－	0.2	5	0.2	－	－	
148	アラントイン	0.5	－	－	－	－	－	－	
149	亜硫酸ナトリウム（食品添加物）	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	第 2 添加物の部の定めに従うものとする。
150	亜硫酸又はピロ亜硫酸のナトリウム塩	30	30	30	30	30	30	30	
151	アリルオクチルエーテル・アリル（モノー、ビスー又はトリスー）ヒドロキシメチルフェニルエーテルを主な構成成分とする重合体	5	－	－	－	－	－	－	
152	2－アリルオキシエタノール	－	－	0.3	－	－	－	－	厚さ 0.3mm を超える部分に使用してはならない。
153	亜リン酸イソデシルジフェニル	1	－	－	－	－	－	－	
154	亜リン酸ジフェニルとジプロピレングリコールのジエステル	1	－	0.5	－	－	－	－	
155	亜リン酸とジエチレングリコールのトリエステル	1	－	－	－	－	－	－	
156	亜リン酸とノニルフェノールのエステル	1.2	1.2	1	5	0.3	0.3	－	
157	亜リン酸と 2，4－ビス（1，1－ジメチルプロピル）フェノール及び 4－（1，1－ジメチルプロピル）フェノールのトリエステル	0.06	1	0.2	1	0.2	－	－	
158	亜リン酸とビスフェノール A 及び脂肪族一価アルコール（飽和 C＝12～15）のエステル	－	1	1	1	－	－	－	
159	亜リン酸トリアルキル（C＝10）	－	－	0.5	－	－	－	－	
160	亜リン酸トリアルキル（C＝13）	0.0005	－	0.5	－	－	－	－	
161	亜リン酸トリエチル	1	－	－	－	－	－	－	
162	亜リン酸トリス（2－エチルヘキシル）	0.6	－	－	－	－	－	－	
163	亜リン酸トリス（2－シクロヘキシルフェニル）	0.05	－	0.05	－	－	－	－	
164	亜リン酸トリス（2，4－ジ－tert－ブチルフェニル）	50	3	50	12	3	0.6	1.5	
165	亜リン酸トリフェニル	5	0.2	0.5	0.01	0.2	0.2	0.05	

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
166	亜リン酸トリフェニル・水素化処理されたビスフェノールA・ペンタエリスリトールを主な構成成分とする重合体	0.1	－	0.1	－	－	－	－	
167	亜リン酸トリ라우リル	0.5	0.5	0.5	1	－	－	－	
168	亜リン酸の亜鉛塩	40	－	－	－	－	－	－	
169	亜リン酸ビス（2，4－ジ－tert－ブチル－6－メチルフェニル）エチル	2	0.2	1	－	0.2	0.3	－	
170	亜リン酸2－tert－ブチル－4－〔1－（4－ヒドロキシ－3－tert－ブチルフェニル）－1－メチルエチル〕フェニルビス（4－ニルフェニル）	1.35	1.35	1.35	1.35	1.35	1.35	－	酒類に接触する部分に使用してはならない。 合成樹脂区分4を除き、70℃を超える温度で食品に接触する部分には使用してはならない。
171	亜リン酸又はホスホン酸	5	－	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
172	L－アルギニン	－	0.5	－	－	－	－	－	合成樹脂区分2に限り、600mg／m ² 以下で塗布することができる。
173	アルキル（C＝1～32）及び／又はフェニルシロキサン・エチレングリコール及び／又はプロピレングリコールを主な構成成分とする重合体	10	10	10	10	10	10	10	合成樹脂区分3に限り、45mg／m ² 以下で塗布することができる。
174	アルキル化処理されたナフサ	1.5	－	－	0.5	0.03	－	－	紫外線吸光度（光路長1cm当たりの最高吸光度）は次のとおりであること。 280～289nm 0.15 290～299nm 0.13 300～359nm 0.08 360～400nm 0.02 合成樹脂区分3に限り、600mg／m ² 以下で塗布することができる。
175	N－アルキル－N’－（カルボキシメチル）－N，N’－トリメチレンジグリシン（C＝14～18）	1.35	－	－	－	－	－	－	
176	N－アルキル－N，N－ジメチル－グリシン（C＝12～22）	－	－	－	－	0.08	－	－	
177	アルキルシロキサン（C＝1～32）を主な構成成分とする重合体（「ジメチルシロキサンを主な構成成分とする重合体（Si＝4以上）（環状物質も含む。）」に該当するものを除く。）	5	1.6	1.6	1.1	0.75	0.75	0.6	
178	アルキルスルホン酸（二級C＝14～17）のテトラブチルホスホニウム塩	－	－	0.01	－	0.01	0.01	0.1	
179	アルキルスルホン酸フェニル（C＝10～18）	－	－	－	46	－	－	－	
180	アルキルスルホン酸メチルフェノール（C＝12～20）	－	－	－	30	－	－	－	
181	3－（アルキルチオ）プロピオン酸（C＝12～14）と4，4’－チオビス（3－メチル－6－tert－ブチルフェノール）のジエステル	－	－	－	－	－	－	0.02	
182	3－アルキルチオプロピオン酸（C＝12～18）のアルキルエステル（C＝12～18）	－	－	0.02	－	0.02	0.02	0.02	
183	アルキルチオール（C＝3～18）	3	1.2	1.2	1.2	1	1	0.6	
184	アルキルナフタレンスルホン酸（C＝10～20）のナトリウム塩	3	3	3	3	3	3	－	合成樹脂区分4を除き、600mg／m ² 以下で塗布することができる。
185	アルキル4－ヒドロキシ－3，5－ジ－tert－ブチルフェニルプロピオン酸（C＝8）	0.8	－	0.5	－	－	－	－	
186	N－アルキル－3－（4－ヒドロキシ－3，5－ジ－tert－ブチルフェニル）プロピオン酸アミド（直鎖C＝16～18）	－	0.5	－	－	0.5	0.5	－	
187	アルキルフェノール（直鎖C＝4～9）	5	5	5	2	－	－	－	
188	アルキルベンゼンスルホン酸（C＝8～22）（ナトリウム、マグネシウム、カリウム、カルシウム、アンモニウム塩を含む。）	50	3	50	3	3	3	3	ナトリウム、カリウム及びアンモニウム塩に限り、600mg／m ² 以下で塗布することができる。
189	アルキルベンゼンスルホン酸（C＝9～20）の亜鉛塩	3	3	3	3	3	3	3	
190	アルキルベンゼンスルホン酸（分岐C＝9～17）のテトラブチルホスホニウム塩	－	－	0.01	－	0.01	0.01	0.01	
191	アルギン酸とプロピレングリコールのエステル	－	－	－	0.5	－	－	－	
192	アルギン酸（ナトリウム、カリウム、カルシウム、アンモニウム塩を含む。）	1.6	－	30	5	0.01	－	－	
193	アルケン（C＝10～50）及びプロピレンでアルキル化されたメチル水素シロキサンを主な構成成分とする重合体	－	3	3	－	3	3	－	
194	アルケン（C＝16～18）・ジアルキルアミン（C＝14～18）・無水マレイン酸を主な構成成分とする重合体	－	－	0.015	－	－	－	－	
195	アルケン（C＝20～24）・2，2，6，6－テトラメチルピペリジンアミン・無水マレイン酸を主な構成成分とする重合体	－	0.5	3	－	0.5	0.5	－	
196	アルケン（C＝10～50）（「1－ヘキサデセン」及び「1－オクタデセン」に該当するものを除く。）	0.002	－	0.002	－	－	－	－	酸性食品及び酒類に接触する部分に使用してはならない。 100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
197	1－アルケン（C＝11以上）・無水マレイン酸を主な構成成分とする重合体（ナトリウム、カリウム塩を含む。）	2	2	2	－	－	－	－	
198	アルミニウム	30	30	30	30	30	30	30	
199	アルミニウムブトキシド	10	－	10	－	－	－	－	
200	安息香酸及び2－エチルヘキサン酸とトリエチレングリコールのエステル	－	－	－	33	－	－	－	厚さ0.1mmを超える部分に使用してはならない。
201	安息香酸及び2－エチルヘキサン酸とトリメチロールプロパンのトリエステル	－	－	－	32	－	－	－	
202	安息香酸とジエチレングリコールのジエステル	10	2	20	－	2	2	－	
203	安息香酸とジプロピレングリコールのジエステル	30	30	30	－	－	－	－	
204	安息香酸とショ糖のエステル	－	－	－	3	－	－	－	
205	安息香酸とトリエチレングリコールのジエステル	5	5	5	－	5	5	－	
206	安息香酸とプロピレングリコールのジエステル	5	5	5	－	5	5	－	
207	安息香酸（ナトリウム、マグネシウム、カリウム、カルシウム塩を含む。）	5	1	1	3	1	1	0.1	ナトリウム塩に限り、600mg／m ² 以下で塗布することができる。
208	安息香酸の亜鉛塩	－	－	－	1	－	－	－	
209	安息香酸のリチウム塩	－	－	－	－	－	0.4	－	
210	アントラキノン	－	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	－	
211	アンモニア	3	1	3	5	1	1	1	
212	イソシアヌル酸トリアリル	6.5	1	1	－	1	－	－	合成樹脂区分 2 及び 3 を除き、100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
213	イソシアヌル酸トリス（2－ヒドロキシエチル）	－	－	－	2	－	－	－	
214	イソシアヌル酸 1， 3， 5－トリス（4－ヒドロキシ－3， 5－ジ－tert－ブチルベンジル）	1	0.5	0.5	－	0.5	0.25	0.5	
215	イソシアヌル酸 1， 3， 5－トリス（3－ヒドロキシ－4－tert－ブチル－2， 6－ジメチルベンジル）	0.1	0.1	0.1	0.05	0.1	0.1	0.07	
216	イソステアリン酸及び2－ブロパノールのチタン塩	0.1	－	－	－	－	－	－	
217	イソステアリン酸とヒドロキシプロパン硫酸のエステルのナトリウム塩	－	－	－	－	－	－	0.01	
218	イソソルビド	2	2	2	－	2	2	－	
219	イソフタル酸又はイソフタル酸ジメチル・エチレングリコール・カプロラクタム・テレフタル酸又はテレフタル酸ジメチル・ジブチルアミンを主な構成成分とする重合体	1	1	1	1	1	1	1	
220	イソフタル酸（又はイソフタル酸ジメチル）及び／又は5－スルホイソフタル酸（又は5－スルホイソフタル酸ジメチル）及び／又はテレフタル酸（又はテレフタル酸ジメチル）・二価アルキルアルコール（C＝2～6）を主な構成成分とする重合体	1	1	1	1	1	1	1	
221	イソフタル酸（又はイソフタル酸ジメチル）及び／又はテレフタル酸（又はテレフタル酸ジメチル）・エチレングリコール・N－エチル－ジブチルアミン・ジブチルアミン・フェノールを主な構成成分とする重合体（硫酸エチル塩を含む。）	1	1	1	1	1	1	1	
222	イソフタル酸又はイソフタル酸ジメチル・ペンタエリスリトール・ロジンを主な構成成分とする重合体	－	－	－	－	50	50	－	
223	イソブチル酸と 2， 2， 4－トリメチル－1， 3－ペンタンジオールのエステル	20	－	20	15	－	－	－	
224	イソブチルビニルエーテル・塩化ビニルを主な構成成分とする重合体	－	0.1	－	－	－	－	－	
225	イソブチルビニルエーテルを主な構成成分とする重合体	6	6	6	0.2	0.2	0.2	0.2	
226	イソブテン・イソブレンを主な構成成分とする重合体（「パラフィンワックス」に該当するものを除く。）	50	50	50	50	50	50	－	
227	イソブテン及び／又はブテンを主な構成成分とする重合体（「パラフィンワックス」に該当するものを除く。）	50	50	50	50	50	50	50	
228	イソブテン・ジシクロペンタジエン・4－メチルフェノールを主な構成成分とする重合体	0.6	1	1	－	－	－	－	合成樹脂区分 1 及び 3 に限り、84mg／m ² 以下で塗布することができる。
229	イソブレンを主な構成成分とする重合体	1.4	1.4	1.4	－	－	－	－	
230	イソプロピル化処理されたメチルフェノール	1.6	－	－	－	－	－	－	
231	イソプロピルベンゼン・エチレングリコール及び／又はプロピレングリコール・スチレン・無水マレイン酸を主な構成成分とする重合体	0.16	－	3	－	－	－	－	
232	イソプロペニルトルエンを主な構成成分とする重合体	－	50	50	－	50	50	－	
233	イソホロン	－	－	－	－	25	－	－	
234	イソホロンジイソシアネート・ジメチルシロキサンを主な構成成分とする重合体	－	－	－	－	3	3	－	
235	イマザリル	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
236	2－イミダゾリジノン	5	5	5	5	5	5	5	

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
237	N，N’－（イミノジエチレン）－ジステアリン酸アミド	1	1	1	1	1	1	1	
238	インデン・ベンゾフランを主な構成成分とする重合体	－	50	50	－	50	50	－	
239	ウエランガム	－	－	0.003	－	－	－	－	
240	1－ウンデシルオキシ－2，2，6，6－テトラメチル－4－ピペリジノールの炭酸ジエステル	－	0.05	－	－	0.05	0.05	－	
241	雲母（マイカ）	50	50	50	50	50	50	50	
242	エタノール	50	50	50	3	50	50	50	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
243	1，2－エタンジオン	－	0.05	－	0.05	0.05	0.05	0.05	合成樹脂区分1及び3を除き、10mg／m ² 以下で塗布することができる。
244	5－エチリデン－2－ノルボルネン・エチレン・プロピレンを主な構成成分とする重合体	3	20	－	－	－	－	－	
245	2，2’－エチリデンビス（4，6－ジ－tert－ブチルフェノール）	0.1	0.2	0.2	0.2	0.05	0.1	－	
246	エチルシクロヘキサン	－	－	－	－	－	－	－	合成樹脂区分3に限り、600mg／m ² 以下で塗布することができる。
247	エチルスチレン・エチレングリコール・ジビニルベンゼン・スチレン・メタクリル酸アリル・メタクリル酸メチルを主な構成成分とする重合体	－	－	－	－	－	1	－	
248	エチルスチレン及び／又はジビニルベンゼン及び／又はスチレン及び／又はα－メチルスチレン及び／又は4－メチルスチレンを主な構成成分とする重合体	－	50	50	－	50	50	－	
249	エチルセルロース	－	－	－	5	－	－	－	
250	N－エチル－トルエン－4－スルホンアミド	2	2	2	－	2	2	－	
251	エチルヒドロキシエチルセルロース	0.2	0.2	0.2	5	0.2	0.2	0.2	
252	エチルヒドロキシプロピルセルロース	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
253	N－（2－エチルフェニル）－N’－（2－エトキシフェニル）－シュウ酸ジアミド	2	－	0.5	1	－	－	－	
254	N－エチル－N－フェニル－ジチオカルバミン酸の亜鉛塩	－	－	0.01	－	0.01	－	－	
255	2－エチルヘキサン酸及び／又は安息香酸とネオペンチルグリコールのジエステル	－	－	－	32	－	－	－	
256	2－エチルヘキサン酸のコバルト塩	3	2	2	－	－	－	0.18	
257	2－エチルヘキサン酸のジルコニウム塩	3	2	2	－	－	－	－	
258	2－エチルヘキサン酸のスズ塩	5	0.1	0.1	0.1	－	－	－	
259	2－エチルヘキサン酸のセリウム塩	5	－	－	－	－	－	－	合成樹脂区分1に限り、324mg／m ² 以下で塗布することができる。
260	2－エチルヘキサン酸の銅塩	3	－	－	－	－	－	－	
261	2－エチルヘキサン酸のマンガン塩	3	－	－	－	－	－	－	
262	2－エチルヘキシルグリシジルエーテル・エチレングリコール・グリセロールを主な構成成分とする重合体	3	3	3	－	－	－	－	
263	エチルベンゼン	5	5	5	－	－	－	－	合成樹脂区分1及び2に限り、0.2mg／m ² 以下で塗布することができる。
264	エチルメチルケトンオキシム	3	3	3	－	－	－	－	
265	N－エチル－メチルベンゼンスルホン酸アミド	40	40	40	－	－	－	－	食品に接触しない部分（合成樹脂区分1及び3に限る。）に限り、60mg／m ² 以下で塗布することができる。
266	エチル硫酸1－エチル－3－メチルイミダゾリウム	－	0.125	0.125	－	0.125	－	－	100℃を超える温度で油脂及び脂肪性食品に接触する部分に使用してはならない。
267	エチレン及び／又はプロピレン又はイソブテン又は2，4，4－トリメチルペンテン・マレイン酸又は無水マレイン酸を主な構成成分とする重合体（ナトリウム、カリウム塩を含む。）	15	20	15	10	20	20	10	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
268	エチレングリコール	2	2	20	0.5	0.2	0.3	0.2	
269	エチレングリコール及び／又はプロピレングリコール・カプロラクトンを主な構成成分とする重合体	0.6	0.12	0.12	0.12	－	－	－	
270	エチレングリコール・エピクロルヒドリン・カプロラクタム・トリエチレンテトラミン・尿素・無水4－シクロヘキセン－1，2－ジカルボン酸・無水メチルシクロヘキセン－1，2－ジカルボン酸を主な構成成分とする重合体	10	15	15	－	15	－	－	
271	エチレングリコール・オクチルメチルシロキサン・3，3，4，4，5，5，6，6，7，7，8，8，8－トリデカフルオロオクチルオキシメチルシロキサン・メチル水素シロキサンを主な構成成分とする重合体	0.11	0.11	0.11	0.11	－	－	－	
272	エチレングリコール及び／又はプロピレングリコール・1H－イミダゾール－1－プロパンアミン・カプロラクトン・トルエンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体	5	－	－	－	－	－	－	

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
273	エチレングリコール及び／又はプロピレングリコール・エピクロヒドリン・ジブチルアミン・ビスフェノールAを主な構成成分とする重合体	5	5	5	5	5	5	5	
274	エチレングリコール及び／又はプロピレングリコール・エピクロヒドリン・ビスフェノールAを主な構成成分とする重合体	1.1	－	－	－	－	－	－	
275	エチレングリコール及び／又はプロピレングリコール・1－オクテン・メチル水素シロキサンを主な構成成分とする重合体	5	1.1	1.1	1.1	－	－	－	
276	エチレングリコール及び／又はプロピレングリコール及び／又はブタンジオール・ジメチルシロキサンを主な構成成分とする重合体（ブロック共重合体を含む。）	24	24	24	24	24	24	24	
277	エチレングリコール及び／又はプロピレングリコール・カプロラクトン・グリセロールを主な構成成分とする重合体	1	1	1	1	1	1	1	
278	エチレングリコール及び／又はプロピレングリコール・カプロラクトン・ジメチルシロキサンを主な構成成分とする重合体	3	0.7	0.7	0.7	－	－	－	合成樹脂区分1に限り、100mg／m ² 以下で塗布することができる。
279	エチレングリコール及び／又はプロピレングリコール・カルバミン酸ステアрил・ペンタエリスリトールを主な構成成分とする重合体	5	－	－	－	－	－	－	
280	エチレングリコール及び／又はプロピレングリコール・2－（ジメチルアミノ）エタノール又はN，N－ジメチル－1，3－プロパンジアミン・トルエンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体	5	5	5	5	5	5	5	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
281	エチレングリコール及び／又はプロピレングリコール・ジメチルシロキサン・3－ヒドロキシプロピルメチルシロキサンを主な構成成分とする重合体	5	5	5	5	5	5	5	合成樹脂区分1に限り1mg／m ² 以下、合成樹脂区分5に限り2.84mg／m ² 以下、合成樹脂区分3に限り46mg／m ² 以下、合成樹脂区分1、3及び5を除き2mg／m ² 以下で塗布することができる。
282	エチレングリコール及び／又はプロピレングリコール・ジメチルシロキサン・メチルシルセスキオキサンを主な構成成分とする重合体	5	0.01	0.01	0.01	－	－	－	
283	エチレングリコール及び／又はプロピレングリコール・ジメチルシロキサン・メチル水素シロキサン・無水酢酸を主な構成成分とする重合体	1	0.6	0.6	0.4	0.4	0.4	0.4	合成樹脂区分3に限り、0.1mg／m ² 以下で塗布することができる。
284	エチレングリコール及び／又はプロピレングリコール・ジメチルシロキサン・メチル水素シロキサンを主な構成成分とする重合体	5	1	1	1	1	1	1	合成樹脂区分1及び3に限り、2mg／m ² 以下で塗布することができる。
285	エチレングリコール及び／又はプロピレングリコール・N，N－ジメチル－1，3－プロパンジアミン・トリエタノールアミン・1－（3－アミノプロピル）イミダゾール・トルエンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体	1	0.5	0.5	－	－	－	－	
286	エチレングリコール及び／又はプロピレングリコール・スチレン・無水マレイン酸を主な構成成分とする重合体	3	3	3	2.5	2.5	2.5	2.5	470mg／m ² 以下で塗布することができる。
287	エチレングリコール及び／又はプロピレングリコール・2，2’，2’’，2’’’－{スルホニルビス〔4，1－フェニレン－2，1－ジアゼンジイル（3－メチル－4，1－フェニレン）ニトリロ〕}テトラエタノールを主な構成成分とする重合体	－	－	－	－	0.3	0.3	－	
288	エチレングリコール及び／又はプロピレングリコール・5－（2－〔4－〔ビス（2－ヒドロキシエチル）アミノ〕－2－メチルフェニル〕ジアゼニル）－3－メチル－2，4－チオフェンジカルボニトリルを主な構成成分とする重合体	－	－	－	－	0.1	0.1	－	
289	エチレングリコール及び／又はプロピレングリコール・3－ヒドロキシプロピルヘプタメチルトリシロキサンを主な構成成分とする重合体	3	3	3	3	3	3	3	
290	エチレングリコール及び／又はプロピレングリコール・ヘキサメチレンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体	4	3	4	3	－	－	－	
291	エチレングリコール及び／又はプロピレングリコール・2，2’－（〔3－メチル－4－〔2－（4－メチル－2－ベンゾチアゾリル）ジアゼニル〕フェニル〕イミノ）ジエタノールを主な構成成分とする重合体	－	－	－	－	0.3	0.3	－	
292	エチレングリコール・カプロラクトン及び／又はバレロラクトン・ポリリン酸を主な構成成分とする重合体	5	1.1	4	4	3	0.07	0.07	
293	エチレングリコール・カプロラクトン・N，N－ジメチル－1，3－プロパンジアミン・トルエンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体	5.2	－	－	－	－	－	－	
294	エチレングリコール・1，3－キシレンジアミン・トルエンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体	1	1.1	2.6	－	2.6	－	－	

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
295	エチレングリコール・キシレンジイソシアネート・ブタンジオールを主な構成成分とする重合体	—	—	0.13	—	—	—	—	合成樹脂区分 3 に限り、1207mg／m ² 以下で塗布することができる。
296	エチレングリコール・キシレンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体	—	—	1	—	—	—	—	
297	エチレングリコール・ジエチレントリアミン・トール脂肪酸・トール脂肪酸アミド・マレイン酸を主な構成成分とする重合体	10	1	1	1	1	1	1	
298	エチレングリコール・4，4′—ジシクロヘキシルメタンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体	4	3	4	3	—	—	—	合成樹脂区分 3 に限り、16mg／m ² 以下で塗布することができる。
299	エチレングリコール・スチレン・メタクリル酸を主な構成成分とする重合体	1.8	1.8	1.8	—	—	—	—	
300	エチレングリコール単独重合体（ジエチレングリコール及びトリエチレングリコールを除く。）	5	10	10	5	5	5	5	1.2 g／m ² 以下で塗布することができる。
301	エチレングリコール・α，α，α′，α′—テトラメチル—1，3—キシレンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体	1	1	1	—	—	—	—	
302	エチレングリコール・2，4—トルエンジイソシアネート・1，6—ヘキサジオールのジグリシジルエーテル・ベンジルアミンを主な構成成分とする重合体	21	21	21	21	21	21	21	
303	エチレングリコール・二量化及び水素化処理された脂肪酸（不飽和C＝18）・ヘキサメチレンジイソシアネート・1，6—ヘキサメチレンジアミンを主な構成成分とする重合体	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
304	エチレングリコール・ノニルフェノール・ホルムアルデヒドを主な構成成分とする重合体	1.6	2	2	0.01	0.7	0.01	0.01	合成樹脂区分 1 及び 3 に限り34mg／m ² 以下、合成樹脂区分 1 及び 3 を除き 2 mg／m ² 以下で塗布することができる。
305	エチレングリコールのビス（ヒドロキシメチル）エーテル	2	2	2	—	2	2	—	
306	エチレングリコールのモノイソブチルエーテル	—	—	—	—	—	—	—	合成樹脂区分 3 に限り、5 mg／m ² 以下で塗布することができる。
307	エチレングリコールのモノフェニルエーテル	0.063	0.063	0.063	3	—	—	—	食品に接触しない部分（合成樹脂区分 1 及び 3 に限る。）に限り、15％以下で使用することができる。食品に接触しない部分（合成樹脂区分 3 に限る。）に限り、30 g／m ² 以下で塗布することができる。
308	エチレングリコール・プロピレングリコールを主な構成成分とする重合体（ブロック共重合体を含む。）	50	10	50	10	5	5	50	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
309	エチレングリコール・ヘキサメチレンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体	—	0.01	—	0.01	0.01	0.01	0.01	合成樹脂区分 1 及び 3 を除き、2 mg／m ² 以下で塗布することができる。
310	エチレングリコール・メタクリル酸・3—ヒドロキシプロピルヘプタメチルトリシロキサンを主な構成成分とする重合体	0.6	0.6	0.6	—	—	—	—	
311	エチレングリコール・メタクリル酸・メタクリル酸アルキル（C＝1，4）・メタクリル酸2—（ジメチルアミノ）エチル・〔（1—メトキシ—2—メチル—1—プロペニル）オキシ〕トリメチルシランを主な構成成分とする重合体	2	2	2	2	2	2	2	
312	エチレングリコール・メタクリル酸・メタクリル酸メチルを主な構成成分とする重合体	50	50	50	50	50	50	50	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
313	エチレン・酢酸ビニル・ネオデカン酸ビニルを主な構成成分とする重合体	—	2.5	—	2.5	2.5	2.5	2.5	合成樹脂区分 1 及び 3 を除き、500mg／m ² 以下で塗布することができる。
314	エチレンジアミン・セバシン酸を主な構成成分とする重合体	3	3	3	3	3	3	1	
315	エチレンジアミン四酢酸（ナトリウム、カルシウム塩を含む。）	2	2	3	1	1	1	1	
316	エチレン・ジメチルシランジオールを主な構成成分とする重合体	30	30	30	—	30	30	30	
317	エチレン・スチレン・プロピレンを主な構成成分とする重合体	1	1	1	1	1	1	1	
318	N，N′—〔エチレンビス（イミノエチレン）〕—ビスペヘン酸アミド	—	—	0.1	—	0.1	0.1	0.1	
319	N，N′—エチレン—ビス（脂肪酸アミド）（C＝8～22）	50	3	50	5	3	2	1.5	
320	N，N′—エチレン—ビス（12—ヒドロキシステアリン酸アミド）	5	5	5	5	3	2	1.5	100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
321	エチレン・メタクリル酸グリシジルを主な構成成分とする重合体でグラフト化されたアクリル酸ブチル・メタクリル酸メチルを主な構成成分とする重合体	10	—	—	—	—	—	—	
322	エチレンを主な構成成分とする重合体とジメチルシロキサン・ビニルメチルシロキサンを主な構成成分とする重合体のブロック共重合体	8.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	0.5	

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
323	N－（2－エトキシフェニル）－N’－（4－アルキルフェニル）－シュウ酸アミド（C＝12）	5	5	5	－	－	－	－	
324	エトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）及びN，N’－ジアシル化処理（C＝16～24）されたN，N－ビス（2－アミノエチル）－N－エチル－グリシジルアンモニウム	－	－	－	－	0.08	－	－	
325	エトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）及びマレイン酸化処理されたトール油脂脂肪酸とトール油脂脂肪酸2，2’－ジアミノジエチルアミドの反応生成物	5	－	－	－	－	－	－	
326	エトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたアリルグリセリルエーテルとアルキルアルコール（C＝10～14）のエーテル	3	3	3	3	－	－	－	
327	エトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたアルキルアミン（C＝14～18）	－	－	－	－	－	－	0.7	
328	エトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたアルキルフェノール（C＝7以上）	3	3	10	3	6	6	3	100mg／m ² 以下で塗布することができる。
329	エトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）された安息香酸	1.5	－	－	－	－	－	4.5	
330	エトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたエピクロヒドリン	－	－	－	－	－	－	1.5	
331	エトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）された牛脂アルコール	－	－	－	－	－	－	0.5	
332	エトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）された2－シアノー3－（4－ヒドロキシフェニル）アクリル酸ブチル	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	
333	エトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）された2－シアノー3－（4－ヒドロキシ－3－メトキシフェニル）アクリル酸ブチル	－	－	－	－	－	－	0.4	
334	エトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたジ－sec－ブチルフェノール	1.6	－	－	－	－	－	－	
335	エトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）された脂肪族アルコール（C＝30以上）	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	15	0.02	
336	エトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたステアリルアミンとモノクロロ酢酸のナトリウム塩及び水酸化ナトリウムの反応生成物	－	－	－	－	－	0.9	－	
337	エトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたステアリルイソシアネート	3	3	3	3	－	－	－	
338	エトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）された大豆油脂脂肪酸	－	－	0.1	－	0.1	0.1	0.1	
339	エトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）された2，4，7，9－テトラメチル－5－デシン－4，7－ジオール	10	10	10	10	5	5	－	合成樹脂区分1、3及び7に限り、0.2mg／m ² 以下で塗布することができる。
340	エトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）された4－（1，1，3，3－テトラメチルブチル）フェノール	1.6	－	－	－	－	－	－	
341	エトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）された動物性油脂由来のアルキルアミン	5	5	5	5	1	1	1	
342	エトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）された2，4，6－トリ－tert－ブチルフェノール	－	－	－	3	－	－	－	
343	エトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたトリベンジルフェノール	－	－	0.012	－	－	－	－	合成樹脂区分3に限り、9.76mg／m ² 以下で塗布することができる。
344	エトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）された3，5－ビス（3－ヒドロキシプロピル）－オクタメチルテトラシロキサン	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
345	エトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたビスフェノールA	3	3	3	3	0.005	0.005	0.005	5mg／m ² 以下で塗布することができる。
346	エトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたビス（1－メチルプロピル）フェノール	1.6	－	－	－	－	－	－	
347	エトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたN－（2－ヒドロキシエチル）－脂肪酸アミド（C＝16～18）	2	1	2	1	1	1	1	
348	エトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）された12－ヒドロキシステアリン酸	－	0.5	－	－	－	－	－	
349	エトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたヒマシ油	－	－	0.3	－	－	－	0.1	
350	エトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）された3－（フェニルメチル）－2－ヒドロキシビフェニル	－	0.7	0.7	－	0.7	0.7	0.7	

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
351	エトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）された2－（ペルフルオロヘキシル）エタノール	0.5	－	－	－	－	－	－	
352	エトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）された3－（2 H－ベンゾトリアゾール－2－イル）－5－（tert－ブチル）－4－ヒドロキシフェニルプロピオン酸	5	5	5	5	5	5	5	
353	エトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたミリスチルアミン	0.22	1.1	0.22	－	1.1	1.1	－	70℃を超えて使用する場合（合成樹脂区分2、5及び6に限る。）、0.8％以下で使用する ことができる。 合成樹脂区分1及び3に限り、21.5mg／m ² 以下で塗布することができる。
354	エトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたメタノール	3.5	1	1	1.4	0.2	0.2	0.2	食品に接触しない部分（合成樹脂区分1及び3に限る。）に限り、5％以下で使用する ことができる。
355	エトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたメタノールとフェニレンビス〔メチレンイミノカルボニルイミノ（メチル－3，1－フェニレン）イミノカルボン酸〕のエステル	0.25	－	－	－	－	－	－	
356	エトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたモンタンワックス脂肪酸	1	1	1	1	1	1	1	
357	エトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたヤシ油脂肪酸とエタノールアミンの反応生成物	－	－	－	－	－	－	0.2	
358	エトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたリシノール酸	0.2	0.2	0.7	5	0.2	0.2	0.2	
359	エトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたリン酸モノアルキル（C＝12，13）	1	1	1	1	1	1	1	
360	エトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）、マレイン酸化処理及び水素化処理されたヒマシ油	1	1	1	1	1	1	1	
361	エトキシル化処理及びマレイン酸化処理されたオレイン酸	0.6	0.6	0.6	－	－	－	－	
362	エトキシル化又はプロポキシル化処理（エチレンオキシド又はプロピレンオキシドの付加数は4以上）された2－アミノプロパノールのメチルエーテル	0.5	0.5	0.5	－	－	－	－	
363	エトキシル化又はプロポキシル化処理（エチレンオキシド又はプロピレンオキシドの付加数は4以上）された2－アミノ－2－メチル－1－プロパノールと脂肪酸（直鎖C＝18，22）の反応生成物	－	－	－	－	0.08	－	－	
364	エトキシル化又はプロポキシル化処理（エチレンオキシド又はプロピレンオキシドの付加数は4以上）されたアリルアルコール	2.5	1.5	1.5	0.6	0.6	0.6	0.6	合成樹脂区分3に限り、11.5mg／m ² 以下で塗布 することができる。
365	エトキシル化又はプロポキシル化処理（エチレンオキシド又はプロピレンオキシドの付加数は4以上）されたアリルアルコールのブチルエーテル	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	
366	エトキシル化又はプロポキシル化処理（エチレンオキシド又はプロピレンオキシドの付加数は4以上）されたアリルアルコールのメチルエーテル	5	5	5	－	－	－	－	合成樹脂区分3に限り、0.01mg／m ² 以下で塗布 することができる。
367	エトキシル化又はプロポキシル化処理（エチレンオキシド又はプロピレンオキシドの付加数は4以上）されたエチレンジアミン	10	5	10	5	10	5	5	
368	エトキシル化又はプロポキシル化処理（エチレンオキシド又はプロピレンオキシドの付加数は4以上）された牛脂脂肪酸	1	1	1	1	1	1	1	
369	エトキシル化又はプロポキシル化処理（エチレンオキシド又はプロピレンオキシドの付加数は4以上）されたグリセロール	5	5	5	1	5	5	1	合成樹脂区分1及び3を除き5mg／m ² 以下、合成樹脂区分1及び3に限り28mg／m ² 以下で塗布 することができる。
370	エトキシル化又はプロポキシル化処理（エチレンオキシド又はプロピレンオキシドの付加数は4以上）された2－（ジエチルアミノ）エタノール	2.5	－	2.5	2.5	－	－	－	
371	エトキシル化又はプロポキシル化処理（エチレンオキシド又はプロピレンオキシドの付加数は4以上）された脂肪酸（C＝8～22）	50	50	50	10	10	10	10	600mg／m ² 以下で塗布 することができる。
372	エトキシル化又はプロポキシル化処理（エチレンオキシド又はプロピレンオキシドの付加数は4以上）された脂肪族アルコール（一級及び／又は二級C＝6～20）（メチル基で末端処理されたものも含む。）	50	50	50	10	50	50	10	600mg／m ² 以下で塗布 することができる。また、食品に接触しない部分（合成樹脂区分3に限る。）に限り、30g／m ² 以下で塗布 することができる。
373	エトキシル化又はプロポキシル化処理（エチレンオキシド又はプロピレンオキシドの付加数は4以上）されたスチレン化フェノール	20	20	20	2	2	2	2	400mg／m ² 以下で塗布 することができる。

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
374	エトキシ化又はプロポキシ化処理（エチレンオキシド又はプロピレンオキシドの付加数は4以上）されたソルビトール	－	－	0.04	－	－	－	－	
375	エトキシ化又はプロポキシ化処理（エチレンオキシド又はプロピレンオキシドの付加数は4以上）された2，4，7，9－テトラメチル－5－デシン－4，7－ジオール	0.3	0.3	0.3	－	－	－	0.3	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
376	エトキシ化又はプロポキシ化処理（エチレンオキシド又はプロピレンオキシドの付加数は4以上）されたトリメチロールプロパン	2	2	2	1.6	2	2	1.5	合成樹脂区分1及び3を除き、2mg／m ² 以下で塗布することができる。
377	エトキシ化又はプロポキシ化処理（エチレンオキシド又はプロピレンオキシドの付加数は4以上）されたトール油	0.5	0.5	0.5	0.07	－	－	－	
378	エトキシ化又はプロポキシ化処理（エチレンオキシド又はプロピレンオキシドの付加数は4以上）された3－〔4－ビス（2－ヒドロキシエチル）アミノ〕－α－シアノ－2－メチルケイ皮酸エチル	－	－	－	－	0.3	0.3	－	
379	エトキシ化又はプロポキシ化処理（エチレンオキシド又はプロピレンオキシドの付加数は4以上）されたヒマシ油脂肪酸	3	3	3	－	3	3	3	
380	エトキシ化又はプロポキシ化処理（エチレンオキシド又はプロピレンオキシドの付加数は4以上）されたブタノール	10	10	10	3	5	5	5	合成樹脂区分1及び3に限り1mg／m ² 以下、合成樹脂区分1及び3を除き2mg／m ² 以下で塗布することができる。
381	エトキシ化又はプロポキシ化処理（エチレンオキシド又はプロピレンオキシドの付加数は4以上）された2－メチルヘプタノール	2	2	2	－	－	－	－	
382	エトキシ化又はプロポキシ化処理（エチレンオキシド又はプロピレンオキシドの付加数は4以上）されたヤシ油脂肪酸	5	3	3	4	3	3	3	
383	エトキシ化又はプロポキシ化処理（エチレンオキシド又はプロピレンオキシドの付加数は4以上）されたリン酸	2.1	2.1	2.1	－	－	－	－	
384	エピクロロヒドリン・カプロラクタム・トリエチレントラミン・尿素を主な構成成分とする重合体	10	15	15	－	15	－	－	
385	エピクロロヒドリン・ジエタノールアミン・ビスフェノールAを主な構成成分とする重合体	2.5	－	－	－	－	－	－	
386	エピクロロヒドリン・トリメチロールプロパンを主な構成成分とする重合体	－	5	－	－	5	5	－	
387	エピクロロヒドリン・トール油脂肪酸・ビスフェノールAを主な構成成分とする重合体	5	－	－	－	－	－	－	
388	エピクロロヒドリン・ビスフェノールAを主な構成成分とする重合体	1	0.8	－	5	－	－	－	
389	エピクロロヒドリン・4，4’－（1－メチルエチリデン）ジシクロヘキサノールを主な構成成分とする重合体	－	－	－	2	－	－	－	
390	エポキシオレイン酸のアンモニウム塩	1.6	－	－	－	－	－	－	
391	エポキシ化処理されたアマニ油	30	30	30	30	1	1.5	1	
392	エポキシ化処理されたアマニ油脂肪酸のブチルエステル	－	－	0.1	30	0.1	－	－	
393	エポキシ化処理されたサフラワー油	－	－	0.1	30	0.1	－	－	
394	エポキシ化処理された大豆油	50	10	50	50	0.5	1.5	1	
395	エポキシ化処理されたトール油脂肪酸の2－エチルヘキシルエステル	－	－	－	5	－	－	－	
396	エポキシ化処理されたブタジエンを主な構成成分とする重合体	5	5	5	5	5	5	－	
397	4，5－エポキシシクロヘキサン－1，2－ジカルボン酸ジオクチル	－	－	－	34	－	－	－	
398	4，5－エポキシシクロヘキサン－1，2－ジカルボン酸ビス（2－エチルヘキシル）	－	－	－	34	－	－	－	
399	4，5－エポキシシクロヘキサン－1，2－ジカルボン酸ビス（9，10－エポキシステアрил）	－	－	－	34	－	－	－	
400	2－（3，4－エポキシシクロヘキシル）エチルトリメトキシシラン	－	1	1	－	1	－	－	
401	エポキシステアリン酸アルキル（C＝8）	2	2	2	30	1	1.5	－	
402	エポキシステアリン酸のカルシウム又は亜鉛塩	－	－	－	6	－	－	－	
403	エリソルビン酸のナトリウム塩	0.001	0.001	1.8	5	0.001	0.001	0.001	
404	エルカ酸2－デシル－テトラデシル	－	1	1	－	1	1	1	
405	塩化アンモニウム	5	5	5	5	5	5	5	合成樹脂区分1に限り、900mg／m ² 以下で塗布することができる。
406	塩化硫黄・4－（1，1－ジメチルプロピル）フェノールを主な構成成分とする重合体	－	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	－	
407	塩化カリウム	0.5	－	－	－	－	－	－	
408	塩化カルシウム	1	10	10	10	1	1	0.5	
409	塩化コリン	1.6	－	10	－	－	－	－	

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
410	塩化スズ	3	－	－	－	－	－	－	
411	塩化ストロンチウム	－	－	0.01	－	0.01	0.01	0.01	
412	塩化ナトリウム	1.6	0.1	0.1	0.1	10	10	0.005	合成樹脂区分 1、3 及び 4 を除き、5mg／m ² 以下で塗布することができる。
413	塩化ビニルを主な構成成分とする重合体	30	－	－	－	－	－	－	
414	塩化ベンゾイル	5	0.2	5	5	－	－	5	
415	塩化マグネシウム	1	1	1	1	1	1	1	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
416	塩化マンガン	1.6	－	0.01	1	0.01	－	－	
417	塩化リチウム	5	5	5	5	5	5	5	
418	塩化ルテニウム	3	－	4	－	－	－	－	
419	塩酸	1	3	3	3	1	1	1	
420	塩素化処理されたゴム	50	50	50	50	50	50	－	
421	塩素化処理されたパラフィン（C＝10～13であって、塩素が48%を超えるものを除く。）	－	10	10	50	－	－	－	合成樹脂区分 2 及び 3 に限り、500mg／m ² 以下で塗布することができる。
422	塩素化処理されたプロピレン・無水マレイン酸を主な構成成分とする重合体	－	12	－	－	－	－	－	
423	塩素酸のナトリウム塩	－	－	0.01	－	－	－	－	
424	オイゲノール	0.8	0.8	0.8	－	－	－	－	
425	大谷石	－	－	－	－	7	－	－	
426	オキシ塩化ジルコニウム	－	－	0.01	－	0.01	0.01	0.01	
427	4，4’－オキシビス（ベンゼンスルホニルヒドラジド）	－	0.002	0.5	0.5	0.002	0.002	－	
428	2－オキソー2－エトキシエチルホスホン酸ジエチル	0.14	－	0.07	－	－	－	0.07	
429	オクタデシルビニルエーテルを主な構成成分とする重合体	2	2	2	－	－	－	－	
430	オクタデセニルコハク酸のカリウム塩	0.1	0.2	0.2	0.2	－	－	－	油脂及び脂肪性食品に接触する部分に使用してはならない。 70℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
431	1－オクタデセン	－	－	0.005	－	0.005	0.005	0.005	
432	11－オクタデセン酸のナトリウム塩	－	－	－	－	－	－	0.01	
433	オクタン酸とエトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたヤシ油アルキルアミンのエステル	－	0.5	0.5	0.5	0.5	1	－	
434	オクタン酸とエトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたラウリルアルコールのエステル	－	－	0.8	－	－	－	－	
435	オクタン酸とトリエチレングリコールのジエステル	－	－	－	30	－	－	－	
436	オクタン酸のコバルト塩	3	－	－	－	－	－	0.05	
437	オクタン酸のジルコニウム塩	3	－	－	－	－	－	－	
438	2－オクチルイソチアゾロン	5	5	5	5	5	5	5	合成樹脂区分 3 を除き10mg／m ² 以下、合成樹脂区分 3 に限り30 g／m ² 以下で塗布することができる。
439	2－（オクチルオキシ）エタノール	0.05	－	0.1	－	0.05	0.1	0.05	
440	2－オクチル－4，5－ジクロイソチアゾロン	－	－	0.1	－	－	－	－	
441	オクチルホスホン酸	－	－	－	－	0.003	0.003	0.003	油脂及び脂肪性食品に接触する部分に使用してはならない。
442	オクチルメチルシロキサン・ジメチルシロキサン・2－フェニルプロピルメチルシロキサンを主な構成成分とする重合体	5	1	3	－	－	－	－	
443	オクチルメチルシロキサン・3－（2－ヒドロキシエトキシ）プロピルメチルシロキサンを主な構成成分とする重合体とカプロラク톤を主な構成成分とする重合体のブロック共重合体	1.3	－	－	－	－	－	－	
444	1－オクテン・スチレン・メチル水素シロキサンを主な構成成分とする重合体	5	1	5	－	5	－	－	
445	オレイルアミン	1.2	1.2	1.2	－	－	－	－	
446	N－オレイル－パルミチン酸アミド	50	50	50	0.5	50	0.05	－	
447	オレイン酸2－デシルテトラデシル	－	－	－	－	－	－	1	
448	オレイン酸とエトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたソルビトールのエステル	－	0.4	0.4	－	0.4	0.4	0.4	
449	オレイン酸とエトキシル化又はプロポキシル化処理（エチレンオキシド又はプロピレンオキシドの付加数は4以上）されたアルキルアルコール（C＝14～18）のモノエステル	0.70	0.70	0.70	0.70	－	－	－	
450	オレイン酸とジエチレングリコールのモノエステル	2	－	10	－	－	－	－	
451	オレイン酸と2，2－ジメチルプロピオン酸2，2－ジメチル－3－ヒドロキシプロピルのジエステル	－	－	0.01	－	－	－	－	
452	オレイン酸と水素化処理及びエトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたヒマシ油の（ジ－又はトリ－）エステル	0.5	－	0.5	－	0.5	1	1	
453	オレイン酸と1，4－ブタンジオールのジエステル	－	－	0.05	－	0.05	0.05	0.05	

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
454	オレイン酸とプロピレングリコールのジエステル	3	3	10	5	3	3	3	合成樹脂区分 4 を除き、600mg／m ² 以下で塗布することができる。
455	オレイン酸とプロピレングリコールのモノエステル	10	10	10	10	10	10	10	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
456	オレイン酸と 1， 6－ヘキサンジオール のジエステル	－	－	0.05	－	0.05	0.05	0.14	
457	オレイン酸と N－メチル－アミノ酢酸 のアミド のカリウム塩	－	0.1	0.1	－	0.1	0.1	0.1	
458	オレイン酸と N－メチル－タウリン のアミド のナトリウム塩	－	0.2	0.5	0.5	－	－	－	
459	オレイン酸 のスズ（2＋）塩	－	－	－	1	－	－	－	
460	オレイン酸 のセリウム塩	－	1	1	－	1	1	－	
461	オレイン酸 のマンガン塩	－	1	1	－	1	1	－	
462	オレイン酸 2－メルカプトエチル	－	－	－	1	－	－	－	
463	海泡石（セピオライト）	50	－	30	－	－	－	－	
464	過塩素酸 のナトリウム塩	－	－	1.2	0.02	－	－	－	
465	過塩素酸 の N－（2－ヒドロキシエチル）－N， N－ジメチル－オクチルアンモニウム塩	－	－	1	－	－	－	－	
466	過酸化水素	0.1	0.003	0.1	0.1	0.003	0.003	0.003	
467	か焼石油 コークス	30	－	－	－	－	－	－	
468	加水分解処理されたデンブ ン	－	－	30	－	－	－	－	
469	霞石閃長岩（ネフェリンサイヤナイト）	50	50	50	50	50	50	50	
470	カゼイン（カルシウム塩を含む。）	5	5	10	5	5	5	－	
471	カタラーゼ	6	－	6	－	0.5	0.5	0.5	
472	活性炭	3	－	0.001	1	0.001	0.001	0.001	
473	活性白土	－	－	0.5	－	0.5	－	－	
474	活性白土（食品添加物）	*	*	*	*	*	*	*	第 2 添加物の部の定めに従うものとする。
475	滑石（タルク）	50	50	50	50	50	50	50	
476	ガティガム	－	－	0.2	－	0.2	－	－	
477	カプロラクタム	3	1	3	－	0.001	－	－	
478	カプロラクタム・1， 4－ブタンジオール 重合体	－	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
479	カプロラクタム又は11－アミノウンデカン酸又は12－アミノラウリン酸を主な構成成分とする重合体	30	30	50	－	－	－	－	
480	カプロラクトン・ジメチルシロキサンを主な構成成分とする重合体	1.3	0.6	1.3	0.6	1.3	－	－	合成樹脂区分 1 及び 3 に限り、50mg／m ² 以下で塗布することができる。
481	カプロラクトン・トリメチロール プロパン・ヘキサメチレンジイソシアネート を主な構成成分とする重合体	50	50	50	－	－	－	－	
482	カプロラクトン・トリメチロール プロパンを主な構成成分とする重合体	8	－	8	－	－	－	－	
483	カプロラクトンを主な構成成分とする重合体	7	0.7	7	15	7	0.4	0.4	
484	β－ガラクトシダーゼ	－	－	5	－	－	－	－	
485	カラシ抽出物	*	*	*	*	*	*	*	第 2 添加物の部の定めに従うものとする。
486	カラヤガム	－	－	0.2	－	0.2	－	－	
487	過硫酸 のナトリウム、カリウム又はアンモニウム塩	2	2	2	－	2	2	－	
488	カルナバロウ	10	10	20	10	5	5	5	合成樹脂区分 1 及び 7 に限り100mg／m ² 以下、合成樹脂区分 3 に限り 1 g ／m ² 以下で塗布することができる。
489	カルバミン酸 のアンモニウム塩	－	－	0.2	－	－	－	－	
490	N－（3－カルボキシ－2－スルホ プロピオニル）－N－ステアリル－アスパラギン酸	1.6	－	－	－	－	－	－	
491	N－カルボキシ メチル－N， N－ジメチル－3－（オキソラウリルアミノ）プロピルアンモニウム	－	－	0.002	－	0.002	0.002	0.002	
492	カルボキシ メチルセルロース（ナトリウム、アンモニウム塩を含む。）	5	5	15	5	5	5	5	カルボキシメチルセルロース及びそのナトリウム塩に限り、600mg／m ² 以下で塗布することができる。
493	N－カルボキシ メチル－N， N－ビス（2－ヒドロキシエチル）－3－（ステアリル オキシ）プロピルアンモニウム	－	－	－	－	－	0.4	－	
494	環化イソ ブレンを主な構成成分とする重合体	27	27	27	－	27	27	27	中性、酸性又はアルコール濃度 8％以下の食品の器具又は容器包装については、合成樹脂区分 2 及び 3 に限り 300mg／m ² 以下で塗布することができる。
495	寒天	1.6	－	0.01	－	0.01	－	－	
496	カンフェンとフェノールの反応生成物	－	20	－	－	－	－	－	
497	キサンタンガム	1	1	1	1	1	1	1	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
498	ギ酸（ナトリウム塩を含む。）	5	5	5	5	5	5	5	
499	キシレン	5	5	5	－	－	－	－	合成樹脂区分 1 及び 3 に限り、0.2mg／m ² 以下で塗布することができる。
500	1， 3－キシレン ジアミン・二量化又は三量化処理された脂肪酸（不飽和 C＝18）・12－ヒドロキシ ステアリン酸を主な構成成分とする重合体	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
501	キシレン・ホルムアルデヒドを主な構成成分とする重合体	20	8	20	－	－	－	－	合成樹脂区分 2 及び 3 に限り、150mg／m ² 以下で塗布することができる。
502	キシロース	－	－	0.5	－	－	－	－	
503	キャンデリラロウ	5	－	5	3	－	－	0.5	
504	牛脂脂肪酸とエトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は 4 以上）されたトリデシルアルコールのエステル	－	－	－	－	－	－	0.5	
505	牛脂脂肪酸とプロピレングリコールのエステル	3	3	10	5	3	3	3	合成樹脂区分 4 を除き、600mg／m ² 以下で塗布することができる。
506	牛脂脂肪酸のペンタエリスリチルエステル	－	－	0.05	－	－	－	－	
507	牛脂脂肪酸のメチルエステル	2	2	10	2	2	2	2	
508	牛胆汁エキス	1.6	－	10	－	－	－	－	
509	銀	30	30	30	30	30	30	30	
510	グアーガム	－	－	0.2	0.1	0.2	－	－	
511	クエン酸とエトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は 4 以上）されたアルキルアルコール（C＝8～24）のエステル	－	－	－	－	－	－	0.006	
512	クエン酸とモノオレイン酸グリセリルのエステル	10	10	10	10	10	10	10	
513	クエン酸とモノステアリン酸グリセリルのエステル	10	10	10	10	10	10	10	
514	クエン酸トリエチル	5	－	0.003	－	0.003	－	－	
515	クエン酸トリブチル	0.5	－	0.5	30	－	－	－	
516	クエン酸（ナトリウム、マグネシウム、カリウム、カルシウム、アンモニウム塩、重合体を含む。）	10	20	20	5	10	10	1	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
517	クエン酸のイソプロピルエステル	5	－	10	－	0.001	－	－	
518	クエン酸のステアリルエステル	50	50	50	30	50	50	50	
519	苦灰石（ドロマイト）	30	30	30	30	30	30	30	
520	鯨ロウ	3	3	3	0.5	3	－	－	
521	グラファイト	30	30	30	30	30	30	30	
522	グリコール酸	0.5	－	－	－	－	－	－	
523	グリコール酸とエトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は 4 以上）されたオレイルアルコールのエーテル	－	－	－	－	－	－	－	10mg／m ² 以下で塗布することができる。
524	グリコール酸とエトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は 4 以上）されたラウリルアルコールのエーテル	2.1	2.1	5	－	－	－	－	合成樹脂区分 3 に限り、50mg／m ² 以下で塗布することができる。
525	グリコール酸ブチル	0.3	0.3	0.7	0.2	－	－	－	
526	グリシジル基で修飾されたアジリジンを主な構成成分とする重合体	－	3	3	3	3	3	－	合成樹脂区分 5 及び 6 に限り、300mg／m ² 以下で塗布することができる。
527	グリシジル 2－フェニルフェニルエーテル	5	1	1	30	1	1.5	1.5	
528	グリセロリン酸のマグネシウム又はカルシウム塩	0.001	0.001	0.001	1	0.001	0.001	0.001	
529	グリセロール	50	50	50	20	50	50	50	22 g／m ² 以下で塗布することができる。
530	グリセロール単独重合体（ジグリセロールを除く。）	1	1	1	1	1	1	1	
531	グリセロール単独重合体（ジグリセロールを除く。）のグリシジルエーテル	－	－	－	－	－	－	0.5	
532	グリセロール・二量化処理された脂肪酸（C＝18）・12－ヒドロキシステアリン酸・プロピレングリコールを主な構成成分とする重合体	1.5	1.5	1.5	－	－	－	－	
533	グリセロール・フェノール・ホルムアルデヒド・ロジンを主な構成成分とする重合体	－	10	10	－	－	－	－	
534	グリセロール・フマル酸又はマレイン酸・ペンタエリスリトール・ロジンを主な構成成分とする重合体	－	50	50	－	50	50	－	
535	グリセロール・無水フタル酸・ヤン油を主な構成成分とする重合体	5	5	5	－	－	－	－	
536	グルコース	30	30	30	30	30	30	30	
537	グルコースイソメラーゼ	－	－	25	－	－	－	－	
538	グルコン酸のカルシウム塩	0.002	0.002	0.5	1	0.002	0.002	0.002	
539	L－グルタミン酸（ナトリウム、カリウム、アンモニウム、塩酸塩を含む。）	1.6	－	10	－	－	－	－	
540	グルタル酸ジイソブチル	－	0.0075	0.0075	－	－	－	－	
541	グルタル酸ジメチル	20	－	20	－	－	－	－	食品に接触しない部分（合成樹脂区分 3 に限る。）に限り、30 g／m ² 以下で塗布することができる。
542	クロム	1.44	－	0.01	－	－	－	1.25	
543	2－クロロアセタミド	－	－	0.0003	－	－	－	0.000035	
544	1－（3－クロロアリル）－3， 5， 7－トリアザ－1－アゾニアアダマンタンの塩化物	0.2	0.2	0.2	－	－	－	－	
545	クロロジメチルビニルシラン・クロロトリメチルシラン・テトラエトキシシランを主な構成成分とする重合体	1.6	－	－	－	－	－	－	
546	クロロスルホン化及び鹸化処理されたパラフィン油	－	－	0.03	3	0.03	0.03	0.03	

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
547	クロロトリフルオロエチレン及び／又はテトラフルオロエチレン及び／又はフッ化ビニリデン及び／又はヘキサフルオロプロピレン及び／又は2，3，3，4，4，5，5－ヘプタフルオロ－1－ペンテン（・エチレン）を主な構成成分とする重合体	5	2	0.2	0.2	2	2	0.2	
548	1－クロロ－3－トリフルオロ－1－trans 7－プロペン	20	－	－	－	－	－	－	
549	クロロトリメチルシランとケイ酸のナトリウム塩及びエトキシシル化又はプロボキシシル化処理（エチレンオキシド又はプロピレンオキシドの付加数は4以上）されたブタノールの反応生成物	0.0010	－	0.0010	－	－	－	－	合成樹脂区分1及び3に限り、2mg／m ² 以下で塗布することができる。
550	クロロトリメチルシランとケイ酸のナトリウム塩及び2－プロパノールの反応生成物	1	－	－	－	－	－	－	
551	1－クロロブタン修飾されたアジリジンを主な構成成分とする重合体の塩酸塩	－	－	－	－	－	3	－	合成樹脂区分6に限り、25mg／m ² 以下で塗布することができる。
552	クロロブレンを主な構成成分とする重合体	50	50	50	50	－	－	－	
553	クロロベンゼン	0.1	－	0.1	－	－	－	－	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
554	4－〔（4－クロロベンゾイル）アミノ〕安息香酸のナトリウム塩	－	－	－	－	0.25	0.25	－	
555	5－クロロ－2－メチルイソチアゾロン（塩酸塩を含む。）	5	5	5	0.1	5	5	0.1	合成樹脂区分1、3及び4を除き、1mg／m ² 以下で塗布することができる。
556	4－クロロ－3－メチルフェノール	1.6	－	－	－	－	－	－	
557	ケイ酸塩以外を主成分とするガラス（ガラス繊維、ガラス微小粒を含む。）	50	50	50	30	30	40	50	
558	ケイ酸塩を主成分とするガラス（ガラス繊維、ガラス微小粒を含む。）	50	50	50	30	30	40	50	
559	ケイ酸（ナトリウム、マグネシウム、アルミニウム、カリウム、カルシウム、鉄塩を含む。）	50	50	50	30	50	50	50	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
560	ケイ酸のエチルエステル	30	30	30	30	30	30	30	
561	ケイ酸のジルコニウム塩	0.01	－	－	－	－	－	－	
562	ケイ酸のナトリウム塩及び／又は酸化ケイ素・クロロトリメチルシラン・ジメチルシロキサンを主な構成成分とする重合体	0.1	0.1	4	4	－	－	－	
563	ケイ酸のナトリウム・マグネシウム・フッ素塩	30	30	30	30	30	30	30	
564	ケイ酸のリチウム・アルミニウム塩	10	－	－	－	－	－	－	313mg／m ² 以下で塗布することができる。
565	ケイ酸のリチウム塩	30	30	30	30	30	30	－	
566	ケイ酸のリチウム・ナトリウム・マグネシウム塩	2	2	2	－	2	－	－	
567	蛍石（フルオライト）	5	5	5	－	－	－	－	
568	ケイソウ土（ダイアトマイト）	50	50	50	50	50	50	50	
569	珪灰石（ウラストナイト）	－	－	－	－	－	－	10	
570	ケイ皮アルデヒド	－	－	－	1	－	－	－	
571	ケイ皮酸	－	－	－	1.5	－	－	－	
572	工業用デンプン	－	－	－	－	40	40	－	
573	紅藻	1.6	－	30	－	－	－	－	
574	コハク酸ジイソブチル	－	0.005	0.005	－	－	－	－	
575	コハク酸・1，4－シクロヘキサンジメタノールを主な構成成分とする重合体	5	5	5	5	5	5	5	
576	コハク酸ジパルミチル	4	4	4	4	－	－	－	
577	コハク酸ジメチル	0.7	－	10	－	－	－	－	食品に接触しない部分（合成樹脂区分1及び3に限る。）に限り、20％以下で使用することができる。 合成樹脂区分3に限り、30g／m ² 以下で塗布することができる。
578	コハク酸ジメチル・2－（4－ヒドロキシ－2，2，6，6－テトラメチルピペリジン）エタノールを主な構成成分とする重合体	1	0.3	1	－	0.3	0.3	－	
579	コハク酸とエトキシシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたアルキルアルコール（C＝13～15）のエステル	20	0.8	20	－	20	4	4	
580	コハク酸（ナトリウム塩を含む。）	1.6	10	10	5	10	10	0.001	
581	コハク酸ビス〔2－〔2－（2－メトキシエトキシ）エトキシ〕エチル〕	－	－	9.1	－	－	－	－	
582	コハク酸又はコハク酸ジメチル・N－（2－ヒドロキシエチル）－2，2，6，6－テトラメチル－4－ヒドロキシピペリジンを主な構成成分とする重合体	1	－	0.3	－	－	－	－	
583	米ぬか	－	－	－	－	30	30	－	
584	米ぬかロウ	5	1	1	1	1	1	5	
585	酢酸アルキル（C＝8～18）	5	－	－	－	－	－	－	
586	酢酸イソプロピル	5	5	5	－	5	5	－	
587	酢酸エチル	15	－	10	－	0.001	0.001	0.001	

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
588	酢酸 2－エトキシエチル	5	5	5	－	－	－	－	
589	酢酸及び脂肪酸（飽和 C＝8～24、不飽和 C＝18）のグリセリルエステル	50	50	50	50	50	50	50	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
590	酢酸セルロース	20	－	－	5	－	－	－	
591	酢酸とエトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は 4 以上）されたラウリルアルコールのエステル	6	6	6	－	－	－	－	
592	酢酸とエトキシル化又はプロポキシル化処理（エチレンオキシド又はプロピレンオキシドの付加数は 4 以上）されたアリルアルコールのエステル	0. 5	0. 3	0. 3	0. 1	0. 15	0. 15	0. 15	合成樹脂区分 3 に限り、0. 05mg／m ² 以下で塗布することができる。
593	酢酸 D－α－トコフェリル	1. 6	－	－	－	0. 05	－	－	
594	酢酸と酒石酸のジエステルとモノステアリン酸グリセリルのエステル	5	5	5	5	5	5	5	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
595	酢酸の亜鉛塩	0. 5	0. 05	0. 05	0. 001	0. 001	0. 001	0. 0036	
596	酢酸のコバルト塩	－	－	－	－	－	－	0. 1	
597	酢酸の銅塩	－	－	0. 1	－	－	－	－	
598	酢酸のマンガン塩	－	－	0. 001	－	0. 001	0. 001	0. 1	
599	酢酸ビニル・エチレン又はクロトン酸又はスチレン又は N－ビニル－ピロリドンを主な構成成分とする重合体	20	20	20	2. 3	20	2. 3	2. 3	厚さ 0. 1mm を超える部分に使用してはならない。
600	酢酸ビニルを主な構成成分とする重合体	20	－	－	－	－	－	－	
601	酢酸ブチル	5	5	5	－	5	5	－	合成樹脂区分 3 に限り、600mg／m ² 以下で塗布することができる。
602	酢酸 2－ブトキシエチル	5	－	5	5	－	－	－	
603	酢酸 2－（2－ブトキシエトキシ）エチル	5	5	5	－	5	5	－	食品に接触しない部分（合成樹脂区分 1 及び 3 に限る。）に限り、30％以下で使用する事ができる。
604	酢酸プロピオン酸セルロース	－	10	－	－	－	－	－	
605	酢酸（無水物、ナトリウム、マグネシウム、カリウム、カルシウム塩を含む。）	5	5	5	5	5	5	5	ナトリウム塩に限り、600mg／m ² 以下で塗布することができる。
606	酢酸メチル	0. 001	0. 001	0. 001	－	－	－	－	
607	酢酸 1－メトキシ－2－プロピル	20	1	20	－	－	0. 01	－	
608	酢酸酪酸セルロース	20	－	－	5	－	－	－	
609	サッカリン（ナトリウム塩を含む。）	－	－	0. 1	－	－	0. 02	0. 1	
610	サリチル酸	0. 5	－	0. 0002	－	－	－	0. 0002	
611	サリチル酸の亜鉛塩	－	－	－	0. 4	－	－	－	
612	サリチル酸フェニル	1	－	1	1	－	－	1	
613	サリチル酸 4－tert－ブチルフェニル	1	1	1	30	1	1	1	
614	サリチル酸メチル	0. 4	－	0. 4	0. 4	－	－	－	
615	三塩化リン・1，1’－ビフェニル・2，4－ジ－tert－ブチル－5－メチルフェノールを主な構成成分とする重合体	0. 3	0. 3	0. 3	0. 3	0. 3	0. 3	－	
616	酸化亜鉛	50	30	30	5	30	30	30	
617	酸化アルミニウム	50	30	30	30	30	30	30	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
618	酸化アルミニウム・カルシウム	50	－	30	－	－	－	－	
619	酸化アルミニウム・マグネシウム	10	10	10	10	10	10	10	
620	酸化アンチモン	30	30	30	30	30	30	30	
621	酸化カリウム	0. 03	－	－	－	－	－	－	
622	酸化カルシウム	50	50	50	50	50	50	50	
623	酸化銀	0. 5	－	－	－	－	－	－	
624	酸化クロム	30	30	30	30	30	30	30	
625	酸化ケイ素（シリカ、シリカゲルを含む。）	50	50	50	50	50	50	50	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
626	酸化コバルト	30	30	30	30	30	30	30	
627	酸化処理された米ぬかロウ	10	10	10	10	10	10	10	
628	酸化ジルコニウム	－	－	－	－	－	0. 01	0. 01	
629	酸化スズ（4＋）	5	5	5	5	5	5	5	
630	酸化ストロンチウム	5	5	5	－	5	5	－	
631	酸化セリウム	0. 78	0. 78	0. 78	0. 78	0. 78	0. 78	－	
632	酸化タングステン	30	30	30	30	30	30	30	
633	酸化チタン	50	30	30	30	30	30	30	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
634	酸化チタン・ナトリウム又は酸化チタン・カリウム	30	30	30	30	0. 01	0. 01	0. 01	合成樹脂区分 1 に限り、644mg／m ² 以下で塗布することができる。
635	酸化鉄	30	30	30	30	30	30	30	
636	酸化鉄・亜鉛	1	－	－	－	－	－	－	
637	酸化銅（2＋）	0. 01	－	－	－	－	－	－	
638	酸化ニオブ	30	30	30	30	30	30	30	
639	酸化ニッケル	30	30	30	30	30	30	30	

[illegible]

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
681	シェラック	1.6	0.5	－	－	－	－	－	合成樹脂区分 1、3 及び 7 に限り 40mg／m ² 以下、合成樹脂区分 2 に限り 600mg／m ² 以下で塗布することができる。
682	シェンナ（生シェンナも含む。）	30	30	30	30	30	30	30	
683	1，3－ジオクチル－1，3－ジチオキソジスタンナチアン	－	－	－	1.5	－	－	－	酸性食品、酒類、油脂及び脂肪性食品に接触する部分に使用してはならない。
684	ジオクチルスズのジマレイン酸エステル（重合体、エステル化処理されたものを含む。）	1	－	－	5	－	－	－	
685	ジオクチルスズのジラウリン酸エステル	0.5	0.5	0.5	1.5	0.2	－	－	
686	ジオクチルスズのビス（チオグリコール酸アルキル）エステル（C＝8）	2	2	2	5	2	2	－	
687	ジオクチルスズのビス（チオグリコール酸アルキル）エステル（C＝10～16）	－	－	－	3	－	－	－	
688	ジオクチルスズのビス（チオグリコール酸）エステルと 1，4－ブタンジオールのエステル	－	－	－	1.5	－	－	－	
689	ジオクチルスズのビス（マレイン酸モノエステル）（C＝2、直鎖 C＝6～8、シクロヘキシル、ベンジル、メトキシブチル）エステル	－	－	－	5	－	－	－	
690	ジオクチルスズの 3－メルカプトプロピオン酸エステル（重合体を含む。）	－	－	－	2	－	－	－	
691	ジオクチルチオキソスズ（重合体を含む。）	－	－	－	1.5	－	－	－	
692	ジグリセロール	－	－	0.001	－	0.001	0.001	0.001	
693	シクロオクテンを主な構成成分とする重合体	－	20	10	－	20	50	－	
694	（α－、β－、γ－）シクロデキストリン	3	3	3	5	0.01	0.01	0.01	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
695	（α－、β－、γ－）シクロデキストリン（食品添加物）	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	第 2 添加物の部の定めに従うものとする。
696	β－シクロデキストリンのメチルエーテル	0.5	0.5	0.5	－	－	－	－	
697	シクロヘキサノン	5	5	5	－	27	－	－	
698	シクロヘキサノン・ホルムアルデヒドを主な構成成分とする重合体	15	15	15	－	－	－	－	食品に接触しない部分に限り、使用することができる。
699	1，2－シクロヘキサンジカルボン酸ジアルキル（C＝9）	－	－	30	45	－	－	－	
700	1，2－シクロヘキサンジカルボン酸とトリシクロデカンジメタノールのエステル	0.8	0.8	0.8	－	－	－	－	
701	1，2－シクロヘキサンジカルボン酸のカルシウム塩	－	0.25	0.25	－	0.25	0.35	－	
702	4，4’－シクロヘキシリデンビス（2－シクロヘキシルフェノール）	0.1	－	－	－	－	－	－	
703	4－シクロヘキセン－1，2－ジカルボン酸ジアルキル（C＝9）	－	－	－	50	－	－	－	油脂及び脂肪性食品に接触する部分に使用してはならない。
704	1，3－シクロペンタジエン	－	－	0.001	－	0.001	－	－	
705	2，4－ジクロロー 6－（4－モルホリニル）1，3，5－トリアジン・N，N’－ビス（2，2，6，6－テトラメチル－4－ピペリジニル）－1，6－ヘキサメチレンジアミンを主な構成成分とする重合体	0.6	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	－	
706	N，N’－ジシクロヘキシル－2，6－ナフタレンジカルボキシアミド	－	－	－	－	－	0.4	－	
707	4，4’－ジシクロヘキシルメタンジイソシアネート・ジメチルシロキサンを主な構成成分とする重合体	－	－	－	－	3	3	－	
708	4，4’－ジシクロヘキシルメタンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体	3	3	3	3	3	－	3	
709	ジ（ステアリル）ジスルフィド	－	1	1	－	1	0.5	－	
710	N，O－ジステアリン酸－エタノールアミン	－	－	－	3	－	－	－	
711	3，3’－ジスルホジフェニルスルホンのカリウム塩	0.04	－	－	－	－	－	－	
712	2，2’－ジチオビス（N－メチル－ベンズアミド）	－	－	0.02	－	－	－	－	
713	ジ（tert－ドデシル）ジスルフィド	0.02	－	0.02	－	－	－	－	酸性食品、酒類に接触する部分に使用してはならない。 100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
714	9，10－ジヒドロ－9－オキサ－10－ホスファフェナントレン－10－オキシド	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.5	－	合成樹脂区分 5 の場合、100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
715	9，10－ジヒドロキシステアリン酸（重合体を含む。）	－	－	10	1	－	－	－	
716	2，4－ジヒドロキシ－2－メチルペンタン	5	1	1	1	1	1	1	
717	2，2’－ジヒドロキシ－4－メトキシベンゾフェノン	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
718	ジビニルブチラールを主な構成成分とする重合体	5	5	5	5	－	－	5	
719	ジフェニルアミンと 2，4，4－トリメチルペンテンの反応生成物	1	－	0.5	－	－	－	－	
720	N，N’－ジフェニル－エチレンジアミン	－	－	－	2	－	－	－	

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
721	ジフェニルエーテルジスルホン酸のモノアルキルエステル（C＝12）のナトリウム塩	1.5	1.7	1.7	3	－	0.1	－	合成樹脂区分 3 に限り、0.2mg／m ² 以下で塗布することができる。
722	ジフェニルシロキサン・ジメチルシロキサンを主な構成成分とする重合体	0.7	0.7	0.7	0.01	0.01	0.01	0.01	合成樹脂区分 1 及び 3 を除き、2 mg／m ² 以下で塗布することができる。
723	N，N’－ジフェニル－チオ尿素	0.5	－	－	0.5	－	－	－	
724	2－（4，6－ジフェニル－1，3，5－トリアジン－2－イル）－5－（ヘキシルオキシ）フェノール	0.5	－	0.5	－	－	－	0.5	
725	4－（1，3－ジフェニルブチル）－1，2－ジメチルベンゼン	0.5	1.5	1.5	0.5	0.5	0.05	－	油脂及び脂肪性食品に接触する厚さ0.2mmを超える部分に使用してはならない。 100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
726	2，4－ジフェニル－4－メチル－1－ペンテン・メタクリル酸アルキル（C＝1，4，8）・メタクリル酸 2－（ジメチルアミノ）エチル・メタクリル酸ベンジルを主な構成成分とする重合体	1	－	0.8	－	－	－	1	
727	2－（ジブチルアミノ）エタノール	0.3	－	0.02	－	－	－	0.006	
728	ジブチルアミン	5	5	5	－	－	－	－	
729	2，6－ジ－tert－ブチル－4－エチルフェノール	0.2	0.1	0.1	－	0.1	0.1	－	酒類に接触する部分に使用してはならない。
730	ジブチルジチオカルバミン酸の亜鉛塩	5	5	5	5	5	5	5	
731	5，7－ジ－tert－ブチル－3－ヒドロキシ－2（3H）－ベンゾフラノンと 1，2－ジメチルベンゼンの反応生成物	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.1	－	
732	2，5－ジ－tert－ブチルヒドロキノン	1.5	－	2	－	－	－	－	
733	2，6－ジ－tert－ブチル－4－フェニルフェノール	－	－	－	2	－	－	－	
734	2，4－ジ－tert－ブチルフェノール	－	－	0.01	－	0.01	0.01	0.01	
735	ジ－tert－ブチルペルオキシド	－	－	0.4	－	－	－	－	
736	2，6－ジ－tert－ブチル－4－メチルフェノール	5	5	5	5	5	5	5	合成樹脂区分 1 及び 7 に限り 1mg／m ² 以下で、合成樹脂区分 2 及び 3 に限り 5mg／m ² 以下で塗布することができる。
737	ジプロピレングリコール	5	2	5	2	0.001	0.001	0.01	2 g／m ² 以下で塗布することができる。
738	ジプロピレングリコールのモノメチルエーテル	5	5	5	0.01	0.02	0.02	0.000002	
739	2，2－ジブロモ－2－シアノ酢酸アミド	0.02	0.04	0.04	0.04	－	－	－	
740	1，2－ジブロモ－2，4－ジシアノブタン	－	－	－	－	0.003	－	－	
741	2，2－ジブロモ－2－ニトロエタノール	1.6	0.001	0.05	0.001	0.005	0.005	0.001	
742	ジ（ベンジリデン）ソルビトール	－	1	1	－	0.7	0.7	－	
743	ジベンゾイルメタン	－	－	－	1	－	－	－	
744	ジペンタエリスリトール	－	－	－	3	－	－	－	
745	脂肪酸アミド（C＝8～22）	50	8	50	6	8	10.5	50	
746	脂肪酸（C＝14～18）及び 2－プロパノールのチタン塩	－	－	－	1	1	1	－	
747	脂肪酸（直鎖飽和 C＝8～18）とコリンのエステルの塩化物	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	－	
748	脂肪酸（C＝16～18）とエトキシル化处理（エチレンオキシドの付加数は 4 以上）されたアルキルアルコール（C＝12～14）のエステル	1	1	1	1	1	1	1	
749	脂肪酸（C＝12～18）とエトキシル化处理（エチレンオキシドの付加数は 4 以上）されたグリセロール又はジグリセロールのエステル	3	3	3	3	3	3	0.04	
750	脂肪酸（C＝8～24）とエトキシル化处理（エチレンオキシドの付加数は 4 以上）されたソルビタンのエステル	50	50	10	10	10	10	10	エチレンオキシドの付加数が 20 の場合に限り、600mg／m ² 以下で塗布することができる。
751	脂肪酸（C＝8～24）とエトキシル化处理（エチレンオキシドの付加数は 4 以上）されたブタノールのエステル	1.6	0.1	0.5	3	0.01	0.01	0.01	合成樹脂区分 1 及び 3 を除き、2 mg／m ² 以下で塗布することができる。
752	脂肪酸（C＝6～22）とグリセロール単独重合体（ジグリセロールを除く。）のエステル	50	50	50	30	30	50	50	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
753	脂肪酸（C＝2～24）とグリセロール又はジグリセロールのエステル	50	50	50	30	10	50	50	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
754	脂肪酸（C＝8～22）とショ糖のエステル	10	10	30	10	10	10	10	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
755	脂肪酸（C＝8～18）とトリメチロールプロバンのエステル	1	3	3	3	3	3	0.003	
756	脂肪酸（C＝8～24）（ナトリウム、マグネシウム、アルミニウム、カリウム、カルシウム、アンモニウム塩を含む。）	50	50	50	30	50	50	50	36 g／m ² 以下で塗布することができる。
757	脂肪酸（C＝8～22）の亜鉛塩	15	15	15	15	15	15	15	120mg／m ² 以下で塗布することができる。
758	脂肪酸（C＝10）のグリシジルエステルと 1，3－キシレンジアミンの反応生成物	20	－	20	－	－	－	－	
759	脂肪酸（C＝8～18）のペンタエリスリチルエステル	50	50	50	10	50	50	50	
760	脂肪酸（C＝8～22）のリチウム塩	0.5	0.5	0.5	1	1	1	－	
761	脂肪酸（不飽和 C＝4～22）と脂肪族一価アルコール（直鎖 C＝1～18）のエステル	5	5	5	30	5	5	5	

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
762	脂肪酸（不飽和C＝16，18）と脂肪族一価アルコール（分岐飽和C＝3～18）のエステル	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
763	脂肪酸（不飽和C＝8～22）とソルビタンの（モノー、ジー、トリー） エステル	50	50	50	5	50	50	5	1 g／m ² 以下で塗布することができる。
764	脂肪酸（飽和C＝4～22）と脂肪族一価アルコール（直鎖C＝1～18）のエステル	50	5	50	40	5	5	50	合成樹脂区分 5 及び 6 を除き、25mg／m ² 以下で塗布することができる。
765	脂肪酸（飽和C＝12～22）と脂肪族一価アルコール（分岐飽和C＝3～18）のエステル	20	0.05	3	30	2	2	2.5	合成樹脂区分 5 及び 6 を除き、20mg／m ² 以下で塗布することができる。
766	脂肪酸（飽和C＝8～22）とソルビタンのエステル	50	50	50	30	50	50	3	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
767	脂肪酸（飽和C＝10～20）と 3－ヒ ドロキシ－2， 2－ジメチルプロピオン酸 3－ヒ ドロキシ－2， 2－ジメチルプロピルのジエステル	－	－	0.03	－	0.03	0.03	0.03	
768	脂肪酸（飽和C＝10～20、不飽和C＝16～18）とトリエタノールアミン及び硫酸ジメチルの反応生成物	2	2	2	－	2	2	－	
769	脂肪族アミン（飽和C＝8～18、不飽和C＝18）	2	2	4	－	－	－	－	
770	脂肪族一価アルコール（直鎖不飽和C＝8～18）	1	3	3.2	3	3	3	0.5	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
771	脂肪族一価アルコール（直鎖飽和C＝8～24）	50	50	50	3	50	50	0.5	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
772	脂肪族一価アルコール（分岐C＝8～18）	5.5	50	50	3	0.1	0.02	0.1	
773	脂肪族スルホン酸（C＝8～22）（ナトリウム、カリウム、カルシウム、アンモニウム塩を含む。）	50	50	50	3	3	3	3	120mg／m ² 以下で塗布することができる。
774	N，N’－ジホルミル－N，N’－ビス（2， 2， 6， 6－テトラメチル－4－ピペリジニル）－ヘキサメチレンジアミン	0.5	0.5	0.5	0.5	0.25	0.5	－	
775	N，N－ジメチル－アクリルアミド	－	－	0.3	－	－	－	－	
776	N，N－ジメチル－2－アセト酢酸アミド	3	－	－	－	－	－	－	
777	N，N－ジメチル－アニリン	3	－	－	－	－	－	－	
778	2－（ジメチルアミノ）エタノール	10	10	10	10	－	2	0.03	
779	2－（ジメチルアミノ）エタノール・ビスフェノールA・ヒマシ油・プロピレングリコール・ポリリン酸を主な構成成分とする重合体	5	5	5	－	－	－	－	
780	2－（ジメチルアミノ）エタノール・プロピレン・無水マレイン酸を主な構成成分とする重合体	－	－	－	－	－	0.16	－	
781	2－（ジメチルアミノ）エタノール又は2－ブトキシエタノール・スチレン・無水マレイン酸を主な構成成分とする重合体（アンモニウム塩を含む。）	－	－	－	－	－	0.2	－	
782	2－（ジメチルアミノ）エタノール又はメタクリル酸 3－（トリメトキシシリル）プロピル・プロピレンを主な構成成分とする重合体	2.5	－	2.5	－	2.5	2.5	2.5	
783	5－（ジメチルアミノ）－2－メチル－5－オキソ－吉草酸メチル	5	0.6	5	0.6	0.6	0.6	0.6	
784	ジメチルエーテル	－	2.7	2.7	－	－	－	－	
785	2， 2－ジメチルコハク酸	1	－	－	－	－	－	－	
786	N，N－ジメチル－ジアルキルアンモニウムの塩化物（C＝8～18）	3	3	10	3	3	3	3	
787	1， 3－ジメチル－1， 3－ジチオキソジスタンナチアン	－	－	－	0.5	－	－	－	
788	ジメチルシロキサン・（3， 4－エポキシシクロヘキシル）エチルメチルシロキサンを主な構成成分とする重合体	5	1	1	－	1	1	1	
789	ジメチルシロキサン・3， 3， 4， 4， 5， 5， 6， 6， 6－ノナフルオロヘキシルメチルシロキサン又は3， 3， 4， 4， 5， 5， 6， 6， 7， 7， 8， 8， 8－トリデカフルオロオクチルメチルシロキサンを主な構成成分とする重合体	2	0.03	2	－	－	－	－	
790	ジメチルシロキサン・β－フェニルエチルメチルシロキサンを主な構成成分とする重合体	－	－	－	5	－	－	－	
791	ジメチルシロキサン・ヘキサメチレンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体、カプロラクトン・アクリル酸 2－ヒドロキシエチルを主な構成成分とするブロック重合体	2.1	0.7	0.7	－	－	－	－	
792	ジメチルシロキサン又はヒドロキシメチルシロキサン・プロピレングリコールを主な構成成分とする重合体	2.5	0.5	2.5	0.15	2.5	0.15	0.15	
793	ジメチルシロキサン・メタクリル酸イソブチル・メタクリル酸 2－ヒドロキシエチルを主な構成成分とするる重合体	3.5	－	0.15	－	－	－	－	
794	ジメチルシロキサン・メタクリル酸エチル・メタクリル酸プロピルを主な構成成分とする重合体	1	1	1	－	－	－	－	
795	ジメチルシロキサン・メチルシルセスキオキサンを主な構成成分とする重合体	－	0.002	0.002	－	－	－	－	
796	ジメチルシロキサンを主な構成成分とする重合体（Si＝4以上）（環状物質も含む。）	50	50	50	15	50	50	7	36 g／m ² 以下で塗布することができる。

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
797	ジメチルシロキサンを主な構成成分とする重合体と酸化アルミニウムの加水分解反応物	15.5	－	15.5	－	15.5	－	－	
798	ジメチルシロキサンを主な構成成分とする重合体と酸化ケイ素の反応生成物	50	50	50	50	50	50	50	合成樹脂区分 1 に限り 3 mg／m ² 以下、合成樹脂区分 3 に限り 10mg／m ² 以下、合成樹脂区分 1 及び 3 を除き 1 mg／m ² 以下で塗布することができる。
799	ジメチルスズのビス（チオグリコール酸アルキル）エステル（C＝8）	－	－	－	2	－	－	－	
800	ジメチルスズのビス（トール油脂肪酸 2－メルカプトエチル）エステル	－	－	－	2	－	－	－	100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
801	ジメチルチオキソズ	－	－	－	0.5	－	－	－	
802	1， 2－ジメチル－4， 5－ビス（1－フェニルエチル）ベンゼン	0.5	1.5	1.5	0.5	0.5	0.05	－	油脂及び脂肪性食品に接触する厚さ0.2mmを超える部分に使用してはならない。 100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
803	2， 5－ジメチル－2， 5－ビス（tert－ブチルペルオキシ）ヘキサン	－	1	1	－	1	0.0001	－	
804	2， 5－ジメチル－2， 5－ビス（tert－ブチルペルオキシ）－3－ヘキシン	－	0.1	0.1	－	0.1	－	－	
805	N， N－ジメチル－ビス（ヤシ油アルキル）アンモニウムの塩化物	－	－	－	－	－	0.2	0.1	
806	〔1－（3， 4－ジメチルフェニル）エチル〕（1－フェニルエチル）ベンゼン	0.5	1.5	1.5	0.5	0.5	0.05	－	油脂及び脂肪性食品に接触する厚さ0.2mmを超える部分に使用してはならない。 100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
807	N， N－ジメチル－プロピレンジアミン	0.6	0.6	0.6	－	－	－	－	
808	3， 5－ジメチル－1－ヘキシン－3－オール	0.5	－	－	－	－	－	－	
809	N， N－ジメチル－ベンジルアミン	3	－	－	－	－	－	－	
810	2， 4－ジメチル－6－（1－メチルペンタデシル）フェノール	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
811	N， N－ジメチル－ヤシ油アルキルアミン	－	－	0.03	－	0.03	0.03	0.03	
812	N， N－ジメチル－ヤシ油アルキルアミン－N－オキシド	－	－	0.03	－	0.03	0.03	0.03	
813	ジメチルリン酸のN， N， N－トリメチル－オクチルアンモニウム塩	－	－	0.003	－	0.003	0.003	1	
814	臭化カリウム	－	－	0.13	－	－	－	－	油脂及び脂肪性食品に接触する部分に使用してはならない。
815	臭化銅	－	－	0.05	－	－	－	－	
816	臭化リチウム	－	－	1	－	－	－	－	
817	シュウ酸	0.02	0.02	0.02	0.02	－	－	－	
818	臭素酸のナトリウム又はカリウム塩	0.01	0.1	0.1	0.001	0.1	0.001	0.001	0.1mg／m ² 以下で塗布することができる。
819	酒石酸（ナトリウム、カリウム塩を含む。）	5	1	1	5	1	1	1	
820	硝酸	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
821	硝酸の銀塩	－	－	5	－	－	－	－	
822	硝酸の銅塩	2	2	2	0.01	2	2	0.01	1 mg／m ² 以下で塗布することができる。
823	硝酸のナトリウム又はマグネシウム塩	1.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
824	硝酸のN－（2－ヒドロキシエチル）－N， N－ジメチル－3－ステアラミドプロピルアンモニウム塩	－	－	0.2	－	－	－	－	
825	焼成カオリン	30	30	30	30	30	30	30	
826	焼成ケイソウ土	50	30	30	30	30	30	30	
827	焼石膏	7	－	－	－	－	－	－	
828	植物性油脂（「食用油脂」及び別に規定されたワックス類に該当するものを除く。）	20	15	15	5	2	2	2	1 g／m ² 以下で塗布することができる。 合成樹脂区分 3、 6 及び 7 の場合、油脂及び脂肪性食品に接触する部分に使用してはならない。
829	植物性油脂由来の脂肪酸とグリセロール単独重合体（ジグリセロールを除く。）のエステル	4	3	3	3	4	4	3	50mg／m ² 以下で塗布することができる。
830	植物性油脂由来の脂肪酸のセリウム塩	－	1	10	－	1	1	－	
831	植物性油脂由来の脂肪酸のマンガン塩	－	1	10	－	1	1	－	
832	植物性油脂由来の脂肪酸のリチウム塩	0.15	0.15	10	0.15	0.15	0.15	0.15	
833	食用デンプン	35	40	40	40	40	40	40	50 g／m ² 以下で塗布することができる。
834	食用油脂	15	15	20	20	15	15	10	1 g／m ² 以下で塗布することができる。
835	食用油脂由来の脂肪酸（ナトリウム、マグネシウム、アルミニウム、カリウム、カルシウム、アンモニウム、鉄塩を含む。）	15	2	10	2	－	－	－	
836	ショ糖	1.6	－	10	－	－	－	－	
837	ジオードメチル（4－メチルフェニル）スルホン	－	－	0.005	－	0.005	－	－	
838	シリコンエラストマー	50	50	50	50	50	50	－	

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
839	シリル化处理されたケイ酸（無水物、ナトリウム、マグネシウム、アルミニウム、カリウム、カルシウム、鉄塩を含む。）又は酸化ケイ素	50	30	35	30	30	30	35	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
840	シリル化处理されたデンプンの重合体	－	－	－	－	－	－	－	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
841	ジルコニウムプトキシド	10	－	10	－	－	－	－	
842	ジルコニウムプロボキシド	10	－	10	－	－	－	－	
843	真ちゅう	30	30	30	30	30	30	30	
844	水酸化亜鉛	0.005	3	0.005	0.005	2	2	0.005	
845	水酸化アルミニウム	50	30	50	30	30	30	30	
846	水酸化アンモニウム	2	5	5	5	1	1	1	
847	水酸化カリウム	5	10	10	5	10	10	5	
848	水酸化カルシウム	30	30	30	5	30	30	0.01	
849	水酸化カルシウム（食品添加物）	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	第 2 添加物の部の定めに従うものとする。
850	水酸化クロム	1	－	－	－	－	－	－	
851	水酸化処理されたレシチン	5	－	5	－	－	－	－	合成樹脂区分 1 及び 3 に限り、600mg／m ² 以下で塗布することができる。
852	水酸化ジルコニウム	5	5	5	5	5	5	5	
853	水酸化テトラエチルアンモニウム	－	－	－	－	－	－	0.002	
854	水酸化ナトリウム	10	10	10	5	10	10	10	
855	水酸化マグネシウム	30	30	30	30	30	30	－	
856	水酸化モリブデンのジアルキルアミン塩（C＝13）	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
857	水酸燐灰石（ヒドロキシアパタイト）	5	5	5	5	5	5	5	
858	水素化処理及びエトキシル化处理されたヒマシ油・マレイン酸を主な構成成分とする重合体	－	－	－	－	0.1	－	0.3	
859	水素化処理及びエトキシル化又はプロボキシル化处理（エチレンオキシド又はプロピレンオキシドの付加数は 4 以上）された牛脂肪酸	－	－	0.0055	－	－	－	0.0055	
860	水素化処理及びエトキシル化又はプロボキシル化处理（エチレンオキシド又はプロピレンオキシドの付加数は 3 以上）されたヒマシ油	5	5	5	5	5	5	3	1 g／m ² 以下で塗布することができる。
861	水素化処理及び酸化処理された牛脂アルキルアミン	－	0.6	0.05	－	0.6	0.1	－	
862	水素化処理されたアクリロニトリル・ブタジエンを主な構成成分とする重合体	20	－	20	－	－	－	－	
863	水素化処理された 1－アルケン（直鎖 C＝8，10，12）を主な構成成分とする重合体（「水素処理により得られたパラフィンワックス」に該当するものを除く。）	5	－	－	－	－	－	－	
864	水素化処理された牛脂アルキルアミン	5	0.06	0.06	0.06	－	－	－	
865	水素化処理された牛脂脂肪酸アミド	－	10	10	－	－	－	－	
866	水素化処理された牛脂脂肪酸のグリセリルエステル	0.5	4	0.5	－	4	－	－	
867	水素化処理されたシクロペンタジエンを主な構成成分とする重合体	－	50	50	50	50	50	－	
868	水素化処理された N，N－ジメチル―牛脂アルキルアミン	2	－	2	－	－	－	－	
869	水素化処理された N，N－ジメチル―ビス（牛脂アルキル）アンモニウムの塩化物	5	5	5	－	－	－	－	
870	水素化処理された植物性油脂（「水素化処理された食用油脂」に該当するものを除く。）	50	50	50	5	50	50	50	
871	水素化処理された食用油脂	10	10	10	5	10	10	5	
872	水素化処理されたスチレン・ブタジエンを主な構成成分とする重合体	30	5	30	5	5	5	－	
873	水素化処理されたスチレン・リモネンを主な構成成分とする重合体	50	50	50	－	50	50	50	
874	水素化処理されたスチレンを主な構成成分とする重合体	25	25	25	25	25	50	25	
875	水素化処理された石油炭化水素を主な構成成分とする重合体（「パラフィンワックス」及び「水素化処理された芳香族石油炭化水素を主な構成成分とする重合体」に該当するものを除く。）	25	50	50	5	50	50	－	
876	水素化処理されたテルペンを主な構成成分とする重合体（「水素処理により得られたパラフィンワックス」に該当するものを除く。）	－	30	30	－	30	50	－	
877	水素化処理された動植物性油脂由来の脂肪酸	0.1	0.1	3.2	－	0.5	－	－	
878	水素化処理された動物性油脂（「水素化処理された食用油脂」に該当するものを除く。）	10	10	10	5	10	10	3	
879	水素化処理された N，N－ビス（2－ヒドロキシエチル）―牛脂アルキルアミン	2	－	－	－	－	－	－	

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
880	水素化処理されたヒマシ油、グリセロール及び無水酢酸の反応生成物	3	3	3	50	3	3	3	
881	水素化処理されたブタジエンを主な構成成分とする重合体（「水素処理により得られたパラフィンワックス」に該当するものを除く。）	－	50	50	50	50	50	50	
882	水素化処理されたブテンを主な構成成分とする重合体（「水素処理により得られたパラフィンワックス」に該当するものを除く。）	50	50	50	50	50	50	50	
883	水素化処理された芳香族石油炭化水素を主な構成成分とする重合体（「水素処理により得られたパラフィンワックス」に該当するものを除く。）	25	50	50	25	50	50	25	
884	水素化処理されたロジン又はロジン酸とアクリル酸の反応生成物	－	30	20	－	20	20	20	
885	水素化処理されたロジン又はロジン酸とトリエチレングリコールのエステル	5	10	10	2	－	－	－	合成樹脂区分 1 及び 2 の場合、食品に接触する部分に使用してはならない。
886	水素化処理されたロジン又はロジン酸（ナトリウム、マグネシウム、アルミニウム、カリウム、カルシウム、アンモニウム塩を含む。）	5	50	50	2	50	50	1	
887	水素化処理されたロジン又はロジン酸のグリセリル及び／又はペンタエリスリチルエステル	30	30	50	10	25	25	－	
888	水素化処理されたロジン又はロジン酸のメチルエステル	50	50	50	50	50	50	50	
889	水素処理により得られた白色鉱油	5	5	5	5	5	5	5	スチレンブロック共重合体に対しては65％以下、エチレン・1－アルケン共重合体に対しては50％以下で使用することができる。 3mg／m ² 以下で塗布することができる。
890	水素処理により得られたパラフィンワックス（「パラフィンワックス」に該当するものを除く。）	20	30	0.5	2	0.5	30	0.5	100mg／m ² 以下で塗布することができる。
891	スズ	5	－	－	－	－	－	－	
892	スチレン	5	5	5	－	1	1	－	
893	スチレン及び／又はエチルスチレン及び／又はジビニルベンゼン・アクリル酸エステル及び／又はメタクリル酸エステル（アルキル、アリル、2－ヒドロキシエチル、グリシジル、2－アミノエチル）を主な構成成分とする重合体	50	50	50	50	－	－	50	合成樹脂区分 4、5 及び 6 を除き、5 g／m ² 以下で塗布することができる。
894	スチレン化クレゾール	－	－	－	2	－	－	－	
895	スチレン化処理及びエトキシル化処理された硫酸のナトリウム塩	0.05	－	－	－	－	－	－	
896	スチレン化フェノール	20	－	20	2	－	－	－	
897	4－スチレンスルホン酸のナトリウム塩（重合体も含む。）	－	1	1	1	1	1	－	
898	スチレン・1－ビニルイミダゾール・メタクリル酸2－〔2－（2－エトキシエトキシ）エトキシ〕エチル・メタクリル酸ブチルを主な構成成分とする重合体	－	－	0.6	－	－	－	－	
899	スチレン・N－フェニルマレイミド・無水マレイン酸を主な構成成分とする重合体	－	－	50	－	－	－	－	
900	スチレン・ブタジエン・無水マレイン酸を主な構成成分とする重合体	－	15	－	－	15	－	－	
901	スチレン・ブタジエンを主な構成成分とする重合体	50	50	50	50	50	50	－	
902	スチレン・無水マレイン酸を主な構成成分とする重合体でグラフト化されたイソフタル酸又はイソフタル酸ジメチル・エチレングリコール・テレフタル酸又はテレフタル酸ジメチル・ネオペンチルグリコール・フマル酸を主な構成成分とする重合体	－	－	－	－	－	－	0.036	
903	スチレン・無水マレイン酸を主な構成成分とする重合体（ナトリウム、カリウム塩を含む。）	1	3	3	3	－	－	1	食品に接触しない部分（合成樹脂区分 4、5 及び 6 を除く。）に限り、4.3％以下で使用することができる。
904	スチレン・メタクリル酸メチルを主な構成成分とする重合体でグラフト化されたスチレン・1，3－ブタジエンを主な構成成分とする重合体	50	50	50	50	－	－	50	
905	ステアリルエルカミド	2	2	0.5	0.5	0.5	0.5	0.05	
906	2－（ステアリルオキシ）エタノール	－	－	0.03	－	0.03	0.03	0.03	
907	N－ステアリル－D－グルコン酸アミド	5	－	－	－	－	－	－	
908	N－ステアリル－N，N－ジメチル－3－（トリヒドロキシシリル）プロピルアンモニウムの塩化物	－	－	0.03	－	0.03	0.03	0.03	
909	ステアリン酸及び乳酸のグリセリルエステル	－	－	－	0.5	－	－	－	
910	ステアリン酸とN－（2－アミノエチル）－1，2－エタンジアミンのジアミド	－	－	0.05	－	0.05	0.05	0.05	
911	ステアリン酸とエチレングリコールのエステル	2	－	10	3	－	－	－	

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
912	ステアリン酸とエトキシル化处理（エチレンオキシドの付加数は 2 又は 3）されたステアリルアミンのエステル	－	2	2	－	0.5	1.5	－	
913	ステアリン酸とエトキシル化又はプロポキシル化处理（エチレンオキシド又はプロピレンオキシドの付加数は 4 以上）されたトリメチロールプロパンのエステル	0.3	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4	
914	ステアリン酸とジエチレングリコールのエステル	－	－	－	0.5	－	－	－	
915	ステアリン酸とジプロピレングリコールのジエステル	－	－	－	5	－	－	－	
916	ステアリン酸と水素化处理又はエトキシル化处理（エチレンオキシドの付加数は 4 以上）されたヒマシ油のエステル	－	－	0.03	－	0.1	0.03	0.3	
917	ステアリン酸とステアリルジエタノールアミンのエステル	－	2	10	－	0.5	1.5	－	
918	ステアリン酸と尿素及びN－（2－ヒドロキシエチル）－エチレンジアミンの反応生成物と酢酸のエステル	－	－	0.1	－	－	－	－	
919	ステアリン酸とプロピレングリコールのモノエステル	10	10	10	10	10	10	10	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
920	ステアリン酸のコバルト塩	－	1	1	－	1	－	0.18	
921	ステアリン酸のジルコニウム塩	－	－	0.05	－	0.05	0.05	0.05	油脂及び脂肪性食品に接触する部分に使用してはならない。
922	ステアリン酸のスズ（2＋）塩	5	－	－	1	－	－	－	合成樹脂区分 1 に限り、1 mg／m ² 以下で塗布することができる。
923	ステアリン酸のセリウム塩	－	1	1	－	1	1	－	
924	ステアリン酸のマンガン塩	－	1	1	－	1	1	－	
925	ステアリン酸メチルと 1－（2－ヒドロキシ－2－メチルプロポキシ）－2， 2， 6， 6－テトラメチル－4－ビペリジノールの反応生成物	－	0.1	0.1	－	0.1	0.1	－	100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
926	ステアロイル乳酸のカルシウム塩	0.2	5	5	0.5	5	5	－	
927	ステアロニトリル	－	0.01	－	－	0.01	－	－	
928	ステンレス	30	30	30	30	30	30	－	
929	スメクタイト	0.01	0.01	0.01	－	－	－	－	
930	スルホアルミン酸のカルシウム塩	0.01	－	－	－	－	－	－	
931	5－スルホイソフタル酸	－	－	－	－	－	－	0.1	
932	5－スルホイソフタル酸ジメチルのナトリウム又はカリウム塩	5	－	2	0.5	－	－	－	
933	5－スルホイソフタル酸ジメチルのバリウム塩	－	－	2	－	－	－	－	
934	9－（又は10－）スルホオキシステアリン酸のナトリウム塩	－	－	1	－	－	－	－	
935	2－スルホコハク酸アルキル（C＝8～20）アルケニル（C＝3， 4）のナトリウム塩	－	－	0.2	－	－	－	－	
936	スルホコハク酸のアルキル（C＝4～20）又はシクロヘキシルエステル（ナトリウム、マグネシウム、カリウム、カルシウム塩を含む。）	50	5	50	3	3	3	1	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
937	スルホン化处理されたアルキルアルコール（C＝14～16）又はアルケン（C＝14～16）のナトリウム塩	－	－	0.0006	－	－	－	－	
938	石英（クオーツ）	40	30	30	30	30	30	30	合成樹脂区分 3 に限り、24mg／m ² 以下で塗布することができる。
939	赤鉄鉱（ヘマタイト）	30	30	30	30	30	30	30	
940	石油スルホン酸のナトリウム塩	5	－	－	－	－	－	－	
941	石油炭化水素を主な構成成分とする重合体（「パラフィンワックス」に該当するものを除く。）	50	50	50	30	50	50	－	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
942	赤リン	10	－	10	－	－	－	－	
943	石灰石	50	30	35	30	50	50	30	
944	セトステアリルアルコール	50	50	50	0.2	50	50	0.05	
945	セバシン酸・グリセロール又はプロピレングリコール又はブタンジオールを主な構成成分とする重合体	－	－	－	30	－	－	－	
946	セバシン酸ジアルキル（C＝8）	15	15	15	30	15	15	15	合成樹脂区分 5 及び 6 を除き、600mg／m ² 以下で塗布することができる。
947	セバシン酸ジブチル	5	0.5	12	35	0.5	－	－	
948	セバシン酸ビス（2， 2， 6， 6－テトラメチル－4－ビペリジル）	5	5	5	0.5	0.8	0.8	－	合成樹脂区分 1， 2 及び 3 を除き、100℃を超える温度で酒類に接触する部分に使用してはならない。
949	セバシン酸ビス（2， 2， 6， 6－テトラメチル－4－ビペリジル）とオクタンとtert－ブチルヒドロペルオキシドの反応生成物	5	5	5	－	2	2	－	
950	セバシン酸ビス（2， 2， 6， 6－テトラメチル－ビペリジノキシ）	0.04	0.04	1	－	－	－	－	1 mg／m ² 以下で塗布することができる。
951	セバシン酸ビス（1， 2， 2， 6， 6－ペンタメチル－4－ビペリジル）	5	5	5	－	－	－	－	
952	セバシン酸・1， 6－ヘキサメチレンジアミンを主な構成成分とする重合体	2	－	－	－	－	－	－	

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
953	セバシン酸メチル 1， 2， 2， 6， 6―ペンタメチル― 4―ペ リジル	5	5	5	―	―	―	―	
954	セビオライトの N， N―ジメチル―ビス（牛脂アルキル）アン モニウム塩	4.5	―	4.5	―	4.5	4.5	4.5	
955	ゼラチン	―	―	―	5	―	―	―	
956	セルラーゼ	―	―	0.5	―	―	―	―	
957	セルロース	40	30	50	30	50	50	30	
958	ソルビトール	6.5	0.5	6.5	1	0.001	0.5	―	
959	ソルビトールと 4―クロロベンズアルデヒド及び 4―メチルベン ズアルデヒドの反応生成物	―	0.5	0.5	―	0.5	0.5	―	合成樹脂区分 6 を除き、100℃を超える温度で食品に 接触する部分に使用してはならない。
960	ソルビトールとベンズアルデヒド及び 3， 4―ジメチルベンズ アルデヒドの反応生成物	―	0.35	0.35	―	0.35	0.37	―	
961	ソルビトールとベンズアルデヒド及び 4―メチルベンズアルデ ヒドの反応生成物	―	―	―	―	―	0.5	―	
962	ソルビトールとベンズアルデヒドの反応生成物	1	0.7	1	0.7	0.7	0.7	―	
963	ソルビン酸（ナトリウム、カリウム、カルシウム塩を含む。）	2	2	2	1	2	2	1	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
964	大豆脂肪酸とプロピレングリコールのエステル	3	3	10	5	3	3	3	合成樹脂区分 4 を除き、600mg／m ² 以下で塗布する ことができる。
965	ダイヤモンド	5	―	―	―	―	―	―	
966	脱水処理及びマレイン酸化処理されたヒマシ脂肪酸	1.5	1.5	1.5	―	―	―	―	
967	脱水処理されたヒマシ脂肪酸	5	5	10	―	―	―	―	
968	炭化ケイ素	0.01	―	29	―	―	―	―	厚さ 0.1mm を超える部分に使用してはならない。
969	炭化ジルコニウム	8	―	1.5	―	―	―	1.5	
970	炭化水素（不飽和 C＝9）・無水マレイン酸を主な構成成分と する重合体	2	2	2	―	―	―	―	合成樹脂区分 1、2 及び 3 に限り、300mg／m ² 以下 で塗布することができる。
971	炭化水素（飽和 C＝8～18）	5	10	10	2	3	3	0.5	合成樹脂区分 1、3 及び 7 に限り、50mg／m ² 以下で 塗布することができる。
972	炭化水素（飽和 C＝2～7）（脂環式炭化水素を含む。）	50	50	50	10	50	50	10	合成樹脂区分 3 に限り、600mg／m ² 以下で塗布する ことができる。
973	炭酸（ナトリウム、マグネシウム、アルミニウム、カリウム、 カルシウム、アンモニウム塩を含む。）	50	50	50	50	50	50	50	ナトリウム塩に限り、600mg／m ² 以下で塗布するこ とができる。
974	炭酸の亜鉛塩	30	30	30	1	30	30	0.01	
975	炭酸のアンモニウム・ジルコニウム塩	―	―	3	―	―	―	―	
976	炭酸のグアニジン塩	―	―	0.01	―	―	―	―	
977	炭酸のリチウム塩	30	30	30	0.33	30	30	―	
978	炭素繊維	50	30	30	30	30	30	30	
979	炭素（「炭素繊維」に該当するものを除く。）	25	30	35	30	10	10	10	トルエン抽出物は 0.1％以下であること。 ベンゾ[a]ピレン含有量は 0.25mg／kg 以下であるこ と。
980	タンニン酸	5	5	10	―	―	―	―	
981	ダンマルガム	―	―	5	15	―	―	―	
982	チアベンダゾール	0.13	0.13	0.5	0.13	0.13	0.13	0.13	13mg／m ² 以下で塗布することができる。
983	チオグリコール酸 2―エチルヘキシル	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	―	
984	チオシアン酸のナトリウム塩	―	―	0.2	―	―	―	―	
985	3， 3′―チオジプロピオン酸	0.001	0.001	0.001	1	0.001	0.001	0.001	
986	3， 3′―チオジプロピオン酸ジアルキル（直鎖 C＝16～22）	5	5	10	30	5	5	5	
987	3， 3′―チオジプロピオン酸ジオレイル	―	―	0.005	―	0.005	0.005	1	
988	4， 4′―チオビス（3―メチル―6―tert―ブチルフェノール）	5	5	5	5	5	5	5	
989	チオ硫酸のナトリウム塩	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	
990	チタンブトキシド（重合体を含む。）	35	―	20	―	―	―	―	合成樹脂区分 1、2 及び 5 を除き、300mg／m ² 以下 で塗布することができる。
991	チタン 2―プロボキシド	2	2	2	―	2	2	―	
992	窒化チタン	―	―	―	―	0.5	―	0.002	
993	窒化ホウ素	5	2	2	2	2	2	2	
994	窒素	1.6	―	―	―	―	―	―	
995	茶乾留物	1	1	1	1	1	1	1	
996	チョウジエキス	1.6	―	10	―	―	―	―	
997	デカン酸とエトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は 4 以上）されたオクタノールのエステル	―	―	―	―	―	―	0.2	
998	デカン酸とトリエチレングリコールのジエステル	―	―	―	30	―	―	―	
999	1， 10―デカンジカルボン酸ビス（N′―サリチロイルヒドラ ジド）	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	
1000	デキストリン	1.6	―	30	5	―	―	―	
1001	デシルアルデヒド	―	―	―	1	―	―	―	

[illegible]

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
1039	動植物性油脂由来の脂肪酸とジエタノールアミンの縮合物	0.5	2.5	10	2	0.8	0.8	0.5	C=12～18に限り、600mg／m ² 以下で塗布することができる。
1040	動植物性油脂由来の脂肪酸とソルビタンのエステル	—	1	10	—	1	1	0.05	
1041	動植物性油脂由来の脂肪酸とソルビトールのエステル	—	—	10	—	0.204	0.204	—	
1042	動植物性油脂由来の脂肪酸（ナトリウム、マグネシウム、アルミニウム、カリウム、カルシウム、アンモニウム、鉄塩を含む。）（「食用油脂由来の脂肪酸」に該当するものを除く。）	5	5	5	5	5	5	5	
1043	動植物性油脂由来の脂肪酸のグリセリルエステル	50	50	50	30	10	50	50	合成樹脂区分 4 を除き、600mg／m ² 以下で塗布することができる。
1044	動植物性油脂由来の脂肪酸のジシクロヘキシルアミン塩	1.6	—	10	—	—	—	—	
1045	動植物性油脂由来の脂肪酸のモルホリン塩	1.6	—	—	—	—	—	—	合成樹脂区分 1、3 及び 7 に限り、40mg／m ² 以下で塗布することができる。
1046	陶土（カオリン）又はカオリン石	50	40	40	40	40	40	40	
1047	動物性油脂（「食用油脂」及び別に規定されたワックス類に該当するものを除く。）	—	—	10	1	—	—	—	
1048	トウモロコシ糖	1.6	—	50	—	—	—	—	
1049	トウモロコシの絹糸	1.6	—	30	—	—	—	—	
1050	α－トコフェロール	2	2	2	5	1	1.5	0.5	
1051	2－ドデセニルコハク酸（無水物、カリウム塩を含む。）	0.294	0.5	0.294	—	0.5	1	0.1	
1052	トラガントガム	—	—	0.2	—	0.2	—	—	
1053	トリ（アクリル酸）ペンタエリスリチル	—	—	0.5	—	—	—	—	
1054	1，2，4－トリアゾール	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	合成樹脂区分 2、3 及び 7 を除き、1 mg／m ² 以下で塗布することができる。
1055	トリ（アビエチン酸）グリセリル	20	20	20	—	—	—	—	
1056	トリイソプロパノールアミン	10	10	10	1	4	1	1	100℃を超える温度で食品に接触する厚さ0.1mmを超える部分に使用してはならない。
1057	2，4，6－トリイソプロピルベンゾニトリルを主な構成成分とする重合体	—	—	0.5	—	—	—	—	
1058	トリエタノールアミン	5	5	5	0.5	0.5	0.5	0.5	
1059	トリエチルアミン	10	10	10	5	—	—	—	
1060	3，6，9－トリエチル－3，6，9－トリメチル－1，2，4，5，7，8－ヘキサオキソナン	3	0.15	—	—	0.15	0.15	—	
1061	トリエチレングリコール	10	10	10	10	10	10	10	
1062	トリエチレングリコールのモノブチルエーテル	—	0.01	—	0.01	0.01	0.01	0.01	合成樹脂区分 1 及び 3 を除き、2 mg／m ² 以下で塗布することができる。
1063	トリエチレンジアミン	2	2	2	—	2	2	—	
1064	トリエチレンテトラミン	—	—	0.001	—	0.001	—	—	
1065	3－（トリエトキシシリル）プロピルグリシジルエーテル	5	—	5	5	—	—	5	
1066	2－{〔2－（トリエトキシシリル）プロボキシ〕メチル} オキシラン	5	—	5	5	—	—	—	
1067	トリエトキシビニルシラン	6	—	6	0.002	0.002	0.002	0.002	
1068	トリエトキシメタン	5	—	—	—	—	—	—	
1069	2，4，4’－トリクロロ－2’－ヒドロキシジフェニルエーテル	1	1	1	1	1	1	1	
1070	トリクロロフェノールのナトリウム又はカリウム塩	1.6	—	—	—	—	—	—	
1071	N，N’，N’’－トリシクロヘキシル－トリメシン酸アミド	—	—	0.5	—	—	—	—	
1072	1，3，5－トリス（2，2－ジメチルプロパンアミド）ベンゼン	—	—	—	—	—	0.025	—	
1073	トリス{2－〔（2，4，8，10－テトラ－tert－ブチルジベンゾ[d，f〕[1.3.2]－ジオキサホスフェニン－6－イル）オキシ〕エチル}アミン	0.6	0.3	0.3	—	0.3	0.3	—	
1074	1，1，3－トリス（4－ヒドロキシ－5－tert－ブチル－2－メチルフェニル）ブタン	0.2	0.3	0.25	0.25	0.1	0.2	0.05	
1075	1，1，3－トリス〔2－メチル－4－（亜リン酸ジトリデシル）－5－tert－ブチルフェニル〕ブタン	—	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
1076	N，N’，N’’－トリス（2－メチルシクロヘキシル）－1，2，3－プロバントリカルボキサミド	—	—	—	—	—	0.25	—	
1077	7，8，9－トリデオキシ－3，5：4，6－O－ビス－（4－プロピルフェニル）メチレンD－グリセロール－L－グロノニトール	—	—	—	—	—	0.75	—	
1078	1，2，3－トリデオキシ－4，6，5，7－O－ビス〔（4－プロピルフェニル）メチレン〕ノニトール	—	0.05	0.05	—	0.05	0.5	—	
1079	トリヒドロキシプロピルシランを主な構成成分とする重合体	1	1	1	1	—	—	—	合成樹脂区分 1、3 及び 7 に限り、50mg／m ² 以下で塗布することができる。
1080	トリフェニルアンチモン	1	—	—	—	—	—	—	

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
1081	トリフェニルホスフィン	2	2	2	2	－	－	－	
1082	3， 3， 3－トリフルオロプロピルメチルシロキサンを主な構成成分とする重合体	5	5	5	5	5	5	5	
1083	1， 1， 1－トリフルオロメタンスルホン酸	1	－	－	－	－	－	－	
1084	トリプロピレングリコール	－	0.123	0.123	－	－	－	－	
1085	N， N， N－トリメチル－アルキルアンモニウムの塩化物（直鎖飽和C＝16， 18）	－	0.004	0.004	－	－	－	－	
1086	1， 3， 5－トリメチル－2， 4， 6－トリス（4－ヒドロキシ－3， 5－ジ－tert－ブチルベンジル）ベンゼン	1.5	1.5	1.5	1	0.5	0.5	0.5	
1087	N， N， N－トリメチル－ベンジルアンモニウムの塩化物	3	－	－	－	－	－	－	
1088	1， 2， 4－トリメチルベンゼン	1	－	1	－	－	－	－	
1089	1， 3， 5－トリメチルベンゼン	1.6	－	－	0.1	－	－	－	
1090	2－〔2－〔（2， 2， 4－（or 2， 4， 4－）トリメチルベンチル）フェノキシ〕エトキシ〕エタンスルホン酸のナトリウム塩	2	2	2	2	－	－	－	
1091	N， N， N－トリメチル－ヤシ油アルキルアンモニウムの塩化物	－	－	0.03	－	0.03	0.03	0.03	合成樹脂区分 6， 7 に限り、5 mg／m ² 以下で塗布することができる。
1092	N， N’－トリメチレン－ビス（4－ヒドロキシ－3， 5－ジ－tert－ブチルフェニルプロピオン酸アミド）	－	－	－	－	－	－	0.4	
1093	トリメチロールプロパン	5	5	5	5	1	1	5	
1094	トリメチロールプロパン・メタクリル酸・メタクリル酸メチルを主な構成成分とする重合体	－	－	－	－	1	5.2	－	
1095	1， 1， 1－トリメトキシエタン	5	5	5	－	－	－	－	
1096	3－トリメトキシシリル－1－プロパンチオール	10	10	10	3	3	3	3	
1097	N－〔3－（トリメトキシシリル）プロピル〕－アニリン	5	5	5	－	－	－	－	
1098	N－（3－トリメトキシシリルプロピル）－エチレンジアミン	20	20	20	10	20	20	10	合成樹脂区分 3 に限り、0.2mg／m ² 以下で塗布することができる。
1099	3－（トリメトキシシリル）プロピルグリシジルエーテル	5	2	5	5	1	－	5	合成樹脂区分 3 に限り、1 mg／m ² 以下で塗布することができる。
1100	トリメトキシ 3， 3， 3－トリフルオロプロピルシラン	－	－	－	－	－	－	－	合成樹脂区分 3 に限り、50mg／m ² 以下で塗布することができる。
1101	トリメトキシメタン	5	0.5	5	5	－	－	5	合成樹脂区分 3 に限り、5 mg／m ² 以下で塗布することができる。
1102	トリメリット酸トリアルキル（C＝8， 10）	－	5	5	55	0.05	0.05	0.05	
1103	トルエン	0.1	0.2	10	0.02	0.2	0.2	0.001	
1104	トルエンジイソシアネート	－	－	－	5	－	－	－	
1105	トール油脂脂肪酸とN－（3－アミノプロピル）－1， 3－プロパンジアミンの反応生成物	0.9	0.9	0.9	－	－	－	－	
1106	トール油脂脂肪酸とジエタノールアミン又はトリエタノールアミンの反応生成物	1	1	1	1	－	－	－	
1107	トール油脂脂肪酸とジエチレングリコールのエステル	－	0.124	－	－	－	－	－	
1108	トール油脂脂肪酸とジエチレントリアミンの反応生成物	5	5	5	－	5	5	－	
1109	トール油脂脂肪酸とチオグリコールのエステル	－	－	－	1	－	－	－	
1110	トール油脂脂肪酸とトリエチレングリコールのエステル	－	0.241	－	－	－	－	－	
1111	トール油脂脂肪酸とプロピレングリコールのジエステル	3	3	10	5	3	3	3	合成樹脂区分 4 を除き、600mg／m ² 以下で塗布することができる。
1112	トール油脂脂肪酸・二量処理されたヒマワリ油脂脂肪酸・N， N－ビス（ヒドロキシエチル）－オレイルアミン・無水マレイン酸を主な構成成分とする重合体	－	－	5	－	－	－	－	
1113	トール油脂脂肪酸の2－メルカプトエチルエステルとジクロロジメチルスズ、トリクロロメチルスズ及び硫化ナトリウムの反応生成物	－	－	10	2	－	－	－	
1114	トール油脂脂肪酸の2－メルカプトエチルエステルとジクロロジメチルスズ、トリクロロメチルスズ、オレイン酸2－メルカプトエチル及び硫化ナトリウムの反応生成物	－	－	10	2	－	－	－	
1115	トレハロース	－	0.3	0.3	－	0.3	0.3	－	
1116	ナタネ油脂脂肪酸とプロピレングリコールのエステル	1.80	1.80	1.80	1.80	－	－	－	
1117	ナタネ油脂脂肪酸のメチルエステル	－	－	0.03	－	0.03	0.03	0.03	
1118	ナトリウムメトキシド	－	－	0.0002	－	－	－	－	
1119	ナフタレン	0.5	－	0.5	－	－	－	－	
1120	ナフタレンスルホン酸・ホルムアルデヒドを主な構成成分とする重合体のナトリウム塩	2	2.5	2.5	2	0.2	0.2	0.2	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
1121	ナフテン酸の亜鉛塩	3	－	－	1	－	－	－	
1122	ナフテン酸のコバルト塩	3	－	－	－	－	－	－	
1123	ナフテン酸のジルコニウム塩	3	－	－	－	－	－	－	

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
1124	ナフテン酸の銅塩	3	－	－	－	－	－	－	
1125	ナフテン酸のマンガン塩	3	－	－	－	－	－	－	
1126	ナフテン酸のリチウム塩	－	－	－	1	－	－	－	
1127	ナフテン酸（マグネシウム、カルシウム塩を含む。）	3	0.5	0.5	1	0.001	0.001	0.001	
1128	β－ナフトール	1.6	－	－	－	－	－	－	
1129	二酸化硫黄	1.6	－	－	－	－	－	－	
1130	二酸化炭素	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	
1131	ニッケル	1.6	5	5	－	－	－	－	
1132	ニトリロトリ酢酸のナトリウム塩	1.6	0.001	0.004	0.001	－	－	－	
1133	ニトリロトリス（メチレンホスホン酸）（ナトリウム塩を含む。）	1	1	1	1	1	1	1	
1134	ニトロセルロース	11	－	11	5	－	－	－	
1135	乳酸エチル	0.3	0.3	0.3	0.2	－	－	－	
1136	乳酸（ナトリウム、カルシウム塩を含む。）	1	0.5	0.5	5	0.05	0.05	0.001	合成樹脂区分 2 に限り、600mg／m ² 以下で塗布することができる。
1137	乳酸のチタン塩	50	－	30	－	－	－	－	合成樹脂区分 1 に限り、598mg／m ² 以下で塗布することができる。
1138	尿素	30	10	10	10	10	10	10	
1139	二量化及び／又は三量化処理された脂肪酸（C＝16～18）（ナトリウム、カリウム塩を含む。）	10	5	10	－	5	5	－	
1140	二量化処理及びエトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は 4 以上）された脂肪酸（不飽和 C＝18）	2	－	2	－	－	－	－	
1141	二量化処理及び水素化処理された脂肪酸（不飽和 C＝18）・トール油脂脂肪酸・1， 6－ヘキサメチレンジアミンを主な構成成分とする重合体	0.001	0.001	0.003	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	
1142	二量化処理された脂肪酸（不飽和 C＝18）とジエタノールアミン又はトリエタノールアミンのアミド	5	1.1	0.6	1.1	－	－	0.01	
1143	二量化処理された脂肪酸（不飽和 C＝18）と N， N－ジメチル－1， 3－プロパンジアミン及び 1， 3－プロパンジアミンの反応生成物	1.6	1.6	1.6	－	－	－	－	合成樹脂区分 1 に限り、4.5mg／m ² 以下で塗布することができる。
1144	二量化処理された脂肪酸（不飽和 C＝18）とプロポキシル化処理（プロピレンオキシドの付加数は 4 以上）されたブタノールのエステル	2	－	2	－	2	2	2	
1145	二量化処理された脂肪酸（不飽和 C＝18）・二量化処理された脂肪族アミン（不飽和 C＝18）を主な構成成分とする重合体	2.1	2.1	2.1	－	－	－	－	
1146	二量化処理された植物性油脂由来の脂肪酸	0.57	0.57	0.57	－	－	－	－	
1147	二量化処理された植物性油脂由来の脂肪酸・ヘキサメチレンジアミンを主な構成成分とする重合体	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	
1148	ネオデカン酸のコバルト塩	－	1	1	－	－	－	1	
1149	ネオデカン酸の銅塩	3	－	－	－	－	－	－	
1150	ノニルナフタレンスルホン酸の亜鉛塩	1	－	－	－	－	－	－	
1151	糊化されたデンプン	－	－	30	－	－	－	30	
1152	5－ノルボルネン－2， 3－ジカルボン酸のジナトリウム塩	－	0.25	0.25	－	0.25	0.31	－	
1153	ハイドロタルサイト	2.5	1	5	5	5	1	1	
1154	白色鉱油（「流動パラフィン」に該当するものを除く。）（多環芳香族炭化水素を除去したものに限る。）	50	50	50	5	50	50	50	合成樹脂区分 5 及び 6 を除き 150mg／m ² 以下、合成樹脂区分 5 及び 6 に限り 50mg／m ² 以下で塗布することができる。 紫外線吸光度（光路長 1cm 当たりの最高吸光度）は次のとおりであること。 280～289nm 4.0 290～299nm 3.3 300～329nm 2.3 330～350nm 0.8
1155	白金	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	100mg／m ² 以下で塗布することができる。
1156	バニリン	－	－	－	0.1	－	－	－	
1157	パバイン	1.6	－	10	－	－	－	－	
1158	パーミキュライトとクエン酸のリチウム塩の反応生成物	5	5	5	－	5	5	－	
1159	パーライト	50	50	50	50	50	50	50	
1160	バラタガム	－	－	0.01	－	0.01	－	－	

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
1161	パラフィンワックス（石油由来又は合成されたアルカン） （「ポリエチレンワックス」及び「ポリプロピレンワックス」 に該当するものを除く。）	50	50	50	10	50	50	50	合成樹脂区分 5 及び 6 に限り 3mg／m ² 以下、合成樹脂区分 1、4 及び 7 に限り 100mg／m ² 以下、合成樹脂区分 2 に限り 200mg／m ² 以下、合成樹脂区分 3 に限り 600mg／m ² 以下で塗布することができる。 紫外線吸光度（光路長 1cm 当たりの最高吸光度）は次のとおりであること。 280～289nm 0.15 290～299nm 0.12 300～359nm 0.08 360～400nm 0.02
1162	パルミチルビニルエーテル・ビニラウリルエーテルを主な構成成分とする重合体	0.1335	0.1335	0.1335	—	—	—	—	
1163	1－パルミチルピリジウムの塩化物	0.05	—	0.05	—	—	—	—	
1164	パルミチン酸 L－アスコルビル	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	
1165	パルミチン酸とエチレングリコールのジエステル	—	2	2	2	2	2	2	
1166	パルミチン酸とプロピレングリコールのモノエステル	10	10	10	10	10	10	10	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
1167	パルミチン酸のマンガン塩	—	—	0.03	—	0.03	—	—	
1168	ピグメントイエロー 53（C．I．77788）	30	30	30	—	30	30	30	
1169	ピグメントブラック 23（C．I．77865）	2.7	2.7	30	—	2.7	2.7	2.7	
1170	ピグメントブルー 15（C．I．74160）	2.4	0.05	0.5	—	1.2	1.2	—	
1171	ピグメントブルー 28（C．I．77346）	30	30	30	—	30	30	30	
1172	ピグメントブルー 29（C．I．77007）	50	30	30	—	30	30	30	
1173	N，N’－ビス（3－アミノプロピル）－エチレンジアミン・2，4，6－トリクロロ－1，3，5－トリアジン・N－ブチル－2，2，6，6－テトラメチル－4－ピペリジニアミンを主な構成成分とする重合体	—	0.3	—	—	0.3	0.3	—	
1174	ビス（イソプロピル）ナフタレン	3	3	3	1	1	1	1	合成樹脂区分 3 に限り、345mg／m ² 以下で塗布することができる。
1175	1，3：2，4－O－ビス（4－エチルベンジリデン）－ソルビトール	—	—	—	—	—	0.7	—	
1176	2，4－ビス（オクチルチオ）－6－（4－ヒドロキシ－3，5－ジ－tert－ブチルアニリノ）－1，3，5－トリアジン	0.5	0.5	0.5	1	0.05	0.3	0.05	
1177	2，4－ビス（オクチルチオメチル）－6－メチルフェノール	0.2	1	1	1	1	1	—	
1178	ビス（4－オクチルフェニル）アミン	—	—	1.5	1.5	—	—	—	
1179	1，3：2，4－O－ビス（4－クロロベンジリデン）－ソルビトール	—	—	—	—	—	0.3	—	
1180	N，N’－ビス（サリチリデン）－1，2－プロパンジアミン	—	—	—	2	—	—	—	
1181	1，6－ビス（シアノグアニジノ）ヘキサン・1，6－ヘキサメチレンジアミンを主な構成成分とする重合体	0.1	0.1	0.1	—	0.002	0.002	0.002	
1182	N，N’－ビス（2，6－ジイソプロピルフェニル）－カルボジイミド	1.6	1	2	1	—	—	0.64	
1183	1，4－ビス（3，4－ジヒドロキシフェニル）－2，3－ジメチルブタン	—	—	0.01	0.01	0.01	—	—	
1184	N，N’－ビス〔3－（3，5－ジ－tert－ブチル－4－ヒドロキシフェニル）プロピオニル〕－ヒドラジン	0.1	0.2	0.2	0.2	0.25	0.2	—	
1185	2－〔4，6－ビス（2，4－ジメチルフェニル）－1，3，5－トリアジン－2－イル〕－5－オクチルオキシフェノール	—	0.3	0.3	—	0.3	0.3	—	油脂及び脂肪性食品に接触する部分に使用してはならない。 100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
1186	N－〔3，5－ビス（2，2－ジメチル－プロピオニルアミノ）フェニル〕－2，2－ジメチルプロピオン酸アミド	—	—	—	—	—	0.025	—	
1187	1，3：2，4－O－ビス（3，4－ジメチルベンジリデン）－ソルビトール	—	—	—	—	—	0.4	—	
1188	4，4’－ビス（α，α－ジメチルベンジル）ジフェニルアミン	0.3	—	0.5	—	—	—	—	
1189	N，N－ビス（水素化された牛脂アルキル）－2－アミノエタノール	5	—	—	—	—	—	—	
1190	N，N－ビス（水素化処理されたナタネ油アルキル）－メチルアミン－N－オキシド	—	—	—	—	—	0.1	—	
1191	N，N’－ビス（2，2，6，6－テトラメチル－4－ピペリジニル）－イソフタル酸アミド	—	—	0.5	—	—	—	0.5	

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
1192	1， 6－ビス（2， 2， 6， 6－テトラメチル－4－ビペリジルアミノ）ヘキサン・2， 4， 6－トリクロロ－1， 3， 5－トリアジン・2， 4， 4－トリメチル－2－ペンタンアミン及び／又はジブチルアミン及び／又はN－（2， 2， 6， 6－テトラメチル－4－ビペリジル）ブチルアミン主な構成成分とする重合体	6	0.6	0.6	0.6	0.6	1	3	
1193	ビス〔3－（トリエトキシシリル）プロピル〕アミン	5	－	5	5	－	－	5	
1194	ビス（ノニルフェニル亜リン酸）ペンタエリスリチル	1	－	0.5	－	－	－	－	
1195	ビス〔O， O－ビス（2－エチルヘキシル）ジチオリン酸－S， S’〕ジオキソジ－μ－チオキソジモリブデン	－	－	0.003	－	0.003	0.003	0.003	
1196	N， N－ビス（2－ヒドロキシエチル）－アニリン	3	－	－	－	－	－	－	
1197	N， N－ビス（2－ヒドロキシエチル）－脂肪酸アミド（C＝12～18）	50	3	3	0.5	3	0.8	0.8	合成樹脂区分 4 を除き、600mg／m ² 以下で塗布することができる。
1198	N， N－ビス（2－ヒドロキシエチル）－脂肪族アミン（C＝8～18）	4	4	50	0.1	4	2	0.1	24mg／m ² 以下で塗布することができる。
1199	N， N－ビス（2－ヒドロキシエチル）－ブチルアミン	5	－	－	－	－	－	－	
1200	N， N－ビス（2－ヒドロキシエチル）－ヤシ油アルキルアミン	1	1	1	1	1	1	1	
1201	ビス（4－ヒドロキシ－3， 5－ジ－tert－ブチルフェニルプロピオン酸）エチレン（2， 2， 6， 6－テトラメチル－N－（2－ヒドロキシエチル）－4－ビペリジニル	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.2	
1202	ビス〔3－（4－ヒドロキシ－3， 5－ジ－tert－ブチルフェニル）プロピオン酸〕（1， 2－ジオキソエチレン）ビス（イミノエチレン）	1	1	1	0.5	0.5	0.5	－	
1203	ビス〔3－（4－ヒドロキシ－3， 5－ジ－tert－ブチルフェニル）プロピオン酸〕チオビスエチレン	0.5	－	0.5	－	0.03	－	－	
1204	ビス（4－ヒドロキシ－3， 5－ジ－tert－ブチルベンジルホスホン酸モノエチル）のニッケル塩	－	0.3	0.3	－	0.3	0.5	－	
1205	2， 6－ビス〔（2－ヒドロキシ－3－ノニル－5－メチルフェニル）メチル〕－4－メチルフェノール	－	2	2	2	－	－	－	
1206	3， 3－ビス（4－ヒドロキシ－3－tert－ブチルフェニル）酪酸とエチレングリコールのジエステル	0.5	0.5	0.5	－	0.5	0.5	－	
1207	ビス（2－ヒドロキシプロピル）アミン	3	－	－	－	－	－	0.0006	
1208	2， 2－ビス（ヒドロキシメチル）プロピオン酸	3	3	3	－	－	－	－	
1209	3， 6－ビス（1， 1－ビフェニル－4－イル）－2， 5－ジヒドロピロロ〔3， 4－c〕ピロール－1， 4－ジオン	－	－	－	－	－	0.05	－	
1210	ビスフェノール A	0.003	－	0.003	0.3	0.003	0.003	0.003	
1211	ビスフェノール A とエチレングリコールのジエーテルとラウリン酸のジエステル	－	－	0.07	－	－	－	0.07	
1212	ビスフェノール A と 2－プロパノールのジエーテル	－	－	0.5	－	－	－	－	
1213	ビスフェノール A のジグリシジルエーテル	－	10	10	－	－	10	－	
1214	ビス（4－tert－ブチル安息香酸）ヒドロキシアルミニウム	－	－	－	－	－	1	－	
1215	1， 1－ビス（tert－ブチルペルオキシ）シクロヘキサン	－	1	1	－	1	－	－	
1216	2， 5－ビス（5’－tert－ブチル－2－ベンゾオキサゾリル）チオフェン	1	1	1	0.05	0.05	0.05	0.03	合成樹脂区分 3 の場合、酒類に接触する部分に使用してはならない。
1217	3， 3－ビス（メタンオキシメチル）－2， 5－ジメチルヘキサン	－	－	－	－	－	0.03	－	
1218	N， N’－ビス（2－メチルフェニル）－エチレンジアミン	－	－	－	2	－	－	－	
1219	2， 6－ビス（1－メチルヘプタデシル）－4－メチルフェノール	0.3	－	－	－	－	－	－	
1220	1， 3：2， 4－O－ビス（メチルベンジリデン）－ソルビトール	－	0.8	1	－	0.8	0.8	－	
1221	9， 9－ビス（メトキシメチル）－9H－フルオレン	－	－	－	－	－	0.03	－	
1222	ビス（2－モルホリノエチル）エーテル	－	－	0.5	－	－	－	－	
1223	2， 4－ビス（ラウリルチオメチル）－6－メチルフェノール	0.3	1	1	1	1	1	－	
1224	4－ヒドロキシ安息香酸アルキル（C＝3）（ナトリウム塩を含む。）	1	1	1	0.1	0.1	0.1	0.1	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
1225	4－ヒドロキシ安息香酸エチル（ナトリウム塩を含む。）	1	0.002	1	1	0.002	0.002	0.002	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
1226	4－ヒドロキシ安息香酸ブチル	0.002	0.002	0.3	0.002	0.002	0.002	0.002	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
1227	4－ヒドロキシ安息香酸メチル	1	1	1	0.1	0.1	0.1	0.1	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
1228	1－ヒドロキシエチリデンジホスホン酸	1.6	－	0.2	－	0.001	0.001	0.001	
1229	β－〔（ヒドロキシエチル）アミノ〕アルキルアルコール（二級、C＝11～14）	2	3	3	1	1	1	0.005	合成樹脂区分 5 及び 6 の場合、70℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。 500mg／m ² 以下で塗布することができる。
1230	N－（2－ヒドロキシエチル）－イミダゾリジノン	1.5	－	－	0.6	－	－	－	

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
1231	N－（2－ヒドロキシエチル）－エチレンジアミン	－	－	－	－	－	－	－	
1232	N－（2－ヒドロキシエチル）－N，N－ジメチル－3－ステアミドプロピルアンモニウムの過塩素酸塩	1	－	0.5	－	－	－	－	
1233	ヒドロキシエチルセルロース	2	0.1	10	5	－	－	－	
1234	N－（2－ヒドロキシエチル）－ヒドロキシ脂肪酸アミド（C＝6～24）	5	5	5	－	5	5	－	
1235	ヒドロキシエチルメチルセルロース	－	－	－	5	－	－	－	
1236	2－ヒドロキシ－4－オクチルオキシベンゾフェノン	1	0.5	1	0.5	0.5	0.5	0.5	
1237	4－ヒドロキシ－3，5－ジ－tert－ブチル安息香酸2，4－ジ－tert－ブチルフェニル	1	0.3	0.3	－	0.3	0.5	－	油脂及び脂肪性食品に接触する部分に使用してはならない。
1238	4－ヒドロキシ－3，5－ジ－tert－ブチル安息香酸のアルミニウム塩	－	－	－	－	－	0.03	－	
1239	4－ヒドロキシ－3，5－ジ－tert－ブチル安息香酸パルミチル	－	－	0.1	－	－	0.5	0.1	
1240	2－（2’－ヒドロキシ－3’，5’－ジ－tert－ブチルフェニル）－5－クロロベンゾトリアゾール	1	1	1	0.5	－	－	1	
1241	3－（4－ヒドロキシ－3，5－ジ－tert－ブチルフェニル）プロピオン酸アルキル（C＝13～15）	－	0.06	－	－	0.06	0.06	－	
1242	3－（4－ヒドロキシ－3，5－ジ－tert－ブチルフェニル）プロピオン酸ステアリル	2.5	6	2.5	2.5	6	2.5	2.5	
1243	4－ヒドロキシ－3，5－ジ－tert－ブチルフェニルプロピオン酸と1，6－ヘキサンジオールとのジエステル	1	－	0.5	－	－	－	－	
1244	3－（4－ヒドロキシ－3，5－ジ－tert－ブチルフェニル）プロピオン酸メチル	1	－	－	－	－	－	－	
1245	4－ヒドロキシ－3，5－ジ－tert－ブチルベンジルホスホン酸ジエチル	－	－	0.2	－	－	－	0.2	
1246	4－ヒドロキシ－3，5－ジ－tert－ブチルベンジルホスホン酸モノエチルのカルシウム塩	0.5	0.2	0.5	0.2	0.2	0.25	0.5	
1247	12－ヒドロキシステアリルアルコール	5	5	5	5	－	－	－	
1248	12－ヒドロキシステアリン酸アミド	－	2	－	－	－	－	－	
1249	12－ヒドロキシステアリン酸（ナトリウム、マグネシウム、アルミニウム、カルシウム塩、重合体、重合体のステアリン酸エステルを含む。）	10	5	5	3	2	2	0.5	
1250	12－ヒドロキシステアリン酸の亜鉛塩	2.5	2	2	0.02	2.5	2	2	
1251	12－ヒドロキシステアリン酸のグリセリルエステル	5	5	5	5	5	5	5	
1252	12－ヒドロキシステアリン酸のリチウム塩	0.5	0.5	0.5	1	0.5	0.5	－	
1253	2－ヒドロキシ－1－〔4－（2－ヒドロキシエトキシ）フェニル〕－2－メチル－1－プロパノン	－	－	－	－	－	－	0.1	
1254	2－ヒドロキシ－2－フェニルアセトフェノン	0.5	0.5	0.5	0.002	0.002	0.002	0.002	
1255	2－（2’－ヒドロキシ－3’－tert－ブチル－5’－メチルフェニル）－5－クロロベンゾトリアゾール	1	1	0.5	0.5	0.5	0.5	0.45	
1256	3－（4－ヒドロキシ－3－tert－ブチル－5－メチルフェニル）プロピオン酸とトリエチレングリコールのジエステル	1	1	5	1	0.3	0.3	0.5	合成樹脂区分3に限り、50mg／m ² 以下で塗布することができる。
1257	（4－ヒドロキシ－3－tert－ブチル－5－メチルフェニル）プロピオン酸の2，4，8，10－テトラオキサスピロ〔5．5〕ウンデカン－3，9－ジイルビス（2，2－ジメチル－2，1－エタンジイル）ジエステル	5	5	5	5	5	5	5	
1258	ヒドロキシプロピルセルロース	1	－	0.45	5	－	－	－	合成樹脂区分3に限り、800mg／m ² 以下で塗布することができる。
1259	ヒドロキシプロピルプロピルセルロース	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
1260	ヒドロキシプロピルメチルセルロース	5	3	30	5	3	3	3	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
1261	3－ヒドロキシヘキサン酸・3－ヒドロキシ酪酸を主な構成成分とする重合体	－	－	－	30	－	－	－	
1262	2－ヒドロキシ－4－ヘキシルオキシベンゾフェノン	0.5	－	－	－	－	－	－	
1263	2－（2’－ヒドロキシ－5’－メタクリルオキシエチルフェニル）－2H－ベンゾトリアゾール・メタクリル酸メチルを主な構成成分とする重合体	－	1	1	1	1	1	－	
1264	1－ヒドロキシ－メタンスルフィン酸のナトリウム塩	3	－	－	－	－	－	－	
1265	1－ヒドロキシ－4－（4－メチルアニリノ）アントラキノ	1	－	0.01	－	－	－	－	
1266	4－ヒドロキシメチル－2，6－ジ－tert－ブチルフェノール	1	1	1	1	1	－	－	
1267	2－（2’－ヒドロキシ－5’－メチルフェニル）ベンゾトリアゾール	5	5	10	5	5	5	5	
1268	4－ヒドロキシ－4－メチル－2－ペンタノン	－	－	6.1	－	－	－	－	
1269	2－ヒドロキシ－4－メトキシベンゾフェノン	0.5	0.3	0.3	0.5	0.3	－	0.3	
1270	2－ヒドロキシ－4－ラウリルオキシベンゾフェノン	2	2	2	－	－	－	－	

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
1271	ヒドロキノン	0.2	－	－	－	－	－	－	
1272	N－ビニルーピロリドン	－	－	0.3	－	－	－	－	
1273	N－ビニルーピロリドン・メタクリル酸アルキル（C＝1，4，10，12～18，20）を主な構成成分とする重合体	1.6	1	1	0.01	0.01	0.01	0.05	合成樹脂区分1及び3を除き2mg／m ² 以下、合成樹脂区分1及び3に限り7mg／m ² 以下で塗布することができる。
1274	N－ビニルーピロリドンを主な構成成分とする重合体	30	30	35	50	30	30	30	合成樹脂区分3を除き600mg／m ² 以下、合成樹脂区分3に限り800mg／m ² 以下で塗布することができる。
1275	ビニルメチルエーテルを主な構成成分とする重合体	2	－	2	－	－	－	－	
1276	ビニラウリルエーテルを主な構成成分とする重合体	2	－	2	－	－	－	－	
1277	α－ピネン・β－ピネン・β－フェランドレン・リモネンを主な構成成分とする重合体	5	－	－	－	－	－	－	
1278	4，4’－ビフェニレンジ亜ホスホン酸テトラキス（2，4－ジ－tert－ブチルフェニル）	1	0.7	1	0.2	0.4	0.3	0.2	
1279	ヒマシ油脂脂肪酸のメチルエステル	－	－	0.03	－	0.03	0.03	0.03	
1280	ビリチオンの亜鉛塩	0.8	0.8	0.8	1	1	0.8	0.8	80mg／m ² 以下で塗布することができる。
1281	ビリチオンのナトリウム塩	0.05	0.001	0.05	0.001	－	－	0.004	
1282	ピロリドンカルボン酸ジペンタエリスリチル	－	－	－	1	－	－	－	
1283	ピロリン酸とジブチルアミンのモノアミド	1.6	－	10	－	－	－	－	
1284	ピロリン酸のピペラジン塩	1	－	1	－	1	1	1	
1285	フィチン酸	－	－	0.03	－	－	－	－	
1286	2－フェニルインドール	－	－	－	1	－	－	－	
1287	1－フェニルー1，3－エイコサンジオン又は1－フェニルー1，3－オクタデカンジオン	－	－	－	1	－	－	－	
1288	3－（フェニルスルホニル）ベンゼンスルホン酸のカリウム塩	0.04	－	－	－	－	－	－	
1289	2－フェニルフェノール又は4－フェニルフェノール	－	－	0.003	2	0.003	0.003	0.05	
1290	フェニルホスホン酸	－	－	0.005	－	－	－	－	
1291	フェニルホスホン酸の亜鉛塩	－	－	2	－	－	－	－	
1292	フェニルメチルシロキサンを主な構成成分とする重合体	5	2	2	2	2	2	0.3	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
1293	N，N’－（フェニレンジメチレン）－ビス（12－ヒドロキシステアリン酸アミド）	3	3	3	3	3	3	3	
1294	2，2’－（1，4－フェニレン）ビス（3，1－ベンゾオキサジン－4－オン）	－	－	－	－	－	－	1	
1295	1，3－フェニレンビス〔メチレンイミノカルボニルイミノ（メチルー3，1－フェニレン）イミノカルボン酸〕とエトキシシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたメタノールのジエステル	0.25	－	－	－	－	2	－	
1296	N，N’－〔1，3－フェニレンビス〔メチレンイミノカルボニルイミノ（メチルー3，1－フェニレン）〕〕ジカルバミン酸とトリエチレングリコールのブチルエーテル及びエトキシシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたメタノールのエステル	0.6	0.6	2.6	0.6	0.6	0.6	0.6	
1297	N，N’－1，3－フェニレンビス（メチレン）－ビス（12－ヒドロキシステアリン酸アミド）	8.6	8.6	8.6	3	3	3	3	
1298	フェノチアジン	4	－	0.12	2	－	－	－	
1299	不均化処理されたロジン又はロジン酸（ナトリウム、マグネシウム、アルミニウム、カリウム、カルシウム、アンモニウム塩を含む。）	－	50	50	－	50	50	－	
1300	不鹸化処理されたトール油	－	0.006	－	－	－	－	－	
1301	1，3－ブタジエン・メタクリル酸メチルを主な構成成分とする重合体	50	50	50	50	－	－	50	
1302	ブタジエンを主な構成成分とする重合体	50	50	50	50	50	50	50	
1303	ブタノール	1	1	1	1	1	1	1	
1304	tert－ブタノール	5	－	0.001	－	0.001	0.001	0.001	
1305	2－ブタノール	0.1	－	0.1	－	－	－	－	
1306	2－ブタノン	0.001	－	5	0.01	0.001	0.001	0.001	
1307	フタル酸エチルエトキシカルボニルメチル	5	－	－	－	－	－	－	
1308	フタル酸オクチルデシル	－	－	－	30	－	－	－	
1309	フタル酸ジアルキル（C＝9）	5	5	5	50	5	5	－	
1310	フタル酸ジアルキル（C＝10）	－	－	－	50	－	－	－	
1311	フタル酸ジイソブチル	2	2	2	－	2	2	－	
1312	フタル酸ジエチル	－	－	－	30	－	－	－	
1313	フタル酸ジオクチル	30	2	30	50	0.05	0.05	0.05	
1314	フタル酸ジシクロヘキシル	－	－	－	20	－	－	－	
1315	フタル酸ジトリデシル	－	－	0.05	－	－	－	－	

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
1316	フタル酸ジブチル	10	10	30	30	0.02	0.02	－	生の肉に接触する部分に使用してはならない。
1317	フタル酸ジヘキシル	－	－	－	30	－	－	－	
1318	フタル酸ジヘプチル	－	－	－	30	－	－	－	
1319	フタル酸バルミチルステアリル	－	－	－	3	－	－	－	
1320	フタル酸ビス（２－エチルヘキシル）	5	30	30	50	30	30	30	油脂及び脂肪性食品に接触する部分に使用してはならない。
1321	フタル酸ビス（２－ブトキシエチル）	－	－	40	－	－	－	－	
1322	フタル酸ブチルベンジル	6	6	6	33	0.1	0.1	0.1	
1323	フタル酸ブトキシカルボニルメチルブチル	5	－	－	30	－	－	－	
1324	フタル酸・プロピレングリコールを主な構成成分とする重合体	－	－	－	30	－	－	－	
1325	フタル酸ヘプチルノニル	－	－	－	30	－	－	－	生の肉に接触する部分に使用してはならない
1326	29H, 31H－フタロシアニン－ジスルホン酸（４－）－ κ N 29, κ N30, κ N31, κ N32の銅（２－）及びエトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は４以上）されたN, N－ジヒドロキシエチル－N－メチル－ヤシ油アルキルアンモニウム塩	－	－	－	－	0.3	0.3	－	
1327	29H, 31H－フタロシアニン－（モノ－、ジ－、トリ－又はテトラ－）スルホン酸－ κ N29, κ N30, κ N31, κ N32の銅（１－）及びN, N－ジメチル－ジステアリルアンモニウム塩	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
1328	1, 3－ブタンジオール	－	－	－	1	－	－	－	
1329	1, 4－ブタンジオール	1	1	1	1	1	1	1	
1330	1, 4－ブタンジオールのジグリシジルエーテル	0.1	－	－	－	－	－	－	
1331	1, 2, 3, 4－ブタンテトラカルボン酸1, 2, 3, 4－テトラキス（2, 2, 6, 6－テトラメチル－4－ビペリジニル）	－	1	－	－	－	－	－	
1332	ブタン－1, 2, 3, 4－テトラカルボン酸テトラキス（1, 2, 2, 6, 6－ペンタメチル－4－ビペリジニル）	－	0.1	－	－	－	0.15	－	
1333	4, 4’－ブチリデンビス（6－tert－ブチル－3－メチルフェニル亜リン酸ジトリデシル）	1.5	2	1.5	0.5	0.5	0.5	－	
1334	4, 4’－ブチリデンビス（2－tert－ブチル－5－メチルフェノール）	0.6	1	1	2	0.3	0.5	0.3	
1335	N－（5－tert－ブチル－2－エトキシフェニル）－N’－（2－エチルフェニル）－シュウ酸アミド	－	0.2	0.2	－	0.2	0.2	－	合成樹脂区分５の場合、油脂及び脂肪性食品に接触する部分に使用してはならない。
1336	N－（5－tert－ブチル－2－エトキシフェニル）－N’－（4－tert－ブチル－2－エチルフェニル）－シュウ酸アミド	－	0.03	0.03	－	0.03	0.03	－	合成樹脂区分５の場合、油脂及び脂肪性食品に接触する部分に使用してはならない。
1337	ブチル化処理されたビスフェノールA	－	－	－	2	－	－	－	
1338	4－tert－ブチルカタコール	1	－	－	－	－	－	－	
1339	2－tert－ブチル－4, 6－ジメチルフェノール	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	合成樹脂区分３に限り、0.001mg／m ² 以下で塗布することができる。
1340	4－tert－ブチル－2, 5－ジメチルフェノール	0.0005	0.0005	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	合成樹脂区分３に限り、0.0003mg／m ² 以下で塗布することができる。
1341	tert－ブチルヒドロキシアニソール	1.6	－	0.05	0.5	－	－	0.05	合成樹脂区分１、３及び７に限り、1 mg／m ² 以下で塗布することができる。
1342	2－ブチル－2－（4－ヒドロキシ－3, 5－ジ－tert－ブチルベンジル）マロン酸ビス（1, 2, 2, 6, 6－ペンタメチル－4－ビペリジル）	10	10	10	－	0.4	0.4	－	
1343	tert－ブチルヒドロキノン	1	－	0.3	1	－	－	－	
1344	tert－ブチルヒドロペルオキシド	5	5	5	－	5	5	－	
1345	4－tert－ブチルフェニルグリシジルエーテル	－	0.8	－	－	－	－	－	
1346	N－ブチル－ベンゼンスルホンアミド	6	－	6	－	－	－	－	食品に接触しない部分（合成樹脂区分１及び２に限る。）に限り、60mg／m ² 以下で塗布することができる。
1347	N－ブチル－1, 2－ベンゾイソチアゾロン	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
1348	2－tert－ブチル－6－メチル－4－{3－[(2, 4, 8, 10－テトラ－tert－ブチルジベンゾ[d, f][1, 3, 2]ジオキサホスフェピン－6－イル)オキシ]プロピル}フェノール	0.5	0.5	0.5	0.2	0.35	0.5	－	
1349	sec－ブチルリチウム	－	0.15	－	－	－	－	－	
1350	フッ化ビニルを主な構成成分とする重合体	5	－	－	－	－	－	－	
1351	フッ化マグネシウム	5	5	5	－	－	－	－	
1352	沸石（ゼオライト）	30	30	30	30	30	30	30	
1353	フッ素テロマーアルコール・メタクリル酸・メタクリル酸ラウリルを主な構成成分とする重合体	1.6	－	－	－	－	－	－	
1354	ブテンを主な構成成分とする重合体（「１－ブテンを主な構成成分とする重合体」又は「パラフィンワックス」に該当するものを除く。）	20	9.5	20	30	6	15	5	

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
1355	ブドウ種子抽出物	－	0.3	0.3	－	0.3	0.3	－	
1356	2－ブトキシエタノール	5	5	5	0.001	0.001	0.001	0.15	
1357	フマル酸	10	10	10	10	10	10	10	
1358	フマル酸化処理されたロジンのペンタエリスリチルエステル	－	50	50	－	50	50	－	
1359	フマル酸ジブチル（重合体を含む。）	1	1	0.5	－	－	－	0.1	
1360	フマル酸ビズ（2－エチルヘキシル）	3	3	3	－	0.03	0.03	0.03	
1361	フルオロフロゴパイト	0.1	－	－	－	－	－	－	
1362	プロパノール	0.001	－	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
1363	2－プロパノール	3	3	3	3	3	3	3	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
1364	N，N’－1，3－プロパンジイルービス（N’－ステアリル－尿素）	0.08	0.08	0.08	0.08	0.02	0.02	0.02	
1365	プロピオン酸（ナトリウム、カルシウム塩を含む。）	0.001	－	－	1	0.001	－	－	
1366	プロピレングリコール	20	50	20	20	20	20	20	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
1367	プロピレングリコール単独重合体（ジプロピレングリコール及びトリプロピレングリコールを除く。）	50	5	50	5	5	5	50	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
1368	プロピレングリコールのモノメチルエーテル	5	5	10	5	5	5	5	
1369	プロボキシル化処理された酢酸	50	50	50	－	－	－	－	
1370	プロボキシル化処理（プロピレンオキシドの付加数は4以上）されたショ糖	－	－	0.04	－	－	－	－	
1371	ブromo酢酸とエチレングリコールのジエステル	－	－	0.001	－	0.001	0.001	0.002	
1372	ブromo酢酸2－ニトロブチル	－	－	0.0005	－	－	－	－	
1373	2－ブromo－2－ニトロ－1，3－プロパンジオール	5	5	5	1	5	5	1	合成樹脂区分1、3及び4を除き、1mg／m ² 以下で塗布することができる。
1374	ヘキサ（ステアリン酸）ジペンタエリスリチル	0.5	－	－	1	－	－	－	
1375	ヘキサデセニルコハク酸のカリウム塩	0.1	0.2	0.2	0.2	－	－	－	油脂及び脂肪性食品に接触する部分に使用してはならない。 70℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
1376	1－ヘキサデセン	－	－	0.02	－	0.02	0.02	0.02	
1377	ヘキサヒドロ－1，3，5－トリス（2－ヒドロキシエチル）－1，3，5－トリアジン	－	－	0.002	－	－	－	－	
1378	1，1，1，4，4，4－ヘキサフルオロ－2－ブテン	20	－	－	－	－	－	－	
1379	1，1，1，3，3，3－ヘキサメチルジシラザン	1	1	1	－	－	－	－	
1380	ヘキサメチレングアニジンを主な構成成分とする重合体のリン酸塩	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
1381	ヘキサメチレンジイソシアネート	－	－	－	5	－	－	－	
1382	ヘキサメチレンテトラミン	8	1	1	1	－	－	－	
1383	N，N’－ヘキサメチレンービス〔3－（4－ヒドロキシ－3，5－ジ－tert－ブチルフェニル）プロピオン酸アミド〕	1	1	1	1	1	－	0.6	合成樹脂区分5の場合、100℃を超える温度で油脂及び脂肪性食品に接触する部分に使用してはならない。
1384	ヘキサメチレンビス（12－ヒドロキシステアリン酸アミド）	10	10	10	2	2	2	2	
1385	ペクチン	1.6	－	0.01	－	0.01	－	－	
1386	ヘクトライトのN－ベンジル－N－メチルービス（水素化処理された牛脂アルキル）アンモニウム及びN，N－ジメチルービス（水素化処理された牛脂アルキル）アンモニウム塩	3	3	10	－	－	－	－	
1387	2－（8－ヘプタデセニル）－4，5－ジヒドロ－1H－イミダゾール－1－エトキシプロピオン酸のナトリウム塩	－	－	0.1	－	－	0.005	－	
1388	ヘプタン酸（ナトリウム、マグネシウム、アルミニウム、カリウム、カルシウム塩を含む。）	－	－	－	1	－	－	－	
1389	ヘプタン酸のリチウム塩	－	－	－	0.6	－	－	－	
1390	ベヘン酸とエトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は2）されたステアリアルアミンのエステル	－	0.5	0.5	－	0.5	1.5	－	
1391	1，3－O－ベンジリデン－2，4－O－（4－メチルベンジリデン）－ソルビトール	－	－	－	－	－	0.05	－	
1392	ベンジルアルコール	40	－	3	1	－	－	0.03	
1393	4－（ベンジルオキシ）フェノール	－	－	－	2	－	－	－	
1394	N－ベンジル－N，N－ジメチル－アルキルアンモニウム（C＝8～20）の塩化物	3	3	10	－	－	－	－	
1395	N－ベンジル－N，N－ジメチル－ヤシ油アルキルアンモニウムの塩化物	－	－	0.03	－	0.03	0.03	0.03	
1396	ベンズアルデヒド	－	－	－	1	－	－	－	
1397	1，2－ベンゾイソチアゾロン	1	2	1	0.2	1	1	1	5mg／m ² 以下で塗布することができる。
1398	2－ベンゾイミダゾールカルバミン酸メチルの塩酸塩	－	－	－	－	－	0.00004	－	

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
1399	4－（2－ベンゾキサゾイル）－4’－（5－メチル－2－ベンゾキサゾイル） スチルベン	0.05	0.03	0.05	0.05	0.03	0.03	1	
1400	（2－ベンゾチアゾリルチオ） 酢酸	－	－	0.002	－	0.002	0.002	0.002	
1401	1， 2， 3－ベンゾトリアゾール	5	0.001	0.2	0.001	0.001	0.001	0.001	
1402	2－（2H－ベンゾトリアゾール－2－イル）－4－（1，1， 3， 3－テトラメチルブチル） フェノール	10	10	10	5	－	0.3	－	合成樹脂区分 2、3 及び 5 を除き、200mg／m ² 以下で塗布することができる。
1403	2－（2H－ベンゾトリアゾール－2－イル）－4， 6－ビス（1－メチル－1－フェニルエチル） フェノール	3	1	10	－	－	－	0.5	
1404	3－（2H－ベンゾトリアゾール－2－イル）－5－（tert－ブチル）－4－ヒドロキシフェニルプロピオン酸とアルキルアルコール（C＝7～9）のエステル	3	3	3	－	－	－	－	
1405	2－（2H－ベンゾトリアゾール－2－イル）－6－（1－メチル－1－フェニルエチル）－4－（1， 1， 3， 3－テトラメチルブチル）－フェノール	5	5	5	－	－	－	－	
1406	2－（2H－ベンゾトリアゾール－2－イル）－4－メチル－6－ラウリルフェノール	5	－	5	5	－	－	5	
1407	ベンゾフェノン	1	1	5	－	－	－	－	
1408	ペンタエリスリトール	3	3	3	0.4	3	3	－	
1409	18－ペンタトリアコンタノン	－	－	0.05	－	0.05	0.05	0.05	
1410	1， 1， 1， 3， 3－ペンタフルオロプロパン	10	－	－	－	－	－	－	
1411	2， 2， 5， 7， 8－ペンタメチル－6－クロマノール	－	－	－	－	0.008	－	－	100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
1412	1， 5－ペンタンジオール	3	3	3	－	－	－	－	
1413	ペントナイト	50	30	35	30	0.5	0.5	0.5	
1414	ペントナイト（食品添加物）	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	第 2 添加物の部の定めに従うものとする。
1415	ペントナイトのテトラアルキルアンモニウム塩（C＝1～24）	3	1	3	－	3	3	3	
1416	ペントナイトのN－ベンジル－N， N－ジメチル－（水素化処理された牛脂アルキル）アンモニウム及びN， N－ジメチル－ビス（水素化処理された牛脂アルキル）アンモニウム塩	5	5	10	－	5	5	5	
1417	方珪石（クリストバライト）	30	30	30	30	30	30	30	
1418	芳香族石油炭化水素	5	0.5	5	1	25	－	－	食品に接触しない部分（合成樹脂区分 2 に限る。）に限り、15％以下で使用することができる。 合成樹脂区分 3 に限り、600mg／m ² 以下で塗布することができる。 紫外線吸光度（光路長1cm当たりの最高吸光度）は次のとおりであること。 280～289nm 0.15 290～299nm 0.13 300～359nm 0.08 360～400nm 0.02
1419	芳香族炭化水素（C＝9）・ホルムアルデヒドを主な構成成分とする重合体	－	－	－	3.2	－	－	－	
1420	芳香族ポリオールと脂肪族一価アルコール（飽和C＝2～18）によるエーテルと脂肪酸（飽和C＝4～22、不飽和C＝16～18）のエステル	－	－	0.5	－	0.002	0.002	0.5	
1421	ホウ酸及び脂肪酸（飽和C＝16， 18）のグリセリルエステル	2	2	2	4	0.5	2	－	
1422	ホウ酸・ケイ酸のナトリウム又はカルシウム塩	0.01	－	－	－	－	－	－	酸性食品及び酒類に接触する部分に使用してはならない。 100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
1423	ホウ酸テトラキス（ペンタフルオロフェニル）の4－イソプロピル4’－メチルジフェニルヨードニウム塩	1	－	－	－	－	－	－	
1424	ホウ酸（ナトリウム、アルミニウム塩を含む。）	10	10	10	0.5	5	30	0.01	0.3mg／m ² 以下で塗布することができる。
1425	ホスフィン酸（ナトリウム、カルシウム塩を含む。）	1.6	1	1	0.2	1	1	0.2	合成樹脂区分 1 及び 3 を除き、2 mg／m ² 以下で塗布することができる。
1426	ホスホン酸ビス（2－エチルヘキシル）	1	－	0.5	－	－	－	－	
1427	ホスホン酸モノアルキル（C＝13）とペンタエリスリトールのジエステル	1	－	－	－	－	－	－	
1428	没食子酸アルキル（直鎖C＝3， 8， 12）	1.6	0.001	0.001	5	0.001	－	－	
1429	ポリエチレンワックス	50	50	50	50	50	50	50	36 g／m ² 以下で塗布することができる。
1430	ポリ（塩化ヒドロキシアルミニウム）	5	5	5	5	5	5	5	合成樹脂区分 1、3 及び 4 を除き、300mg／m ² 以下で塗布することができる。
1431	ポリ［ジチオ（1， 3－ジブチルジスズチアニレン）］	－	－	－	1	－	－	－	
1432	ポリプロピレンワックス	10	10	10	10	10	10	10	
1433	ポルトランドセメント	50	－	30	－	－	－	－	

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
1434	4，4’，4’’，4’’’－（21H，23H－ボルフィン－5，10，15，20－テトライル－ κ N21， κ N22， κ N23， κ N24）テトラキス（ベンゾスルホネート）鉄の塩化物	－	－	－	－	0.00001	－	－	
1435	N－ホルミル－モルホリン	－	0.9	0.9	－	－	－	－	
1436	ホルムアルデヒド	1	1	1	1	1	1	1	
1437	マルチトール	－	－	－	1	－	－	－	
1438	マレイン酸化処理された脂肪酸（飽和C＝14～18、不飽和C＝16～18）	11	10	10	10	10	10	10	合成樹脂区分1及び3に限り、51mg／m ² 以下で塗布することができる。
1439	マレイン酸化処理された脂肪酸（飽和C＝14～18、不飽和C＝16～18）とオレイルアミンの反応生成物	10	－	10	－	10	－	－	
1440	マレイン酸化処理されたトール油脂脂肪酸	1.05	1.05	1.05	－	－	－	－	
1441	マレイン酸化処理されたトール油脂脂肪酸とトリエタノールアミンの反応生成物	10	0.5	10	0.5	10	－	－	
1442	マレイン酸化処理されたポリフェニレンエーテル	－	3	3	－	－	－	－	
1443	マレイン酸化処理されたロジンのメチル及び／又はペンタエリスリチルエステル	50	50	50	50	50	50	50	合成樹脂区分2及び3に限り、1 g／m ² 以下で塗布することができる。
1444	マレイン酸化処理、フマル酸化処理又はホルミル化処理されたロジン（ナトリウム、カリウム、カルシウム、亜鉛、アンモニウム塩を含む。）	2.5	2.5	10	1	－	－	－	
1445	マレイン酸化処理又はフタル酸化処理されたロジンのグリセリルエステル	30	35	30	1	35	35	－	
1446	マレイン酸ジアリル	0.5	－	－	－	－	－	－	
1447	マレイン酸ジブチル	5	－	10	－	－	－	－	
1448	マレイン酸とエトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたアルキルアルコール（C＝9～11）のエステル	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
1449	マレイン酸とエトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたラウリルアルコールのエステル	1.5	1.5	1.5	－	－	－	－	
1450	マレイン酸とトリエチレングリコールのラウリルエーテルのエステル	6	6	6	－	－	－	－	
1451	マロン酸	0.5	－	－	－	－	－	－	
1452	マンニトール	－	－	－	5	－	－	－	
1453	D－マンノース	－	－	0.5	－	－	－	－	
1454	水	*	*	*	*	*	*	*	
1455	ミツロウ	5	5	5	5	－	－	5	
1456	無水ピロメリット酸	1	1	1	－	－	－	2	
1457	無水フタル酸	0.5	－	－	－	－	－	－	
1458	無水3－ヘキサデセニルコハク酸	2	2	2	2	2	2	2	
1459	無水マレイン酸	1	1	1	3	0.05	0.05	1	
1460	メタクリル酸	－	－	0.01	－	－	－	－	
1461	メタクリル酸アルキル（直鎖C＝16，18）	10	10	10	10	10	10	10	
1462	メタクリル酸アルキル（C＝1，3）・無水マレイン酸を主な構成成分とする重合体	－	－	10	－	－	－	－	
1463	メタクリル酸アルキル（C＝1，4，8）・メタクリル酸2－〔2－（2－エトキシエトキシ）エトキシ〕エチル・メタクリル酸2－（ジメチルアミノ）エチル・メタクリル酸ベンジル・〔（1－メトキシ－2－メチル－1－プロペニル）オキシ〕トリメチルシランを主な構成成分とする重合体	2	－	－	－	－	－	－	
1464	メタクリル酸アルキル（C＝3，4，12～15）・メタクリル酸2－（ジメチルアミノ）エチルを主な構成成分とする重合体	－	26	－	－	－	－	－	
1465	メタクリル酸グリシジル	2	2	2	2	2	2	2	100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
1466	メタクリル酸2－（ジメチルアミノ）エチル・メタクリル酸メチル（・メタクリル酸ラウリル）を主な構成成分とする重合体	1	1	1	－	－	－	－	
1467	メタクリル酸2－（ジエチルアミノ）エチル・リン酸を主な構成成分とする重合体	1.6	－	－	－	－	－	－	
1468	メタクリル酸2－N，N－ジメチル－N－（2－ヒドロキシ－3－N’，N’，N’－トリメチルアンモニオプロピル）アンモニオ〕エチル・メタクリル酸シクロヘキシル・N－ビニル－ピロリドン・メタクリル酸エチル・メタクリル酸ステアрилを主な構成成分とする重合体	－	3	3	－	3	3	－	
1469	メタクリル酸とN－（カルボキシメチル）－N，N－ジメチル－2－ヒドロキシエチルアンモニウムのエステル・メタクリル酸シクロヘキシル・N－ビニル－ピロリドン・メタクリル酸アルキル（C＝2，18）を主な構成成分とする重合体	3	3	3	3	3	3	－	合成樹脂区分1及び5に限り200mg／m ² 以下、合成樹脂区分3及び6に限り50mg／m ² 以下で塗布することができる。

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
1470	メタクリル酸とN－（カルボキシメチル）－N，N－ジメチル－2－ヒドロキシエチルアンモニウムのエステル・メタクリル酸2－ヒドロキシエチル・メタクリル酸メチルを主な構成成分とする重合体	3	3	3	3	3	3	3	200mg／m ² 以下で塗布することができる。
1471	メタクリル酸と1，3－ブタンジオールのジエステル	0.3	0.3	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	
1472	メタクリル酸3－（トリメトキシシリル）プロピル	2	2	2	－	－	－	－	合成樹脂区分3に限り、50mg／m ² 以下で塗布することができる。
1473	メタクリル酸4－ベンゾフェニル	－	－	0.5	－	－	－	－	
1474	メタクリル酸メチル	5	5	50	0.02	0.02	0.02	0.02	
1475	メタノール	3	3	3	3	3	3	3	
1476	メタンスルホン酸のナトリウム塩	－	－	0.001	－	0.01	0.01	0.001	
1477	メチオニン	－	－	0.1	－	－	－	－	
1478	2－（メチルアミノ）エタノール	－	－	0.01	0.001	0.001	0.001	0.001	
1479	N－メチル－イソチアゾロン（塩酸塩を含む。）	1	1	1	1	1	1	1	5mg／m ² 以下で塗布することができる。
1480	メチルイソブチルケトン	1	－	1	0.001	0.001	0.001	0.001	
1481	2－メチルイミダゾール	3	－	－	－	－	－	－	
1482	2－メチルオキシラン	0.00001	－	0.00001	－	－	－	－	
1483	メチル化処理された2，4，6－トリクロロ－1，3，5－トリアジン・1，6－ビス（2，2，6，6－テトラメチル－4－ピペリジルアミノ）ヘキサシロキサン・モルホリンを主な構成成分とする重合体	－	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	－	
1484	メチル化処理されたホルムアルデヒド・メラミンを主な構成成分とする重合体	50	50	50	－	－	－	－	
1485	N－メチル－ジエタノールアミン	－	－	0.03	－	－	－	0.03	
1486	4－メチル－1，3，2－ジオキサボリナニル化又は4－メチル－1，3，2－ジオキサボロラニル化処理及び水素化処理されたスチレン・1，3－ブタジエンを主な構成成分とする重合体	5	5	5	5	5	5	－	
1487	4－メチル－2－ジオキソラノン	－	－	0.001	－	－	－	0.002	
1488	メチルシルセスキオキサンを主な構成成分とする重合体	5	1	2	2	2	2	1	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
1489	メチル水素シロキサンを主な構成成分とする重合体	3.5	1	1	5	0.5	0.5	－	
1490	メチルセルロース	3	3	4.8	5	3	2.5	3	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
1491	3－メチル－3－〔（トリメチルシリル）オキシ〕－1－ブチン	－	－	－	－	0.001	－	－	
1492	2－メチルヒドロキノン	1	0.01	0.01	0.01	－	－	－	
1493	1－メチル－2－ピロリドン	5	5	5	－	－	－	－	
1494	3－メチル－1－フェニル－2－ホスホレン1－オキシド	1	－	－	－	－	－	－	
1495	2－メチル－2－ブタノールのカリウム塩	－	0.5	－	－	－	－	－	
1496	3－メチル－1－ブテンを主な構成成分とする重合体（「パラフィンワックス」に該当するものを除く。）	－	－	－	－	－	0.001	－	
1497	1，3－O－（4－メチルベンジリデン）－2，4－O－ベンジリデン－ソルビトール	－	－	－	－	－	0.05	－	
1498	4－メチルベンゼンスルホンイルイソシアネート	1	1	1	－	－	－	－	
1499	2－メチルベンゼンスルホン酸アミド	0.5	0.5	0.5	－	－	－	－	
1500	4－メチルベンゼンスルホン酸アミド	5	－	0.3	－	－	－	－	
1501	4－メチルベンゼンスルホン酸（カリウム塩を含む。）	5	0.5	0.5	0.5	0.02	0.02	0.02	
1502	2－メチル－2－（メチルアミノ）－1－プロパノール	0.5	0.5	0.5	－	－	－	－	
1503	1－メチル－4－（1－メチルエテニル）シクロヘキセンを主な構成成分とする重合体	5	－	－	－	－	－	－	
1504	メチレン化処理されたノニルフェノール・プロピレングリコールを主な構成成分とする重合体	1.6	－	－	－	－	－	－	
1505	メチレンジチオシアネート	0.2	0.2	0.2	－	－	－	0.002	
1506	2，2’－メチレンビス（4－エチル－6－tert－ブチルフェノール）	1	1	1	2	1	1	－	
1507	2，2’－メチレンビス（6－シクロヘキシル－4－メチルフェノール）	2	2	2	0.01	2	2	－	
1508	4，4’－メチレンビス（2，6－ジ－tert－ブチルフェノール）	0.5	0.5	0.5	－	0.5	－	－	
1509	2，2’－メチレンビス（4，6－ジ－tert－ブチルフェニル）リン酸の水酸化アルミニウム塩	1.2	1.2	1.2	0.25	0.25	0.25	－	
1510	2，2’－メチレンビス（4，6－ジ－tert－ブチルフェニル）リン酸のナトリウム塩	2	2	2	0.3	0.3	0.5	－	
1511	N，N－メチレン－ビス（ステアリン酸アミド）	0.05	0.5	0.5	－	－	－	－	
1512	4，4’－メチレンビス（フェニルカルバミン酸）ジステアリル	－	－	3	－	－	－	－	

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
1513	2， 2’－メチレンビス〔6－（2H－ベンゾトリアゾール－2－イル）－4－（1， 1， 3， 3－テトラメチルブチル）フェノール〕	6	－	2	－	－	0. 4	1	合成樹脂区分 6 の場合、厚さ0.1mmを超える部分に使用してはならない。
1514	2， 2’－メチレンビス〔6－（1－メチルシクロヘキシル）－4－メチルフェノール〕	－	0. 2	0. 2	5	0. 2	－	－	
1515	2， 2’－メチレンビス（4－メチル－6－ノニルフェノール）	－	－	2	2	－	－	－	
1516	2， 2’－メチレンビス（4－メチル－6－tert－ブチルフェノール）	1	2	2	2	0. 1	0. 1	－	
1517	2－（メトキシカルボニルアミノ）－1H－ベンゾイミダゾール	5	5	5	5	5	5	5	100mg／m ² 以下で塗布することができる。
1518	4－メトキシフェノール	1	0. 015	1	0. 1	0. 01	0. 01	0. 01	
1519	1－（2－メトキシ－1－メチルエトキシ）－2－プロパノール	0. 05	0. 05	0. 5	－	－	－	－	
1520	3－メトキシ－3－メチル－1－ブタノール	3	3	3	－	－	－	0. 013	
1521	メラミン	1. 5	－	0. 01	－	－	0. 1	0. 01	
1522	2－メルカプトエタノール	－	－	0. 2	－	－	－	－	
1523	2－メルカプトベンゾイミダゾール	－	－	2	－	－	－	－	
1524	2－メルカプトベンゾチアゾールの亜鉛塩	0. 2	－	－	－	－	－	－	
1525	2－メルカプトベンゾチアゾールのナトリウム塩	1. 6	－	－	－	－	－	－	
1526	綿実油脂肪酸とプロピレングリコールのジエステル	3	3	10	5	3	3	3	合成樹脂区分 4 を除き、600mg／m ² 以下で塗布することができる。
1527	木粉	30	30	30	30	50	49	－	
1528	木ロウ	0. 5	－	－	2	－	－	－	
1529	モノエポキシオレイン酸モノ酢酸グリセリルとアジピン酸のジエステル	－	－	－	30	－	－	－	
1530	モノオクチルスズのトリス（チオグリコール酸アルキル）エステル（C＝8）	3	－	－	3	－	－	－	
1531	モノオクチルスズのトリス（チオグリコール酸アルキル）エステル（C＝10～16）	－	－	－	3	－	－	－	
1532	モノブチルスズオキシド	0. 5	－	－	－	－	－	－	
1533	（モノー又はジ－）アルキルフェニルオキシドジスルホン酸（C＝8～20）（ナトリウム塩を含む。）	50	50	50	3	1. 3	1. 3	0. 01	1 mg／m ² 以下で塗布することができる。
1534	モノメチルスズのトリス（チオグリコール酸アルキル）エステル（C＝8）	－	－	－	2	－	－	－	
1535	モノメチルスズのトリス（トール油脂肪酸2－メルカプトエチル）エステル	－	－	－	2	－	－	－	100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
1536	モリブデン酸の亜鉛塩	20	－	－	－	－	－	－	
1537	モルホリン	5	－	－	－	－	－	－	合成樹脂区分 1、 3 及び 7 に限り、40mg／m ² 以下で塗布することができる。
1538	モンタンワックス	5	3	5	5	3	10	10	紫外線吸光度（光路長 1 cm 当たりの最高吸光度）は次のとおりであること。 280～289nm 0. 15 290～299nm 0. 12 300～359nm 0. 08 360～400nm 0. 02
1539	モンタンワックス脂肪酸とエチレングリコール及び／又は 1， 3－ブタンジオール及び／又はグリセロールのエステル	11	10	11	5	10	10	10	
1540	モンタンワックス脂肪酸（ナトリウム、カルシウム塩を含む。）	10	5	5	5	5	5	5	
1541	ヤシ油アルキルアミン	1	1	1	1	1	1	1	
1542	ヤシ油脂肪酸、2－〔（2－アミノエチル）アミノ〕エタノール及びメタクリル酸メチルの反応生成物のナトリウム塩	－	－	0. 05	－	－	－	－	
1543	ヤシ油脂肪酸とエトキシル化处理（エチレンオキシドの付加数は 4 以上）されたアルキルアルコール（C＝11～15）のエステル	1. 2	－	－	－	－	－	－	
1544	ヤシ油脂肪酸とエトキシル化处理（エチレンオキシドの付加数は 4 以上）されたビスフェノール A のエステル	－	－	0. 03	－	0. 03	0. 03	0. 03	
1545	ヤシ油脂肪酸と N－メチル－タウリンのアミドのナトリウム塩	5	5	5	5	5	5	5	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
1546	ヤシ油脂肪酸のステアリルエステル	－	－	0. 05	－	0. 05	0. 05	0. 05	
1547	ヨウ化カリウム	－	－	1	－	－	－	－	
1548	ヨウ化銅（1＋）	0. 01	0. 01	0. 05	0. 01	0. 01	0. 01	0. 01	
1549	葉臘石（パイロフィライト）	5	5	5	5	5	5	5	
1550	2－ヨード酢酸アミド	－	0. 0005	0. 001	－	0. 001	0. 001	0. 001	
1551	N－ラウリル－グアニジンの塩酸塩	2	2	2	－	2	2	－	

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
1552	ラウリン酸とエトキシル化处理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたデカノールのエステル	—	—	—	—	—	—	0.10	
1553	ラウリン酸とエトキシル化处理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたビスフェノールAのジエステル	—	—	0.4	—	—	—	0.07	
1554	ラウリン酸とエトキシル化处理（エチレンオキシドの付加数は2）されたオレイルアミンのエステル	—	0.5	0.5	—	0.5	1.2	—	
1555	ラウリン酸と水素化处理又はエトキシル化处理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたヒマシ油のエステル	1	—	1	—	1	1	1	
1556	ラウリン酸とプロピレングリコールのエステル	10	10	10	10	10	10	10	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
1557	ラノリン脂肪酸の2－オクチルドデシルエステル	8	—	—	—	—	—	—	
1558	3－（ラウリルチオ）プロピオン酸と4，4’－〔チオビス（2－tert－ブチル－5－メチルフェノール）〕のジエステル	—	1	1	—	—	—	—	
1559	ラウリルベンゼンスルホン酸及び2－プロパノールのチタン塩	40	—	25	—	—	—	0.1	
1560	ラウリルベンゼンスルホン酸のテトラブチルホスホニウム塩	—	—	0.01	—	0.01	0.01	0.01	
1561	リグニンスルホン酸（ナトリウム塩を含む。）	—	0.003	10	—	0.01	—	—	
1562	リシノール酸とグリセロール単独重合体（ジグリセロールを除く。）のエステル	10	10	10	10	10	10	10	100mg／m ² 以下で塗布することができる。
1563	リシノール酸のグリセリルエステル	—	0.01	10	—	—	—	—	
1564	リシノール酸のナトリウム、マグネシウム又はカルシウム塩（重合体を含む。）	0.5	0.5	10	3	0.5	0.5	0.5	合成樹脂区分4を除き、600mg／m ² 以下で塗布することができる。 合成樹脂区分4を除き、酸性食品及び酒類に接触する部分に使用してはならない。 合成樹脂区分4を除き、70℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
1565	リチウム	5	5	5	—	5	5	—	
1566	リパーゼ	30	30	30	30	30	30	30	
1567	d－リモネン	0.1	—	0.1	—	—	—	—	
1568	硫化亜鉛	10	30	10	10	10	10	10	
1569	硫化処理されたケイ酸のナトリウム・アルミニウム塩	—	0.01	—	—	—	—	—	
1570	硫化水素カリウム	1.6	—	—	—	—	—	—	
1571	硫化モリブデン（4＋）	3	—	—	—	—	—	—	
1572	硫酸	1	1	1	1	1	1	1	
1573	硫酸アルキル（C＝8～22）（ナトリウム、カリウム、アンモニウム塩を含む。）	50	50	50	3	1.1	1.1	50	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
1574	硫酸エチルのN－エチル－N，N－ジメチル－ヤシ油アルキルアンモニウム塩	—	—	—	—	—	—	0.2	食品に接触しない部分（合成樹脂区分1及び3に限る。）に限り、0.5%以下で使用することができる。 合成樹脂区分1及び3に限り、5mg／m ² 以下で塗布することができる。
1575	硫酸エチルのエトキシル化处理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたN－エチル－ヤシ油アルキルアンモニウム塩	—	—	0.03	—	0.03	0.03	0.03	
1576	硫酸エチルの水素化处理されたN－エチル－N，N－ビス（ヒドロキシエチル）－牛脂アルキルアンモニウム塩	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
1577	硫酸エチルの水素化处理されたN－エチル－N，N－ビス（ヒドロキシエチル）－ヤシ油アルキルアンモニウム塩	—	—	0.2	—	—	—	—	
1578	硫酸化处理されたオレイン酸牛脂アルキルのナトリウム塩	—	—	0.2	—	—	—	—	
1579	硫酸化处理された植物性油脂（ナトリウム塩を含む。）	—	—	10	—	0.1	0.1	0.1	
1580	硫酸化处理されたリシノール酸のナトリウム塩	—	—	—	1	—	—	—	
1581	硫酸セルロース（ナトリウム塩を含む。）	—	—	10	—	—	—	—	
1582	硫酸とエトキシル化处理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたアリルアルキルグリセリルエーテルのエステル（C＝10～14）のアンモニウム塩	3	3	3	3	—	—	—	
1583	硫酸とエトキシル化处理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたアルキルアルコール（C＝10～14）のアリルエーテルのエステル	0.5	5	0.5	5	5	5	5	合成樹脂区分1及び3を除き、10mg／m ² 以下で塗布することができる。
1584	硫酸とエトキシル化处理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたアルキルフェノール（C＝7以上）のエステルのナトリウム又はアンモニウム塩	3	3	3	3	3	3	—	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
1585	硫酸とエトキシル化处理（エチレンオキシドの付加数は4以上）された牛脂アルキルのエステルのナトリウム塩	—	—	—	1	—	—	—	
1586	硫酸とエトキシル化处理（エチレンオキシドの付加数は4以上）された脂肪族アルコール（C＝10～20）のエステルのナトリウム又はアンモニウム塩	6	50	50	6	50	50	50	合成樹脂区分4を除き、600mg／m ² 以下で塗布することができる。
1587	硫酸とエトキシル化处理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたスチレン化フェノール又はスチレン化メチルフェノールのエステルのアンモニウム塩	5	1	8	1	1	1	1	合成樹脂区分1及び3を除き100mg／m ² 以下、合成樹脂区分1及び3に限り10mg／m ² 以下で塗布することができる。

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
1588	硫酸とエトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）された2，4，6－トリス（1－フェニルエチル）フェノールのエステルのアンモニウム塩	5	5	5	5	5	5	5	
1589	硫酸とエトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）された2，4，6－トリス（1－メチルプロピル）フェノールのエステルのナトリウム塩	0.2	－	－	－	－	－	－	
1590	硫酸とエトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）された4－ノニル－2－（1－プロベニル）フェノールのエステルのアンモニウム塩	3	－	3	－	－	－	－	
1591	硫酸とエトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたラウリルアルコールのエステルのトリエタノールアミン塩	1	1	1	1	1	1	1	
1592	硫酸の亜鉛塩	30	－	0.15	－	－	－	－	
1593	硫酸のスズ（2＋）塩	1.6	－	－	－	－	－	－	
1594	硫酸の銅（2＋）塩	1.6	1	1	0.5	1	1	0.001	
1595	硫酸のナトリウム、マグネシウム、アルミニウム、カリウム、カルシウム、鉄、アンモニウム塩	50	30	30	30	30	30	30	600mg／m ² 以下で塗布することができる。
1596	硫酸のバリウム塩	50	50	50	50	50	50	50	
1597	硫酸のマンガン塩	1.6	－	1	－	－	－	－	
1598	硫酸メチルのN－メチル－1－牛脂脂肪酸アミドエチル－2－牛脂アルキルイミダゾリウム塩	－	－	0.03	－	0.2	0.2	0.03	
1599	硫酸モノエチルのN－エチル－N，N－ジメチル－3－（1－オキソステアリルアミノ）プロピルアンモニウム塩	－	－	1	－	1	1	1	
1600	硫酸モノエチルのN－エチル－N，N－ジメチル－3－（1－オキソラウリルアミノ）プロピルアンモニウム塩	－	－	2	－	1	1	2	
1601	硫酸モノエチルとエトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたヤシ油アルキルアミンのエステル	3	－	0.5	－	0.03	0.03	0.03	
1602	硫酸モノエチルのテトラエチルアンモニウム塩	－	－	0.001	－	0.001	0.001	0.001	
1603	硫酸モノ牛脂アルキルのナトリウム塩	－	－	0.03	－	0.2	0.1	0.2	
1604	流動パラフィン（食品添加物）	50	50	50	5	50	50	10	合成樹脂区分3、5及び6を除き150mg／m ² 以下、合成樹脂区分3に限り200mg／m ² 以下で塗布することができる。 第2 添加物の部の定めに従うものとする。
1605	緑泥石（クロライト）	10	10	10	10	10	10	10	
1606	リンゴ酸	10	10	10	1	－	－	－	
1607	リン酸アルキル（C＝6～12）のN，N，N－トリメチル－アルキルアンモニウム塩（C＝6～12）	－	－	0.001	－	1	0.001	1	
1608	リン酸2－（オクチルオキシ）エチルのカリウム塩	－	－	0.002	－	0.5	0.002	0.5	
1609	リン酸オレイル（カリウム塩を含む。）	0.5	0.5	0.5	－	0.03	0.03	0.1	
1610	リン酸オレイルの2－（ジエチルアミノ）エタノール塩	－	－	0.02	－	－	－	－	
1611	リン酸ジフェニル2－エチルヘキシル	5	－	5	35	0.05	－	－	合成樹脂区分3に限り、200mg／m ² 以下で塗布することができる。
1612	リン酸ジフェニルメチルフェニル	－	－	40	－	－	－	－	
1613	リン酸とイソプロピル化処理されたフェノールのエステル	－	－	22.25	－	－	－	－	
1614	リン酸と2－エトキシエタノールのエステルのカリウム塩	－	－	－	－	－	0.035	－	
1615	リン酸とエトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたアルキルアルコール（C＝12～18）のエステルのジエタノールアミン又はトリエタノールアミン塩	1	1	1	1	1	1	1	
1616	リン酸とエトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）された2－エチルヘキサノールのエステル、エタノールアミン塩	－	－	0.5	－	－	－	－	
1617	リン酸とエトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）された牛脂アルコール又はアルキルアルコール（C＝12～18）のエステル（ナトリウム塩を含む。）	10	3	10	3	3	3	1	
1618	リン酸とエトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたトリデシルフェノールのエステル	1.6	－	－	－	－	－	－	
1619	リン酸とエトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたノニルフェノールのエステル	1.6	3	3	1	3	3	－	
1620	リン酸とエトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたフェノールのエステル	0.925	0.925	0.925	0.925	0.925	0.925	0.925	
1621	リン酸とエトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたブタノールのエステルの2－（ジブチルアミノ）エタノール塩	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限（％）							特記事項
		合成樹脂 区分 1	合成樹脂 区分 2	合成樹脂 区分 3	合成樹脂 区分 4	合成樹脂 区分 5	合成樹脂 区分 6	合成樹脂 区分 7	
1622	リン酸とエトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたヤシ油アルキルアミン及びオレイルアルコールのエステル	－	0.3	0.3	－	0.3	0.3	0.3	
1623	リン酸とエトキシル化処理（エチレンオキシドの付加数は4以上）されたヤシ油アルキルアミンのエステル	1	1	1	1	1	1	1	
1624	リン酸とデカノール又はトリデカールのエステルの2－（ジブチルアミノ）エタノール塩	－	－	0.001	－	0.001	0.5	0.001	
1625	リン酸とデンプン（加水分解処理されたデンプン、酸化処理されたデンプンを含む。）のエステル（ナトリウム、カリウム、カルシウム塩を含む。）	－	3	3	－	3	－	－	
1626	リン酸とデンプンの2－ヒドロキシプロピルエーテルのエステル	10	10	30	－	10	10	10	
1627	リン酸とメタクリル酸2－ヒドロキシエチルのエステル	5	5	5	1	－	－	－	
1628	リン酸トリエチル	0.5	－	0.05	－	－	－	0.05	
1629	リン酸トリス（2－エチルヘキシル）	0.5	－	－	－	－	－	－	
1630	リン酸トリス（2－クロロ－1－メチルエチル）	20	－	－	－	－	－	－	
1631	リン酸トリステアリル	1	－	－	－	－	－	－	
1632	リン酸トリス（ブトキシエチル）	0.1	0.1	0.02	－	－	－	－	
1633	リン酸トリトリル	1	－	0.5	－	－	－	－	
1634	リン酸トリフェニル	0.2	0.1	25	－	－	－	－	
1635	リン酸トリブチル	1	0.01	0.5	0.01	－	－	－	
1636	リン酸トリメチル	0.1	0.1	0.1	－	0.001	0.001	0.05	
1637	リン酸の亜鉛又は二水素亜鉛塩	10	5	5	5	5	5	5	
1638	リン酸の銀塩	－	－	－	－	－	－	0.01	
1639	リン酸のジエタノールアミン塩	－	－	0.001	－	0.001	0.001	0.001	
1640	リン酸の重合体（ナトリウム、アルミニウム、アンモニウム塩を含む。）	1	1	1	1	1	1	1	
1641	リン酸のジルコニウム塩	10	10	10	10	10	10	10	
1642	リン酸の水素・ナトリウム・ジルコニウム・銀塩	30	30	30	30	30	30	30	
1643	リン酸の銅及び水酸化銅塩	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令第2条に規定する調製粉乳及び調製液状乳に接触する部分に使用してはならない。
1644	リン酸ビス（4－tert－ブチルフェニル）のナトリウム塩	－	－	－	－	－	0.5	－	
1645	リン酸又はピロリン酸（ナトリウム、マグネシウム、アルミニウム、カリウム、カルシウム、鉄、アンモニウム塩を含む。）	10	5	5	5	5	5	5	合成樹脂区分1、3及び4を除き、20mg／m ² 以下で塗布することができる。
1646	リン酸モノ〔2－（2－エチルヘキサンオキシ）エチル〕のカリウム塩	－	－	－	－	0.2	－	－	
1647	リン酸モノオクチルのN，N，N－トリメチルーオクチルアンモニウム塩	－	－	0.003	－	1	0.003	1	
1648	リン酸モノオレイルの2－（ジブチルアミノ）エタノール塩	－	－	0.03	－	0.03	0.03	0.03	
1649	リン酸モノトリデシルのモルホリン塩	5	5	5	5	5	5	5	
1650	リン酸（モノー又はジ－）アルキル（C＝8～22）（カリウム塩を含む。）	30	1	2	0.2	2	2	2	100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
1651	リン酸（モノー又はジ－）アルキル（C＝4～18）とエトキシル化又はプロポキシル化処理（エチレンオキシド又はプロピレンオキシドの付加数は4以上）されたアルキルアルコール（C＝4～24）のエステル（ナトリウム、カリウム塩を含む。）	2.5	2.5	－	－	2.5	－	2.5	
1652	リン酸（モノー又はジ－）アルキル（C＝8～22）のトリエタノールアミン塩	－	0.2	－	－	0.3	0.2	0.3	
1653	リン酸（モノー又はジ－）ステアリルの亜鉛塩	1	－	－	3	－	－	－	
1654	リン酸（モノー又はジ－）ブチル（カリウム塩を含む。）	2	－	0.5	0.001	0.001	0.001	0.001	
1655	リン酸（モノー又はジ－）ヘキシルのアルキルアミン（分岐C＝9～11）塩	0.5	－	－	－	－	－	－	
1656	リン酸（モノー又はジ－）ベヘニルの亜鉛塩	－	－	－	0.5	－	－	－	
1657	レシチン	5	10	5	5	10	0.05	10	50mg／m ² 以下で塗布することができる。
1658	ローカストビーンガム	1.6	－	10	－	－	－	－	
1659	ロジン酸とエチレングリコールのエステル	－	－	0.03	－	0.03	－	－	
1660	ロジン酸とグリセロール及び／又はジエチレングリコールのエステル	5	30	30	2	35	35	5	合成樹脂区分2及び3に限り、50mg／m ² 以下で塗布することができる。
1661	ロジン酸のペンタエリスリチルエステル	50	50	50	50	50	50	50	
1662	ロジン又はロジン酸（樹脂酸、重合体を含む。）	1	50	50	2	50	50	0.03	
1663	ロジン又はロジン酸（樹脂酸を含む。）のナトリウム、マグネシウム、アルミニウム、カリウム、カルシウム、鉄、アンモニウム塩	10	50	50	－	50	50	－	合成樹脂区分3に限り、油脂及び脂肪性食品に接触する部分に使用してはならない。
1664	ロジン又はロジン酸の亜鉛塩	－	－	10	3	－	－	－	
1665	ロジン又はロジン酸のリチウム塩	1	0.1	10	1	0.1	0.1	－	

[illegible]